# 第３期中期目標期間業務実績報告書
# （平成２６年度～平成３０年度）

令和元年６月

独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構
National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education

# 目　　次


Ⅰ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置　・・・・・　1

Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

１　総合的事項　・・・・・　19

２　教育研究活動等の評価　・・・・・　29
（１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価
（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価

３　施設費貸付事業及び施設費交付事業　・・・・・　66
（１）施設費貸付事業
（２）施設費交付事業

４ 国から承継した財産等の処理　・・・・・　90
（１）旧特定学校財産の管理処分等
（２）承継債務償還

５　学位授与　・・・・・　95
（１）単位積み上げ型による学士の学位授与
（２）省庁大学校修了者に対する学位授与
（３）学位授与事業についての広報

６　質保証連携　・・・・・　121
（１）大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組
（２）国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組

７　調査研究　・・・・・　155
（１）大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究
（２）調査研究の成果の活用及び評価

Ⅲ～Ⅵ　財務内容の改善に関する事項（中期目標Ⅳ）　・・・・・　212

Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

Ⅳ　短期借入金の限度額

Ⅴ　重要な財産の処分等に関する計画

Ⅵ　剰余金の使途

Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項　・・・・・　243


＜参考＞

・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期目標
・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期計画

※　本報告書記載の業務実績中、平成26年度～27年度のものについては統合前の各法人の、平成28年度以降のものは統合後の法人の業務によるものである。

# Ⅰ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

〔中期目標〕Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合により役員４名の削減及び管理部門の統合による事務の合理化を図っているところであるが、今後も、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。

（１）一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき３％以上を削減するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき１％以上の業務の効率化を図る。

また、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施等に伴う事務・事業の業務量の変動に対応して、組織の見直しを図る。

（３）契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき、適正化を推進する。

（４）業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、必要に応じて情報システム環境の見直しを図る。

（５）機構長のリーダーシップの下、新たな業務体制における内部統制の仕組みを整備するとともに、機構長をはじめとした関係職員で構成する企画調整会議を毎月開催し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図るなど適切な業務運営と内部統制の充実・強化を図り、必要に応じて見直しを行う。

〔中期計画〕Ⅰ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合により役員４名の削減及び管理部門の統合による事務の合理化を図っているところであるが、今後も、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。

（１）一般管理費（退職手当を除く）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき３％以上を削減するほか、その他の事業費（退職手当を除く）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき１％以上の業務の効率化を図る。

また、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施等の各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。その際、管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討する。

（３）契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき、適正化を推進するため、機構が策定する「調達等合理化計画」に沿って、取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

（４）業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、必要に応じて情報システム環境の見直しを図るとともに、事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。

（５）機構長のリーダーシップの下、新たな業務体制における内部統制の仕組みを整備するとともに、適切な業務運営を行うため、リスクマネジメント体制の整備、企画調整会議の毎月の開催等による組織にとって重要な情報の把握及び機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を行い、内部統制の充実・強化を図り必要に応じて見直しを行う。また、監事による監査や会計監査人による法定監査により、機構の業務運営全般について厳格なチェックを行う。

（６）予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。

また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

## 自己評価の結果

| 中期計画 | 評定 | 根　拠 |
|---|---|---|
| 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合により役員４名の削減及び管理部門の統合による事務の合理化を図っているところであるが、今後も、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。<br><br>（１）一般管理費（退職手当を除く）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき３％以上を削減するほか、その他の事業費（退職手当を除く）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき１％以上の業務の効率化を図る。<br>また、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。<br>なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。 | B | 平成30年度決算（退職手当を除く）は平成26年度決算（退職手当を除く）と比較して、一般管理費（退職手当を除く）については27,355千円（6.4%）の増、その他の事業費（特殊経費及び退職手当を除く）については、397,820千円（39.5%）の増となっている。<br>一般管理費については、平成27年度において統合準備の影響により増となっているものの、平成28年度、29年度と削減し、平成30年度については、緊急を要する施設の修繕があったことや、機器等について更新の時期を迎え、支出が発生するケースが多かったこと等により増額したが、これら効率化になじまない経費を控除した場合には△22,896千円（△5.3%）となっている。<br>また、その他の事業費（特殊経費及び退職手当を除く）については、平成27年度に大学ポートレート事業を拡充したこと及び平成29年度より新規事業として円滑な資格認証に関する調査を実施したことにより増大しており、特に、平成30年度決算額においては、大学ポートレート事業においてシステムのリニューアルが行われたこと等から増となっている。しかし、事業拡充分及び新規事業分に係る事業費等効率化になじまない経費を控除した場合には、その他の事業費（退職手当を除く）については△96,369千円（△9.6%）となっている。<br>各年度における評価においてＢの評価をいただいており、また、前述のとおり、その他の業務費（特殊経費及び退職手当を除く）については、新規事業に係る経費等効率化になじまない経費を控除した場合には、目標以上の削減を実現できたといえることから、中期計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。<br><br>＜課題と対応＞<br>特記すべき課題は検出していない。 |
| （２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施等の各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。その際、管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討する。 | B | 人員の適正配置を実施したことから、中期計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。<br><br>＜課題と対応＞<br>特記すべき課題は検出していない。 |
| （３）契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき、適正化を推進するため、機構が策定する「調達等合理化計画」に沿って、取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 | B | 平成 28 年度には契約件数が増加しているが、これは、法人統合や第２期中期目標期間における国立大学教育研究評価に係る業務量の増加による一時的なものであった。<br>平成 30 年度においても契約件数が増加しているが、これは機器等の更新の時期が到来したことによる契約や建物附属設備の故障による改修契約が例年よりも多かったことによるものであり、また、既存のシステムやソフトウェアに関する契約が多数あったため、入札に至らない業者が多かったこと等により、1 者応札による契 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 約件数が増加した。<br>「調達等合理化計画」に基づき、平成 27 年度には５件の共同調達を実施、また、平成 28 年度、29 年度及び 30 年度には合わせて 12 件（更新を含めると 15 件）の契約を単年度から複数年度に変更したほか、職員を対象とした契約手続に関する勉強会を実施するなど計画に沿った取組を着実に実施した。<br>契約に関しては、内部監査や契約監視委員会による点検を行い、契約手続が適正に行われていることを確認した。<br>以上のことから中期計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。 |
| | | ＜課題と対応＞<br>特記すべき課題は検出していない。 |
| （４）業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、必要に応じて情報システム環境の見直しを図るとともに、事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。 | Ｂ | PDCA サイクルに基づきセキュリティ対策を実施したこと、情報伝達の迅速化・情報の共有化等に向けた取組を実施した。<br>以上のことから、中期計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。 |
| | | ＜課題と対応＞<br>特記すべき課題は検出していない。 |
| （５）機構長のリーダーシップの下、新たな業務体制における内部統制の仕組みを整備するとともに、適切な業務運営を行うため、リスクマネジメント体制の整備、企画調整会議の毎月の開催等による組織にとって重要な情報の把握及び機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を行い、内部統制の充実・強化を図り必要に応じて見直しを行う。また、監事による監査や会計監査人による法定監査により、機構の業務運営全般について厳格なチェックを行う。<br>（６）予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。<br>また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。 | Ｂ | 内部統制の体制を整備し、機能状況について調査を行い、機構のミッション等を阻害する要因の把握と対応について、適切に行われていることを確認した。組織の重要な情報についても、企画調整会議や説明会の開催などにより役職員の間で適切に共有した。<br>監査の実施については、監事、会計監査人及び監査室が連携して内部監査、監事監査等を実施し、監査結果について企画調整会議において役職員に報告して周知を行い、適切な業務運営と内部統制の充実・強化を図った。監事は、毎事業年度、会計監査人による監査計画の策定、監査報告に際して意見交換を行い、緊密な連携に努めた。また、平成30年度より監事、会計監査人及び監査室が監査の課題等について意見交換を行い、監査機能の充実を図った。監事監査結果及び会計監査人の監査結果報告書については毎事業年度ウェブサイトに公表し、社会に対して広く示している。<br>さらに、予算ヒアリングの実施、機構長裁量経費の確保及び四半期毎のモニタリングを確実に実施した。<br>以上のことから中期計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。 |
| | | ＜課題と対応＞<br>特記すべき課題は検出していない。 |

評定区分

・　「Ｂ」を標準とする。

Ｓ：中期目標管理法人の活動により、中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期目標値の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

Ａ：中期目標管理法人の活動により、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期目標値の120%以上）。

Ｂ：中期目標における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期目標値の100%以上120%未満）。

Ｃ：中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期目標値の80%以上100%未満）。

Ｄ：中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期目標値の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

・　なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目的としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

Ｓ：－

Ａ：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

Ｂ：目標の水準を満たしている（「Ａ」に該当する事項を除く）。

Ｃ：目標の水準を満たしていない（「Ｄ」に該当する事項を除く）。

Ｄ：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

## 第３期中期計画－Ⅰ

運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合により役員４名の削減及び管理部門の統合による事務の合理化を図っているところであるが、今後も、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。

## 実績・参考データ

### ２法人の統合

独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センターとの間で、役職員による「法人統合協議会」及び同協議会の下「法人統合連絡会」を設置した。平成26年度は、統合に必要な経費、統合後の業務内容や組織編制等について検討するとともに、統合のシナジー効果についても議論を行うなど、統合に向けた準備を進めた。さらに、「法人統合連絡会」の下には、総務人事、会計、及び情報基盤の分野別ワーキンググループを置き、随時両法人間で連絡を取りながら、実務レベルの個別・具体的な検討を行った。

なお、平成26年８月29日の行政改革推進本部決定「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」により、統合の実施時期が平成28年４月に決定された。

平成27年度は、新法人の組織体制、英語名称、オフィスのレイアウト等について協議・決定した。その後は、両法人の総務・人事、会計、情報基盤の各ワーキンググループの担当者が緊密に連絡を取り合い、協力して法人統合に係る準備作業を進めた。

また、機構内では、平成27年４月に、理事を室長とする「法人統合準備室」を設置し、会議を月１回開催するなど、統合に向けた準備作業の進捗状況の管理に努めるとともに、会議の議事概要については毎月の「企画調整会議」で報告するなど、準備状況の機構全体での情報共有にも努めた。平成27年12月８日には、全教職員を対象に「法人統合に係る機構内説明会」を開催した。説明会においては、参加した143人の教職員に対し、統合準備室長から新法人の姿や統合後の課題等について説明し、構成員の共通理解を図った。

上記のとおり、両法人が連携し、規則等の改正、施設・設備の改修、情報環境の整備等の作業を進め、平成28年４月１日付けで法人統合し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が発足した。

○　法人統合記念除幕式（平成28年４月１日）

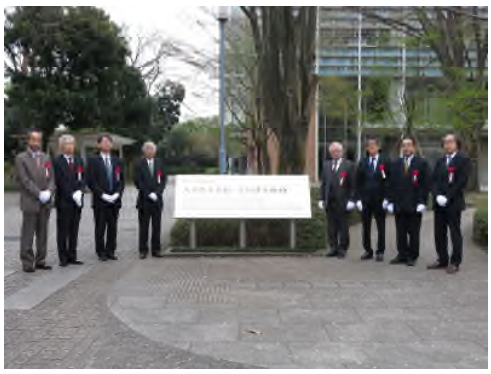

## 第３期中期計画－Ⅰ

（１）一般管理費（退職手当を除く）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき３％以上を削減するほか、その他の事業費（退職手当を除く）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき１％以上の業務の効率化を図る。
　また、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。
　なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

## 実績・参考データ

### 既存経費の見直しによる業務効率化及び経費の削減

第３期中期目標期間中（平成26年度～平成30年度）における業務効率化については、計画の達成を妨げることなく業務を順調に進捗させた上で、既存経費の見直しによる業務の効率化及び経費の削減に努めた。

既存経費の見直し、効率化を進めるため、平成26～30年度に、以下の取組を行った。

・　用紙代・印刷代等のコスト削減及び印刷、仕分け、配布作業の部分的廃止による業務の効率化を図り、平成28年度より給与明細等の電子化を、平成29年度より年末調整申請システムをそれぞれ導入した。

中期目標期間終了年度である平成30年度予算（退職手当を除く）額は、中期目標期間開始年度である平成26年度予算（退職手当を除く）額と比較して、一般管理費は△49,911千円（△13.8％）の減、その他の業務費（特殊経費及び退職手当を除く）は186,439千円（16.0％）の増となっている。その他の業務費（特殊経費及び退職手当を除く）の増は、平成27年度に大学ポートレート事業を拡充したこと及び平成29年度に新規事業として円滑な資格認証に関する調査を実施したことによるものである。当該新規事業の予算については１％の効率化がされた上で措置されたものであり、それらの予算額を控除すると、△94,707千円（△6.2％）の減となっている。

決算額の比較においては、小平本館～竹橋オフィス間通信回線契約、複写機リース、電気料等に係る契約の見直しやペーパーレス化の推進等により削減を図ったが、平成30年度決算額は平成26年度決算額と比較して一般管理費は27,355千円（6.4％）の増、その他の事業費（特殊経費及び退職手当を除く）は397,820千円（39.5％）の増となっている。
一般管理費については、平成30年度に、緊急を要する施設の修繕があったことや、機器等について更新の時期を迎え、支出が発生するケースが多かったこと等により増大しているが、これら効率化になじまない経費を控除した場合には△22,896千円（△5.3％）となっている。また、その他の事業費（特殊経費及び退職手当を除く）については、上記新規事業に係る経費が増額したほか、平成30年度において、大学ポートレートシステムのリニューアルが行われたこと等による増であり、これら効率化になじまない支出額を控除した場合には、△96,369千円（△9.6％）となっている。

Ⅰ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

○　第３期中期目標期間中の一般管理費及びその他事業費の削減状況（予算額及び決算額）

【予算額】　（単位：千円）

| | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般管理費 | | 360,434 | 341,368 | 330,028 | 320,127 | 310,523 |
| | 物件費 | 177,274 | 170,616 | 165,498 | 160,533 | 155,717 |
| | 人件費（退職手当を除く） | 183,160 | 170,752 | 164,530 | 159,594 | 154,806 |
| その他の事業費 | | 1,166,560 | 1,343,807 | 1,329,343 | 1,366,666 | 1,352,999 |
| | 物件費 | 376,644 | 526,891 | 520,596 | 566,006 | 560,346 |
| | 人件費（退職手当を除く） | 789,916 | 816,916 | 808,747 | 800,660 | 792,653 |
| 合　　計 | | 1,526,994 | 1,685,175 | 1,659,371 | 1,686,793 | 1,663,522 |
| 対前年度増減率 | | --- | 10.4% | △1.5% | 1.7% | △1.4% |

【決算額】　（単位：千円）

| | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成30年度（控除後）※4 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般管理費 | | 428,464 | 444,332 | 433,981 | 418,393 | 455,819 | 405,568 |
| | 物件費 | 152,255 | 187,291 | 178,111 | 133,839 | 183,106 | 132,855 |
| | 人件費（退職手当を除く） | 276,210 | 257,040 | 255,870 | 284,555 | 272,713 | 272,713 |
| その他の事業費 | | 1,008,063 | 1,191,702 | 1,073,968 | 1,111,423 | 1,405,884 | 1,090,603 |
| | 物件費 | 323,142 | 539,155 | 331,372 | 344,930 | 618,030 | 328,487 |
| | 人件費（退職手当を除く） | 684,922 | 652,546 | 742,596 | 766,493 | 787,854 | 762,116 |
| 合　　計 | | 1,436,528 | 1,636,033 | 1,507,949 | 1,529,816 | 1,861,703 | 1,496,171 |
| 対前年度増減額 | | --- | 199,506 | -128,085 | 21,867 | 331,887 | -33,645 |
| 対前年度増減率 | | --- | 13.9% | △7.8% | 1.5% | 21.7% | △2.2% |

※1 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※2 平成27年度、28年度及び29年度については、特殊経費を除いた金額となっている。

※3 平成26年度及び平成27年度については、大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターの合算した金額となっている。

※4 平成30年度における緊急を要する施設の修繕や機器更新等に係る経費及び大学ポートレートシステムのリニューアルに係る経費等といった効率化になじまない経費を控除した金額について、「30年度実績（控除後）」として表示している。

○　一般管理費及び事業費の削減状況（予算額及び決算額）

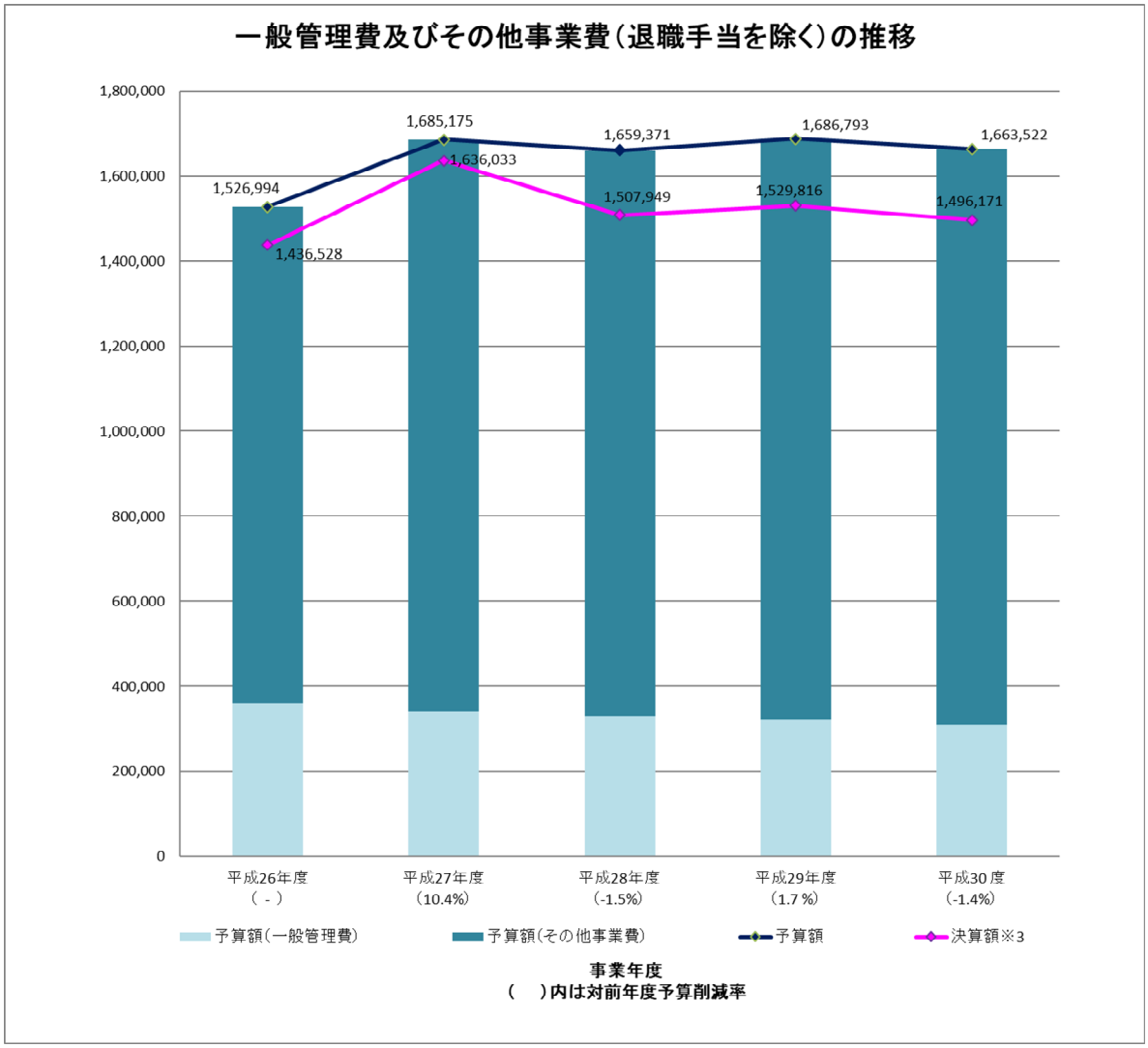


※1 平成27年度、28年度及び29年度については、特殊経費を除いた金額となっている。

※2 平成26年度及び平成27年度については、大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターの合算した金額となっている。

※3 平成30年度については、緊急を要する施設の修繕や機器更新に係る経費等及び大学ポートレートシステムのリニューアルに係る経費といった効率化になじまない経費について控除した金額となっている。

## 第３期中期計画－Ⅰ

（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施等の各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。その際、管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討する。

## 実績・参考データ

### 人員の適正配置、管理部門のスリム化

第３期中期目標期間は、法人の統合や各事業の業務量の変動に対応するため以下のとおり組織を見直し、人員を適正に配置した。

①　大学改革支援・学位授与機構の発足（平成28年４月１日）
平成28年度は大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターが統合し、大学改革支援・学位授与機構が発足した。これに伴い管理部門を合理化し、旧国立大学財務・経営センター職員18人を審議役１人、調査役２人及び国立大学施設支援課10人に再配置した。

②　大学ポートレートセンターの設置（平成26年７月１日）
大学情報の収集・管理・公表・活用及び人材育成に関する業務を行うため、大学ポートレートセンターを設置し、教員及び評価企画課の事務職員を兼務により配置した。

③　情報企画支援室の設置（平成29年４月１日）
情報業務の効率化、危機管理やマネジメント機能等の強化を図るため、総務企画課に情報企画支援室を設置した。

④　国立大学法人及び大学共同利用機関法人90法人の第２期中期目標期間における教育研究の状況の評価に伴う業務量の増加（①13,475件の研究業績を判定、②1,429の学部・研究科の水準を判定する現況分析、③90法人の目標・計画に対する達成状況評価）に対応するため、平成27年度は17人を評価企画課に配置し、平成28年度は評価企画課に国立大学評価室を設置し、43人（うち人事交流者37人）を配置した。
平成29年度は、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況の評価の業務量が大幅に減少したため、評価事業部評価企画課国立大学評価室を廃止した。これに伴い増員期間が終わり、国立大学評価室43人のうち34人を減員し、残り９人は、引き続き当該評価に関する業務等を行う必要があるため評価企画課に配置した。

⑤　評価支援課については、各年度の機関別認証評価、法科大学院認証評価の申請校数に応じた人員配置とした。（平成26年度31人、平成27年度28人、平成28年度19人、平成29年度19人、平成30年度19人）

⑥　教員人事については、機構における大学評価、学位授与及び質保証連携の各事業に携わるため、必要な人員を採用した。（平成27年度２人、平成28年度７人、平成29年度２人、平成30年度１人）

○　部課別職員数（年度末職員数）
（）は人事交流者数（人事交流者数が０人の場合は省略）

| 部課等名 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度※ | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 職員数（人） | 職員数（人） | 職員数（人） | 職員数（人） | 職員数（人） |
| 審議役 | | － | 1 | 1 | 1 |
| 監査室 | 2（1） | 2 | 3 | 3 | 2 |
| 管理部 | 54（18） | 49（15） | 64（19） | 66（22） | 64（16） |
| 総務企画課 | 20（5） | 16（6） | 19（6） | 23（5） | 23（3） |
| 会計課 | 12（7） | 12（5） | 12（4） | 14（4） | 11（3） |
| 国立大学施設支援課 | － | － | 10（3） | 10（6） | 10（4） |
| 学位審査課 | 21（6） | 20（4） | 20（6） | 16（7） | 17（6） |
| 評価事業部 | 57（23） | 73（48） | 90（58） | 59（29） | 59（22） |
| 評価企画課 | 15（8） | 31（21） | 14（5） | 24（12） | 20（9） |
| 評価企画課国立大学評価室 | － | － | 43（37） | － | － |
| 評価支援課 | 31（22） | 28（22） | 19（12） | 19（12） | 19（10） |
| 国際課 | 10（3） | 13（5） | 13（4） | 15（5） | 19（3） |
| 研究開発部 | 19 | 15 | 19 | 18 | 15 |
| 合　計 | 132（52） | 139（63） | 177（77） | 147（51） | 141（38） |
| 旧国立大学財務・経営センター | 19（6） | 18（5） | － | － | － |

※　平成28年度に大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センターが統合し、大学改革支援・学位授与機構が発足した。

## 第３期中期計画－Ⅰ

（３）契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年５月25日総務大臣決定）に基づき、適正化を推進するため、機構が策定する「調達等合理化計画」に沿って、取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

## 実績・参考データ

### 調達等合理化計画に沿った取組の着実な実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年５月25日総務大臣決定）に基づき、平成27年度より毎年度「調達等合理化計画」を策定した。

当該計画においては、共同調達等による経費の削減や複数年契約による調達事務の合理化を重点的に取り組む分野として位置づけ、共同調達を5件実施したほか、12件の契約について単年度から複数年契約に移行した。また、各課の契約手続に携わる職員を対象に勉強会を実施し、契約手続業務の知識の向上並びに情報共有を図るなど「調達等合理化計画」に沿った取組を実施した。

当該計画の取組状況の評価についてはウェブサイトにおいて公表している。

○　第３期中期目標期間における契約状況について

（単位：件、億円）

| | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 契約状況 | 競争入札等 | 17 | 2.5 | 20 | 2.98 | 37 | 4.51 | 26 | 6.02 | 39 | 2.87 |
| | 企画競争・公募 | 1 | 0.06 | 0 | 0 | 3 | 0.22 | 3 | 0.22 | 3 | 0.22 |
| | 競争性のある契約（小計） | 18 | 2.56 | 20 | 2.98 | 40 | 4.73 | 29 | 6.24 | 42 | 3.09 |
| | 競争性のない随意契約 | 6 | 0.24 | 4 | 0.13 | 12 | 0.37 | 4 | 0.08 | 6 | 0.18 |
| | 合計 | 24 | 2.8 | 24 | 3.11 | 52 | 5.1 | 33 | 6.32 | 48 | 3.27 |
| 一者応札・応募状況 | ２者以上 | 12 | 0.75 | 9 | 0.66 | 21 | 1.76 | 18 | 4.61 | 22 | 1.44 |
| | １者以下 | 6 | 1.82 | 11 | 2.32 | 19 | 2.97 | 11 | 1.62 | 20 | 1.65 |
| | 合計 | 18 | 2.56 | 20 | 2.98 | 40 | 4.73 | 29 | 6.24 | 42 | 3.09 |

※計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
※表中平成26年度、27年度の件数、金額は大学評価・学位授与機構のものである。

### 内部監査等

内部監査を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構内部監査規則」に基づき、各年度において機構における業務、予算執行及び会計処理の適正を期すことを目的として、年１回、定期監査を実施し、契約手続や資産の管理状況、科学研究費補助金、法人文書の管理状況、施設費貸付・交付事業等について点検した。このほか、会計伝票、契約書類等の決裁書類を確認する日常監査を行い、業務の適切かつ効率的な執行が図られていることを確認した。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に

より決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年５月25日総務大臣決定）に基づき、契約監視委員会を設置し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、随意契約、一者応札・応募を中心に個々の契約案件の事後点検を行い、契約手続が適正に行われていることを確認した。

## 第３期中期計画－Ⅰ

（４）業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、必要に応じて情報システム環境の見直しを図るとともに、事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。

## 実績・参考データ

### 情報セキュリティ対策の推進

以下の取組を行った。

・Plan（セキュリティ対応計画）
　セキュリティ対応計画を立案

・Do（情報セキュリティ対策実施）
　情報セキュリティマニュアルを改訂
　情報セキュリティへの意識向上を目的とした研修を実施
　要機密情報が保存されている外付け記憶装置の保管場所を変更
　情報セキュリティポリシー対策基準を改訂
　不審メール対応訓練を実施

・Check（内部監査）
　情報セキュリティの自己点検として、情報資産の管理状況に関する調査を実施

・Act（ポリシーの見直し・改訂）
　「情報資産の格付区分と取扱制限」の改訂
　最高情報セキュリティ責任者（CISO）及び情報セキュリティインシデント対応チーム（CSIRT）を設置

### 情報伝達の迅速化、情報の共有化

以下の取組を行った。

・　グループウェアのリモートサービスの運用開始
・　竹橋オフィスにおいてはタブレットを導入し、外部委員が出席する会議でペーパーレスで会議を実施している。小平本館においても、外部委員が出席する会議でパソコンを活用し、ペーパーレスで会議を実施した。また、ペーパーレス化の推進のために小平本館の無線LANアクセスポイント増設を行った。
・　会議や打合せについて、ＴＶ会議システムで小平・竹橋間を中継することにより、職員の移動を減らし、業務の効率化を図った。
・　Web会議システムについて、業務への活用を図り、学位授与事業の口頭試問に利用するための接続テストや、遠隔会議等を実施した。
・　オンラインストレージの導入により、情報伝達の迅速化及びセキュリティの確保を図った。

## 第３期中期計画－Ⅰ

（５）機構長のリーダーシップの下、新たな業務体制における内部統制の仕組みを整備するとともに、適切な業務運営を行うため、リスクマネジメント体制の整備、企画調整会議の毎月の開催等による組織にとって重要な情報の把握及び機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を行い、内部統制の充実・強化を図り必要に応じて見直しを行う。また、監事による監査や会計監査人による法定監査により、機構の業務運営全般について厳格なチェックを行う。

## 実績・参考データ

### 新たな業務体制における内部統制の仕組みの整備

旧大学評価・学位授与機構では、平成27年６月に「内部統制の推進に係る規則」を制定し、内部統制委員会の設置など、内部統制システムの基本的事項を整備し、平成27年12月８日開催の第１回及び平成28年３月８日開催の第２回内部統制委員会において「内部統制の基本方針」を審議・決定した。

平成28年度に法人統合により新たな業務体制となったことから、「内部統制の推進に関する規則」を改正し、改めて内部統制委員会を中心とした内部統制体制を整備した。

○　大学改革支援・学位授与機構における内部統制体制図

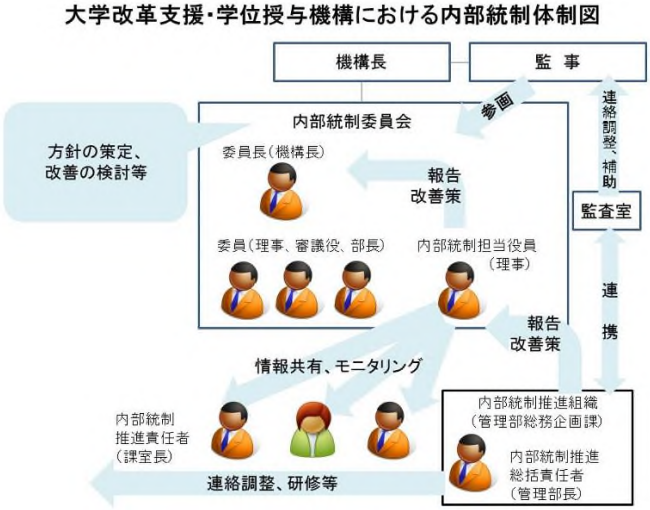


### リスクマネジメント体制の整備

リスクマネジメント及び内部統制の機能状況のモニタリングとして、毎年度「機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）への対応状況」について調査を実施した。調査結果については、内部統制委員会において報告され、各項目ごとに設定されたチェック項目に基づきそれぞれ必要な対応がなされていることについて、役職員と監事で確認・共有がなされた。

また、平成28年度に事業ごとの業務フローの認識・明確化に取り組み、業務に関するマニュアルに基づき、学位授与及び認証評価の業務フロー図を作成した。これらの業務フロー図については、内部統制委員会において役職員と監事で共有がなされた。

## 重要な情報の把握及びミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底

機構の管理・運営及び業務等に対し企画立案を行うとともに、その実施について必要な連絡調整を行うことを目的として、機構長を議長とする企画調整会議（機構長、理事、監事、審議役、調査役、部課長以下各部課室の担当補佐・係長が参集）を毎月１回開催した。

同会議において、機構内規則の改正、各種委員会委員等の選考、各年度の業務実績等報告書及び財務諸表等の作成、年度計画（案）及び予算案の作成、海外機関との協定の締結・更新等に係る協議を行ったほか、報告事項として内部監査の結果、各事業に係る説明会・研修等の実施状況、競争的資金の受入れ状況、国際連携事業の取組状況の情報共有、海外出張報告を通じた諸外国の質保証機関の状況把握等を行った。

これらにより、機構にとって重要な情報の把握に努めるとともに、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図った。

そのほか、平成26年７月に、機構の果たすべき使命・役割と基本的な目標を再確認するため、全構成員の指針として「機構憲章」を制定、公表した。同憲章については、機構内説明会を開催し、機構長及び理事から職員に対しての説明を行い、役職員の意識の共有を図った。

また、法人統合を目前に控えた平成27年12月には、全教職員を対象に「法人統合に係る機構内説明会」を開催し、参加した143人の教職員に対し、統合準備室長から新法人の姿や統合後の課題等について説明し、構成員の共通理解を図った。

## 監査の実施

内部監査については、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構内部監査規則」に基づき、機構における業務、予算執行及び会計処理の適正を期すことを目的として、各年度において、年１回、定期監査を実施し、契約手続や資産の管理状況、科学研究費補助金、法人文書の管理状況、施設費貸付・交付事業等について点検した。また、会計伝票、契約書類等の決裁書類を確認する、日常監査を行い、業務の適切かつ効率的な執行が図られていることを確認した。内部監査の結果は企画調整会議において役職員に報告し、周知を図った。

監事監査については、企画調整会議、運営委員会、評議員会、自己点検・評価委員会などの諸会議に監事が出席し、監査室のバックアップ体制により、その会議の席上で意見聴取しながら監査を実施し、法人の長がリーダーシップを発揮できる環境整備、法人のミッションの役職員への周知徹底、組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応等を確認することで監査機能の充実を図った。そのうちの会計監査に関しては、財務諸表等に対する意見聴取を会計監査人と連携し、各年度において、年１回、実施した。業務に関する監査に関しては、中期目標・年度計画に対する定期的な監査（執行状況確認等）に加え、機構の事務・事業のうち特定事項について関係部局からヒアリング等を実施し、内部統制の現状把握・課題への対応についての確認を行った。監事監査の結果は企画調整会議において役職員に報告し、周知を図った。

監事は、毎事業年度、会計監査人による監査計画の策定、監査報告に際して意見交換を行い、緊密な連携に努めた。

そのほか、平成30年度より監事、会計監査人及び監査室が監査の課題等について意見交換を行い、監査機能の充実を図った。

監事監査結果及び会計監査人の監査結果報告書については毎事業年度ウェブサイトに公表し、社会に対して広く示している。

## 第３期中期計画－Ⅰ

（６）予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。
　また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

## 実績・参考データ

### 予算の戦略的な配分と執行管理

　予算編成前に、各部署に対して予算ヒアリングを実施し、重点分野と効率化を進める分野を明確にした戦略的かつメリハリのある予算配分を行った。
　また、機構長のリーダーシップの下、戦略的に予算を配分するための機構長裁量経費を確保し、職員を海外の教育研究機関等における先進的な調査・研究等へ参加させるための海外派遣や、法人統合によるシナジー効果の十分な発揮のため国立大学法人等財務分析経費等を支出するなど、戦略的な予算執行を行った。
　さらに、業務別に予算の計画的な執行と管理がなされているかを把握するため、四半期ごとに予算執行モニタリングを行い、運営費交付金が業務達成基準により収益化されることを踏まえて、各事業単位ごとに予算執行並びに収益化額を把握した。また、予算執行モニタリング結果に基づき、戦略的に予算の再配分（増額・減額）を行うなど、効率的な執行に努めた。

### 事業ごとの評価・分析の実施と結果を踏まえた見直し

　毎年３回の自己点検・評価委員会を開催し、定期的に各事業の進捗状況や課題等について点検・評価を行うとともに、その結果を次年度の年度計画の策定に反映させた。また、業務量の変動に応じた人員の適正配置や、四半期ごとの各事業ごとの予算の執行状況の確認結果に基づく予算の再配分など、状況に応じて業務運営の効率化を図った。
　さらに、以降の項目（「中期目標Ⅳ－１　予算の適正かつ効率的な執行」）において示すように、内部監査の充実、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることにより、財務内容等の一層の透明性を確保した。

# Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

〔中期目標〕Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1　総合的事項

（１）機構の高等教育の発展に資するという業務の性格に鑑み、幅広く大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営を行うため、会議における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合を80%以上とする。

（２）機構の業務運営及び事業について、効果的かつ効率的に推進するために、ＰＤＣＡ（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善））サイクルを構築することを目的とし、自己点検・評価委員会を年に３回以上開催する。
　また、本中期目標期間中に業務等に関する自己点検・評価の結果についての外部検証を行い、その結果に基づき、業務の見直しを図る。なお、調査研究については、その成果及び活用状況等について高等教育関係者による評価を受ける。

〔中期計画〕Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1　総合的事項

（１）大学関係者及び有識者等の参画を得て業務運営を行うため、会議における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合を80%以上とする。なお、評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、評価担当者や審査委員となる外部の学識経験者について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。

（２）機構の業務運営及び事業について、効果的、効率的に推進するために、自己点検・評価委員会を年に３回以上開催し、達成目標、実施体制を明確に設定した上で、その推進を図るとともに、進捗状況のフォローアップを適時、適切に行い、これらに関する自己点検・評価を実施して、その結果に基づき業務等の見直しを図る。
　また、次期中期目標期間における業務の改善に資する観点から、本中期目標期間中に、外部検証委員会において、自己点検・評価の結果についての検証等を実施し、その結果に基づき、業務の見直し・改善を図る。
　なお、調査研究については、その成果及び活用状況等について高等教育関係者による評価を受ける。

Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

## 財務情報及び人員に関する情報

会議開催及び自己点検・評価のみに要した部分を切り出すことは不可能なため、当該評価項目の財務情報及び人員に関する情報は記載できない。

## 自己評価の結果

| 中期計画 | 評定 | 根　拠 |
|---|---|---|
| 1　総合的事項<br>（１）大学関係者及び有識者等の参画を得て業務運営を行うため、会議における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合を 80%以上とする。なお、評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、評価担当者や審査委員となる外部の学識経験者について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。 | B | 中期計画どおり大学関係者及び学識経験者等の参画を得て組織を設置し、必要な審議を行った。<br>また、これらの組織における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合は、平成26年度～平成30年度の平均で90.8%であり、目標の80%を上回った。<br>さらに、評価事業及び学位授与事業の実施にあたって、研究開発部教員の関与を積極的に進めるほか、以下のような取組により、開催回数の削減等、委員の負担軽減に努めた。<br>・論点が明確で意思確認が容易である場合は書面審議を行ったほか、タブレット端末を利用した会議資料の電子媒体での提供や、オンラインストレージを利用した会議資料の事前送付など、ペーパーレス化はもとより、業務の効率化、セキュリティの向上を図った。（大学機関別認証評価委員会、高等専門学校機関別認証評価委員会、法科大学院認証評価委員会）<br>・平成27年度に開催した第41回国立大学教育研究評価委員会においては、書面審議を行うことにより、委員の負担軽減を図った。平成28年度に実施した第２期中期目標期間における教育研究の状況についての評価にあたっては、第１期中期目標期間における教育研究の状況についての評価において実施した訪問調査は原則として実施せず、複数の法人に対し短期間で集中して行うヒアリングに実施方法を変更したほか、専門委員への評価書類の送付、受領の方法について、紙媒体での郵送からオンラインでのストレージ等を利用したデータでのやり取りに変更するなど、評価者の評価作業の負担の軽減を図った。第３期中期目標期間における教育研究評価の業務にあたっても、これまで同様、タブレット端末を利用した会議資料の電子媒体での提供、オンラインストレージを利用した会議資料の事前送付などにより、業務の効率化とセキュリティの向上を図った。（国立大学教育研究評価委員会）<br><br>以上のことから中期計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。<br><br>＜課題と対応＞<br>特記すべき課題は検出していない。 |
| （２）機構の業務運営及び事業について、効果的、効率的に推進するために、自己点検・評価委員会を年に３回以上開催し、達成目標、実施体制を明確に設定した上 | B | 自己点検・評価委員会を毎年度３回開催し、前事業年度の業務実績と、当該事業年度の業務等の進捗状況について、自己点検・評価を実施 |

| | | |
|---|---|---|
| で、その推進を図るとともに、進捗状況のフォローアップを適時、適切に行い、これらに関する自己点検・評価を実施して、その結果に基づき業務等の見直しを図る。<br>　また、次期中期目標期間における業務の改善に資する観点から、本中期目標期間中に、外部検証委員会において、自己点検・評価の結果についての検証等を実施し、その結果に基づき、業務の見直し・改善を図る。<br>　なお、調査研究については、その成果及び活用状況等について高等教育関係者による評価を受ける。 | | した。また、自己点検・評価を反映し、翌事業年度計画を作成した。<br>　また、外部の有識者で構成される外部検証委員会において、平成26年度から平成28年度までの自己点検・評価の結果についての検証等を実施し、外部検証報告書をとりまとめ、公表した。<br>　上記外部検証の結果や次期中期目標期間に向けた見直し内容等に基づき、第４期中期計画を作成した。<br>　さらに、調査研究の成果及び結果については、外部検証委員会において高等教育関係者の評価を受けた。<br>　以上のことから中期計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。 |
| | | ＜課題と対応＞<br>　特記すべき課題は検出していない。 |

## 第３期中期計画－Ⅱ

１　総合的事項
（１）大学関係者及び有識者等の参画を得て業務運営を行うため、会議における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合を80%以上とする。なお、評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、評価担当者や審査委員となる外部の学識経験者について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。

## 実績・参考データ

### 大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営

機構の業務運営に関する重要事項を審議する評議員会、事業の運営実施に関する事項を審議する運営委員会、評価事業を行う大学機関別認証評価委員会等及び学位授与事業を行う学位審査会等の諸会議について、大学の学長、学長経験者、大学の教授、産業界等各方面の有識者等の参画を得て運営した。

これらの組織では、業務・事業の内容に関し、幅広い見地から審議が行われ、機構の適切な運営のために重要な役割を果たした。

また、これらの組織における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合は、平成26年度～平成30年度の平均で90.8%であった。

なお、評価事業及び学位授与事業の実施にあたっては、研究開発部教員の関与を積極的に進めるなど、委員等の負担軽減に努めている。

| （中期目標期間） | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 委員人数（人） | 154 | 152 | 165 | 160 | 151 |
| うち外部有識者数（人） | 138 | 138 | 152 | 146 | 136 |
| 外部有識者の割合（%） | 89.6 | 90.8 | 92.1 | 91.3 | 90.1 |

※「外部有識者の割合」は、小数第２位を四捨五入

### 評議員会

機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の参画を得て、評議員会を組織し、必要に応じて年２回から３回、評議員会を開催した。各年度の業務実績等報告書及び財務諸表等の作成、各年度の年度計画（案）及び予算案の作成、業務方法書の一部改正、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長の任命に関する意見について等、機構の業務運営に関する重要事項について審議を行った。

また、平成28年度の法人統合にあたって、準備状況や統合後の状況について適宜報告を行ったほか、平成29年度に実施した機構の外部検証の結果、各年度の主務大臣による業務実績評価の結果、各事業の実施状況等について報告を行い、機構の業務運営に関する意見を聴取した。

| （中期目標期間） | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 委員人数（人） | 19 | 19 | 20 | 20 | 18 |
| うち外部有識者数（人） | 19 | 19 | 20 | 20 | 18 |

## 運営委員会

機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため、機構の教授並びに大学の学長及び教員その他学識経験者の参画を得て、運営委員会を組織し、必要に応じて年３回、運営委員会を開催した。評議員会との調整を図りつつ、各年度の業務実績等報告書及び財務諸表等の作成、各年度の年度計画（案）及び予算案の作成、各種委員会委員の選考等に関する審議のほか、給与規則等の改正、教員の選考、名誉教授の称号授与等の審議を行った。

また、平成28年度の法人統合にあたって、準備状況や統合後の状況について適宜報告を行ったほか、平成29年度に実施した機構の外部検証の結果、各年度の主務大臣による業務実績評価の結果、各事業の実施状況等について報告を行い、機構の業務運営に関する意見を聴取した。

平成30年度には、評議員会と運営委員会について審議事項の重複が多かったため、業務の効率化及び外部有識者からの意見をより効果的に反映する観点から両会議の審議事項等の整理を行い、運営委員会においては教員及び委員の選考に関する事項を主に審議するものとして関係規則を改正した。これに基づき、平成30年度は、各種委員会委員の選考、教員の選考、名誉教授の称号授与等の審議を行った。

| （中期目標期間） | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 委員人数（人） | 20 | 19 | 21 | 20 | 19 |
| うち外部有識者数（人） | 15 | 14 | 16 | 15 | 11 |

## 大学等機関別認証評価委員会

大学及び高等専門学校からの求めに応じて機構が行う、教育研究等の総合的な状況等についての評価（機関別認証評価、機関別選択評価及び選択的評価事項に係る評価）を実施するため、毎年度、大学等関係者、高等専門学校関係者及び学識経験者の参画を得て、大学機関別認証評価委員会及び高等専門学校機関別認証評価委員会を設置した。また、その下に、評価対象校数に応じ、適切な規模の評価体制を整備した。（評価体制についてはpp.39、48-49に記載）

上記委員会の実施にあたっては、論点が明確で意思確認が容易である場合は書面審議を行い、会議への出席を不要とするなど、評価委員の負担軽減に取り組んだ。また、タブレット端末を利用した会議資料の電子媒体での提供、オンラインストレージを利用した会議資料の事前送付等により、業務の効率化とセキュリティの向上を図った。

○　大学機関別認証評価委員会

| （中期目標期間） | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 委員人数 | 28 | 28 | 25 | 23 | 20 |
| うち外部有識者数 | 25 | 26 | 24 | 22 | 19 |

○　高等専門学校機関別認証評価委員会

| （中期目標期間） | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 委員人数 | 17 | 16 | 18 | 18 | 18 |
| うち外部有識者数 | 15 | 14 | 16 | 15 | 16 |

## 法科大学院認証評価委員会

法科大学院からの求めに応じて機構が行う、教育活動状況等についての評価（法科大学院認証評価）を実施するため、毎年度、法科大学院関係者、法曹関係者及び学識経験者の参画を得て、法科大学院認証評価委員会を設置した。また、その下に、評価対象校数に応じ、適切な規模の評価体制を整備した。（評価体制についてはpp.49-50に記載）

上記委員会の実施にあたっては、論点が明確で意思確認が容易である場合は書面審議を行い、会議への出席を不要とするなど、評価委員の負担軽減に取り組んだ。また、タブレット端末を利用した会議資料の電子媒体での提供、オンラインストレージを利用した会議資料の事前送付等により、業務の効率化とセキュリティの向上を図った。

| （中期目標期間） | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 委員人数 | 25 | 24 | 23 | 23 | 24 |
| うち外部有識者数 | 25 | 24 | 23 | 23 | 24 |

## 国立大学教育研究評価委員会

文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受けて実施する、国立大学及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究活動等の状況についての評価を実施するため、毎年度、大学等関係者及び学識経験者の参画を得て、国立大学教育研究評価委員会を設置した。

平成28年度に実施した第２期中期目標期間における教育研究評価の業務にあたっては、その下に、適切な規模の評価体制を整備した。（評価体制についてはp.62に記載）

本評価の実施にあたっては、第１期中期目標期間における教育研究の状況についての評価において実施した訪問調査は原則として実施せず、複数の法人に対し短期間で集中して行うヒアリングに実施方法を変更したほか、専門委員への評価書類の送付、受領の方法について、紙媒体での郵送からオンラインでのストレージ等を利用したデータでのやり取りに変更するなど、専門委員の評価作業の負担の軽減を図った。また、平成27年度に開催した第41回国立大学教育研究評価委員会においては、書面審議を行うことにより、委員の負担軽減を図った。

第３期中期目標期間における教育研究評価の業務にあたっても、これまで同様、タブレット端末を利用した会議資料の電子媒体での提供、オンラインストレージを利用した会議資料の事前送付等により、業務の効率化とセキュリティの向上を図った。

| （中期目標期間） | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 委員人数（人） | 14 | 15 | 17 | 15 | 14 |
| うち外部有識者数（人） | 14 | 15 | 17 | 15 | 14 |

## 学位審査会

機構が行う学位の授与、短大・高専の専攻科の認定及び省庁大学校の課程の認定等の審査を行うために、学位審査会を組織し、審査委員として、国公私立大学の教員等で高度な学識を有する者に委嘱している。

委員の委嘱にあたっては、在任期間、年齢等を考慮した見直しを進め、平成26年度より、原則、在任期間が10年以上の者及び70歳を超える者については、引き続いての委嘱を行わないこととするとともに、学位授与の申請数や対応する分野等を考慮して、臨時専門委員を必要に応じて確保した。

| （中期目標期間） | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 委員人数（人） | 20 | 19 | 19 | 19 | 16 |
| うち外部有識者数（人） | 15 | 15 | 15 | 15 | 13 |

## 大学ポートレート運営会議

大学ポートレートによる情報の公表・活用など運営に関する重要事項について審議するため、平成26年度から、毎年度、大学ポートレート運営会議を設置した。

| （中期目標期間） | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 委員人数（人） | 11 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| うち外部有識者数（人） | 10 | 11 | 11 | 11 | 11 |

## 国立大学施設支援センター審議委員会

国立大学施設支援センターの実施する事業に関し、国立大学法人等の財務・経営の現状及び課題並びに国立大学法人等が必要としている支援について整理し、より効果的な事業の在り方について審議を行うため、平成28年度から国立大学施設支援センター審議委員会を設置し、毎年度２回会議を開催した。当該会議において、国立大学施設支援センターの実施する事業に係る中期計画案及び年度計画案並びに当該計画に基づく各年度の事業内容、進捗状況及びその実績について審議を行った。

| （中期目標期間） | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|
| 委員人数（人） | 10 | 10 | 10 |
| うち外部有識者数（人） | 10 | 10 | 10 |

## 第３期中期計画－Ⅱ

１　総合的事項
（２）機構の業務運営及び事業について、効果的、効率的に推進するために、自己点検・評価委員会を年に３回以上開催し、達成目標、実施体制を明確に設定した上で、その推進を図るとともに、進捗状況のフォローアップを適時、適切に行い、これらに関する自己点検・評価を実施して、その結果に基づき業務等の見直しを図る。
　また、次期中期目標期間における業務の改善に資する観点から、本中期目標期間中に、外部検証委員会において、自己点検・評価の結果についての検証等を実施し、その結果に基づき、業務の見直し・改善を図る。
　なお、調査研究については、その成果及び活用状況等について高等教育関係者による評価を受ける。

## 実績・参考データ

### 各年度の業務の実績に係る自己点検・評価

機構の業務運営及び事業について、効果的、効率的に推進するために、毎年度、監事２人を含む自己点検・評価委員会を５～６月、11月、翌年２月に開催した。

５～６月開催の自己点検・評価委員会では、各年度の業務の実績について自己点検・評価を実施し、企画調整会議、運営委員会及び評議員会での審議を経て、各年度における業務実績等報告書としてとりまとめ、文部科学大臣に提出するとともに、ウェブサイトで公表した。
なお、文部科学大臣（平成26年度実施までは文部科学省独立行政法人評価委員会）による各年度における業務の実績に関する評価の結果においては、毎年度「Ｂ（全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる）」との評価を得た。

### 業務の進捗状況のフォローアップ

11月及び翌年２月開催の自己点検・評価委員会では、各年度計画に掲げる業務のそれぞれ９月末現在、１月末現在の進捗状況について自己点検・評価を実施するとともに、各年度の文部科学大臣（平成26年度実施までは文部科学省独立行政法人評価委員会）による業務実績評価の結果を踏まえた業務運営の改善等への反映状況について自己点検を実施するなど、業務等の機構全体での適切な進行管理及び業務の見直しに努めた。
また、各年度における業務の進捗状況や自己点検・評価の結果を踏まえ、翌事業年度の年度計画案を作成し、企画調整会議、運営委員会及び評議員会での審議を経て確定した年度計画について、文部科学大臣に届け出た。

### 次期中期目標期間に向けた外部検証の実施

第３期中期目標期間における機構の業務の進捗状況について検証するとともに、次期中期目標期間における機構の業務のあり方について検討することを目的として、外部の有識

者で構成される「外部検証委員会」を平成29年９月に設置した。

外部検証の実施にあたっては、役員、教員及び事務職員の協働組織である企画室において実施方針案等を検討し、各事業に係る業務実績のポイントと平成30年度までの見通しについてとりまとめた資料を作成した。

平成29年10月23日開催の第１回外部検証委員会では、まず外部検証の実施方法等について協議し、外部検証委員会においては、平成26年度から平成28年度に係る業務実績報告書、主務大臣による評価書のほか、各資料等に基づく書面調査及び機構からのヒアリング調査により、中期計画の達成に向けた進捗状況について検証を行い、第３期中期目標期間中の業務の進め方、次期中期目標期間に向けた展開等について意見を述べることとした。その後、機構の業務等についてヒアリングが行われた。12月12日開催の第２回外部検証委員会では、第１回委員会後各委員から提出されたコメントを踏まえ、意見交換が行われた。

平成30年１月22日開催の第３回外部検証委員会では、これまでに出された意見に基づき、外部検証結果について協議が行われた。

外部検証の結果については、報告書としてとりまとめ、平成30年３月にウェブサイトにて公表した。

外部検証委員会の様子

○　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構外部検証報告書（平成30年３月）
https://www.niad.ac.jp/media/001/201803/gaibukensyo_houkoku_h30.pdf

## 次期中期目標期間に向けた業務の見直し・改善と次期中期計画の策定

平成30年度に、次期中期目標期間に向けて、平成29年度に実施した外部検証委員会（前項参照）による検証等の結果や、第３期中期目標期間中の業務実績等を踏まえて平成30年８月に文部科学省より示された「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の見直し内容」に基づき、機構の業務の見直しや次期中期計画等の策定を行った。

「見直し内容」を踏まえて文部科学大臣から示される次期中期目標を達成するため、役員、教員及び事務職員の協働により企画立案等を行う企画室において、機構長の意向を反映するとともに各部課室との調整を図りつつ平成31年度以降の事業の内容等を検討し、第４期中期計画（案）を作成した。

その後、企画調整会議及び評議員会の議を経て文部科学大臣に提出し、平成31年３月29日付で文部科学大臣より第４期中期計画の認可を受けた。

## 調査研究の成果及び活用状況の高等教育関係者による評価

高等教育関係者を中心とする外部検証委員会（前々項参照）において、平成26年度から平成28年度までの調査研究の結果及び成果について検証を行い、機構の調査研究が中期計画の達成に向けて適切に進められているとの評価を受けた。

# Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

〔中期目標〕Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

２　教育研究活動等の評価

我が国の評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるよう、認証評価制度全体の改善に資するため、評価に関する調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた知見を活用して新たな評価方法の開発等を行い、その実証を通じて、継続的に評価の進化を図るためのサイクルを構築する。こうした取組を推進し、民間認証評価機関や大学等への専門的知見の積極的提供を図るため、認証評価機関連絡協議会を年間２回以上開催するなど、先導的役割に特化することとする。

さらに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究水準の向上に資するため、調査研究等の成果を活用し、評価を行う。

（１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

①　大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

現行の評価制度の枠組みによらない取組として、毎年度、大学等の希望に応じ、大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等を実施する。これにより、評価の選択肢の拡充や、先進的な評価手法の開発等に資する。

②　大学、高等専門学校又は専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

毎年度、大学又は高等専門学校の求めに応じて、その教育研究等の総合的状況に関する評価又は専門職大学院の教育研究活動の状況に係る評価を適切に実施し、その結果を当該大学等に提供し、教育研究活動等の質を保証するとともに、その改善に資する。併せて当該大学等の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう、毎年度、評価結果を公表する。

なお、民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、機構自らが実施する認証評価について、本中期目標期間中にその数を段階的に削減し将来的な廃止を含めた在り方を検討する。また、法科大学院に係る評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。

〔中期計画〕Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

２　教育研究活動等の評価

我が国の評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるよう、評価に関する調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた知見を活用し、大学等（大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関をいう。）の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価、及び、大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価を行う。また、民間認証評価機関や大学等に専門的知見の提供等を積極的に行うため、認証評価機関連絡協議会を年間２回以上開催する。これらの取組を推進することにより、認証評価全体の改善に資するための先導的役割に特化する。

さらに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究水準の向上に資するため、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、調査研究等の成果を活用し、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究の状況について評価を行う。

（１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

①　大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

ア　毎年度、大学等の希望に応じて、研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況等について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

イ　効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。

ウ　本中期目標期間中に、機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

エ　評価の国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた評価システムを構築するため、本中期目標期間中に評価に関する調査研究の成果を反映した新たな評価基準等の策定に向けた検討を行う。

②　大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

ア　毎年度、大学、高等専門学校及び法科大学院の求めに応じて、機構が定める評価基準に従って大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学、高等専門学校及び法科大学院に通知するとともに公表する。

イ　効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。

ウ　本中期目標期間中に、機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

エ　民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、機構自らが実施する認証評価について、本中期目標期間中にその数を段階的に削減し将来的な廃止を含めた在り方を検討する。

オ　認証評価制度全体の改善に資するための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。

カ　法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減する。

## 財務情報及び人員に関する情報

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 機関別認証評価 | | | | | |
| 経常費用（千円） | 287,608 | 261,517 | 185,853 | 139,296 | 109,070 |
| 経常収益（千円） | 371,156 | 322,053 | 166,945 | 119,384 | 55,901 |
| うち運営費交付金収益（千円） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち手数料収入（千円） | 369,900 | 320,641 | 166,223 | 118,325 | 55,901 |
| うちその他収入（千円） | 1,256 | 1,412 | 722 | 1,059 | 0 |
| 従事人員数（人） | 27.8(0) | 26.8(0) | 18.4(0) | 13.1(1) | 7.7(0) |
| | | | | | |
| 分野別認証評価 | | | | | |
| 経常費用（千円） | 30,065 | 19,846 | 18,129 | 75,692 | 125,503 |
| 経常収益（千円） | 30,065 | 19,845 | 22,842 | 78,101 | 130,762 |
| うち運営費交付金収益（千円） | 19,479 | 16,139 | 22,764 | 53,608 | 78,674 |
| うち手数料収入（千円） | 10,500 | 3,596 | 0 | 24,041 | 52,088 |
| うちその他収入（千円） | 87 | 110 | 78 | 452 | 0 |
| 従事人員数（人） | 5.4(0) | 2.1(0) | 2.2(0) | 7.6(0) | 12.1(1) |

注）従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）
なお、評価項目Ⅱ-7（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

## 自己評価の結果

| 中期計画 | 評定 | 根　拠 |
|---|---|---|
| 我が国の評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるよう、評価に関する調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた知見を活用し、大学等（大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関をいう。）の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価、及び、大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価を行う。また、民間認証評価機関や大学等に専門的知見の提供等を積極的に行うため、認証評価機関連絡協議会を年間２回以上開催する。これらの取組を推進することにより、認証評価全体の改善に資するための先導的役割に特化する。<br>さらに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究水準の向上に資するため、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、調査研究等の成果を活用し、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究の状況について評価を行う。<br><br>（１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価<br>①　大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等<br>ア　毎年度、大学等の希望に応じて、研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況等について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。<br>イ　効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。<br>ウ　本中期目標期間中に、機構が行った評価の有効 | B | 予定したすべての評価対象校について、所定の評価方法により選択評価を実施した。また、すべての対象校について、説明会、研修及び申請受付を実施した。<br>また、大学からの申請に応じて大学機関別認証評価委員会の下に選択評価事項専門部会等を設置するとともに、高等専門学校の選択的評価事項に係る評価については評価部会において評価を行うなど、適切な評価体制を整備した。<br>大学機関別選択評価は、認証評価とは別に機構が独自に実施する第三者評価であり、年度により評価実施校数にばらつきが生じる。なお、高等専門学校については、認証評価と同時に評価を受けることとなっているため、認証評価の対象校数に比例する傾向がある。<br>評価の検証についても、毎年度、機構内に研究開発部と評価事業部によるワーキンググループを組織し、前年度に実施した大学機関別選択評価及び高等専門学校選択的評価事項に係る評価に関して、評価の有効性・適切性を検証した。<br>文部科学省の「先導的大学改革推進委託事業」に平成26年度から平成28年度の３年間に渡り採択され、最終年度となる平成28年度の調査研究では、分野別質保証を推進するにあたってのガイドラインとなる「教育の内部質保証に関するガイドライン」を作成し、今後望まれる内部質保証システムの考え方を提示した。<br>中央教育審議会大学分科会における提言や、 |

| | | |
|---|---|---|
| 性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。<br>エ　評価の国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた評価システムを構築するため、本中期目標期間中に評価に関する調査研究の成果を反映した新たな評価基準等の策定に向けた検討を行う。 | | 先導的大学改革推進委託事業等の調査研究の成果も踏まえながら、平成29年度においては、令和元年度からの３巡目の大学機関別認証評価に向けて、「大学機関別認証評価評価実施大綱」、「大学機関別認証評価大学評価基準」をとりまとめ、平成30年３月に文部科学大臣に届出を行い、公表した。平成30年度においては、３巡目の大学評価基準２－３（内部質保証が有効に機能しているか）及び領域６（教育課程と学習成果に関する基準）における第三者の評価結果等の活用について検討を行い、規程整備等の運用に関する手続を進めた。<br>以上のことから中期計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。<br><br>＜課題と対応＞<br>特記すべき課題は検出していない。 |
| ②　大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価<br>ア　毎年度、大学、高等専門学校及び法科大学院の求めに応じて、機構が定める評価基準に従って大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学、高等専門学校及び法科大学院に通知するとともに公表する。<br>イ　効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。<br>ウ　本中期目標期間中に、機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。<br>エ　民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、機構自らが実施する認証評価について、本中期目標期間中にその数を段階的に削減し将来的な廃止を含めた在り方を検討する。<br>オ　認証評価制度全体の改善に資するための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。<br>カ　法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減する。 | B | 予定したすべての評価対象校について、所定の評価方法により認証評価を実施するとともに、法科大学院については予定した年次報告書等の分析・調査を実施した。また、すべての対象校について、説明会、研修及び申請受付を実施した。<br>大学、高等専門学校及び法科大学院それぞれの申請状況に応じた適切な評価体制を整備するとともに、評価担当者向けの研修においては、担当者から概ね肯定的な回答が得られた。<br>評価の検証についても、毎年度、機構内に研究開発部と評価事業部によるワーキンググループを組織し、前年度に実施した大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価に関して、評価の有効性・適切性を検証した。<br>２巡目に実施した認証評価の検証に先立ち、評価対象校及び評価担当者に対して毎年度実施したアンケート結果の分析並びに評価結果の分析等により、大学及び高等専門学校の機関別認証評価に係る２巡目の中間検証を報告書としてとりまとめ、平成28年３月にそれぞれ公表した。また、２巡目（平成23年度～平成27年度）の法科大学院認証評価の検証報告書及び２巡目（平成23年度～平成29年度）の高等専門学校機関別認証評価（選択的評価事項に係る評価を含む）の検証報告書の作成について検討を行い、平成30年９月及び平成31年３月にそれぞれ報告書をとりまとめ、公表を行った。<br>認証評価機関自ら「評価基準」「評価方法」「認証評価の実施状況」「組織及び運営の状況」の４項目について自己点検・評価を行う必要があるとされたことを受け、本年度に自己点検・評価を行い、その報告書を平成30年９月末に文部科学省に提出した。同年12月に中央教育審議会大学分科会に置かれた審査委員会による報告書の確認及びヒアリングが実施され、平成31年３月に審査委員会委員のコメントが通知されるとともに、当該報告書を公表した。<br>大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 証評価、法科大学院認証評価それぞれについて、３巡目に向けた評価基準の改定等を行った。<br>　認証評価事業の今後の在り方を検討するため、平成27年９月に設置した「認証評価事業の将来検討タスクフォース」における議論に基づき、機構は、民間の認証評価機関における評価の実施体制の整備状況や評価を受ける教育機関への影響、中央教育審議会における認証評価制度の改善に向けた議論の状況を踏まえつつ、認証評価制度全体の質の保証・向上を担う先導的な機能をより重視し、我が国の認証評価を発展させていくべきと考えており、第３期中期目標期間中、内部質保証や国際的な質保証に関する調査研究等の実施などにより認証評価制度全体の先導的役割を果たしたことから、第４期中期目標期間においても引き続き、先導的役割を果たすべきものと考える。<br>　また、「認証評価機関連絡協議会」に参画し、機構は議長機関として同協議会の事務局を務め、平成26年度から平成30年度末までに協議会を年２回（中期目標期間中、計10回）、協議会の下に設置されたワーキンググループを計６回開催した。機構は事務局として、同協議会及びワーキンググループの議論を主導したことにおいても、認証評価制度全体の先導的役割を果たしたといえる。<br>　さらに、合理化・効率化、法科大学院認証評価に係る運営費交付金負担割合の引き下げについても、計画どおり取組を実施した。<br>　以上のことから中期計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。 |
| | | ＜課題と対応＞<br>　特記すべき課題は検出していない。 |

## 第３期中期計画－Ⅱ

２　教育研究活動等の評価

我が国の評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるよう、評価に関する調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた知見を活用し、大学等（大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関をいう。）の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価、及び、大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価を行う。また、民間認証評価機関や大学等に専門的知見の提供等を積極的に行うため、認証評価機関連絡協議会を年間２回以上開催する。これらの取組を推進することにより、認証評価全体の改善に資するための先導的役割に特化する。

さらに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究水準の向上に資するため、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、調査研究等の成果を活用し、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究の状況について評価を行う。

## 実績・参考データ

標記計画に係る実績等は、以降の具体的な事項における実績・参考データにおいて記載済み。

## 第３期中期計画－Ⅱ

２　教育研究活動等の評価
（１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価
①　大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等
ア　毎年度、大学等の希望に応じて、研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況等について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

## 実績・参考データ

### 評価の実施

評価全体の改善に資するため先導的な取組として、以下のとおり、認証評価とは別に大学等の求めに応じて機構が独自に行う機関別選択評価を実施した。

①　書面調査を実施した。
対象大学及び高等専門学校から各年度の６月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等に基づいて、機構の定める各評価事項について、対象大学及び高等専門学校が有する目的の達成状況の判断を中心とした分析を行い、分析結果の整理及び訪問調査における調査内容の検討等を行った。

②　訪問調査を実施した。
書面調査の結果を踏まえ、評価部会に所属する委員及び専門委員が、書面調査で確認できなかった事項を中心として、各対象大学及び高等専門学校関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。

③　評価結果の審議等を行った。
書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、専門部会及び大学機関別認証評価委員会・高等専門学校機関別認証評価委員会において審議の上、評価結果（案）をとりまとめ、対象大学及び高等専門学校に通知し、すべての対象大学及び高等専門学校から意見の申立ての有無に係る回答を受け、評価結果を確定した。

### 評価の実施状況（受付状況）

〔大学〕
○　平成26年度評価対象大学：平成25年度受付６校（国立６校）

選択評価事項Ａ「研究活動の状況」
（国立）　神戸大学
選択評価事項Ｂ「地域貢献活動の状況」
（国立）　福島大学、愛知教育大学、三重大学、京都工芸繊維大学
選択評価事項Ｃ「教育の国際化の状況」
（国立）　九州工業大学

○　平成27年度評価対象大学：平成26年度受付７校（国立３校、公立４校）

選択評価事項Ａ「研究活動の状況」
（国立）　奈良教育大学
（公立）　横浜市立大学、大阪市立大学
選択評価事項Ｂ「地域貢献活動の状況」
（国立）　山口大学、佐賀大学
（公立）　神奈川県立保健福祉大学、横浜市立大学、大阪市立大学、北九州市立大学
選択評価事項Ｃ「教育の国際化の状況」
（公立）　横浜市立大学、北九州市立大学

○　平成28年度評価対象大学：平成27年度受付８校（国立１校、公立６校、私立１校）

選択評価事項Ａ「研究活動の状況」
（公立）　大阪府立大学、福山市立大学、大分県立看護科学大学
選択評価事項Ｂ「地域貢献活動の状況」
（国立）　埼玉大学
（公立）　前橋工科大学、京都府立大学、大阪府立大学、福山市立大学
九州歯科大学、大分県立看護科学大学
選択評価事項Ｃ「教育の国際化の状況」
（私立）　桜美林大学

○　平成29年度評価対象大学：平成28年度受付２校（公立２校）

選択評価事項Ｂ「地域貢献活動の状況」
（公立）　奈良県立大学、県立広島大学

○　平成30年度評価対象大学：平成29年度受付１校（国立１校）

選択評価事項Ｃ「教育の国際化の状況」
（国立）　岡山大学

○　令和元年度評価対象大学：平成30年度受付１校（国立１校）

選択評価事項Ｃ「教育の国際化の状況」
（国立）　九州工業大学

〔高等専門学校〕

○　平成26年度評価対象高等専門学校：平成25年度受付15校（国立14校、私立１校）

選択的評価事項Ａ「研究活動の状況」
（国立）　函館工業高等専門学校、苫小牧工業高等専門学校、秋田工業高等専門学校
福島工業高等専門学校、小山工業高等専門学校、群馬工業高等専門学校
長岡工業高等専門学校、石川工業高等専門学校、豊田工業高等専門学校
米子工業高等専門学校、津山工業高等専門学校、大島商船高等専門学校
新居浜工業高等専門学校、大分工業高等専門学校
（私立）　近畿大学工業高等専門学校
選択的評価事項Ｂ「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」
（国立）　函館工業高等専門学校、苫小牧工業高等専門学校、秋田工業高等専門学校
福島工業高等専門学校、小山工業高等専門学校、群馬工業高等専門学校
長岡工業高等専門学校、石川工業高等専門学校、豊田工業高等専門学校
米子工業高等専門学校、津山工業高等専門学校、大島商船高等専門学校

| |
|---|
| 新居浜工業高等専門学校、大分工業高等専門学校<br>（私立）　近畿大学工業高等専門学校 |

○　平成27年度評価対象高等専門学校：平成26年度受付２校（公立１校、私立１校）

| |
|---|
| 選択的評価事項Ａ「研究活動の状況」<br>（公立）　神戸市立工業高等専門学校<br>（私立）　サレジオ工業高等専門学校<br>選択的評価事項Ｂ「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」<br>（私立）　神戸市立工業高等専門学校 |

○　平成28年度評価対象高等専門学校：平成27年度受付４校（国立４校）

| |
|---|
| 選択的評価事項Ａ「研究活動の状況」<br>（国立）　仙台高等専門学校、富山高等専門学校、香川高等専門学校<br>熊本高等専門学校<br>選択的評価事項Ｂ「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」<br>（国立）　仙台高等専門学校、富山高等専門学校、香川高等専門学校<br>熊本高等専門学校 |

○　平成29年度評価対象高等専門学校：平成28年度受付４校（国立３校、公立１校）

| |
|---|
| 選択的評価事項Ａ「研究活動の状況」<br>（国立）　旭川工業高等専門学校、広島商船高等専門学校、沖縄工業高等専門学校<br>（公立）　大阪府立大学工業高等専門学校<br>選択的評価事項Ｂ「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」<br>（国立）　旭川工業高等専門学校、広島商船高等専門学校、沖縄工業高等専門学校<br>（公立）　大阪府立大学工業高等専門学校 |

○　平成30年度評価対象高等専門学校：平成29年度受付６校（国立６校）

| |
|---|
| 選択的評価事項Ａ「研究活動の状況」<br>（国立）　八戸工業高等専門学校、長野工業高等専門学校、沼津工業高等専門学校<br>鈴鹿工業高等専門学校、明石工業高等専門学校、阿南工業高等専門学校<br>選択的評価事項Ｂ「地域貢献活動等の状況」<br>（国立）　八戸工業高等専門学校、長野工業高等専門学校、沼津工業高等専門学校<br>鈴鹿工業高等専門学校、明石工業高等専門学校、阿南工業高等専門学校 |

○　令和元年度評価対象高等専門学校：平成30年度受付11校（国立11校）

| |
|---|
| 選択的評価事項Ａ「研究活動の状況」<br>（国立）　釧路工業高等専門学校、一関工業高等専門学校、茨城工業高等専門学校、<br>福井工業高等専門学校、和歌山工業高等専門学校、<br>徳山工業高等専門学校、高知工業高等専門学校、有明工業高等専門学校、<br>佐世保工業高等専門学校、都城工業高等専門学校、<br>鹿児島工業高等専門学校<br>選択的評価事項Ｂ「地域貢献活動等の状況」<br>（国立）　釧路工業高等専門学校、一関工業高等専門学校、茨城工業高等専門学校、<br>福井工業高等専門学校、和歌山工業高等専門学校、<br>徳山工業高等専門学校、高知工業高等専門学校、有明工業高等専門学校、<br>佐世保工業高等専門学校、都城工業高等専門学校、<br>鹿児島工業高等専門学校 |

## 評価結果の通知・公表

各年度の３月末に、全対象大学、高等専門学校及びその設置者に対して、目的の達成状況を、評価結果として通知するとともに、評価結果を「大学機関別選択評価実施結果報告」及び「選択的評価事項に係る評価実施結果報告」としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載した。なお、意見申立てのあった対象大学については、申立て内容や、その対応についても評価結果に記載し、対象大学に送付、公表した。

○　評価実施結果報告

〔大学〕

https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/daigaku_hyoukakekka/

〔高等専門学校〕

https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_hyoukakekka/

## 第３期中期計画－Ⅱ

２　教育研究活動等の評価
（１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価
①　大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等
イ　効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。

## 実績・参考データ

### 評価体制の整備等

平成26年度から、教育の国際化の状況（選択評価事項Ｃ）の評価体制として大学機関別認証評価委員会の下に評価部会選択評価事項Ｃ部会を、平成28年度からは、すべての選択評価事項についての評価体制として評価部会選択評価事項専門部会を設置した。
大学の研究活動の状況（選択評価事項Ａ）については、評価の実施に必要な書面調査担当の委員を確保した。

高等専門学校の選択的評価事項に係る評価（研究活動の状況、正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況（平成26年度～平成29年度）、地域貢献活動等の状況（平成30年度））については、評価部会において評価を実施した。

評価の実施に必要な評価担当者については、大学及び高等専門学校関係団体、学協会、経済団体等から推薦のあった候補者の中から各分野の専門家及び有識者を選考し、確保した。

評価担当者の研修を各年度の６月に実施した。

○　評価の体制（大学機関別選択評価）

| （中期目標期間） | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 評価対象校数 | | | | | |
| 研究活動の状況（A） | 1 | 3 | 3 | － | － |
| 地域貢献活動の状況（B） | 4 | 6 | 7 | 2 | － |
| 教育の国際化の状況（C） | 1 | 2 | 1 | － | 1 |
| 評価部会の委員数（人） | － | 3 | 3 | 2 | 1 |
| 〃　専門委員数（人） | 4 | 4 | 9 | － | 1 |
| 〃　専門委員数（人）書面調査担当 | 110 | 162 | 93 | － | － |

## 第３期中期計画－Ⅱ

２　教育研究活動等の評価
（１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価
①　大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等
ウ　本中期目標期間中に、機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

## 実績・参考データ

### 各年度に実施した選択評価の検証

毎年度、機構内に研究開発部と評価事業部によるワーキンググループを組織し、前年度に実施した大学機関別選択評価及び高等専門学校選択的評価事項に係る評価に関して、評価の有効性・適切性を検証した。具体的には、評価終了後に評価対象校及び評価担当者に対して実施したアンケート調査の回答の傾向や意見の内容を整理・分析し、機構が定める評価基準等が評価の目的に照らして適切であったか、評価が対象校にどのような効果・影響を与えたかなどを多面的に検証した。当該検証結果は報告書としてとりまとめ、毎年度末にウェブサイトで公表した。なお、これまで原則毎年度作成していた検証報告書は、年度による評価実施校数のばらつき等も考慮し、平成30年度よりサイクルごとの中間及び最終の年度にまとめて作成することとした。

アンケート調査の結果については、毎年度、検証に先立って機構内の評価実施担当者にフィードバックするとともに、寄せられた意見に基づいて説明会における理解向上や資料の工夫に努めるなどの改善を図った。

○　平成25年度に実施した選択評価に関する検証結果報告書
・大学機関別選択評価
・選択的評価事項に係る評価（高等専門学校）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/re_verification/each_year/1264801_989.html

○　平成26年度に実施した選択評価に関する検証結果報告書
・大学機関別選択評価
・選択的評価事項に係る評価（高等専門学校）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/re_verification/each_year/1288551_989.html

○　平成27年度に実施した選択評価に関する検証結果報告書
・大学機関別選択評価
https://www.niad.ac.jp/evaluation/re_verification/each_year/1310802_989.html

○　平成28年度に実施した選択評価に関する検証結果報告書
・大学機関別選択評価
https://www.niad.ac.jp/evaluation/re_verification/each_year/1326251_989.html

## 第３期中期計画－Ⅱ

２　教育研究活動等の評価
（１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価
①　大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等
エ　評価の国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた評価システムを構築するため、本中期目標期間中に評価に関する調査研究の成果を反映した新たな評価基準等の策定に向けた検討を行う。

## 実績・参考データ

### 新たな評価システム等の検討

文部科学省の「先導的大学改革推進委託事業」に平成26年度から平成28年度の３年間にわたり採択された。研究会の開催や外部有識者との意見交換、分野別質保証の取組状況に関するアンケート調査の実施、関係８団体に対するヒアリング等を通じ、我が国の分野別質保証の在り方について検討した。最終年度となる平成28年度の調査研究では、分野別質保証を推進するにあたってのガイドラインとなる「教育の内部質保証に関するガイドライン」を作成し、今後望まれる内部質保証システムの考え方を提示した。また、人文学系の大学教員や産業界の方などによって構成される研究会においては、人文学系の教育の質保証や評価における留意点をとりまとめた「人文学系の教育の質保証・評価のあり方について」を作成した。これらの調査研究の成果については、報告書としてとりまとめ、ウェブサイトで公表した。

○　平成26年度　文部科学省先導的大学改革推進委託事業：大学教育における分野別質保証の在り方に関する調査研究（平成27年３月）
https://www.niad.ac.jp/n_shuppan/project/__icsFiles/afieldfile/2015/08/03/no09_nr15-2-0803.pdf

○　平成27年度　文部科学省先導的大学改革推進委託事業：我が国における大学教育の分野別質保証の在り方に関する調査研究（平成28年３月）
https://www.niad.ac.jp/n_shuppan/project/__icsFiles/afieldfile/2016/07/14/no09_nr16-0714.pdf

○　平成28年度　文部科学省先導的大学改革推進委託事業：大学教育における分野別質保証の在り方に関する調査研究（平成29年３月）
https://www.niad.ac.jp/n_shuppan/project/__icsFiles/afieldfile/2017/06/08/no09_nr17-0608.pdf

○　教育の内部質保証に関するガイドライン（平成29年３月）
https://www.niad.ac.jp/n_shuppan/project/__icsFiles/afieldfile/2017/06/08/guideline.pdf

○　人文学系の教育の質保証・評価のあり方について（検討まとめ）（平成29年３月）
https://www.niad.ac.jp/n_shuppan/project/__icsFiles/afieldfile/2017/06/08/kentou.pdf

## 大学機関別認証評価の３巡目に向けた基準改定等

中央教育審議会大学分科会における提言や、先導的大学改革推進委託事業等の調査研究の成果も踏まえながら、平成29年度においては、令和元年度からの３巡目の大学機関別認証評価における新たな評価基準の策定に向けて、大学機関別認証評価委員会の下に設置した検討ワーキンググループにおいて検討を進め、平成29年10月の意見公募手続（パブリックコメント）を経て、大学機関別認証評価委員会として「大学機関別認証評価評価実施大綱」、「大学機関別認証評価大学評価基準」としてとりまとめ、平成30年３月に文部科学大臣に届出を行い、公表した。

平成30年度においては、３巡目の大学評価基準２－３（内部質保証が有効に機能しているか）及び領域６（教育課程と学習成果に関する基準）における第三者の評価結果等の活用について検討するため、大学機関別認証評価委員会の下に「第三者の評価結果活用のための検討ワーキンググループ」を設置した。平成30年９月及び12月に会議を開催して検討を行い、検討結果を平成31年１月開催の大学機関別認証評価委員会に報告し、規程整備等の運用に関する手続きを進めた。

## 第３期中期計画－Ⅱ

２　教育研究活動等の評価
（１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価
②　大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価
ア　毎年度、大学、高等専門学校及び法科大学院の求めに応じて、機構が定める評価基準に従って大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学、高等専門学校及び法科大学院に通知するとともに公表する。

## 実績・参考データ

### 評価の実施

大学等の教育研究活動の状況について、評価を行う実施体制を整備した。（評価部会、運営小委員会、意見申立審査会等の編成、設置等）

大学、高等専門学校及び法科大学院を置く大学からの求めに応じ、教育活動等の状況について評価を行った。

①　書面調査を実施した。
【大学・高等専門学校】
対象大学及び高等専門学校から各年度の６月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、機構の定める評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行い、分析結果の整理及び訪問調査における調査内容の検討等を行った。
【法科大学院】
対象法科大学院を置く大学から各年度の６月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、機構の定める評価基準に適合しているかどうかの判断を中心とした分析を評価部会において行い、また、教員組織については、より専門的・統一的な見地から評価を行うため、教員組織調査専門部会による調査を行った。これらの分析結果を踏まえ、分析結果の整理及び訪問調査の調査内容の検討等を行った。

②　訪問調査を実施した。
【大学・高等専門学校】
書面調査の結果を踏まえ、評価部会に所属する委員及び専門委員が、書面調査で確認できなかった事項等を中心として、各対象大学及び高等専門学校の関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。
【法科大学院】
書面調査の結果を踏まえ、評価部会に所属する委員及び専門委員が、書面調査で確認できなかった事項等を中心として、法科大学院の関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。

③　評価結果の審議等を行った。
【大学・高等専門学校】
書面調査及び訪問調査の結果を基に、評価部会、財務専門部会及び大学機関別認証評価

委員会（高等専門学校機関別認証評価委員会）において審議を行い、評価結果（案）をとりまとめ、対象大学及び高等専門学校に通知し、すべての対象大学及び高等専門学校から意見の申立ての有無に係る回答を受け、評価結果を確定した。

【法科大学院】

書面調査及び訪問調査の結果を基に、評価部会、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議を行い、評価結果（案）をとりまとめ、当該法科大学院を置く大学に通知し、すべての対象法科大学院を置く大学から意見の申立ての有無に係る回答を受け、評価結果を確定した。

法科大学院については、以下のとおり、年次報告書等の分析・調査を実施した。

①　書面調査を実施した。

機構の評価において適格認定を受けた法科大学院を置く大学から次の評価を受けるまでの間に提出される法科大学院年次報告書及び対応状況報告書について、年次報告書等専門部会において評価結果に対し教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変更又は状況の変化があるかどうかの判断を中心とした分析を行った。

②　評価結果への付記事項の審議等を行った。

年次報告書等専門部会の調査結果を基に、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議を行い、評価結果への付記事項（案）をとりまとめ、当該法科大学院を置く大学の意見を聴いた上で、評価結果への付記事項を確定した。

③　評価結果への付記事項の通知、公表を行った。

当該法科大学院を置く大学に対して、評価結果への付記事項を通知し、調査結果を社会に公表した。

## 評価の実施状況（受付状況）

〔大学〕

○　平成26年度評価対象大学：平成25年度受付29校（国立28校、公立１校）

（国立）旭川医科大学、東北大学、福島大学、千葉大学、東京工業大学
東京海洋大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、上越教育大学
金沢大学、山梨大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学
三重大学、京都工芸繊維大学、兵庫教育大学、神戸大学、鳥取大学
岡山大学、愛媛大学、高知大学、九州大学、長崎大学、宮崎大学
鹿児島大学、鹿屋体育大学
（私立）大妻女子大学

○　平成27年度評価対象大学：平成26年度受付33校（国立25校、公立６校、私立２校）

（国立）北海道大学、北海道教育大学、小樽商科大学、茨城大学、宇都宮大学
群馬大学、東京大学、東京医科歯科大学、電気通信大学、福井大学
静岡大学、名古屋工業大学、滋賀大学、滋賀医科大学、大阪大学
奈良教育大学、島根大学、山口大学、香川大学、福岡教育大学
九州工業大学、佐賀大学、熊本大学、大分大学、
奈良先端科学技術大学院大学
（公立）神奈川県立保健福祉大学、横浜市立大学、大阪市立大学
尾道市立大学、北九州市立大学、宮崎県立看護大学

（私立）日本社会事業大学、光産業創成大学院大学

○　平成28年度評価対象大学：平成27年度受付18校（国立３校、公立15校）

（国立）埼玉大学、お茶の水女子大学、広島大学
（公立）秋田県立大学、前橋工科大学、首都大学東京、富山県立大学、石川県立大学
静岡文化芸術大学、京都府立大学、大阪府立大学、兵庫県立大学
岡山県立大学、福山市立大学、九州歯科大学、福岡県立大学、福岡女子大学
大分県立看護科学大学

○　平成29年度評価対象大学：平成28年度受付14校（国立７校、公立５校、私立２校）

（国立）帯広畜産大学、筑波大学、東京芸術大学、東京学芸大学、富山大学
琉球大学、政策研究大学院大学
（公立）福島県立医科大学、愛知県立芸術大学、京都府立医科大学、奈良県立大学
県立広島大学
（私立）大阪女学院大学、放送大学

○　平成30年度評価対象大学：平成29年度受付５校（国立１校、公立４校）

（国立）筑波技術大学
（公立）公立はこだて未来大学、秋田公立美術大学、山梨県立大学、愛知県立大学

○　令和元年度評価対象大学：平成30年度受付16校（国立16校）

（国立）室蘭工業大学、北見工業大学、弘前大学、岩手大学、山形大学、
東京外国語大学、長岡技術科学大学、岐阜大学、豊橋技術科学大学、
京都大学、京都教育大学、和歌山大学、徳島大学、鳴門教育大学、
総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学

〔高等専門学校〕

○　平成26年度評価対象高等専門学校：平成25年度受付15校（国立14校、私立１校）

（国立）函館工業高等専門学校、苫小牧工業高等専門学校、秋田工業高等専門学校
福島工業高等専門学校、小山工業高等専門学校、群馬工業高等専門学校
長岡工業高等専門学校、石川工業高等専門学校、豊田工業高等専門学校
米子工業高等専門学校、津山工業高等専門学校、大島商船高等専門学校
新居浜工業高等専門学校、大分工業高等専門学校
（私立）近畿大学工業高等専門学校

○　平成27年度評価対象高等専門学校：平成26年度受付２校（公立１校、私立１校）

（公立）神戸市立工業高等専門学校
（私立）サレジオ工業高等専門学校

○　平成28年度評価対象高等専門学校：平成27年度受付４校（国立４校）

（国立）仙台高等専門学校、富山高等専門学校、香川高等専門学校
熊本高等専門学校

○ 平成29年度評価対象高等専門学校：平成28年度受付４校（国立３校、公立１校）

| |
|---|
| （国立）旭川工業高等専門学校、広島商船高等専門学校、沖縄工業高等専門学校<br>（公立）大阪府立大学工業高等専門学校 |

○ 平成30年度評価対象高等専門学校：平成29年度受付６校（国立６校）

| |
|---|
| （国立）　八戸工業高等専門学校、長野工業高等専門学校、沼津工業高等専門学校<br>鈴鹿工業高等専門学校、明石工業高等専門学校、阿南工業高等専門学校 |

○　令和元年度評価対象高等専門学校
：平成30年度受付13校（国立11校、公立１校、私立１校）

| |
|---|
| （国立）　釧路工業高等専門学校、一関工業高等専門学校、茨城工業高等専門学校、<br>福井工業高等専門学校、和歌山工業高等専門学校、<br>徳山工業高等専門学校、高知工業高等専門学校、有明工業高等専門学校、<br>佐世保工業高等専門学校、都城工業高等専門学校、<br>鹿児島工業高等専門学校<br>（公立）　東京都立産業技術高等専門学校<br>（私立）　国際高等専門学校 |

〔法科大学院〕

○ 平成26年度評価対象大学：平成25年度受付３校（【本評価】国立３校）

| |
|---|
| 【本評価】<br>（国立）筑波大学、信州大学、静岡大学 |

○ 平成27年度評価対象大学：平成26年度受付１校（【本評価】国立１校）

| |
|---|
| 【本評価】<br>（国立）千葉大学 |

○ 平成28年度評価対象大学：平成27年度受付０校

| |
|---|
| 該当なし |

○ 平成29年度評価対象大学：平成28年度受付６校（【本評価】国立４校、私立２校）

| |
|---|
| 【本評価】<br>（国立）北海道大学、一橋大学、金沢大学、熊本大学<br>（私立）上智大学、愛知大学 |

○ 平成30年度評価対象大学：平成29年度受付13校（【本評価】国立９校、公立２校、私立２校）

| |
|---|
| 【本評価】<br>（国立）東北大学、東京大学、横浜国立大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学<br>神戸大学、広島大学、九州大学<br>（公立）首都大学東京、大阪市立大学<br>（私立）学習院大学、近畿大学 |

○　令和元年度評価対象大学：平成30年度受付１校（【本評価】国立１校）

【本評価】
（国立）筑波大学

## 評価結果の通知・公表

【大学機関別認証評価】

各年度の３月末に、全対象大学及びその設置者に対して、当該大学が大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、機構が定める大学評価基準を満たしているかどうかを評価結果として通知するとともに、評価結果を「大学機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載した。なお、意見申立てのあった対象大学については、申立て内容や、その対応についても評価結果に記載し、対象大学に送付、公表した。平成26年度から平成30年度までに認証評価を実施した大学については、すべて機構が定める大学評価基準を満たしていた。

○　評価実施結果報告
https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/daigaku_hyoukakekka/

【高等専門学校機関別認証評価】

各年度の３月末に、全対象高等専門学校及びその設置者に対して、当該高等専門学校が高等専門学校設置基準をはじめ関係法令に適合し、機構が定める高等専門学校評価基準を満たしていることを評価結果として通知するとともに、評価結果を「高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載した。平成26年度から平成30年度までに認証評価を実施した高等専門学校については、すべて機構が定める高等専門学校評価基準を満たしていた。

○　評価実施結果報告
https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_hyoukakekka/

【法科大学院認証評価】

各年度の３月末に、全対象法科大学院を置く大学に対して、機構が定める法科大学院評価基準に適合していると認められているかどうかを評価結果として通知するとともに、評価結果を「法科大学院認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載した。なお、平成26年度には２法科大学院、平成29年度には１法科大学院、平成30年度には２法科大学院について、機構が定める法科大学院評価基準に適合していないことを評価結果として通知した。

○　評価実施結果報告
https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/graduate_certification/houka_hyoukakekka/

## 第３期中期計画－Ⅱ

２　教育研究活動等の評価
（１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価
②　大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価
イ　効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。

## 実績・参考データ

### 評価体制の整備等

大学の評価体制については、各年度、大学機関別認証評価委員会の下に、評価部会及び財務専門部会を設置した。また、評価結果（案）において基準を満たしていないとの判断に対する意見申立てについて審議を行うため、意見申立審査会を設置した。さらに、評価部会が複数になる年度には、各評価部会間の横断的な事項や評価結果（原案）の調整等を行う運営小委員会を設置した。また、翌年度評価における対象大学の数や学部等の状況に応じた評価担当者を配置するため、大学機関別認証評価委員会の中に専門委員選考委員会を設置し、大学関係団体、学協会及び経済団体等から推薦のあった候補者の中から、対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を専門委員として選考した。

○　大学機関別認証評価委員会の体制

| （中期目標期間） | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 評価対象校数 | 29 | 33 | 18 | 14 | 5 |
| 評価部会数 | 7 | 7 | 4 | 3 | 1 |
| 評価部会の委員数（人） | 28 | 17 | 13 | 13 | 7 |
| 〃　専門委員数（人） | 65 | 68 | 47 | 33 | 11 |
| 専門部会（財務専門部会）数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 意見申立審査会数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 意見申立審査会の専門委員数（人） | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 運営小委員会の委員数（人） | 10 | 10 | 8 | 5 | 0 |

高等専門学校の評価体制については、各年度、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、評価部会及び財務専門部会を設置した。また、評価結果（案）において基準を満たしていないとの判断に対する意見申立てについて審議を行うため、意見申立審査会を設置した。さらに、評価部会が複数になる年度には、各評価部会間の横断的な事項や評価結果（原案）の調整等を行う運営小委員会を設置した。また、翌年度評価における対象高等専門学校の数や学科等の状況に応じた評価担当者を配置するため、高等専門学校機関別認証評価委員会の中に専門委員選考委員会を設置し、高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等から推薦のあった候補者の中から、対象高等専門学校の学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を専門委員として選考した。

○　高等専門学校機関別認証評価委員会の体制

| （中期目標期間） | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 評価対象校数 | 15 | 2 | 4 | 4 | 6 |
| 評価部会数 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 評価部会の委員数（人） | 8 | 3 | 3 | 4 | 5 |
| 〃　専門委員数（人） | 15 | 3 | 6 | 4 | 8 |
| 専門部会（財務専門部会）数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 意見申立審査会数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 意見申立審査会の専門委員数（人） | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 運営小委員会の委員数（人） | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 |

法科大学院の評価体制については、各年度、法科大学院認証評価委員会の下に評価部会を設置したほか、法科大学院認証評価委員会の会議の議案を整理するため、運営連絡会議を設置した。また、授業科目の内容と担当教員の教育研究業績等の適合性について調査を行う教員組織調査専門部会、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審査を行う意見申立審査専門部会を設置した。さらに、評価を受けた法科大学院を置く大学から提出された法科大学院年次報告書等の調査を行う年次報告書等専門部会を設置した。

翌年度評価における対象法科大学院の状況に応じた評価担当者を配置するため、法科大学院認証評価委員会の中に専門委員選考委員会を設置し、大学関係者及び法曹関係者を専門委員として選考した。

○　法科大学院認証評価委員会の体制

| （中期目標期間） | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 評価対象校数 | 3 | 1 | 0 | 6 | 13 |
| 本評価 | 3 | 1 | 0 | 6 | 13 |
| 追評価 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 【運営連絡会議】 | | | | | |
| 委員数（人） | 11 | 12 | 12 | 12 | 11 |
| 専門委員数（人） | 5 | 4 | 4 | 4 | 5 |
| 【評価部会】 | | | | | |
| 部会数 | 2 | 1 | － | 3 | 6 |
| 委員数（人） | 2 | 3 | － | 4 | 7 |
| 専門委員数（人） | 14 | 5 | － | 19 | 45 |
| 【教員組織調査専門部会】 | | | | | |
| 専門部会数 | 1 | 1 | － | 1 | 1 |
| 委員数（人） | 3 | 3 | － | 5 | 3 |
| 専門委員数（人） | 11 | 8 | － | 9 | 21 |
| 【意見申立審査専門部会】 | | | | | |
| 専門部会数 | 1 | 1 | － | 1 | 1 |
| 専門委員数（人） | 5 | 5 | － | 5 | 5 |

【年次報告書等専門部会】

| （中期目標期間） | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 評価対象校数 | 24 | 26 | 27 | 17 | 9 |
| 専門部会数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| 委員数（人） | 2 | 1 | 2 | 2 | 1 |
| 専門委員数（人） | 10 | 11 | 10 | 10 | 5 |

## 評価担当者の研修

【大学・高等専門学校】

評価担当者に対する研修については、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、「評価作業マニュアル」等を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を図りつつ、大学及び高等専門学校機関別認証評価等の目的、内容及び方法等に関する研修を各年度の６月に実施し、質疑応答や意見交換等により、評価担当者の共通認識を深めた。なお、研修終了後に行ったアンケート調査（各設問に対して「そう思う」から「そう思わない」を４又は５段階で回答）では、例えば以下のような設問について、おおむね肯定的な回答が得られている。

【アンケート調査の設問例】

「評価作業に関する理解が深まった」
「説明が分かりやすかった」
「資料が分かりやすかった」
「研修内容の分量が十分であった」
「進行が適切であった」
「この研修会に満足した」

○　評価担当者に対する研修（機関別認証評価）

| （中期目標期間） | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 大学（人） | 64 | 75 | 42 | 37 | 11 |
| 高等専門学校（人） | 17 | 5 | 8 | 7 | 12 |

【法科大学院】

評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、各年度、法科大学院認証評価に係る評価担当者に対する研修及び教員組織調査担当者に対する研修をそれぞれ実施した。評価担当者に対する研修では、「自己評価書（イメージ）」や「書面調査票記入例」等の資料を用いて、実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を図り、質疑応答や意見交換等を通じて評価担当者としての共通認識を深めた。なお、研修終了後に行うアンケート調査（各設問に対し「そう思う」から「そう思わない」を４又は５段階で回答）では、例えば以下のような設問について、おおむね肯定的な回答が得られている。

【アンケート調査の設問例】

「法科大学院認証評価に関する理解が深まった」
「説明がわかりやすかった」
「資料がわかりやすかった」

「説明内容の分量が十分であった」
「進行が適切であった」
「この研修に満足した」

評価担当者に対する研修（法科大学院）

| （中期目標期間） | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 法科大学院認証評価に係る評価担当者に対する研修（人） | 12 | 8 | － | 24 | 44 |
| 教員組織調査担当者に対する研修（人） | 2 | － | － | 7 | 5 |

## 第３期中期計画－Ⅱ

２　教育研究活動等の評価
（１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価
②　大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価
ウ　本中期目標期間中に、機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

## 実績・参考データ

### 各年度に実施した認証評価の検証

毎年度、機構内に研究開発部と評価事業部によるワーキンググループを組織し、前年度に実施した大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価に関して、評価の有効性・適切性を検証した。具体的には、評価終了後に評価対象校及び評価担当者に対して実施したアンケート調査の回答の傾向や意見の内容を整理・分析し、機構が定める評価基準等が評価の目的に照らして適切であったか、評価が対象校にどのような効果・影響を与えたかなどを検証した。当該検証結果は報告書としてとりまとめ、毎年度末にウェブサイトで公表した。なお、これまで原則毎年度作成していた検証報告書は、年度による評価実施校数のばらつき等も考慮し、平成30年度よりサイクルごとの中間及び最終の年度にまとめて作成することとした。

なお、アンケート調査の結果については、毎年度、検証に先立って機構内の評価実施担当者にフィードバックするとともに、寄せられた意見に基づいて説明会における理解向上に努め、平成26年度には評価者の評価作業の参考となる「判定ガイドライン」を作成したほか、訪問調査における面談の選出基準を早めに通知するなどの改善を図った。

○　平成25年度に実施した認証評価に関する検証結果報告書
・大学機関別認証評価
・高等専門学校機関別認証評価
・法科大学院認証評価
https://www.niad.ac.jp/evaluation/re_verification/each_year/1264801_989.html

○　平成26年度に実施した認証評価に関する検証結果報告書
・大学機関別認証評価
・高等専門学校機関別認証評価
https://www.niad.ac.jp/evaluation/re_verification/each_year/1288551_989.html

○　平成27年度に実施した認証評価に関する検証結果報告書
・大学機関別認証評価
・法科大学院認証評価（平成26年度実施分を含む）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/re_verification/each_year/1310802_989.html

○　平成28年度に実施した認証評価に関する検証結果報告書
・大学機関別認証評価
https://www.niad.ac.jp/evaluation/re_verification/each_year/1326251_989.html

## 大学及び高等専門学校の機関別認証評価に係る２巡目の中間検証

大学及び高等専門学校は、７年以内に一度、認証評価を受審することが義務付けられており、高等専門学校は平成29年度までに、大学は平成30年度までに、評価を受ける必要があるすべての機関が二度目の評価を受ける予定である（２巡目の認証評価）。

２巡目に実施した認証評価の検証に先立ち、評価対象校及び評価担当者に対して毎年度実施したアンケート結果の分析並びに評価結果の分析等により、大学及び高等専門学校の機関別認証評価に係る２巡目の中間検証を報告書としてとりまとめ、平成28年３月にそれぞれ公表した。検証結果については、大学機関別認証評価及び高等専門学校機関別認証評価の３巡目基準改定検討ワーキンググループの検討等に活用した。

○　大学機関別認証評価に関する第２サイクルの中間検証報告書
http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/jouhou/__icsFiles/afieldfile/2016/06/13/no6_12_dai2chukanmatome.daigaku.pdf

○　高等専門学校機関別認証評価に関する第２サイクルの中間検証報告書
http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/jouhou/__icsFiles/afieldfile/2016/05/17/no6_12_dai2chukanmatome.kousen.pdf

## 高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価に係る２巡目の検証

高等専門学校機関別認証評価は平成29年度に２巡目を終えたことから、２巡目に実施した評価の検証作業を行い、平成31年３月に報告書をとりまとめ、公表を行った。

○　高等専門学校機関別認証評価に関する２巡目の検証結果報告書
https://www.niad.ac.jp/media/006/201903/no6_12_2zyunmehoukoku.pdf

また、法科大学院については、５年以内に一度、認証評価を受審することが義務付けられており、平成27年度までに評価を受ける必要があるすべての機関が二度目の評価を受けた（２巡目の認証評価）ことから、２巡目に実施した法科大学院認証評価の検証作業を行い、平成30年９月に報告書をとりまとめ、公表を行った。

○　法科大学院認証評価に関する２巡目の検証結果報告書
https://www.niad.ac.jp/media/006/201812/no6_12_2zyunmehoukoku.pdf

## 認証評価機関としての自己点検・評価の実施

認証評価機関としてのPDCAサイクルを確立・機能させるため、学校教育法第110条第２項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第２条第４号に基づき、

「認証評価に関する検証ＷＧ」において、機構の認証評価事業における「評価基準」「評価方法」「認証評価の実施状況」「組織及び運営の状況」の４項目について、法令に照らして適切かの自己点検・評価を実施し、平成30年９月に文部科学省に自己点検・評価報告書を提出した。

これを受け、12月に中央教育審議会大学分科会に設けられた審査委員会による書面確認及びヒアリングが実施され、平成31年３月に審査委員会委員からのコメントが通知されるとともに自己点検・評価報告書を公表した。

## ３巡目に向けた評価基準の改定等

令和元年度からの大学機関別認証評価３巡目の開始に向け、平成28年度に検討ワーキンググループを設置し、評価基準、評価方法、評価体制等に関する事項について、評価の現代化や効率化等を踏まえた検討を行った。平成29年９月に開催された大学機関別認証評価委員会（平成29年度第２回）において「大学機関別認証評価実施大綱（案）」及び「大学評価基準（案）」をとりまとめ、意見公募手続（パブリックコメント）を経て、「大学機関別認証評価実施大綱」、「大学評価基準」等を改定した。改定した実施大綱等については、文部科学大臣に届け出た後、ウェブサイトに掲載し、大学と各関係機関等に周知した。また、大学に対して平成30年10月に説明会を開催した。

高等専門学校機関別認証評価については、平成30年度からの３巡目の開始に向け、平成27年度に検討ワーキンググループを設置し、評価基準、評価方法、評価体制等に関する事項について、評価に関する検証結果及び国の制度改正等を踏まえた検討を行い、平成28年９月に開催された高等専門学校機関別認証評価委員会（平成28年度第２回）において「高等専門学校機関別認証評価実施大綱（案）」及び「高等専門学校評価基準（案）」をとりまとめ、意見公募手続（パブリックコメント）を経て、平成29年１月に開催された高等専門学校機関別認証評価委員会（平成29年度第３回）において「高等専門学校機関別認証評価実施大綱」、「高等専門学校評価基準」等を改定した。改定した実施大綱等については、文部科学大臣に届け出た後、ウェブサイトに掲載し、高等専門学校と各関係機関等に周知した。

法科大学院認証評価については、平成28年度からの法科大学院認証評価３巡目の開始に向け、法科大学院認証評価検討ワーキンググループにおいて、評価基準、評価方法（適格認定の判断方法を含む。）、評価体制等に関する事項について検討を行った。平成27年６月に開催された法科大学院認証評価委員会（平成27年度第１回）において「法科大学院評価基準要綱（案）」としてとりまとめ、意見公募手続（パブリックコメント）を経て、「法科大学院評価基準要綱」等を改定した。改定した基準要綱については、文部科学大臣に届け出た後、ウェブサイトに掲載し、すべての法科大学院を置く大学と各関係機関等に周知した。

## 第３期中期計画－Ⅱ

２　教育研究活動等の評価
（１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価
②　大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価
エ　民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、機構自らが実施する認証評価について、本中期目標期間中にその数を段階的に削減し将来的な廃止を含めた在り方を検討する。

## 実績・参考データ

### 取組状況

実施校数の段階的な削減や、将来的な廃止も含めた在り方について検討するため、毎年度、以下の取組を行った。

・　認証評価機関連絡協議会等を通じ、民間認証評価機関の動向等の情報の共有。
・　次年度以降の申請校把握を目的とした意向調査の実施。

また、認証評価事業の今後の在り方を検討するため、平成27年９月に設置した「認証評価事業の将来検討タスクフォース」における議論に基づき、機構は、民間の認証評価機関における評価の実施体制の整備状況や評価を受ける教育機関への影響、中央教育審議会における認証評価制度の改善に向けた議論の状況を踏まえつつ、認証評価制度全体の質の保証・向上を担う先導的な機能をより重視し、我が国の認証評価を発展させていくべきと考えており、第３期中期目標期間中においては、以下の取組などにより認証評価制度全体の先導的役割を果たしたことから、第４期中期目標期間においても引き続き、先導的役割を果たすべきものと考える。

○　我が国の認証評価制度全体の質の保証・向上を図るため、「教育の内部質保証に関するガイドライン（平成28年度）」や「大学教育における分野別質保証の在り方に関する調査研究（平成26～28年度）」などの評価に関する調査研究を実施。

○　海外の質保証ネットワークに参加のほか、海外の質保証機関と覚書を締結し、国際的な質保証に関する情報収集やスタッフ交流、調査研究等を実施。

○　「高等教育に関する質保証関係用語集」のほか、国内外の高等教育制度及び質保証制度をまとめた刊行物・ブリーフィング資料（15カ国）等を含む「インフォメーション・パッケージ」を作成。国際連携ウェブサイトを設け、これらの刊行物・資料を無料でダウンロードできるほか、諸外国の高等教育の質保証動向を記事（年間約100件）にして適時発信。

○　日本の高等教育における質保証文化の定着に資するため、「大学質保証フォーラム」を年１回開催。

○　日中韓の政府が共同で2013年より実施する「キャンパス・アジア」プログラムへの質保証の取組として、機構は中韓の質保証機関と共同で、国際共同教育プログラムの質保証の

手法等を構築し、モニタリングを実施。2016年に優良事例集、2017年に質保証ガイドラインを作成して公表したが、これらの成果が評価され、2018APQNクオリティ・アワードを中韓の質保証機関と共同受賞。これまでの経験を踏まえ、平成28年に新規採択された日中韓の大学コンソーシアムに対し、平成30年より新たな手法によってモニタリングを実施。

○　米国高等教育アクレディテーション協議会国際質グループ(CHEA International Quality Group: CIQG）が発表した、高等教育の質について国際的な共通理解を促すために策定した原則に関して、同意の覚書を締結。

## 認証評価機関連絡協議会における活動

我が国の高等教育の質の保証と認証評価の充実に向けた関係者間の意識の醸成を図るとともに、認証評価機関間の連携及び情報の共有を促進することを目的とする、「認証評価機関連絡協議会」（機関別及び専門分野別の認証評価機関13機関により組織）に参画し、機構は議長機関として同協議会の事務局を務め、平成26年度から平成30年度末までに協議会を年２回（第３期中期目標期間中、計10回）、協議会の下に設置されたワーキンググループを計６回開催した。同協議会及びワーキンググループでは、各評価機関における評価人材育成のための研修の充実や評価結果の活用、評価方法等に関する諸課題の改善、諸外国の動向等を踏まえた評価活動の新たな方向性等についての議論や文部科学省との意見交換を行い、機構は事務局として議論を主導したことにおいても、認証評価制度全体の先導的役割を果たしたといえる。

平成27年度には、認証評価において大学ポートレートを活用するために必要なデータ項目・定義について検討し、大学ポートレート運営会議へ「大学ポートレートの充実についての要望書」を提出した。要望書に対する回答を受け、平成28年度には各機関が共通で用いる共通基礎データ様式を作成し、平成30年度の認証評価から活用するなど、認証評価で使用するデータの共通化・共有化を図った。なお、大学ポートレートのデータの活用については、令和元年度からシステムによるデータの受入れを開始し、令和２年度に実施する認証評価から活用することを予定している。

また、平成27年４月の同協議会ウェブサイトの立ち上げや、平成28年９月の同協議会リーフレットの作成を通じ、認証評価に対する情報発信や社会的認知度の向上に取り組んだ。

## 第３期中期計画－Ⅱ

２　教育研究活動等の評価
（１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価
②　大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価
オ　認証評価制度全体の改善に資するための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。

## 実績・参考データ

事業経費

タブレット端末を利用した会議資料の電子媒体での提供、オンラインストレージを利用した資料の事前送付などにより、経費の削減と業務の効率化を図り、機関別認証評価事業を実施するために必要な経費については評価手数料収入により賄った。

## 第３期中期計画－Ⅱ

２　教育研究活動等の評価
（１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価
②　大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価
カ　法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減する。

## 実績・参考データ

### 取組状況

政府における法曹養成制度改革の動向把握に努めつつ、運営費交付金の負担割合の削減について検討を行い、平成28年度に、第２期中期目標期間中の約75％から70%以下に引き下げることを目標として設定した。

目標達成のため、平成29年度に実施する法科大学院認証評価から評価手数料を引き上げるとともに、タブレット端末を利用した会議資料の電子媒体での提供、オンラインストレージを利用した資料の事前送付等の取組により、経費の削減と業務の効率化を図り、第３期中期目標期間中における運営費交付金投入割合について、66.4%に削減した。

# Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

〔中期目標〕Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

２　教育研究活動等の評価

（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価

文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の質の向上と個性の伸長に資するとともに、社会に対する説明責任を果たすことを実施方針とし、国立大学法人及び大学共同利用機関法人90法人の教育研究の状況についての評価を適切に実施する。

〔中期計画〕Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

２　教育研究活動等の評価

（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価

ア　国立大学法人及び大学共同利用機関法人90法人の第２期中期目標期間における教育研究の状況について、評価を行い、評価結果について、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出するとともに、社会に公表する。

イ　効率的かつ効果的に評価を実施できるよう、評価体制等を構築し、大学の教育情報に係るデータベースを活用するとともに、評価担当者の研修を実施する。

ウ　国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第２期中期目標期間における教育研究の状況の評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うこと等により検証し、第３期の評価に向けた評価方法を改善するための検討を行う。

Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

## 財務情報及び人員に関する情報

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 経常費用（千円） | 94,701 | 230,661 | 614,081 | 141,021 | 123,740 |
| 経常収益（千円） | 94,701 | 230,661 | 614,137 | 152,476 | 135,308 |
| うち運営費交付金収益（千円） | 88,353 | 221,351 | 604,359 | 148,893 | 132,778 |
| うちその他収入（千円） | 6,348 | 9,310 | 9,778 | 3,583 | 2,530 |
| 従事人員数（人） | 7.8(1) | 17.3(1) | 46.1(15) | 11.9(1) | 8.7(1) |

注）従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）
なお、評価項目Ⅱ-7（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

## 自己評価の結果

| 中期計画 | 評定 | 根　拠 |
|---|---|---|
| ２　教育研究活動等の評価<br>（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価<br>ア　国立大学法人及び大学共同利用機関法人 90 法人の第２期中期目標期間における教育研究の状況について、評価を行い、評価結果について、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出するとともに、社会に公表する。<br>イ　効率的かつ効果的に評価を実施できるよう、評価体制等を構築し、大学の教育情報に係るデータベースを活用するとともに、評価担当者の研修を実施する。<br>ウ　国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第２期中期目標期間における教育研究の状況の評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うこと等により検証し、第３期の評価に向けた評価方法を改善するための検討を行う。 | B | 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第２期中期目標期間における教育研究の状況について、平成28年度に評価を実施し、平成29年４月には評価報告書を文部科学省国立大学法人評価委員会に提出するとともに、同年６月に公表した。<br>本評価の実施にあたっては、達成状況判定会議、現況分析部会、研究業績水準判定組織等の評価体制を構築し、平成28年2月～3月に評価者となる専門委員に対して、教育研究評価の目的、内容、方法等に関する研修を実施し、共通認識を深めた。<br>第２期中期目標期間における教育研究の状況の評価の検証を行うため、評価者及び国立大学法人等にアンケート調査を実施し、アンケート結果を集計・分析の上とりまとめ、平成30年３月に検証結果報告書を公表した。<br>第３期中期目標期間における教育研究の状況についての評価に向けた評価方法の検討にあたっては、国立大学教育研究評価委員会の下にワーキンググループを設置するなど、第３期中期目標期間における教育研究の状況についての評価の検討を行うための体制を整備し、第２期の検証を踏まえた「評価実施要項（案）」等について検討を行い、平成30年３月に開催した国立大学教育研究評価委員会において、「評価実施要項（案）」を審議・決定の上、意見公募手続（パブリックコメント）を実施した。<br>平成30年度には、意見公募手続（パブリックコメント）を踏まえて、「評価実施要項」を確定し、社会に公表するとともに、国立大学法人等に説明会を開催した。さらに、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定について、意見公募手続（パブリックコメント）を踏まえて平成31年３月に開催した国立大学教育研究評価委員会において審議・決定の上、社会に向けて公表した。<br>以上のことから中期計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。<br>＜課題と対応＞<br>特記すべき課題は検出していない。 |

## 第３期中期計画－Ⅱ

２　教育研究活動等の評価
（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価
ア　国立大学法人及び大学共同利用機関法人90法人の第２期中期目標期間における教育研究の状況について、評価を行い、評価結果について、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出するとともに、社会に公表する。

## 実績・参考データ

### 第２期中期目標期間における教育研究の状況についての評価の実施

第２期中期目標期間における教育研究の状況について、国立大学法人及び大学共同利用機関法人から平成28年５月末に研究業績説明書、同年６月末に中期目標の達成状況報告書及び学部・研究科等の現況調査表の提出を受け、評価を開始した。

研究業績水準判定組織では、研究業績説明書に基づき、研究分野ごとに研究業績の水準を判定し、研究業績の水準判定結果をとりまとめた一覧表を現況分析部会及び達成状況判定会議へ提供した。

現況分析部会では、分野別に編成された10の学系部会において、文部科学省国立大学法人評価委員会が定めた学部・研究科等の1,429組織の現況について分析を行った。平成28年７月から８月にかけて学部・研究科等の現況調査表や研究業績の水準判定結果等に基づいて書面調査を行った後、平成28年９月及び11月に現況分析部会（第１回及び第２回）を開催して現況分析結果（原案）を審議・確定し、同年12月開催の運営小委員会（現況分析部会）で調整の上、達成状況判定会議へ提出した。

達成状況判定会議では、評価の対象となる国立大学法人及び大学共同利用機関法人を各法人の規模や専門性等を踏まえて８つのグループに分け、中期目標の達成状況の分析を行った。平成28年７月から10月にかけて中期目標の達成状況報告書や現況分析結果等に基づいて書面調査を行った後、同年10月～11月に達成状況判定会議（第１回）を開催し、平成29年１月にはヒアリングを実施した。ヒアリング結果を踏まえ、同年２月には達成状況判定会議（第２回）を開催して中期目標の達成状況の評価結果（原案）を審議・確定し、同月開催の運営小委員会（達成状況判定会議）で調整の上、国立大学教育研究評価委員会に評価報告書（原案）として提出した。

平成29年２月末に国立大学教育研究評価委員会を開催し、第２期中期目標期間における教育研究の状況についての評価報告書（原案）を審議・決定した。その後、同年３月に評価報告書（案）として各国立大学法人等に送付し、意見申立ての期間を設けた。

平成29年４月には意見申立審査会を経て国立大学教育研究評価委員会において評価報告書を確定するとともに文部科学省国立大学法人評価委員会に提供し、同年６月にはウェブサイトにて公表し、社会に向けて情報発信を行った。

○　国立大学法人等の第２期中期目標期間における教育研究の状況の評価結果について（平成29年６月）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/hyoukakekka_h28/

## 第３期中期計画－Ⅱ

２　教育研究活動等の評価
（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価
イ　効率的かつ効果的に評価を実施できるよう、評価体制等を構築し、大学の教育情報に係るデータベースを活用するとともに、評価担当者の研修を実施する。

## 実績・参考データ

### 評価実施体制の整備

第２期中期目標期間における教育研究の状況についての評価を実施するため、国立大学教育研究評価委員会の下に達成状況判定会議（８グループ、委員８人及び専門委員178人）、現況分析部会（10学系部会、専門委員252人）及び研究業績水準判定組織（専門委員580人）を設置した。

また、グループ間・部会間の調整を行うために、達成状況判定会議や現況分析部会等の委員及び専門委員で構成する運営小委員会を設置したほか、評価結果に対する意見申立の審査のために、意見申立審査会（委員４人、専門委員４人）を設置した。

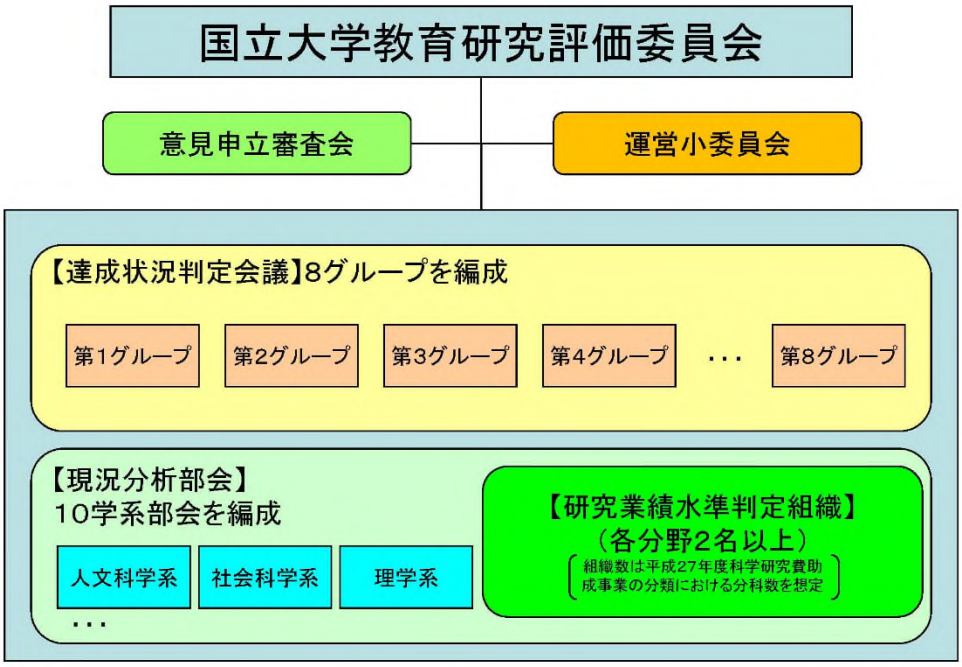


### 大学の教育情報に係るデータベースの活用

各法人から提出されたデータを基に、機構の大学ポートレートを通じて、データ分析集・入力データ集を作成の上、法人及び評価者に提供し、第２期中期目標期間における教育研究の状況の評価に使用した。

## 評価担当者の研修

第２期中期目標期間の教育研究の状況についての評価の実施にあたって、評価者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑に職務を遂行できるよう、平成28年２月～３月に評価者となる専門委員（達成状況判定会議161人、現況分析部会238人、研究業績水準判定組織513人）に対して研修会を実施した。研修会においては、教育研究評価の目的、内容、方法等に関する研修を実施し、質疑応答等により、共通認識を深めた。

## その他

第２期中期目標期間の教育研究の状況についての評価を効率的かつ効果的に実施できるよう、平成26年３月から４月にかけて実施した「評価作業マニュアル（案）」の意見公募手続（パブリックコメント）に対し、寄せられた意見を検討し、同年７月に開催した国立大学教育研究評価委員会（第38回）において、「評価作業マニュアル」を決定した。その後、同年８月に大阪、東京で、国立大学法人等の評価実務担当者に対する説明会を開催し、「評価作業マニュアル」の内容等について説明した。また、評価実施に関し、法人に説明すべき事項を「Ｑ＆Ａ」としてとりまとめ、平成27年３月にウェブサイトに公表した。

○　第２期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価作業マニュアル（案）」、「評価実施要項（改訂案）」及び「実績報告書作成要領（改訂案）」に関する意見募集の実施について（平成26年３月）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/kanren_h28/1239602_926.html

○　国立大学教育研究評価委員会　第38回（平成26年７月３日開催）
資料２－３「評価作業マニュアル（案）」等の改定等について（案）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/kokurituhyoukaiin/1244801_889.html

○　「国立大学法人等評価実務担当者説明会」の実施について（平成26年８月）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/kanren_h28/1251801_926.html

○　第２期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に関するＱ＆Ａについて（平成27年３月）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/kanren_h28/1267503_926.html

## 第３期中期計画－Ⅱ

２　教育研究活動等の評価
（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価
ウ　国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第２期中期目標期間における教育研究の状況の評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うこと等により検証し、第３期の評価に向けた評価方法を改善するための検討を行う。

## 実績・参考データ

### 第２期中期目標期間における教育研究の状況についての評価の検証

第２期中期目標期間における教育研究の状況についての評価の検証を行うため、評価者1,010名及び国立大学法人及び大学共同利用機関法人にアンケート調査を実施し、アンケート結果を集計・分析の上とりまとめ、平成30年３月に検証結果報告書を公表した。

指摘された点については、第３期中期目標期間における評価の評価方法の検討に活用している。

○　「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における教育研究の状況についての評価」に関する検証結果報告書（第２期中期目標期間）（平成30年３月）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/kanren_h28/1325601_926.html

### 第３期中期目標期間における教育研究の状況についての評価方法の検討

第３期中期目標期間における教育研究の状況についての評価に向けた評価方法の検討にあたっては、国立大学教育研究評価委員会の下にワーキンググループを設置するとともに、機構内の評価事業連絡会議の下に国立大学法人評価ワーキンググループを組織するなど、第３期中期目標期間における教育研究の状況についての評価の検討を行うための体制を整備し、第２期の検証を踏まえた「評価実施要項（案）」等について検討を行った。

「評価実施要項（案）」については、平成30年３月に開催した国立大学教育研究評価委員会において審議・決定の上、意見公募手続（パブリックコメント）を実施した。

平成30年度には、意見公募手続（パブリックコメント）を踏まえて、平成30年６月に開催した国立大学教育研究評価委員会において「評価実施要項」を確定し、社会に公表するとともに国立大学法人等に説明会を開催した。さらに、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定について、平成31年１月に意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、提出された意見を踏まえて、３月に開催した国立大学教育研究評価委員会において審議・決定の上、社会に公表した。

評価方法の改善の一環として、分野ごとの特性を踏まえた評価方法の検討を行う学系別検討チームを国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループの下に立ち上げ、現況分析における記載項目等について学系別に検討を行った。

中期目標期間における教育研究の状況の評価に関する法人からの意見の集約や共通理解の促進のため、平成30年２月に「中期目標期間における教育研究の状況の評価に係る意見交換会」を実施した。その際の法人からの意見については、第３期中期目標期間の教育研

究の状況についての評価の制度設計への活用を図っている。

第３期中期目標期間における教育研究の状況についての評価に活用するデータ収集について、第２期中期目標期間と同様の指標及び項目に基づき収集を行い、提出されたデータの整理作業を行った。また、第３期中期目標期間における教育研究の状況についての評価に活用する指標及び項目についての検討を行った。

○　第３期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る「評価実施要項（案）」に関する意見募集の実施について（平成30年３月）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/kanren_h29/1326501_926.html

○　第３期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る「評価実施要項」の決定及び意見募集の結果について（平成30年６月）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/kanren_h29/entry-3367.html

○　「国立大学法人等評価実務担当者説明会」の実施について
https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/kanren_h29/entry-3439.html

○　第３期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る「実績報告書作成要領（案）」、「評価作業マニュアル（案）」及び「実績報告書作成要領、評価作業マニュアルの策定に伴う評価実施要項の改正（案）」に関する意見募集の実施について
https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/kanren_h29/entry-3587.html

○　第３期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の決定、「評価実施要項」の改訂及び意見募集の結果について
https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/kanren_h29/entry-3658.html

# Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

〔中期目標〕Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

３　施設費貸付事業及び施設費交付事業

国立大学法人等の健全かつ安定的な運営のため、機構は、我が国の高等教育及び学術研究の中心的な役割を果たしている国立大学法人等における教育研究環境の整備充実と財務及び経営の改善を図ることにより、国立大学法人等が、より一層、活性化及び発展し、社会に貢献できるよう支援することを基本とする。

国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、質の高い、安全な教育研究環境の確保が求められていることから、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、機構において、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。また、訪問調査を年に５回以上実施することにより、事業が適切に機能しているかを確認する。

なお、事業の実施にあたっては、法令等を遵守し、国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務の推進に努める。

（１）施設費貸付事業については、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、毎年度、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。特に、大学附属病院については、近年の社会情勢や医療構造の変化に対応すべく教育・研究・診療等の機能を確実に提供することが求められていることから、これらを十分に踏まえた資金の貸付けを実施する。

それに際しては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達を実施するとともに、国立大学法人等の収支状況等に即した精度の高い審査を実施し、債権の確実な償還に努め、債権を確実に回収する。

（２）施設費交付事業については、毎年度、国立大学法人等に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。

なお、中長期的視点からその在り方及び財源の確保について検討を行い、本中期目標期間中に一定の結論を得る。

〔中期計画〕Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

３　施設費貸付事業及び施設費交付事業

国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、質の高い、安全な教育研究環境の確保が求められていることから、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。

なお、事業の実施にあたっては、法令等を遵守し、国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務実施に努める。

（１）施設費貸付事業

①　文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。

②　貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。

その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。

③　貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。

また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。

なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。

④　貸付事業に係る債権について確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行うため、年間５箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。

⑤　民間資金の調達にあたり、ＩＲ活動として年間５箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。

⑥　機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析を行う。

（２）施設費交付事業

①　文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

②　施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、年間５箇所以上の交付先訪問調査を実施する。

③　交付事業財源の確保について、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関との連携を図るとともに、外部有識者、専門家の協力を得る等により本中期計画期間中に具体的な検討を行い、一定の結論を得る。

Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

## 財務情報及び人員に関する情報

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 経常費用（千円） | 18,887,793 | 16,890,220 | 13,340,682 | 11,080,051 | 9,388,395 |
| 経常利益（千円） | 16,516,690 | 14,490,638 | 13,346,947 | 10,545,271 | 7,387,702 |
| 行政サービス実施コスト（千円） | － | － | － | － | － |
| 従事人員数（人） | 7 | 7 | 11.0(3) | 13.1(4) | 13.1(4) |

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
　表中の情報は、センターの事業（施設費貸付事業・施設費交付事業・承継財産等処理）にかかるものを合算

## 自己評価の結果

| 中期計画 | 評定 | 根　拠 |
|---|---|---|
| 国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、質の高い、安全な教育研究環境の確保が求められていることから、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。<br>なお、事業の実施にあたっては、法令等を遵守し、国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務実施に努める。<br><br>（１）施設費貸付事業<br>①　文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。<br>②　貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。<br>その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。<br>③　貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。<br>また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。<br>なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。<br>④　貸付事業に係る債権について確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行うため、年間５箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。<br>⑤　民間資金の調達にあたり、ＩＲ活動として年間５箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。<br>⑥　機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析を行う。 | B | 施設費貸付事業の適切な執行に向け、文部科学省及び国立大学法人と連携し、情報共有等を図りつつ、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを適切に行っている。<br>施設費貸付事業の財源として財政融資資金から長期借入れを行うとともに、債券の発行により市場から効率的に資金調達を行っている。<br>施設費貸付事業については、「国立大学施設支援センター貸付審査会」を設置し、関係規則に基づき、事業目的及び内容が文部科学大臣の定めた範囲内であり、かつ償還能力及び担保能力があるか、大学附属病院の公的使命を果たしているか等を総合的に審査する体制を構築しており、内部統制の強化及び審査の向上に努めつつ、適正に実施している。<br>貸付金の回収にあたっては、貸付先に払込通知書を発行・送付するとともに、各国立大学法人から提出される状況報告書や財務諸表等により、財務状況等の確認を行っている。また、延べ34法人に対して、貸付対象事業に係る現地調査を実施し、事業の執行状況の確認や法人からの意見聴取等を行っている。毎年度の国立大学法人からの債権回収率及び財政融資資金への債務償還率はともに100%であり、適切に実施している。<br>資金調達に係る債券の発行に際し、ＩＲ活動の一環として、主幹事証券会社の販売戦略に基づき最適な投資家層を把握し、地方投資家等を対象に個別投資家訪問を延べ83箇所実施した。<br>「病院経営分析検討チーム」、「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG」、「国立大学法人の財務等に関する勉強会」を開催し、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析を行っている。また、その成果として、ワークショップの開催や冊子・データのとりまとめを行い、国立大学法人へ提供している。<br>さらに、各国立大学法人の前事業年度の財務諸表等について、国立大学の財務に係る調査、分析、データのとりまとめを行い、当該成果物である「国立大学法人の財務」を毎年度刊行している。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 以上のことから中期計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。 |
| | | ＜課題と対応＞<br>特記すべき課題は検出していない。 |
| （２）施設費交付事業<br>①　文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。<br>②　施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、年間５箇所以上の交付先訪問調査を実施する。<br>③　交付事業財源の確保について、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関との連携を図るとともに、外部有識者、専門家の協力を得る等により本中期計画期間中に具体的な検討を行い、一定の結論を得る。 | Ｂ | 施設費交付事業の適切な執行に向け、文部科学省及び国立大学法人と連携し、情報共有等を図りつつ、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として適切に交付を行っている。<br>各国立大学法人等の交付申請額や事業目的・内容の審査と交付決定後の事業実績の審査を適切に行っており、また、延べ65法人に対し、施設費交付対象事業に係る現地調査を実施するなど、施設費交付事業に係る予算執行の適正を期している。<br>国立大学法人等が保有している資産（未利用の土地、建物及び資金等）の有効活用方策等の検討に資するため、文部科学省、民間金融機関及び私立大学の資金運用を行っている民間団体から講師を招き、「資産活用に関する勉強会」を14回開催している。<br>また、交付事業財源の確保等について、「施設費交付事業財源の確保等に関する検討会」における検討結果に基づき、一定の結論を取りまとめたものを基にした「施設費交付事業の概要」を作成し、施設担当者に交付事業の現状及び資産の有効活用について説明を行った。また、交付先訪問調査（現地調査）の際にも土地処分の可能性について直接確認を行うとともに、交付事業の趣旨について周知を図った。<br>以上のことから中期計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。 |
| | | ＜課題と対応＞<br>特記すべき課題は検出していない。 |

## 第３期中期計画－Ⅱ

３　施設費貸付事業及び施設費交付事業

国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、質の高い、安全な教育研究環境の確保が求められていることから、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。

なお、事業の実施にあたっては、法令等を遵守し、国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務実施に努める。

## 実績・参考データ

標記計画に係る実績等は、以降の具体的な事項における実績・参考データにおいて記載済み。

## 第３期中期計画－Ⅱ

３　施設費貸付事業及び施設費交付事業
（１）施設費貸付事業
①　文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。

## 実績・参考データ

### 施設費貸付事業の実績

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、附属病院の施設整備等に必要な資金として、第３期中期目標期間において289,394百万円の貸付けを行った。なお、大学共同利用機関法人及び国立大学の移転に対する貸付けの実績はなかった。

また、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」において、当該貸付けに係る国立大学法人等の事業の適切な執行に資するよう、各法人の施設担当部課長等に対し、貸付事業の留意点等について毎回説明を行った。さらに、各国立大学法人に対して毎年度事務連絡を発出し、当該年度の最終貸付けのスケジュールについて周知徹底を図った。

○　施設費貸付事業実績

（単位：百万円）

| 区分 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 施設整備費 | (32 法人)<br>(62 事業)<br>36,797 | (33 法人)<br>(66 事業)<br>43,778 | (30 法人)<br>(59 事業)<br>40,621 | (31 法人)<br>(51 事業)<br>35,004 | (25 法人)<br>(40 事業)<br>27,894 | (151 法人)<br>(278 事業)<br>184,094 |
| 病院特別医療器械整備費（設備整備） | (20 法人)<br>(21 事業)<br>19,700 | (21 法人)<br>(25 事業)<br>19,647 | (21 法人)<br>(25 事業)<br>15,303 | (22 法人)<br>(28 事業)<br>32,056 | (24 法人)<br>(25 事業)<br>18,594 | (108 法人)<br>(124 事業)<br>105,300 |
| 合計 | (35 法人)<br>(83 事業)<br>56,497 | (34 法人)<br>(91 事業)<br>63,425 | (34 法人)<br>(84 事業)<br>55,924 | (35 法人)<br>(79 事業)<br>67,060 | (30 法人)<br>(65 事業)<br>46,488 | (168 法人)<br>(402 事業)<br>289,394 |

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

※合計欄の法人数及び事業数は延べ数である。

○　施設費貸付事業による整備例

【新病棟】
（山梨大学）

◆　特定機能病院として急性期医療の充実・先進医療への取組を加速するため、最先端の高度医療を提供できる施設を整備するとともに、屋上ヘリポートを設置して救急施設・ICU へ直結させたほか、個室の増床や設備の充実により療養環境を改善。

【中央診療棟】
（長崎大学）

◆　社会の医療ニーズに合わせて大学病院の機能を強化するため、中央診療部門を集約するとともに、近年の高難度手術の増加傾向を踏まえて手術室や集中治療室を増室したほか、ドクターヘリを活用した救急医療に対応するため、ヘリポートを新設。

【デジタルガンマカメラシステム】
（金沢大学）

◆　画像診断における医療の質を十分に確保するため、現有機器の老朽化に伴い、近年の診療の高度化に対応できる性能を備えた機器に更新。

【低侵襲手術支援システム】
（徳島大学）

◆　安全で負担が少ない医療を提供するため、“外科手術”と“血管内治療”を組み合わせた治療を可能とする“ハイブリッド手術システム”を設置するとともに、高機能手術室全体の設備を総合的に整備。

## 第３期中期計画

３　施設費貸付事業及び施設費交付事業
（１）施設費貸付事業
②　貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。
その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。

## 実績・参考データ

### 施設費貸付事業の財源

《長期借入れによる資金の調達》
施設費貸付事業の財源として、第３期中期目標期間において財政融資資金から267,481百万円の長期借入れを行った。

《債券発行による資金の調達》
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券（５年債・50億円）（平成26年度、平成27年度は独立行政法人国立大学財務・経営センター債券）を毎年度発行し、第３期中期目標期間において市場から25,000百万円の資金調達を行った。
発行に向けては、毎年度、主幹事証券会社、受託会社及び格付け機関の選定を行い、ＩＲ（インベスター・リレーションズ）資料を作成し、ウェブサイトへ掲載するとともに、個別投資家訪問を行うなど、ＩＲ活動を積極的に実施した。また、投資家向けの債券内容説明書を作成し公開することで、機構の事業内容や財務状況等の透明性の確保に努めた。また、発行体（機構）及び債券の信用格付取得のため格付会社による調査を受審し、発行体及び債券の信用格付は、第３期中期目標期間中、毎年度ＡＡを取得している。

○　資金調達実績

（単位：百万円）

| 区分 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 財政融資資金 | 52,287 | 58,789 | 51,653 | 62,567 | 42,185 | 267,481 |
| 債券発行額<br>(財投機関債) | 5,000<br>(4,211) | 5,000<br>(4,636) | 5,000<br>(4,271) | 5,000<br>(4,493) | 5,000<br>(4,304) | 25,000<br>(21,913) |
| 合計 | 57,287 | 63,789 | 56,653 | 67,567 | 47,185 | 292,481 |

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。
※債券発行額について、(　)内の数値は既発行債券の償還分を除いた額（内数）である。

Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○　ＩＲ資料＜抜粋＞

＜平成27年度版＞※　旧国立大学・財務経営センター発行

＜平成30年度版＞

## 第３期中期計画－Ⅱ

３　施設費貸付事業及び施設費交付事業
（１）施設費貸付事業
③　貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。
また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。
なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。

## 実績・参考データ

### 償還確実性の審査等

貸付けの審査にあたり、「施設費貸付規則」、「貸付金債権管理規則」、「施設費貸付事業審査基準」等に基づき、事業目的・内容、償還能力、担保力及び教育・研究・診療等の公的使命を果たしているか等を総合的に審査した。平成28年６月からは「国立大学施設支援センター貸付審査会」を設置し、審査をより確実に実施できる体制を構築しており、第３期中期目標期間において36回の開催及び審査を実施した。

○　国立大学施設支援センター貸付審査会開催実績

| 区分 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 開催回数 | 12 回 | 12 回 | 12 回 | 36 回 |

## 第３期中期計画－Ⅱ

３　施設費貸付事業及び施設費交付事業
（１）施設費貸付事業
④　貸付事業に係る債権について確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行うため、年間５箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。

## 実績・参考データ

### 債権回収及び債務償還の確実な実施

「貸付金債権管理規則」等に基づき、国立大学法人からの貸付金債権の回収及び財政融資資金への長期借入金債務の償還及び債券の償還を確実に行った。貸付金の回収にあたっては、貸付先に払込通知書を発行・送付し、回収の確実性を確保した。

貸付先訪問調査（現地調査）については、過去の調査実績等を総合的に勘案し、第３期中期目標期間中に延べ34法人を対象に実施し、事業の執行状況の確認や法人からの意見聴取等を行っている

第３期中期目標期間における国立大学法人からの債権回収率並びに財政融資資金及び債券の債務償還率はともに100％である。（平成30年度末債務残高：601,330百万円）

○　貸付先訪問調査（現地調査）実施実績

| 区分 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 実施件数 | 5 箇所 | 6 箇所 | 7 箇所 | 7 箇所 | 9 箇所 | 34 箇所 |

○　債権回収及び債務償還実績

（単位：百万円）

| 区分 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 要元金回収額 | 31,041 | 32,670 | 33,978 | 35,384 | 36,222 | 169,296 |
| 元金回収額 | 31,041 | 32,670 | 33,978 | 35,384 | 36,222 | 169,296 |
| 利子回収額 | 5,556 | 5,017 | 4,307 | 3,518 | 2,803 | 21,202 |
| 要元金償還額(財政融資資金) | 26,830 | 28,034 | 29,708 | 30,891 | 31,919 | 147,382 |
| 要元金償還額（債券） | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 25,000 |
| 元金償還額(財政融資資金) | 26,830 | 28,034 | 29,708 | 30,891 | 31,919 | 147,382 |
| 元金償還額（債券） | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 25,000 |
| 利子支払額(財政融資資金) | 5,198 | 4,692 | 4,017 | 3,284 | 2,623 | 19,814 |
| 利子支払額（債券） | 117 | 90 | 60 | 39 | 30 | 335 |

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

※国立大学法人からの元金回収額と財政融資資金への元金償還額の差額は、債券償還財源に充当している。

※国立大学法人からの利子回収額と財政融資資金への利子支払額の差額は、債券に係る利子支払額及び債券発行諸費用に充当している。

## 第３期中期計画－Ⅱ

３　施設費貸付事業及び施設費交付事業
（１）施設費貸付事業
⑤　民間資金の調達にあたり、ＩＲ活動として年間５箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。

## 実績・参考データ

### ＩＲ活動の実績

貸付事業に係る民間資金調達としての機構債券の発行に際し、ＩＲ活動の一環として、主幹事証券会社の販売戦略に基づき中央及び地方の個別投資家訪問を、第３期中期目標期間中に延べ83箇所実施した。また、投資家と直接対話する主幹事証券会社の販売担当者に対する説明を実施した。

平成28年度からは、主幹事証券会社による施設費貸付先訪問を実施し、国立大学附属病院の役割や意義について、主幹事証券会社のレポートを通じて投資家へ発信した。

○　ＩＲ訪問実績

| 区分 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 訪問件数 | 9 箇所 | 10 箇所 | 15 箇所 | 23 箇所 | 26 箇所 | 83 箇所 |

## 第３期中期計画－Ⅱ

３　施設費貸付事業及び施設費交付事業
（１）施設費貸付事業
⑥　機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析を行う。

## 実績・参考データ

### 貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析に関する実績

《病院経営分析検討チーム及び国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方ＷＧ》

施設費貸付事業等を通して国立大学附属病院の公的機能の向上を図るため、国立大学施設支援センターが行う分析等の業務の在り方について検討することを目的に、「病院経営分析検討チーム」及びその下に「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方ＷＧ」（平成26年度は「国立大学病院施設の在り方ＷＧ」）を設置し、毎年度検討を行っている。

平成26年度は、医療設備における経費節減策について、国立大学附属病院関係者のほか、私立大学病院関係者、コンサルタントを交えて医療設備の共同調達の仕組み等について検討を行い、その結果を報告書としてとりまとめた。

平成27年度は、各国立大学附属病院における経営判断等に寄与することを目的に、国立大学法人の財務諸表等から見た病院経営のアラームとなる財務指標及びその可視化の実現に向けた検討を行い、冊子「国立大学附属病院における決算資料から見る経営判断の指標等について」としてとりまとめた。なお、当該指標等については、平成28年度以降毎年度更新版を作成し、各国立大学へ配布している。

平成28年度は、前年度にとりまとめた「国立大学附属病院における決算資料から見る経営判断の指標等」について、国立大学附属病院の病院経営企画担当者や大学本部の財務担当者を対象に、全国３会場（東京・岡山７月、名古屋８月）で説明会を実施した。説明会には、延べ44大学、200人の参加があった。また、全国国立大学病院事務部長会議と連携して「国立大学病院経営分析ワークショップ」（平成29年１月）を企画・開催し、国立大学附属病院の経営分析担当者を対象に、実践的な分析手法について検討を行った。ワークショップには、全国34大学から35人の参加があった。

平成29年度は、国立大学附属病院における事業継続性の担保及び内部での経営判断の材料として活用することを目的に、貸借対照表の作成について検討を行い、冊子「国立大学附属病院セグメントの貸借対照表の試作について」としてとりまとめた。また、全国国立大学病院事務部長会議総務委員会等と連携して「国立大学附属病院経営分析ワークショップ」（平成30年１月）を企画・開催し、係長相当職を含む若手事務職員を対象に、財務的及び医事的知識を駆使した経営分析の手法について検討を行った。ワークショップには、各病院から44人の参加があった。さらに、国立大学附属病院長会議等と連携して「病院経営次世代リーダー養成塾」（平成30年２月）を企画・開催し、次世代の病院経営に参画することが期待される医師・歯科医師・メディカルスタッフを対象に、病院経営に関する基礎的知識の修得と併せて、経営改善策のための様々なデータ分析の手法を確認した。ワークショップには、各病院から82人の参加があった。

平成30年度は、前年度にとりまとめた「国立大学附属病院セグメントの貸借対照表の試作について」に関して、国立大学附属病院の事務部長及び経営企画担当課長並びに大学本部の財務担当部課長等を対象に、全国３会場（東京・名古屋・福岡８月）で説明会を実施し、全国42大学から272人の参加があった。また、全国国立大学病院事務部長会議総務委員会等と連携し、病院経営改革を推進し得る人材及びデータを基に経営分析を行うことのできる人材の養成を目的とした「国立大学附属病院経営分析ワークショップ」（平成31年２月）を企画・開催した。課長・課長補佐級及び係長・主任・係員級の事務職員を対象に財務的及び医事的知識を駆使した経営分析の手法について検討を行い、各病院から75人の参加があった。

○　国立大学附属病院における決算資料から見る経営判断の指標等に関する説明会（概要）

本説明会は、各国立大学附属病院の経営分析を行う実務担当者を対象に、国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG委員が「国立大学附属病院における決算資料から見る経営判断の指標」の解説を行うことに加え、実際に指標を用いて分析を行った大学の事例を紹介することよって指標の普及を図り、もって国立大学附属病院の経営改善及び経営分析を担う人材の育成を目的として行った。

【岡山会場】

【名古屋会場】

○　国立大学附属病院セグメントの「貸借対照表」に関する説明会（概要）

平成29年度に機構が設置する病院経営分析検討チームがとりまとめた「国立大学附属病院セグメントの貸借対照表の試作について」を基に、全国国立大学病院事務部長会議総務委員会から全国立大学病院に作成を依頼し、各国立大学附属病院で試作した国立大学附属病院セグメントの「貸借対照表」から、どのようなことが読み取れるのかといった分析手法について理解を深め、各国立大学病院及び各国立大学法人が自らの経営判断に資するための内部分析資料として「貸借対照表」を活用できるようになることを目的として、平成30年８月に全国３会場（東京・名古屋・福岡）で説明会を実施し、計272人の参加を得た。

○　平成29年度国立大学附属病院経営分析ワークショップ（概要）

本ワークショップは、全国国立大学病院事務部長会議総務委員会及び国立大学附属病院長会議事務局と連携し、財務的及び医事的知識を駆使しつつ経営分析を行うことができる人材の裾野を広げることを目的として開催し、各病院から経営分析担当係長等44人の参加を得た。開催にあたっては、「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG」においてワークショップのコンテンツ作りを行った。

具体的には、事前にサンプル大学病院のデータを基に現在の収益と費用の課題及び今後の見込みを分析し、グループワークにおいて各自分析した課題について議論した。その後、各グループ別に作成した財務計画及び経営改善のためのストーリーボードについて発表を行い、経営改善策のための様々なデータ分析の手法の確認を行った。

【グループワーク】

【各グループの発表】

○　病院経営次世代リーダー養成塾（概要）

本ワークショップは、国立大学附属病院長会議及び全国国立大学病院事務部長会議と連携し、次世代の病院経営に参画することが期待される医師・歯科医師・メディカルスタッフを対象に、病院経営に関する基礎的知識を修得するとともに病院データの分析によって病院の未来を探ることにより、次世代の病院執行部を担う人材の育成を目的として開催し、各病院から82人の参加を得た。開催にあたっては、「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG」においてワークショップのコンテンツ作りを行った。

具体的には、病院経営に関する財務会計及び管理会計の基礎的知識の修得を目的とした講義の後、ＣＶＰ分析を利用した経営改善策の立案についてグループディスカッションを行った。その後、経営判断にあたっては、単に費用・収益を考えるだけでなく、地域医療の要素もかんがみる必要性から、地域医療に関する講義を行い、グループごとの発表、モデル解答解説・講評を経て、経営改善策のための様々なデータ分析の手法の確認を行った。

【グループディスカッション】

【各グループの発表】

○　国立大学附属病院における決算資料から見る経営判断の指標（概要）

各国立大学附属病院における経営判断等に寄与することを目的に、42国立大学附属病院（歯学部附属病院等含む）の財務諸表等から見た病院経営のアラームとなる財務指標（『附属病院収益と借入金等返済額』『診療活動収入と経費率』『長期借入金等債務負担額』『貸借対照表からみた資金状況』『損益分岐点（CVP）分析図表』『設備充実度及び設備投資必要額』）の可視化に取り組んだものである。毎年度の決算値を基に更新し、各国立大学に配付している。平成30年度には、より国立大学附属病院の現状に即した経営判断の指標等の提案を行うべく、「附属病院セグメント貸借対照表」から得られるデータを盛り込むなどの内容の全面的なリニューアルを行った。

《国立大学法人の財務等に関する勉強会》

国立大学法人における財務マネジメント機能の向上を図るため、国立大学施設支援センターが行う支援事業の在り方について検討することを目的として、平成28年度から「国立大学法人の財務等に関する勉強会」を設置し、検討を行っている。

平成28年度は、複数の国立大学法人における財務等に関する取組を事例集としてとりまとめ、文部科学省が全国各地区で行う予算の説明会において、各国立大学法人に対して情報提供を行った。

平成29年度は、国立大学法人の財務に関する制度の運用に際して理解が十分ではない又は曖昧となっている事例を収集した上で、各事例の解説を作成し、冊子「制度とおカネのもやもや話（国立大学法人会計編）」としてとりまとめた。また、委員の所属大学における資金運用拡大に向けた取組や契約事例集の紹介等を行い、前年度にとりまとめた財務等に関する取組事例集を更新し、平成30年度に文部科学省及び各国立大学法人へ配布した。

平成30年度は、国立大学法人の土地活用や資金運用、電力の共同調達について取組事例の紹介を行った。また、平成30年度の取組事例をとりまとめ、国立大学法人等専用ページを通じて、令和元年度に各国立大学法人へ提供することとした。その他、統合報告書の取組紹介や、国立大学法人の監査経験に基づく監査法人からの講演等を通じ、国立大学法人のコスト分析についての理解を深めた。

## ○　財務等に関する取組事例発表＜抜粋＞

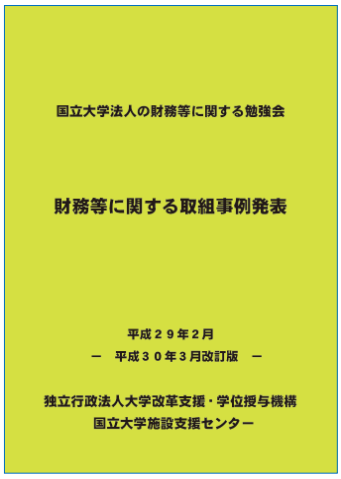


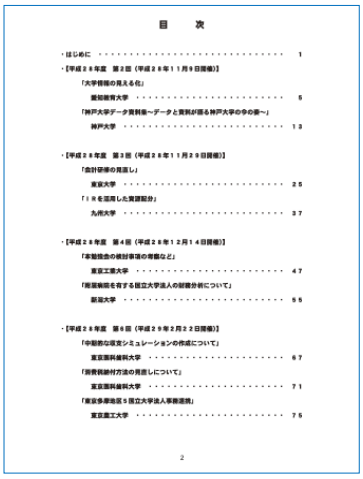

## ○　制度とおカネのもやもや話（国立大学法人会計編）＜抜粋＞

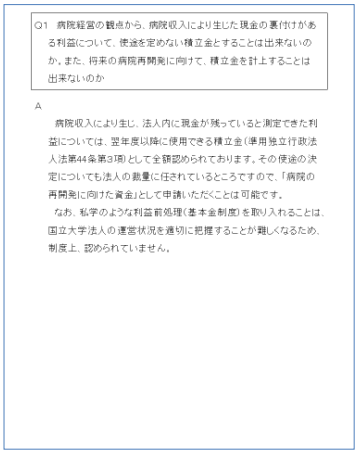


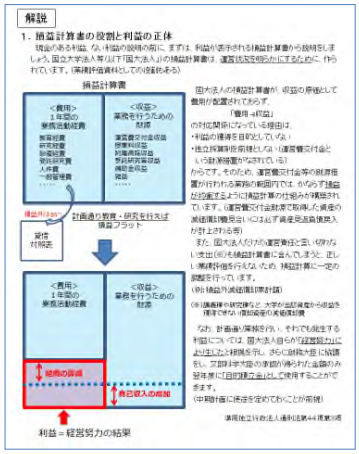

《国立大学法人の財務》

貸付事業を効果的・効率的に行うため、毎年度、各国立大学法人の前事業年度に係る財務諸表等について、国立大学の財務に関する調査、分析、データのとりまとめを行い、当該成果物を刊行し、文部科学省及び各国立大学法人へ配布した。

平成30年度は、国立大学法人へ、より有用な情報を提供していくため、財務分析指標の有用性や妥当性等について有識者から助言を得ることを目的として「国立大学法人の財務」に係る有識者会議を設置し、一部指標を見直した。また、利用状況について、国立大学法人へアンケートを行い、国立大学法人からの要望を受けて、「平成30年度版国立大学法人の財務」の収録内容の一部を「速報版（①法人別概要財務諸表、②必要度の高い財務分析比率（17指標））」として９月末までにとりまとめた。国立大学法人へは10月上旬に、国立大学法人等専用ページを通じて、提供を行った。平成31年３月には、国立大学法人の財務に係る調査、分析結果をとりまとめ、当該成果物を刊行し、文部科学省及び各国立大学法人へ配付した。

○　平成30年度版国立大学法人の財務＜抜粋＞

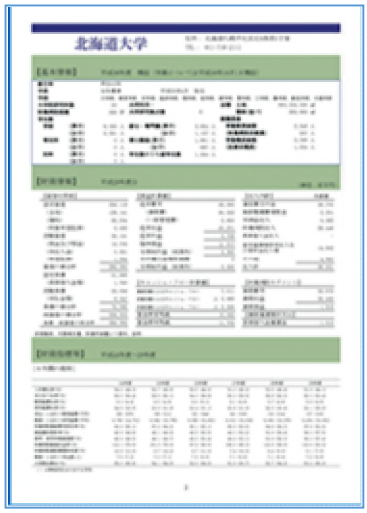

## 第３期中期計画－Ⅱ

３　施設費貸付事業及び施設費交付事業
（２）施設費交付事業
①　文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

## 実績・参考データ

### 施設費交付事業の実績

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として、第３期中期目標期間において22,299百万円の交付を行った。

施設費交付事業の財源として、第３期中期目標期間において、旧特定学校財産処分収入12,850百万円、旧特定学校財産賃貸収入759百万円（財源としては、固定資産税相当分212百万円（内数）を除いた549百万円）、国立大学法人等からの財産処分収入納付金4,740百万円を得た。

○　施設費交付事業実績

（単位：百万円）

| 区分 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 営繕事業費 | (90 法人)<br>5,446 | (90 法人)<br>5,458 | (90 法人)<br>3,862 | (90 法人)<br>3,783 | (90 法人)<br>3,750 | (450 法人)<br>22,299 |

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。
※合計欄の法人数は延べ数である。

○　施設費交付事業財源収入実績

（単位：百万円）

| 区分 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 旧特定学校財産処分収入 | 3,010 | 3,010 | 3,010 | 2,010 | 1,810 | 12,850 |
| 旧特定学校財産賃貸収入 | 220 | 182 | 144 | 116 | 97 | 759 |
| 財産処分収入納付金 | 747 | 673 | 1,489 | 1,576 | 255 | 4,740 |

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。
※旧特定学校財産賃貸収入には、固定資産税相当分が含まれる。

○　施設費交付事業による整備例

施工前

施工後

【バリアフリー対策工事】
（東京芸術大学）

◆　東京藝術大学大学会館について、段差解消・エントランスの自動ドア化・多目的トイレ設置等のバリアフリー対策工事を実施。

施工前

施工後

【外壁等改修工事】
（岐阜大学）

◆　学生寮について、老朽化・機能劣化が進んでいたため、学生の生活に支障を来たすことがないよう外壁等の改修工事を実施。

施工前

施工後

【トイレ改修工事】
（福岡教育大学）

◆　附属学校について、老朽化・機能劣化が進んでいたため、生徒の生活に支障を来たすことがないよう、トイレの改修工事を実施

施工前

施工後

【道路舗装工事】
（広島大学）

◆　バイク・自転車の転倒事故が発生しており、安全・安心な交通環境を整備するため道路工事を実施。

## 第３期中期計画－Ⅱ

３　施設費貸付事業及び施設費交付事業
（２）施設費交付事業
②　施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、年間５箇所以上の交付先訪問調査を実施する。

## 実績・参考データ

### 施設費交付事業の適正な実施

「大学改革支援・学位授与機構法（平成15年７月16日法律第114号）」及び同法により準用する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「施設費交付事業費交付規則」等に基づき、毎年度、各国立大学法人等からの交付申請額、事業の目的・内容等について審査し、適正と認められることを確認して交付決定を行った。また、各事業完了後に各国立大学法人等から提出される実績報告書により、事業が上記法令等に違反することなく実施されたか、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかなどの審査を行い、適正と認められた事業について交付金の額の確定を行った。

交付先訪問調査（現地調査）については、過去の調査実績等を総合的に勘案し、第３期中期目標期間中に延べ65法人を対象に実施した。

また、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」において、当該交付に係る国立大学法人等の事業の適切な執行に資するよう、各法人の施設担当部課長等に対して、工事進捗状況の管理の徹底と早期執行への協力要請及び財産処分制限について毎回説明を行った。

○　交付先訪問調査（現地調査）実施実績

| 区分 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 実施件数 | 14 箇所 | 14 箇所 | 13 箇所 | 10 箇所 | 14 箇所 | 65 箇所 |

## 第３期中期計画－Ⅱ

３　施設費貸付事業及び施設費交付事業
（２）施設費交付事業
③　交付事業財源の確保について、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関との連携を図るとともに、外部有識者、専門家の協力を得る等により本中期計画期間中に具体的な検討を行い、一定の結論を得る。

## 実績・参考データ

### 施設費交付事業の財源の確保等に関する取組

《資産活用に関する勉強会》

国立大学法人等が保有している資産（未利用の土地、建物及び資金等）の有効活用方策等の検討に資するため、文部科学省、民間金融機関及び私立大学の資金運用を行っている民間団体から講師を招き、第３期中期目標期間において「資産活用に関する勉強会」を14回開催した。

○　資産活用に関する勉強会開催実績

| 開催回 | 開催日 | 講演内容 |
|---|---|---|
| 第１回 | 平成26年４月24日 | 「PRE戦略の実現に向けての初期的考察」<br>「多様な財源を活用した施設整備～定期借地権による整備～」 |
| 第２回 | 平成26年５月29日 | 「不動産の有効活用手法について」<br>「多様な財源を活用した施設整備～負担付寄附による整備～」 |
| 第３回 | 平成26年９月９日 | 「PPP/PFIの動向と現状」 |
| 第４回 | 平成27年１月15日 | 「東京電機大学　東京千住キャンパスへの移転と新キャンパスでの新たな取り組み」 |
| 第５回 | 平成27年４月27日 | 「PRE戦略の実現に向けた具体的な検討～題材を用いての立案事例～」 |
| 第６回 | 平成27年７月23日 | 「モデルケースによる不動産の利活用検討について」<br>「『国立大学施設整備』に係る民間連携について」 |
| 第７回 | 平成27年10月22日 | 「職員宿舎再開発整備～民間の資金及び経営能力を活用した整備事例～」<br>「私立大学と連携した施設整備～土地交換及び学生宿舎の整備事例～」 |
| 第８回 | 平成28年８月25日 | 「国立大学法人法の一部を改正する法律の概要について」<br>「土地の有効活用の手法と具体的事例」 |
| 第９回 | 平成28年８月25日 | 「国立大学法人法の一部を改正する法律の概要について」<br>「PRE戦略の概略と国立大学法人法改正について」 |
| 第10回 | 平成29年４月28日 | 「国立大学法人法改正を受けた土地等の貸付けについて」<br>「民間資金を活用した学生寮の整備について」 |

| 開催回 | 開催日 | 講演内容 |
|---|---|---|
| 第11回 | 平成29年11月10日 | 「国立大学法人における資金の運用について」 |
| 第12回 | 平成29年12月11日 | 「資産運用の基礎知識」 |
| 第13回 | 平成30年２月８日 | 「大学共同基金（UPF）」投資戦略について |
| 第14回 | 平成30年５月31日 | 「国立大学法人の資金運用について－昨今の動向も踏まえ－」 |

【平成30年５月31日開催　第14回資産活用に関する勉強会の様子】

《施設費交付事業財源の確保等に関する検討会》

交付事業財源の確保等について検討することを目的として、平成30年１月に機構職員及び文部科学省職員を委員とする「施設費交付事業財源の確保等に関する検討会」を設置した。平成30年３月末までに３回（平成30年１月31日、２月21日、３月12日）開催し、検討結果を３月28日に報告書にまとめた。

当該検討会での検討結果を踏まえ、機構の次期中期目標期間である令和元年度から５年度までは、施設費交付事業を現在の規模（毎年度約40億円程度）で行うことは可能との結論をとりまとめた。

また、より長期的な視点で考えた場合には、この施設費交付事業の仕組み上、財源は有限であり、いずれ枯渇することを考慮しつつ、今後の国立大学法人等の施設を良好な状態に保っていくためには、全国的に均衡のとれた整備を図る仕組みとしての施設費交付事業の役割を踏まえ、国を中心としながら、国、機構及び国立大学法人等が連携を図り必要な財源措置等の施策について検討を行うことが必要と考える。

上記検討結果に基づき、一定の結論をとりまとめたものを基にした「施設費交付事業の概要」を作成し、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（平成30年５月及び９月）における資料として活用して、施設担当者に交付事業の現状及び資産の有効活用について説明した。また、交付先訪問調査（現地調査）の際に土地処分の可能性について直接確認を行うとともに、交付事業の趣旨について周知を図った。

# Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

〔中期目標〕Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

４　国から承継した財産等の処理

（１）国から承継した旧国立学校設置法第９条の５第１号に規定する特定学校財産の処分については、公用・公共用優先の原則等を勘案しながら、処分の予定時期等を定めた計画を策定し、毎年度その進捗状況を明確にする。

（２）国立大学法人法附則第12条第１項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

〔中期計画〕Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

４　国から承継した財産等の処理

（１）旧特定学校財産の管理処分

国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として貸与しつつ、売却を進める。

なお、処分の予定時期等の計画については、年度計画において策定することとし、毎年度その進捗状況を明確にする。

（２）承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

## 財務情報及び人員に関する情報

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 経常費用（千円） | 18,887,793 | 16,890,220 | 13,340,682 | 11,080,051 | 9,388,395 |
| 経常利益（千円） | 16,516,690 | 14,490,638 | 13,346,947 | 10,545,271 | 7,387,702 |
| 行政サービス実施コスト（千円） | － | － | － | － | － |
| 従事人員数（人） | 7 | 7 | 11.0(3) | 13.1(4) | 13.1(4) |

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
　表中の情報は、センターの事業（施設費貸付事業・施設費交付事業・承継財産等処理）にかかるものを合算

## 自己評価の結果

| 中期計画 | 評定 | 根　拠 |
|---|---|---|
| ４　国から承継した財産等の処理<br>（１）旧特定学校財産の管理処分<br>　国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として貸与しつつ、売却を進める。<br>　なお、処分の予定時期等の計画については、年度計画において策定することとし、毎年度その進捗状況を明確にする。<br>（２）承継債務償還<br>　国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。 | Ｂ | 東京大学生産技術研究所跡地については、順調に売却が進んでおり、未売却の土地については、使用契約を締結し、使用料を徴収している。また、平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大が進めるプロジェクトの実施状況を適切に把握している。<br>毎年度の国立大学法人からの債権回収及び財政融資資金への債務償還については、回収率及び償還率はともに100%であり、適切に実施している。<br>以上のことから中期計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。<br><br>＜課題と対応＞<br>特記すべき課題は検出していない。 |

## 第３期中期計画－Ⅱ

４　国から承継した財産等の処理

（１）旧特定学校財産の管理処分

国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として貸与しつつ、売却を進める。

なお、処分の予定時期等の計画については、年度計画において策定することとし、毎年度その進捗状況を明確にする。

## 実績・参考データ

### 旧特定学校財産の管理処分の実績

東京大学生産技術研究所跡地については、平成19年度から独立行政法人国立美術館に措置される予算の範囲内で段階的に売却を行っているところであり、第３期中期目標期間において土地全体面積（29,974.81㎡）のうち21.10％（6,324.53㎡）を12,850百万円で売却した。これにより、土地全体面積の89.54％（26,838.26㎡）の売却が完了し、未売却の土地は10.46％（3136.55㎡）となった。未売却の土地については、独立行政法人国立美術館と使用契約を締結し、第３期中期目標期間において使用料として759百万円（うち、固定資産税相当分212百万円）を徴収した。売却完了時期については、予算額や土地価格の変動に左右されるが、令和３年度に完了する見込みである。

また、平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」において「知の拠点を支えるゾーン」と位置づけられ、事業者として選定されている三菱地所レジデンス株式会社を代表とするグループが事業を進めているところである。その進捗状況については、広島市から毎年度報告を受けることによって把握しており、平成31年３月末現在において、令和２年７月に事業完了予定と承知している。

○　東京大学生産技術研究所跡地の状況

| 区分 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 売却額(百万円) | 3,010 | 3,010 | 3,010 | 2,010 | 1,810 | 12,850 |
| 売却面積(㎡) | 1,626.29 | 1,546.77 | 1447.94 | 914.57 | 788.96 | 6,324.53 |
| 売却持分比率(%) | 5.43 | 5.16 | 4.83 | 3.05 | 2.63 | 21.10 |
| 売却済面積(㎡) | 22,140.02 | 23,686,79 | 25,134,73 | 26,049.30 | 26,838.26 | |
| 売却済比率(%) | 73.86 | 79.02 | 83.85 | 86.90 | 89.54 | |
| 未売却面積(㎡) | 7834.79 | 6288.02 | 4840.08 | 3925.51 | 3136.55 | |
| 未売却持分比率(%) | 26.14 | 20.98 | 16.15 | 13.10 | 10.46 | |
| 使用料徴収額(百万円) | 220 | 182 | 144 | 116 | 97 | 759 |

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

※使用料には、当該土地に係る固定資産税相当分が含まれる。

## 第３期中期計画－Ⅱ

４　国から承継した財産等の処理
（２）承継債務償還
　国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

## 実績・参考データ

### 承継債務の償還等の確実な実施

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの借入に係る債務について、国立大学法人からの債権の回収及び財政融資資金への債務の償還を確実に行った。（回収及び償還は毎年度９月及び３月、又は５月及び11月）

第３期中期目標期間における国立大学法人からの債権回収率及び財政融資資金への債務償還率は、ともに100％である。（平成30年度末債務残高：131,180百万円）

○　債権回収及び債務償還実績

（単位：百万円）

| 区分 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 要元金回収額 | 46,108 | 43,478 | 40,773 | 37,658 | 33,038 | 201,053 |
| 元金回収額 | 46,108 | 43,478 | 40,773 | 37,658 | 33,038 | 201,053 |
| 利子回収額 | 7,088 | 5,669 | 4,420 | 3,330 | 2,391 | 22,898 |
| 要元金償還額(財政融資資金) | 46,108 | 43,478 | 40,773 | 37,658 | 33,038 | 201,053 |
| 元金償還額(財政融資資金) | 46,108 | 43,478 | 40,773 | 37,658 | 33,038 | 201,053 |
| 利子支払額(財政融資資金) | 7,088 | 5,669 | 4,420 | 3,330 | 2,391 | 22,898 |

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

# Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

〔中期目標〕Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

５　学位授与

我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った多様な発展等に寄与するため、大学による学位授与の原則を踏まえつつ、高等教育の段階の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。また、学位授与事業に関する情報発信のための説明会を毎年度３回開催する。なお、学位授与事業の実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。

また、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、学位審査手数料の引上げにより、中期目標期間終了時までに運営費交付金の負担割合を概ね５割程度に下げることとする。なお、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させることとする。

（１）単位積み上げ型による学士の学位授与

単位積み上げ型による学士の学位授与については、審査により学士の水準を有していると認められる者に対して学士の学位を授与する。

また、短期大学及び高等専門学校の専攻科の申し出に基づき、学校教育法第104条第４項第１号に規定する文部科学大臣の定める学習として、専攻科の教育内容等が大学教育に相当する水準を有しているか審査を行い、機構が定める要件を満たすものについて認定することにより、当該専攻科で修得した単位が大学で修得した単位と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。

機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科修了見込み者に対する審査については、学位の審査と授与を円滑に行うため、新たな審査方式を導入する。

（２）省庁大学校修了者に対する学位授与

学校教育法第104条第４項第２号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定することにより、当該課程が大学又は大学院の水準と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。また、省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により、学士、修士又は博士の学位の水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

（３）学位授与事業についての広報

単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する学習者に対して有用な情報を提供するとともに、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進や申請者の拡大に資する。

〔中期計画〕Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

５　学位授与

我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った多様な発展等に寄与するため、大学による学位授与の原則を踏まえつつ、高等教育の段階の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。なお、学位授与事業の実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。

さらに、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、学位審査手数料の引上げにより、中期目標期間終了時までに運営費交付金の負担割合を概ね５割程度に下げる。また、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。

（１）単位積み上げ型による学士の学位授与

①　単位積み上げ型による学士の学位授与については、申請者に係る修得単位の審査並びに学修成果についての審査及び試験等を行い、各専攻分野の学士の水準を有していると認められる者に対して、申請後６月以内に学士の学位を授与する。

また、引き続き、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を推進する。

②　短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定申出に基づき、大学教育に相当する水準を有しているか審査を行い、基準を満たす専攻科については認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。

③　機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対する審査については、学位の質を担保しつつ、円滑な学位の審査と授与を行うための新たな審査方式を平成27年度中に導入する。

（２）省庁大学校修了者に対する学位授与

①　省庁大学校からの課程の認定申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。

②　省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により各専攻分野の学士、修士又は博士としての水準を有していると認められる者に、学士は申請後１月以内に、修士及び博士は原則として申請後６月以内に学位を授与する。

（３）学位授与事業についての広報

単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信して、社会における理解の増進や申請者の拡大に資するため、電子媒体やパンフレット等により、機構の学位授与制度について広報する。また、学位授与事業に関する情報発信のための説明会を毎年度３回開催する。

## 財務情報及び人員に関する情報

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 経常費用（千円） | 345,190 | 297,417 | 275,082 | 258,404 | 263,678 |
| 経常収益（千円） | 345,190 | 297,417 | 275,731 | 274,214 | 272,738 |
| うち運営費交付金収益（千円） | 205,005 | 159,369 | 149,947 | 143,468 | 135,591 |
| うち手数料収入 | 124,433 | 121,912 | 118,404 | 123,002 | 130,753 |
| うちその他収入（千円） | 15,752 | 16,135 | 7,380 | 7,743 | 6,394 |
| 従事人員数（人） | 23.5(5) | 20.4(5) | 19.3(4) | 17.3(6) | 17.4(4) |

注）従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）
なお、評価項目Ⅱ-7（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

## 自己評価の結果

| 中期計画 | 評定 | 根　拠 |
|---|---|---|
| ５　学位授与<br>我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った多様な発展等に寄与するため、大学による学位授与の原則を踏まえつつ、高等教育の段階の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。なお、学位授与事業の実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。<br>さらに、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、学位審査手数料の引上げにより、中期目標期間終了時までに運営費交付金の負担割合を概ね５割程度に下げる。また、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。<br><br>（１）単位積み上げ型による学士の学位授与<br>①　単位積み上げ型による学士の学位授与については、申請者に係る修得単位の審査並びに学修成果についての審査及び試験等を行い、各専攻分野の学士の水準を有していると認められる者に対して、申請後６月以内に学士の学位を授与する。<br>また、引き続き、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を推進する。<br>②　短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定申出に基づき、大学教育に相当する水準を有しているか審査を行い、基準を満たす専攻科については認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。<br>③　機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対する審査については、学位の質を担保しつつ、円滑な学位の審査と授与を行うための新たな審査方式を平成27年度中に導入する。 | B | 単位積み上げ型による学士の学位授与について、中期計画のとおり確実に学位授与を行った。<br>また、インターネットを利用した電子申請の利用率は平成26年度に比較して上昇しており、特例による学位授与申請においてはすべて電子申請により受け付けている。また、不合格者に対する個別理由の通知なども行っているほか、必要に応じて、修得単位の審査の基準等について見直しを行った。<br>申出のあった短期大学及び高等専門学校の専攻科について、中期計画のとおり、審査を行い認定を行った。<br>また、認定を受けている専攻科に対し、教育の実施状況等の審査を実施し、必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。<br>特例の適用を希望する専攻科の審査については、機構の認定を受けた高等専門学校の専攻科からの申出を受け付け、中期計画のとおり、審査を行い適用認定を行った。また、特例適用専攻科に対し、教育の実施状況等の審査を実施し、必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。<br>さらに、4月期と10月期に特例による学位授与申請を受け付け、中期計画のとおり、審査を行い、６月以内に学位を授与した。<br>学位授与事業に係る運営費交付金の負担割合の縮減を図るため、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、受益者負担の観点から、学位審査手数料を見直し、平成26年度から学位授与申請に係る学位審査手数料を引き上げた。<br>また、ペーパーレス会議の実施を推進するとともに各種審査の効率化を図るため、関係規程を制定・改正し、事業全体について効率化及び合理化を図った。<br>学位取得者に対するアンケート調査を実施し、その結果は、研究開発部と共有し、学位授与業務の改善及び学位授与事業の検証等を行う |

| | | |
|---|---|---|
| | | 際のデータとして確実に蓄積している。<br>　以上のことから中期計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。 |
| | | ＜課題と対応＞<br>　特記すべき課題は検出していない。 |
| （２）省庁大学校修了者に対する学位授与<br>　①　省庁大学校からの課程の認定申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。<br>　②　省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により各専攻分野の学士、修士又は博士としての水準を有していると認められる者に、学士は申請後１月以内に、修士及び博士は原則として申請後６月以内に学位を授与する。 | A | 　申出のあった省庁大学校の課程について、中期計画どおり、審査を行い認定を行った。また、認定を受けている課程に対し、教育の実施状況等の審査を実施した。必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。また、教育課程について重要な変更が生じると認められた課程に対し、審査を実施した。<br>　認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与について、学士、修士、博士の学位授与の申請があったものに対し、所定の審査を行い定められた期間内に学位の授与を行った。<br>　学位審査手数料を値上げするとともに、口頭試問の開催日程を調整し、集中開催とすることや、審査スケジュールの見直しと併せて遠隔会議システムについて、円滑に利用する環境の整備等を推進するとともに、対象校を拡大し利用率も上昇したことで、審査担当委員の移動の負担や旅費支出を抑制し、中期計画どおり、事業の合理化・効率化に努め、収支均衡を図りつつ、利用者の利便性の向上が実現した。<br>　また平成29年度より、３月修了者のうち留学生等配慮が必要な者に対しては、限られた期間内において、口頭試問の集中開催や遠隔会議システムの積極的な利用により、３月末までに論文の審査と面接による口頭試問を実施し、申請者の利便性を高めた。<br>　以上のことから中期計画における所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、Ａとした。 |
| | | ＜課題と対応＞<br>　特記すべき課題は検出していない。 |
| （３）学位授与事業についての広報<br>　単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信して、社会における理解の増進や申請者の拡大に資するため、電子媒体やパンフレット等により、機構の学位授与制度について広報する。また、学位授与事業に関する情報発信のための説明会を毎年度３回開催する。 | B | 　各種リーフレットについて、申請者の拡大や学位授与事業の社会における理解の増進の観点から、効果的になるように配布先を見直した。<br>　また、今後の申請者の増加につなげるため、学位授与申請者数の傾向を分析し今後の広報活動などに活かすこととした。<br>　さらに、学位授与制度や学位授与申請、認定等の手続に係る説明会を毎年度３回以上開催し、学位授与事業に関する情報を発信した。<br>　加えて、学士を取得した者のうち、生涯学習に努め、特に精励したと認められた者若干名に対し、機構長より表彰状を授与する学位取得者表彰制度を平成28年度に創設し、平成29年度の学位取得者のうち、２人を選考の上、表彰式を平成30年９月に実施した。<br>　そのほか、「機構ニュース」の発行等を通じ、学位授与事業に関する情報発信を行った<br>　以上のことから中期計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。 |
| | | ＜課題と対応＞<br>　特記すべき課題は検出していない。 |

## 第３期中期計画－Ⅱ

５　学位授与

我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った多様な発展等に寄与するため、大学による学位授与の原則を踏まえつつ、高等教育の段階の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。なお、学位授与事業の実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。

さらに、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、学位審査手数料の引上げにより、中期目標期間終了時までに運営費交付金の負担割合を概ね５割程度に下げる。また、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。

## 実績・参考データ

### 学位審査手数料の引上げ

学位授与事業に係る運営費交付金の負担割合の縮減を図るため、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、受益者負担の観点から、学位審査手数料を見直し、平成26年度から学位授与申請に係る学位審査手数料を引き上げた。

また、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡を図った。

| | 《改定前》 | | 《改定後》 |
|---|---|---|---|
| 学士 | 25,000円 | → | 32,000円 |
| 修士 | 34,000円 | → | 44,000円 |
| 博士 | 67,000円 | → | 87,000円 |

### 事業の効率化及び合理化

学位授与事業の実施にあたっては、質的な内容と水準を的確に保証しながら、効率化及び合理化を図った。

・　特例適用による小論文試験の受験者減を踏まえ、平成27年度10月期の小論文試験会場を３地区に、平成28年度４月期の小論文試験会場から２地区に縮減した。また、これまで外部に委託していた東京地区の小論文試験会場の机と椅子の調達及び設営について、平成28年度10月期以降は機構内の備品を利用して職員において行った。

・　平成27年度には、特例による学位授与申請に係る審査委員への謝金について、審査業務の内容に応じた金額を設定し、運営費交付金の負担割合の引下げを図った。

・　平成28年度より、口頭試問の集中開催を行い、審査担当委員の移動の負担や旅費支出を抑制することができた。

・　平成28年度３月の学位審査会よりタブレット端末によるペーパーレス会議として実施するとともに、専門委員会・部会においては、平成29年度より段階的にパソコンを活用した会議とすることにより、業務の効率化及び合理化を行った。これに伴い、専攻科の認定等の各種審査に必要な書類の提出部数を削減し、データでの資料提出とするため、関係規程を改正した。これらの結果、複写機の利用枚数が削減され、併せて平成30年度以降の複写機の契約台数も削減することで、経費削減を図った。

・　平成29年度より実施する特例適用専攻科の教育の実施状況等の審査については、従来の認定専攻科の教育の実施状況等の審査と一本化することにより合理化を図り、審査を行うにあたり、効率化を図った。

・　平成29年度に、特例適用専攻科の変更の届出の見直しを行い、軽微な事項は届出の省略が可能となるように関係内規を新設し、平成30年度以降の審査の効率化及び合理化を行った。

・　平成29年度に、遠隔会議システムの利用を希望する委員に対して、システムの接続テストを実施し、平成30年２月以降に実施する口頭試問でのシステム利用が可能な状況を整備した。さらに、省庁大学校の課程修了者に対する論文の審査及び口頭試問について、留学生等配慮が必要な申請者に対して、３月末までに実施できるようスケジュールを見直すとともに、遠隔会議システムを利用して口頭試問を実施することにより、審査担当委員の移動の負担の軽減や審査に係る業務の効率化及び合理化を図った。

・　上記の事務合理化の結果、平成26年度に27人いた学位審査課職員数（非常勤職員含む）を平成30年度には21人に削減することにつながった。

## アンケート調査の実施

今後の学位授与業務の改善の参考とするため、研究開発部と調査項目を精査の上、学位取得者の満足度、「新しい学士への途」の分かりやすさ等に関するアンケート調査を、毎年度において学位取得者に学位記を送付する際に同封し実施した。

なお、平成27年度10月期から開始した特例による学位取得者のうち、10月期の取得者に対してはオンラインによるアンケート調査を実施した。

また、平成29年度４月期以降、通例による学位取得者についても、オンラインでの回答を可能とした。

○アンケート調査結果

| | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 4月期 | 10月期 | 4月期 | 10月期 | 4月期 | 10月期 | 4月期 | 10月期 | 4月期 | 10月期 | |
| 対象者（人） | 276 | 2,262 | 256 | 2,281 | 286 | 2,181 | 257 | 2,209 | 288 | 2,324 | 12,620 |
| 回　答（人） | 215 | 1,537 | 203 | 1,418 | 232 | 1,276 | 188 | 1,245 | 202 | 1,324 | 7,840 |
| 回答率（%） | 77.9 | 67.9 | 79.3 | 62.2 | 81.1 | 58.5 | 73.2 | 56.4 | 70.1 | 57.0 | 62.1 |

## 第３期中期計画－Ⅱ

５　学位授与
（１）単位積み上げ型による学士の学位授与
①　単位積み上げ型による学士の学位授与については、申請者に係る修得単位の審査並びに学修成果についての審査及び試験等を行い、各専攻分野の学士の水準を有していると認められる者に対して、申請後６月以内に学士の学位を授与する。
　また、引き続き、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を推進する。

## 実績・参考データ

### 単位積み上げ型による学士の学位授与

短期大学・高等専門学校卒業者等の単位積み上げ型の学習者に対して、以下のとおり申請の受付、審査を行った。

①　申請の受付
平成 26 年度から平成 29 年度においては、４月期は４月１日から４月７日まで、10 月期は 10 月１日から７日まで、年２回の申請を受け付けた。また、電子申請のデータ入力については、申請者の利便を考慮して申請日の半月前から入力できるようにした。
また、平成 30 年度においては、業務効率化を図り、10 月期の申請受付期間の前倒しを行い、９月 25 日から 10 月５日まで受付を行った。
なお、申請者の利便性に配慮した上で、平成 31 年度から、申請の受付は、原則として、電子申請のみとすることとした。

○電子申請システム利用率の推移

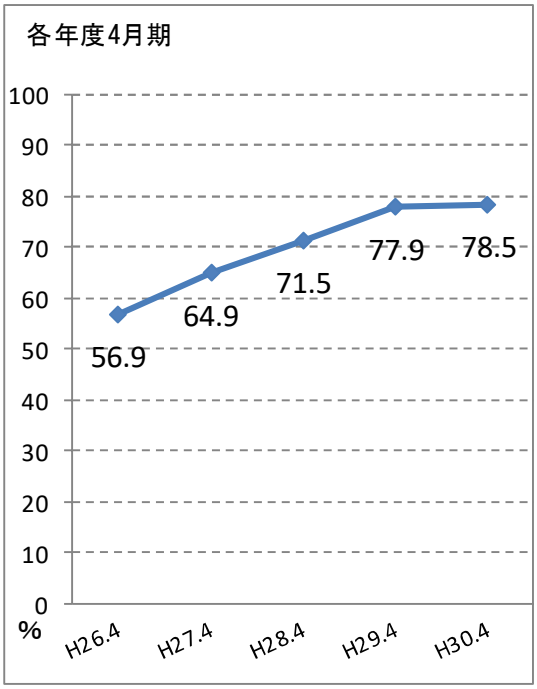


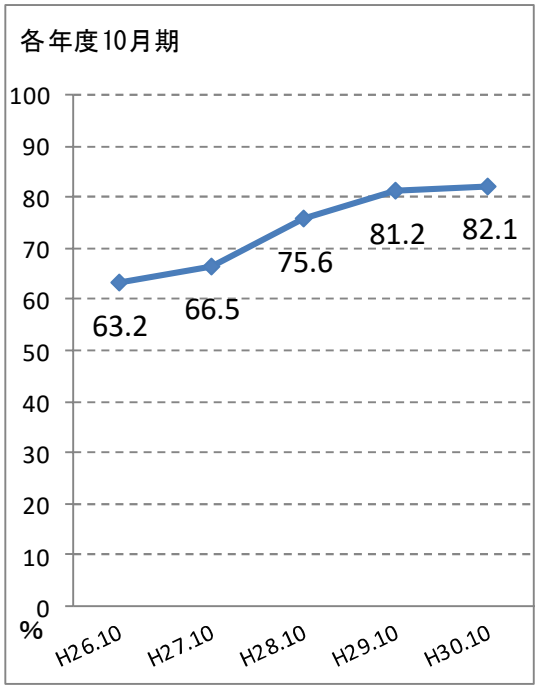


②

学位審査会の下に置かれる専門委員会及び部会において、専攻の区分ごとに、申請者の修得単位が機構の定める修得単位の審査の基準を満たしているかどうかを判定した。

③　学修成果・試験の実施及び審査

申請者が提出した学修成果（レポート・作品等）に基づいて、４月期申請は毎年度６月に、10 月期申請は毎年度 12 月に小論文試験及び面接試験を実施した。専門委員会及び部会を７月及び１月に開催し、専攻の区分ごとに、各申請者が当該専攻に係る学士の学力の水準を有していると認められるか（学修成果のテーマが専攻に関するものとして適切か、学修成果の内容が学士の水準に達しているか、学修成果の内容が申請者の学力として定着しているか）を判定した。

なお、小論文試験において、身体に障害のある申請者に対して特別措置を行った。また、平成 28 年度においては、記録的な積雪による航空機の欠航に伴い、試験時間の繰り下げや翌週に追試験を認める措置を講じた。

○特別措置実績

| 年度 | 該当者数 | 障害等の種類 | 主な措置内容 |
|---|---|---|---|
| 平成 27 年度 | 1 | 視覚障害 | 点字の出題、PC による解答、別室受験、試験時間の延長等 |
| 平成 28 年度 | 1 | ストレス性の疾患 | 別室受験 |
| 平成 29 年度 | 1 | 高次脳機能障害 | 別室受験 |
| | 1 | 視覚障害 | 試験問題の文字拡大等 |

④　合否判定

各専門委員会・部会の判定案をとりまとめ、４月期は毎年度８月に開催した学位審査会において合否を判定し、修了見込みでの申請者に対しては、修了及び単位の修得の確認を行い、９月末までに学位を授与した。10 月期は毎年度２月に開催した学位審査会において合否を判定し、合格者のうち修了見込みでの申請者に対しては修了及び単位の修得の確認を行い、３月末までに学士の学位を授与した。

以上を経て、第３期中期目標期間（平成 26 年度から平成 30 年度）においては、13,260 人の申請を受け付け、12,620 人に学士の学位授与を行った。

○単位積み上げ型の学士の学位授与に係る申請者数・合格者数・合格率

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 申請者数 | 2,665 | 2,675<br>(1,510) | 2,592<br>(1,566) | 2,585<br>(1,646) | 2,743<br>(1,849) | 13,260<br>(6,571) |
| 合格者数 | 2,538 | 2,537<br>(1,489) | 2,467<br>(1,547) | 2,466<br>(1,630) | 2,612<br>(1,836) | 12,620<br>(6,502) |
| 合格率 | 95.2% | 94.8%<br>(98.6%) | 95.2%<br>(98.8%) | 95.4%<br>(99.0%) | 95.2<br>(99.3) | 95.2%<br>(98.9%) |

※（　）内は特例適用専攻科修了見込者数で内数である。

○小論文試験・面接試験の実施状況

| 年度 | 時期 | 試験区分 | 日程 | 会場 |
|---|---|---|---|---|
| 平成26年度 | 4月期 | 面接試験 | 平成26年6月8日(日) | 東京 |
| | | 小論文試験 | | 東京、大阪 |
| | 10月期 | 面接試験 | 平成26年12月7日(日) | 東京 |
| | | 小論文試験 | 平成26年12月14日(日) | 札幌、東京、大阪、岡山、福岡 |
| 平成27年度 | 4月期 | 面接試験 | 平成27年6月7日(日) | 東京 |
| | | 小論文試験 | | 東京、大阪 |
| | 10月期 | 面接試験 | 平成27年12月6日(日) | 東京 |
| | | 小論文試験 | 平成27年12月13日(日) | 東京、大阪、福岡 |
| 平成28年度 | 4月期 | 面接試験 | 平成28年6月5日(日) | 東京 |
| | | 小論文試験 | | 東京、大阪 |
| | 10月期 | 面接試験 | 平成28年12月4日(日) | 東京 |
| | | 小論文試験 | 平成28年12月11日(日) | 東京、大阪 |
| 平成29年度 | 4月期 | 面接試験 | 平成29年6月4日(日) | 東京 |
| | | 小論文試験 | | 東京、大阪 |
| | 10月期 | 面接試験 | 平成29年12月10日(日) | 東京 |
| | | 小論文試験 | 平成29年12月17日(日) | 東京、大阪 |
| 平成30年度 | 4月期 | 面接試験 | 平成30年6月10日(日) | 東京 |
| | | 小論文試験 | | 東京、大阪 |
| | 10月期 | 面接試験 | 平成30年12月9日(日) | 東京 |
| | | 小論文試験 | 平成30年12月16日(日) | 東京、大阪 |

○　短期大学・高等専門学校卒業者等に係る学士の学位取得者数の推移

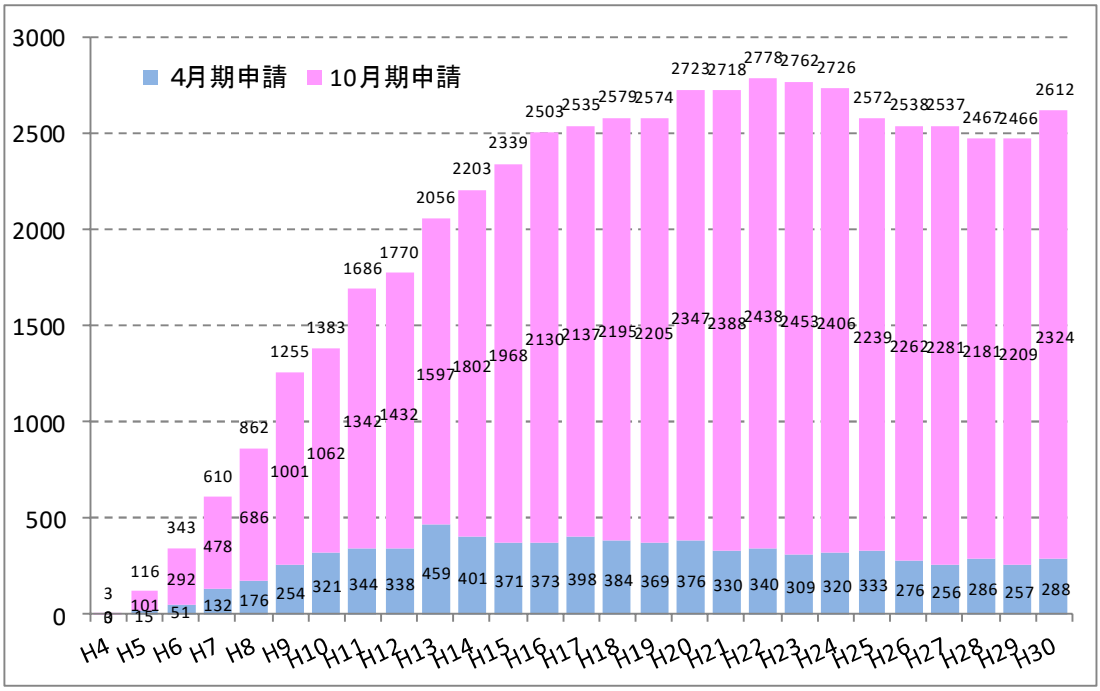

○　試験会場

○　学位記

⑤　不合格者に対する配慮

学修成果・試験で不可となった申請者全員（試験欠席者を除く。）に対して、個別に具体的な不可判定の理由を通知した。

⑥　修得単位の審査の基準等、専攻の区分及び基礎資格の見直し

申請者が、修得した単位を分類しやすいように、法令の改正や学問の進展や大学における教育の実施状況等を踏まえ、例示科目の追加や変更、新たな専攻の区分の設置を行った。なお、新たな専攻の区分の設置にあたっては、調査研究協力者会議を設置し、検討を行った。

≪修得単位の審査の基準の見直し≫

平成26年度：土木工学

平成27年度：音楽、機構で学士の学位を取得した者が他の専攻の区分で機構に学位授与申請を行う場合の修得単位の審査の基準を追加

≪新たに設置した専攻の区分≫

平成29年度：演劇

≪基礎資格の追加≫

平成28年度：一定の要件を満たす高等学校の専攻科、中等教育学校後期課程の専攻科及び特別支援学校高等部の専攻科の修了者

平成30年度：専門職短期大学卒業者、専門職大学前期課程修了者等。平成31年４月１日施行の学校教育法及び学位規則の一部改正に伴うものであり、関係する規則等の一部改正を行った。

≪学修期間の取扱い等に係る周知≫

平成27年度版の学位授与申請案内「新しい学士への途」について、「学修期間」の取扱いや学修成果に求められる倫理的配慮等について改定を行った。

## 第３期中期計画－Ⅱ

５　学位授与
（１）単位積み上げ型による学士の学位授与
②　短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定申出に基づき、大学教育に相当する水準を有しているか審査を行い、基準を満たす専攻科については認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。

## 実績・参考データ

### 専攻科の認定及び教育の実施状況等の審査

認定を受けようとする年度の前年度９月末までに、専攻科を設置する短期大学及び高等専門学校の設置者から認定の申出を受け付けた。11月に開催された学位審査会において審査を付託し、11月及び翌年１月に専門委員会・部会において、審査が行われた。各専門委員会・部会の審査結果をとりまとめ、２月に開催された学位審査会において認定の申出のあった専攻の可否について判定し、専攻科の設置者に結果を通知した。必要に応じて、審査対象専攻に対して、可否の通知と併せて、専門委員会及び部会からの教員組織に対する意見を伝達することにより、今後のさらなる改善を求めた。

また、教育の実施状況等に関する審査については、５月末及び９月末までに書類の提出を受理した。８月に開催された学位審査会において審査を付託し、11月及び翌年１月に専門委員会・部会において、審査が行われた。各専門委員会・部会の審査結果をとりまとめ、２月に開催された学位審査会において教育の実施状況等の審査を実施した専攻について判定し、専攻科の設置者に結果を通知した。必要に応じて、審査対象専攻に対して、可否の通知と併せて、専門委員会及び部会からの教員組織に対する意見を伝達することにより、今後のさらなる改善を求めた。

さらに、平成29年度以降、次年度の組織改編を予定し、「特例の適用認定」と併せて「専攻科の認定」を希望する高等専門学校から、４月末までに申出を受け付けた。５月に開催された学位審査会において審査を付託し、５月及び７月に専門委員会・部会において審査が行われた。各専門委員会・部会の審査結果をとりまとめ、８月に開催された学位審査会において、認定の申出のあった専攻の可否について判定し、専攻科の設置者に結果を通知した。必要に応じて、審査対象専攻に対して、可否の通知と併せて、専門委員会及び部会からの教員組織に対する意見を伝達することにより、今後のさらなる改善を求めた。

次表のとおり、第３期中期目標期間（平成26年度から平成30年度）においては、短期大学５校６専攻、高等専門学校11校14専攻の専攻科の認定を行った。短期大学33校40専攻、高等専門学校23校46専攻の教育の実施状況等の審査を行い、すべて適と判定した。教育課程について重要な変更が生じると認められた認定専攻科に対する再審査を、短期大学３校３専攻、高等専門学校４校４専攻に対して行い、可と判定した。

○　専攻科の認定及び認定専攻科の教育の実施状況等の審査状況≫

平成31年３月31日現在

| | 認定の審査 | | 教育の実施状況等の審査 | | 再審査 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 短期大学 | 高等専門学校 | 短期大学 | 高等専門学校 | 短期大学 | 高等専門学校 |
| 平成 26 年度 | 2 校<br>2 専攻 | 5 校<br>5 専攻 | 11 校<br>11 専攻 | 9 校<br>18 専攻 | — | 2 校<br>2 専攻 |
| 平成 27 年度 | — | 2 校<br>2 専攻 | 10 校<br>14 専攻 | 14 校<br>28 専攻 | 1 校<br>1 専攻 | 2 校<br>2 専攻 |
| 平成 28 年度 | 2 校<br>2 専攻 | 2 校<br>3 専攻 | 5 校<br>6 専攻 | — | — | — |
| 平成 29 年度 | 1 校<br>2 専攻 | 1 校<br>3 専攻 | 3 校<br>3 専攻 | — | 1 校<br>1 専攻 | — |
| 平成 30 年度 | — | 1 校<br>1 専攻 | 4 校<br>6 専攻 | — | 1 校<br>1 専攻 | — |
| 合計 | 5 校<br>6 専攻 | 11 校<br>14 専攻 | 33 校<br>40 専攻 | 23 校<br>46 専攻 | 3 校<br>3 専攻 | 4 校<br>4 専攻 |

※教育の実施状況等の審査のうち、高等専門学校については、平成28年度より特例適用専攻科の教育の実施状況等の審査に移行

## 第３期中期計画－Ⅱ

５　学位授与
（１）単位積み上げ型による学士の学位授与
③　機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対する審査については、学位の質を担保しつつ、円滑な学位の審査と授与を行うための新たな審査方式を平成27年度中に導入する。

## 実績・参考データ

### 特例の適用認定の申出に係る審査

平成 26 年度から、新たな審査方式の適用を希望する機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科からの申出を受け付けた。平成 26 年度においては、５月末までに書類を受け付け、７月及び 10 月に開催した専門委員会・部会において審査が行われた。各専門委員会・部会の審査結果をとりまとめ、11 月の学位審査会において認定の申出のあった専攻の可否について判定し、専攻科の設置者に結果を通知した。必要に応じて、審査対象専攻に対して、可否の通知と併せて、専門委員会及び部会からの教員組織に対する意見を伝達することにより、今後のさらなる改善を求めた。

また、平成 27 年度以降においては、４月末までに書類を受け付け、５月及び７月に開催した専門委員会・部会において審査が行われた。各専門委員会・部会の審査結果をとりまとめ、８月の学位審査会において認定の申出のあった専攻の可否について判定し、専攻科の設置者に結果を通知した。

次表のとおり、第３期中期目標期間（平成26年度から平成30年度）においては、短期大学19校22専攻、高等専門学校73校144専攻の認定の審査を行い、短期大学19校22専攻、高等専門学校71校140専攻の認定を行った。（延べ数）

加えて、平成 26 年度においては、平成 27 年度 10 月期からの申請に向けて、関係細則等を制定することに加え、申出に係る提出書類・様式を見直し、関係規則を改正するとともに、特例適用専攻科の教職員を対象とした説明会を実施した。

### 特例適用専攻科の変更に係る審査

平成27年度から、特例の適用認定を受けた専攻科のうち、科目表又は学修総まとめ科目に変更が生じるものについて、届出を受け付けた。
11月に開催された学位審査会において審査の必要のある変更について審査を付託し、11月及び翌年１月に専門委員会・部会において、審査が行われた。
各専門委員会・部会の審査結果をとりまとめ、２月に開催された学位審査会において判定の結果に基づく特例の適用認定の変更の可否について判定し、専攻科の設置者に結果を通知した。
なお、平成27年度においては、上記の届出に加え、6月下旬までに届出を受け付け、7月に開始した専門委員会・部会において審査が行われた。

各専門委員会・部会の審査結果をとりまとめ、８月に開催された学位審査会において判定の結果に基づく特例の適用認定の変更の可否について判定し、専攻科の設置者に結果を通知した。

## 特例適用専攻科の教育の実施状況等の審査

平成28年度に、特例適用専攻科の教育の実施状況等の審査について、認定専攻科の教育の実施状況等の審査と併せて行うことや、実施内容及び方法等の検討を進め、関係規程を整備し、専攻科の担当者向けの書類作成の手引きを作成・配布した。

平成29年度から、特例適用専攻科の教育の実施状況等の審査について、５月末及び９月末までに書類を受け付けた。８月に開催された学位審査会において審査を付託し、11月及び翌年１月に専門委員会・部会において、審査が行われた。各専門委員会・部会の審査結果をとりまとめ、２月に開催された学位審査会において教育の実施状況等の審査を実施した専攻について判定し、専攻科の設置者に結果を通知した。必要に応じて、審査対象専攻に対して、可否の通知と併せて、専門委員会及び部会からの教員組織に対する意見を伝達することにより、今後のさらなる改善を求めた。

平成29年度において、２専攻は「保留」の判定となったことを踏まえ、最終的に「適」と判定するとともに、これまで、未整備であった不利益処分に係る聴聞手続規則を制定した。

また、第３期中期目標期間（平成 29 年度から平成 30 年度）においては、短期大学５校６専攻、高等専門学校 20 校 46 専攻の教育の実施状況等の審査を行い、すべて適と判定した。

○　特例の適用認定及び特例適用専攻科の教育の実施状況等の審査状況≫

平成31年３月31日現在

| | 認定の審査 | | 教育の実施状況等の審査 | |
|---|---|---|---|---|
| | 短期大学 | 高等専門学校 | 短期大学 | 高等専門学校 |
| 平成 26 年度 | 16 校<br>19 専攻 | 56 校<br>122 専攻 | | |
| 平成 27 年度 | 1 校<br>1 専攻 | 9 校<br>11 専攻 | | |
| 平成 28 年度 | 2 校<br>2 専攻 | 6 校<br>7 専攻 | | |
| 平成 29 年度 | — | 1 校<br>3 専攻 | 2 校<br>3 専攻 | 10 校<br>23 専攻 |
| 平成 30 年度 | 1 校<br>1 専攻 | 1 校<br>1 専攻 | 3 校<br>3 専攻 | 10 校<br>23 専攻 |
| 合計 | 20 校<br>23 専攻 | 73 校<br>144 専攻 | 5 校<br>6 専攻 | 20 校<br>46 専攻 |

## 特例適用による学士の学位授与

平成27年度に特例の適用による学位授与申請に対応するため、申請案内を作成するとともに電子申請システムを整備し、平成27年度10月期から特例の申請受付を開始した。

特例による学位授与の申請及び受付について、以下のとおり行った。

①　申請の受付

申請はすべて電子申請システムを利用し、４月期及び 10 月期の申請を受け付けた。

電子申請システムにおいて、申請者の修得単位とあらかじめ専門委員会・部会で審査した科目表との照合により、申請者の修得単位が機構の定める基準を満たしているかどうかを確認した。

②　学修総まとめ科目の履修に関する審査

申請者が提出した学修総まとめ科目の履修計画書について、専門委員会及び部会において審査した。また、４月期は８月から９月にかけて、10 月期は２月から３月にかけて学修総まとめ科目の履修終了時に申請者が提出した成果の要旨等により履修に関する審査を行った。

③　合否判定

４月期は、８月に開催された学位審査会において、単位修得、学修総まとめ科目の成果の要旨等及び専攻科の修了を確認した上で最終的な合否を確定するものとして合格と判定し、確認の結果９月末までに学士の学位を授与した。

また、10 月期の学位授与申請者に係る審査結果に基づき、各特例適用専攻科の学修総まとめ科目の実施状況等について学位審査会で検証し、必要に応じて各特例適用専攻科に改善を求めた。

10 月期は、２月に開催された学位審査会において、単位修得、学修総まとめ科目の成果の要旨等及び専攻科の修了を確認した上で最終的な合否を確定するものとして合格と判定し、確認の結果３月末までに学士の学位を授与した。

○　特例適用専攻科における申請者数・合格者数・合格率

p.103「○単位積み上げ型の学士の学位授与に係る申請者数・合格者数・合格率」参照

## 第３期中期計画－Ⅱ

５　学位授与
（２）省庁大学校修了者に対する学位授与
①　省庁大学校からの課程の認定申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。

## 実績・参考データ

### 省庁大学校の課程の認定及び教育の実施状況等の審査

省庁大学校の課程の認定について、以下のとおり審査を行った。

認定の申出に係る書類を９月末までに受理し、11月に開催された学位審査会において審査を付託し、11月及び翌年１月に専門委員会・部会において、大学設置基準等の関係規定に照らして、当該課程の教員組織や教育課程が大学の学部、大学院の修士課程及び博士課程に相当する水準を有しているかを審査した。各専門委員会・部会の審査結果をとりまとめ、２月に開催された学位審査会において認定の申出のあった課程の可否について判定し、所管省庁を経由して大学校長に結果を通知した。必要に応じて、審査対象課程に対して、可否の通知と併せて、専門委員会及び部会からの教員組織に対する意見を伝達することにより、今後のさらなる改善を求めた。

また、省庁大学校の認定課程に対する教育の実施状況等の審査については、以下のとおり審査を行った。

教育の実施状況等の審査に係る書類を５月末までに受理し、７月、11月又は翌年１月に専門委員会・部会において、大学設置基準等の関係規定に照らして、当該課程の教員組織や教育課程が大学の学部等に相当する水準を有しているかを審査した。各専門委員会・部会の審査結果をとりまとめ、２月に開催された学位審査会において認定の申出のあった課程の可否について判定し、所管省庁を経由して大学校長に結果を通知した。必要に応じて、審査対象課程に対して、可否の通知と併せて、専門委員会及び部会からの教員組織に対する意見を伝達することにより、今後のさらなる改善を求めた。

次表のとおり、第３中期目標期間（平成26年度から平成30年度）においては、大学の学部相当課程１課程、大学院の修士相当課程１課程、大学院の博士相当課程１課程の認定を行った。また、大学の学部相当課程７課程、大学院の修士相当課程３課程、大学院の博士相当課程２課程の教育の実施状況等の審査を行い、すべて適と判定した。加えて、教育課程について重要な変更が生じると認められた大学の学部相当課程１課程、大学院の修士相当課程１課程、大学院の博士相当課程１課程に対する再審査を行い、可と判定した。

Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○　課程の認定及び認定課程の教育の実施状況等の審査状況　平成31年３月31日現在

| | 認定の審査 | | | 教育の実施状況等の審査 | | | 再審査 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 学部相当 | 修士課程相当 | 博士課程相当 | 学部相当 | 修士課程相当 | 博士課程相当 | 学部相当 | 修士課程相当 | 博士課程相当 |
| 平成 26 年度 | — | — | 1 課程 | 2 課程 | 1 課程 | — | — | — | — |
| 平成 27 年度 | — | 1 課程 | — | 1 課程 | 1 課程 | — | — | — | — |
| 平成 28 年度 | 1 課程 | — | — | 1 課程 | 1 課程 | 1 課程 | — | — | — |
| 平成 29 年度 | — | — | — | 2 課程 | — | — | 1 課程 | — | — |
| 平成 30 年度 | — | — | — | 1 課程 | — | 1 課程 | — | 1 課程 | 1 課程 |
| 合計 | 1 課程 | 1 課程 | 1 課程 | 7 課程 | 3 課程 | 2 課程 | 1 課程 | 1 課程 | 1 課程 |

○　認定課程一覧（平成 31 年３月 31 日現在）

（１）大学の学部に相当する教育を行う課程

| 認定課程名 | 修業年限 | 認定年月日 | 学位に付記する専攻分野の名称 |
|---|---|---|---|
| 防衛医科大学校医学教育部医学科 | 6 | 平成 3年 8月30日 | 医学 |
| 防衛大学校本科 | 4 | 平成 3年12月18日 | 理学、工学、社会科学 |
| | | 平成13年 3月12日 | 人文科学 |
| 水産大学校本科 | 4 | 平成 3年12月18日 | 水産学 |
| 海上保安大学校本科 | 4 | 平成 3年12月18日 | 海上保安 |
| 気象大学校大学部 | 4 | 平成 3年12月18日 | 理学 |
| 職業能力開発総合大学校長期課程* | 4 | 平成 3年12月18日 | 工学 |
| 国立看護大学校看護学部看護学科 | 4 | 平成13年 3月26日 | 看護学 |
| 職業能力開発総合大学校総合課程 | 4 | 平成24年 2月13日 | 生産技術 |
| 防衛医科大学校医学教育部看護学科 | 4 | 平成29年 2月15日 | 看護学 |

*　平成 28 年度末廃止

（２）大学院の修士課程に相当する教育を行う課程

| 認定課程名 | 修業年限 | 認定年月日 | 学位に付記する専攻分野の名称 |
|---|---|---|---|
| 防衛大学校理工学研究科前期課程 | 2 | 平成 3年12月18日 | 理学、工学 |
| 職業能力開発総合大学校研究課程* | 2 | 平成 3年12月18日 | 工学 |
| 水産大学校水産学研究科 | 2 | 平成 6年 6月23日 | 水産学 |
| 防衛大学校総合安全保障研究科前期課程 | 2 | 平成 9年 3月11日 | 安全保障学 |
| 国立看護大学校研究課程部看護学研究科前期課程 | 2 | 平成17年 2月10日 | 看護学 |
| 職業能力開発総合大学校長期養成課程職業能力開発研究学域 | 2 | 平成28年 2月12日 | 生産工学 |

* 平成 24 年度末廃止

（３）大学院の博士課程に相当する教育を行う課程

| 認定課程名 | 修業年限 | 認定年月日 | 学位に付記する専攻分野の名称 |
|---|---|---|---|
| 防衛医科大学校医学教育部医学研究科 | 4 | 平成 3年 8月30日 | 医学 |
| 防衛大学校理工学研究科後期課程 | 3 | 平成13年 3月12日 | 理学、工学 |
| 防衛大学校総合安全保障研究科後期課程 | 3 | 平成21年 2月13日 | 安全保障学 |
| 国立看護大学校研究課程部看護学研究科後期課程 | 3 | 平成27年 2月13日 | 看護学 |

## 第３期中期計画－Ⅱ

５　学位授与
（２）省庁大学校修了者に対する学位授与
②　省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により各専攻分野の学士、修士又は博士としての水準を有していると認められる者に、学士は申請後１月以内に、修士及び博士は原則として申請後６月以内に学位を授与する。

## 実績・参考データ

省庁大学校の認定課程の修了者に対し、以下のとおり審査を実施した。

①　学士
大学の学部相当課程として認定した省庁大学校の課程から申請を受け付け、単位修得及び課程修了に係る証明書に基づいて審査を行い、学位審査会において合格と判定された者に、学士の学位を授与した。
第３期中期目標期間においては、９課程の5,066人に学士の学位を授与した。

②　修士
大学院の修士相当課程として認定した省庁大学校の課程の修了者及び修了見込み者からの申請を受け付け、証明書により単位修得と課程修了の確認を行うとともに、論文の審査と面接による口頭試問を実施し、学位審査会において合格と判定された者に、修士の学位を授与した。
なお、留学生等配慮が必要な３月修了者の申請を受け付け、３月末までに論文の審査と面接による口頭試問を実施した。証明書により単位修得と課程修了の確認を行った上で、次年度の開催の学位審査会で判定を行った。
第３期中期目標期間においては、５課程の443人に学士の学位を授与した。また、このうち修了見込みでの申請者は132人であった。

③　博士
大学院の博士相当課程として認定した省庁大学校の課程の修了者からの申請を受け付け、単位修得と課程修了の確認を行うとともに、論文の審査と面接による口頭試問を実施し、学位審査会において合格と判定された者に、博士の学位を授与した。
なお、留学生等配慮が必要な３月修了者の申請を受け付け、３月末までに論文の審査と面接による口頭試問を実施した。証明書により単位修得と課程修了の確認を行った上で、次年度の開催の学位審査会で判定を行った。
第３期中期目標期間においては、３課程の151人に学士の学位を授与した。また、このうち修了見込みでの申請者は14人であった。

④　学位記の伝達
省庁大学校の修士及び博士の学位の授与にあたっては、学位記伝達式を開催し、各省庁大学校の代表者に学位記の伝達を行った。

○　省庁大学校修了者に係る学位別取得者数の推移

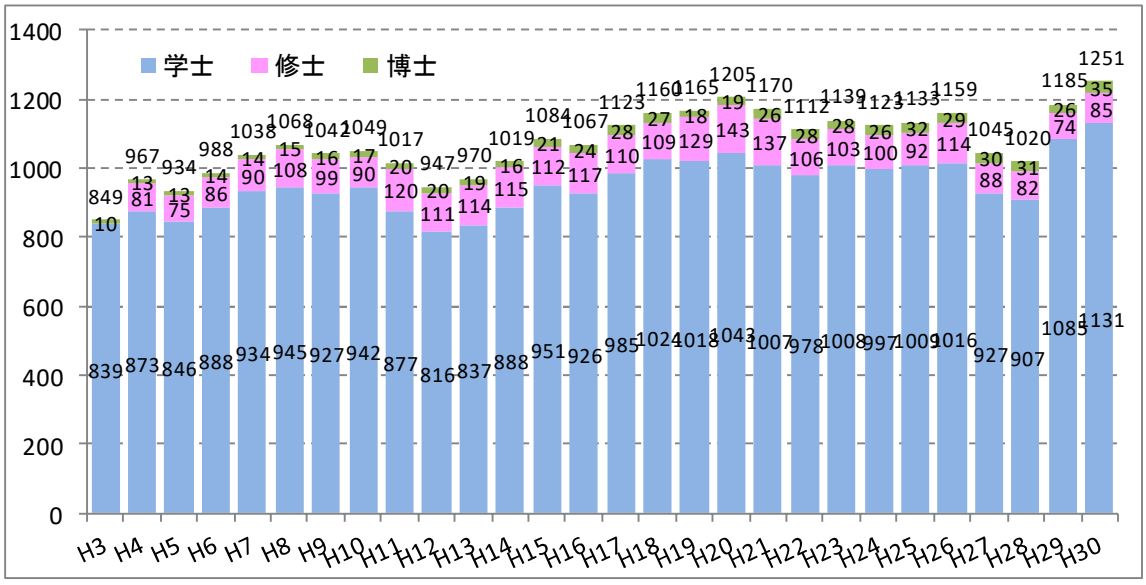


○　省庁大学校修了者の学位取得者数一覧

（第３期中期目標期間（平成 26 年度から平成 30 年度））

学士

| 認定課程名 | 修業年限 | 取得者数 |
|---|---|---|
| 防衛大学校本科 | 4 | 2,329 |
| 防衛医科大学校医学教育部医学科 | 6 | 386 |
| 水産大学校本科 | 4 | 933 |
| 海上保安大学校本科 | 4 | 204 |
| 気象大学校大学部 | 4 | 67 |
| 職業能力開発総合大学校長期課程* | 4 | 132 |
| 国立看護大学校看護学部看護学科 | 4 | 490 |
| 職業能力開発総合大学校総合課程 | 4 | 304 |
| 防衛医科大学校医学教育部看護学科 | 4 | 221 |
| 合　　計 | | 5,066 |

＊ 平成 28 年度末廃止

修士

| 認定課程名 | 修業年限 | 取得者数 |
|---|---|---|
| 防衛大学校理工学研究科前期課程 | 2 | 266（ 38） |
| 防衛大学校総合安全保障研究科前期課程 | 2 | 73（ 58） |
| 水産大学校水産学研究科 | 2 | 48（ 9） |
| 国立看護大学校研究課程部看護学研究科前期課程 | 2 | 44（ 27） |
| 職業能力開発総合大学校長期養成課程職業能力開発研究学域 | 2 | 12（ 0） |
| 合　　計 | | 443（132） |

※（　）は内数で、課程修了見込みでの申請者のうちの取得者数。

博士

| 認定課程名 | 修業年限 | 取得者数 |
|---|---|---|
| 防衛医科大学校医学教育部医学研究科 | 4 | 100（ 0） |
| 防衛大学校理工学研究科後期課程 | 3 | 42（13） |
| 防衛大学校総合安全保障研究科後期課程 | 3 | 9（ 1） |
| 合　　計 | | 151（14） |

※（　）は内数で、課程修了見込みでの申請者のうちの取得者数。

## 第３期中期計画－Ⅱ

５　学位授与
（３）学位授与事業についての広報
　単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信して、社会における理解の増進や申請者の拡大に資するため、電子媒体やパンフレット等により、機構の学位授与制度について広報する。また、学位授与事業に関する情報発信のための説明会を毎年度３回開催する。

## 実績・参考データ

### 学位授与事業についての広報

学位授与制度を紹介するリーフレット『学士をめざそう！』について、機構の学位授与制度をより的確かつ分かりやすく紹介する観点から、毎年度見直しを行うとともに、平成29年度には、これまで配布していた短期大学、高等専門学校、専門学校、都道府県の公立図書館及び生涯学習センター等の関係機関に加え、新たに基礎資格に追加された高等学校専攻科も加えるなど、申請者の拡大に資するため配布先を見直した。

また、機構が授与する学位を説明したリーフレット『機構が授与する学士の学位』については、学位授与事業の社会における理解の増進の観点から、平成27年度に名称を変更し全面的に見直しを行い、平成29年度から大学のほかハローワークや商工会議所などの産業界へも配布した。

なお、今後どのような対象者にアピールし申請者の増加につながるかを検討するため、学位授与申請者数の傾向を分析し、平成30年３月の学位審査会へ報告を行い、専攻の区分「看護学」への申請が長期的に増加傾向であることを踏まえ、平成30年度からは各都道府県看護協会へもリーフレットを配布した。

○　各種広報物の配布先

| 名　称 | 配布数 | | | | | 主な配布先<br>（平成30年度現在） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平成26<br>年度 | 平成27<br>年度 | 平成28<br>年度 | 平成29<br>年度 | 平成 30<br>年度 | |
| 新しい学士への途 | 12,870部 | 6,620部 | 4,414部 | 4,039部 | 4,252部 | 申請予定者<br>短期大学<br>高等専門学校<br>都道府県 |
| 学位授与申請書類 | 8,075部 | 5,658部 | 3,036部 | 3,212部 | 3,136部 | 申請予定者<br>短期大学<br>高等専門学校<br>国会図書館 |
| 学士をめざそう！ | 9,009部 | 14,997部 | 15,139部 | 16,599部 | 16,463部 | 短期大学<br>高等専門学校<br>専門学校<br>高等学校等専攻科 |
| 機構が授与する学士の学位* | 22,485部 | 21,762部 | 17,497部 | 15,921部 | 8,951部 | 大学<br>都道府県<br>学位取得者 |

※　平成27年度以前の冊子名は「大学評価・学位授与機構が授与する学位を理解していただくために」

平成28年度から一定の要件を満たす高等学校の専攻科、中等教育学校後期課程の専攻科及び特別支援学校高等部の専攻科の修了者についても基礎資格を有する者として学位授与申請の受付を開始したことに関し、平成28年度は、全国水産高等学校長協会主催で開催された総会・研究協議会及び文部科学省主催で開催された高等学校産業教育担当指導主事連絡協議会に職員を派遣し、学位授与制度に関する説明を行った。また、平成29年度には、全国看護高等学校長協会主催で開催された総会・研究協議会や文部科学省主催で開催された高等学校産業教育担当指導主事連絡協議会に、高等学校専攻科修了者向けの学位授与申請に係る資料を配布し、広報の充実に努めた。

平成27年度より、申請者の拡大に資するため、放送大学との連携事業として機構の学位授与制度に関する説明会を研究開発部との協働により開催し、研究開発部教員及び学位審査課職員から参加者に対し学位取得までの流れについて説明を行ってきたほか、説明会終了後には、参加者に対し個別相談会を実施した。なお、平成29年度より、説明会の開催にあたっては、これまでのウェブサイトでの案内のほか、学位取得者アンケート調査の分析結果を踏まえ、新たに、学位取得者に対し、友人や知人等に紹介するよう依頼するなどの方法で、参加者を募った。

また、例年認定専攻科の教育の実施状況等の審査の対象となっている短期大学及び高等専門学校の事務担当者を対象として、審査書類の作成等に関する説明会を開催した。

さらに、平成29年度より、特例適用専攻科の教育の実施状況等の対象となっている短期大学及び高等専門学校の事務担当者を対象として、審査書類の作成等に関する説明会を開催した。

学位授与事業に関する情報を積極的に発信するため、学士を取得した者のうち、生涯学習に努め、特に精励したと認められた者若干名に対し、機構長より表彰状を授与する学位取得者表彰制度を平成28年度に創設し、平成29年度の学位取得者のうち、生涯学習に努め、特に精励したと認められた者２人を選考の上、学位取得者表彰式を平成30年９月に実施するとともに、報道発表や文教ニュース・文教速報に記事を掲載するなど、学位授与事業に関する情報の発信に努めた。

また、上記の放送大学との連携事業として開催した機構の学位授与制度に関する説明会において、受賞者による体験談の披露や個別相談への対応は参加者から好評を博し、次年度以降の事業展開につながるものであった。

○　「大学改革支援・学位授与機構で学士の学位をめざす方への説明会」

## 学位授与事業に関する情報発信

広報誌「機構ニュース」（第131号～第190号）をウェブサイトにおいて毎月発行し、学位授与事業に係る申請案内、試験日程、申請状況や審査結果などの活動内容について掲載・情報発信を行った。

また、ウェブサイトのアクセス件数を月ごとに調査し、広報活動の成果の評価に役立てるとともに、前年度のアクセス数と比較し、利用動向の分析を行った。

ウェブサイトによる情報発信については、平成28年度の法人統合により、旧２法人のウェブサイトの情報を統合し、さらに効果的な広報を行うため、平成28年度から２年間をかけてウェブサイトの改修を行った。改修にあたっては、ウェブサイトの利便性の向上に資するよう、各ページへのアクセスを容易とする導線の改良や効果的な情報発信についての具体的な手段等の実装について検討を行うとともに、広報委員会の下に設置した「ウェブサイト新デザイン作業チーム」において機構内の各課室の協力を得ながら、新ウェブサイトのトップページのデザイン案の作成、移行する情報の精査、作成後の各ページの内容の確認などの作業を行った。

その結果、平成30年３月末に新規ウェブサイトの構築及び現行のウェブサイト上の情報の移行作業を完了し、平成30年４月よりリニューアル後のウェブサイトの公開・運用を開始した。

Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○　平成26～29年度　ウェブサイトアクセス件数（全体及び学位授与事業）

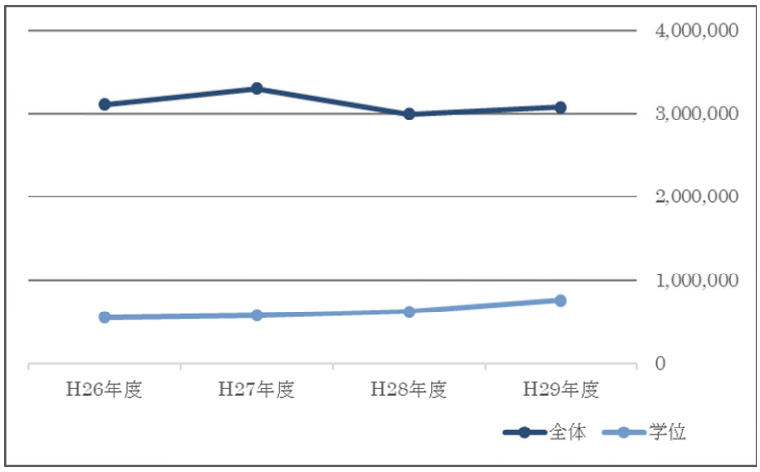


※平成30年度以降はウェブサイトのリニューアルによりアクセス数の集計方法等が異なるため、平成26～29年度までの表としている。

○　リニューアル後のウェブサイト
https://www.niad.ac.jp

# Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

〔中期目標〕Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

６　質保証連携

我が国の高等教育の発展に資するため、大学等と連携し、大学等における質保証を支援する。また、国内外の質保証機関と連携し、研修会等を毎年度５回以上実施するなど、我が国の評価制度全体の改善と高等教育への国際的な信頼性を高めるための活動を行う。

なお、これらの事業実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。

（１）大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

①　大学等に関する情報の収集、整理及び提供

大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に役立てるとともに、機構が行う評価の改善・向上に活用するため、諸外国の質保証の動向等についてウェブサイト等により情報提供を行うなど、大学等の教育研究活動等の状況に係る情報の収集、整理及び提供を行う。この際、国際連携ウェブサイトの年間アクセス数を16万件以上を目指す。

また、学習機会の多様化や生涯学習の展開が進む社会の状況を踏まえて、各種の学習に関する情報及び学位授与状況等の情報の収集、整理、提供を行う。

これらの業務の一環として、データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して、運用する。大学ポートレートでは、大学の機能・特色に応じた多様な情報を国内外の様々な者に提供することにより、社会において実態に即した大学像の共有が図られるように努める。当該目標を達成するため、毎年度、大学ポートレートへの大学の参加状況や利用者の利用状況等の把握・分析等を行い、その改善に取り組むものとする。

②　質保証人材育成

大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を毎年度実施するなど、質保証に関わる人材の能力向上に資する活動を行う。

（２）国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組

我が国の高等教育に係る国際的な信頼性を高めるため、国内外の質保証機関や評価機関等と連携し、国際的な質保証活動に参画するとともに、多様化する高等教育の質の向上及び質保証に資する活動を行う。

〔中期計画〕Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

６　質保証連携

大学等における質保証を支援するため、大学等と連携し、大学等における内部質保証システムの確立に資するよう、国内外の質保証に係る情報の収集、整理及び提供、質保証に関わる人材の能力開発を行う。また、大学等における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理及び提供を行う。

さらに、国内外の質保証機関と連携し、研修会等を毎年度５回以上実施するなど、我が国の評価制度全体の改善に資する活動を行う。また、我が国の高等教育への国際的な信頼性を高めるため、国際的な質保証活動に積極的に参画し、関係機関と協力して活動を行う。

併せて、これらの活動について社会に広く発信する。

（１）大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

①　大学等に関する情報の収集、整理及び提供

ア　大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するための情報を収集・整理し、提供する。

イ　国際的な動向を踏まえた高等教育の質保証活動に資するため、諸外国の質保証に係る制度情報や動向について収集・整理し、ウェブサイト等により提供する。国際連携ウェブサイトの年間アクセス数は、16万件以上とする。

ウ　高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、各種の学習に関する情報及び大学における学位授与状況調査等の学位に関する情報を収集・整理し、提供する。

エ　データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して、運用する。その際、毎年度、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証するとともに、その結果を踏まえて改善に取り組むものとする。

②　質保証人材育成

大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を毎年度実施するなど、自己点検・評価、ＩＲ（インスティチューショナル・リサーチ）、大学評価等の質保証に関わる人材の能力向上のための取組を行う。

## 財務情報及び人員に関する情報

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 経常費用（千円） | 415,468 | 483,222 | 441,961 | 509,416 | 543,915 |
| 経常収益（千円） | 415,468 | 483,222 | 438,335 | 511,989 | 645,577 |
| うち運営費交付金収益（千円） | 254,948 | 293,026 | 259,289 | 330,751 | 463,941 |
| うち補助金等収益（千円） | 28,592 | 17,138 | 0 | 0 | 0 |
| うちその他収入（千円） | 131,928 | 173,057 | 179,047 | 181,238 | 181,636 |
| 従事人員数（人） | 19.2(2) | 21.1(4) | 24.3(6) | 30.6(2) | 30.7(1) |

注）従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）
なお、評価項目Ⅱ-7（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

## 自己評価の結果

| 中期計画 | 評定 | 根　拠 |
|---|---|---|
| ６　質保証連携<br>大学等における質保証を支援するため、大学等と連携し、大学等における内部質保証システムの確立に資するよう、国内外の質保証に係る情報の収集、整理及び提供、質保証に関わる人材の能力開発を行う。また、大学等における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理及び提供を行う。<br>さらに、国内外の質保証機関と連携し、研修会等を毎年度５回以上実施するなど、我が国の評価制度全体の改善に資する活動を行う。また、我が国の高等教育への国際的な信頼性を高めるため、国際的な質保証活動に積極的に参画し、関係機関と協力して活動を行う。<br>併せて、これらの活動について社会に広く発信する。<br><br>（１）大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組<br>①　大学等に関する情報の収集、整理及び提供<br>ア　大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するための情報を収集・整理し、提供する。<br>イ　国際的な動向を踏まえた高等教育の質保証活動に資するため、諸外国の質保証に係る制度情報や動向について収集・整理し、ウェブサイト等により提供する。国際連携ウェブサイトの年間アクセス数は、16万件以上とする。<br>ウ　高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、各種の学習に関する情報及び大学における学位授与状況調査等の学位に関する情報を収集・整理し、提供する。<br>エ　データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して、運用する。その際、毎年度、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証するとともに、その結果を踏まえて改善に取り組むものとする。 | B | 大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するための情報については、大学ポートレート及び認証評価機関連絡協議会ウェブサイト等で情報提供を行うとともに、国公立大学・公立短期大学の大学基本情報（平成24年度分から平成30年度分）を毎年度ウェブサイトに掲載した。<br>さらに、「機構ニュース」の発行等を通じ、大学における評価活動等に関する情報発信を行った。<br>国際連携活動については、教職協働による国際連携連絡会議にてアクションプランを設定して実施した。また原則月１回開催される同会議において、進捗状況を毎回確認した。<br>諸外国の高等教育・質保証動向について、国内の高等教育関係者の質保証活動等に資するよう年間約100件の記事を作成し、国際連携ウェブサイトで発信した。平成27年度に動向記事発信のための特設サイトを新設した。また、同年度よりメールマガジンの配信を開始し、平成30年度には登録者数が1,200人を超えた。積極的に広報活動を行った結果、国際連携ウェブサイト年間アクセス数が平成26年度の180,456件から平成30年度の348,448件へと大きく増加した。<br>刊行物に関しては、諸外国の質保証制度に関する基本的な情報をまとめた「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要」を９カ国分作成・改訂したほか、平成26年度からはアジア地域の質保証システムに関するブリーフィング資料を６カ国分作成した。その他、質保証関係用語集第４版、評価関係資料の英訳版等を刊行した。また、機構の大学機関別認証評価に係る実施大綱及び大学評価基準の英語版の作成や、高等教育に関する質保証関係用語集を改訂するなど、日本の高等教育質保証制度の理解促進を図った。<br>「大学質保証フォーラム」を毎年度開催し、参加者対象のアンケート結果で高い評価を得た。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 文部科学省の補助事業による国際連携に係る重点的調査研究として、平成27年度から３年間に渡りモビリティ調査を実施し、報告書を作成した。平成29年度より外国学修履歴の国際的な認証促進のための調査研究として、日本の教育制度情報や高等教育機関一覧（専修学校専門課程を含む日本の全高等教育機関（約4,000校））を日本語・英語で調査した。特に専修学校専門課程については調査票を全機関に送付し、約90%の回答を得た。平成30年度には、日本の教育情報等を国内外に発信するツールとして、ウェブサイトの公表の準備を進めた。この他、外国の資格評価に資する調査を積極的に実施した。<br>毎年度、大学院を置く全国公私立大学の学位授与状況等の調査を実施し、回答を集計した結果を文科省に提出しており、調査結果は文部科学省より公表・提供されている。<br>「大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」の作成・公開、「科目等履修生制度の開設大学一覧」の作成・公開を毎年度実施し、平成29年度からは新たに、機構の学位授与事業に関して、特別なプログラム等を設けている大学を紹介し、さらに、内容の充実に努めた。<br>平成27年３月より公表を開始した大学ポートレートについては、日本私立学校振興・共済事業団と連携して運用、情報提供の充実を図った。<br>大学ポートレート（国際発信版）については、大学ポートレート運営会議において国際発信版のシステム構築に関する方針が了承されたことを受けて、平成29年４月から11月末にかけてシステムを構築した。また、国公立大学等を対象に大学ポートレート（国際発信版）に関する説明会を平成29年８月に開催した。同年10月16日に大学ポートレート（国際発信版）の公表を行い、運用を開始した。<br>平成31年３月末日の参加大学数は、国立大学86校、公立大学78校、公立短期大学13校、株式会社立大学３校で参加割合は91.4%であった。私立大学は586校、私立短期大学は295校が参加しており、国公私立全体の参加割合は96.0%である。また、大学ポートレート（国際発信版）の参加校数は、国立大学81校、公立大学41校、公立短期大学２校、株式会社立大学３校で参加割合は64.5%であった。なお、平成30年４月１日から平成31年３月末日までのアクセス件数は856,136件、新規訪問者数は351,760件である。国公私立全体でのアクセス件数は4,514,585件であった。<br>大学ポートレート（国内版）の閲覧者の利便性を向上させるため、平成28年度にモバイル対応を行い、平成29年度に一覧表示機能を追加した。また、大学ポートレートのリニューアルのため、平成30年４月からシステム開発を行い、平成31年３月に開発を完了した。<br>認証評価機関連絡協議会と連携して認証評価 |

| | | |
|---|---|---|
| | | へ利用するための統一様式により大学ポートレートデータを各大学に提供する準備を進めており、令和元年度より統一様式の出力機能を各大学が利用できるようシステム改修を行った。<br>平成28年度に大学情報分析ツールを国公立大学（短期大学含む）へ提供した。平成30年度には、ＢＩツールやデータ共有のノウハウを有する業者と協同し、大学情報の自由分析が可能となる環境を令和元年度に提供するための準備を進めた。<br>各大学におけるＩＲ（インスティテューショナル・リサーチ）等での活用促進のため、国公立大学・短期大学の大学ポートレート担当部署及び国立大学の法人評価担当部署へ「大学における情報活用ガイドブックー大学ポートレート関連データの利用法ー」を平成30年３月28日に提供した。平成30年度においては、これらの情報活用に関する取組の今後の展望について各種会合で報告を行うとともに、大学担当者と意見交換を実施した。<br>以上のことから中期計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。 |
| | | ＜課題と対応＞<br>特記すべき課題は検出していない。 |
| ②　質保証人材育成<br>大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を毎年度実施するなど、自己点検・評価、ＩＲ（インスティチューショナル・リサーチ）、大学評価等の質保証に関わる人材の能力向上のための取組を行う。 | Ｂ | 大学等の自己評価担当者等に対し、大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価、高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価、並びに法科大学院認証評価のそれぞれについて毎年度研修を実施した。<br>なお、研修会終了後のアンケート調査では、概ね肯定的な回答が得られるとともに、翌年度に向けて資料の見直しや研修内容の改善を図った。<br>評価事業部と研究開発部等との協働の下、大学等と連携し、大学等の質保証関係者等に対する能力向上のための研修等を開催した。第３期中期目標期間中に実施した研修等のアンケート結果から、総合的な満足度や研修の理解度について以下のとおり高い評価が得られた。<br>【平成 26 年度】<br>・大学教育の質保証研修（回収率：88%）<br>研修全体の理解度：<br>「理解しやすかった・やや理解しやすかった」→72%<br>・EA ワークショップ「指標の選び方&指標信頼性・妥当性のチェックリスト」（回収率：100%）<br>総合的な満足度：「満足・やや満足」→96%<br>【平成 27 年度】<br>・EA ワークショップ「評価力を上げるための目的・計画の作り方&指標の選び方」（回収率：97%）<br>総合的な満足度：「満足・やや満足」→97%<br>【平成 28 年度】<br>・EA ワークショップ「評価力を上げるための目的・計画の作り方」（回収率：96%） |

| | | |
|---|---|---|
| | | 総合的な満足度：「満足・やや満足」→96%<br>・大学連携ワークショップ「「内部質保証と３つのポリシー」～認証評価における優れた取組から学ぶ～」（回収率：86%）<br>総合的な満足度：「満足・やや満足」→92%<br>【平成 29 年度】<br>・人材育成セミナー「内部質保証ワークショップ」（回収率：第１回 94%、第２回 92%）<br>総合的な満足度：「満足・やや満足」<br>→第１回：97%、第２回：91%<br>【平成 30 年度】<br>・人材育成セミナー「IR データ分析ワークショップ」（回収率：第１回 86％、第２回 82%）<br>総合的な満足度：「満足・やや満足」<br>→第１回：100%、第２回：96%<br><br>以上のことから中期計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。 |
| | | ＜課題と対応＞<br>特記すべき課題は検出していない。 |
| （２）国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組<br>①　我が国の大学等の評価の効果的かつ効率的な実施のため、認証評価機関連絡協議会等を通じて、国内の評価機関等との連携・協力を進めるとともに、国内の評価機関等に対して評価に関する専門的知見等の提供を行う。<br>②　我が国の高等教育の質保証に係る国際通用性の確保を図るとともに、グローバル時代に即した質保証の発展に資するため、諸外国の質保証機関及び国際的な質保証ネットワーク等と連携・協力した活動を行う。また、大学等の国際的な連携に伴う教育の質保証に資する活動を行う。 | Ｂ | 国内外の質保証機関との連携による質の向上への取組として、毎年度研修会等を開催し、中期計画に定める毎年度５回以上の実施を達成している。<br>平成27年４月に認証評価機関連絡協議会のウェブサイトを立ち上げ、認証評価に関する情報発信を開始した。ウェブサイトでは、前年度に認証評価を受けた大学等の評価結果の概況と優れた取組をとりまとめ、毎年度公表している。また、平成27年９月からは各認証評価機関の評価結果一覧を掲載しているほか、平成29年３月にはウェブサイトの英語版を作成・公表するなど充実を図った。<br>また、平成28年度には認証評価機関連絡協議会のリーフレットを作成するとともに、高校関係機関への周知や文部科学省初等中等教育局のメールマガジンへの寄稿等を行った。<br>さらに、同協議会では毎年度、同協議会参加機関の若手職員が企画した「認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修」を実施し、認証評価機関職員の能力向上に取り組んだ。<br>そのほか、大学基準協会、日本高等教育評価機構及び短期大学基準協会との４機関で構成する「機関別認証評価制度に関する連絡会」を輪番制により毎年度４回開催し、認証評価の円滑な実施に向けた連絡調整や各機関が実施している評価についての情報交換等を行った。<br>国際的な質保証ネットワークへの参画について、INQAAHE、APQN及びCHEA-CIQGの総会、フォーラム等へ積極的に参加し発表等を行った。特にAPQNは、平成29年度より研究開発部教員がプロジェクトリーダーとして、質保証用語の共通理解に係るプロジェクトを開始した。<br>諸外国質保証機関との交流・取組については、14機関等との間で連携協力の覚書を交わ |

| | | |
|---|---|---|
| | | し、機関訪問等による人材交流を図るほか、共同研究、共同プロジェクトの実施やセミナーの共同開催等を通じて、日本の高等教育の質保証活動の改善に資する活動を行った。平成27年度より豪州TEQSA、台湾HEEACT、香港HKCAAVQの３機関との間でスタッフ交流を行い、派遣・受入を計９回実施した。またマレーシアMQとは相互認証（相互信頼関係）の実現可能性を探るための合同専門委員会を設置し、平成29年度に調査報告書をとりまとめ、「両機関における質保証の成果の信頼にかかる共同声明」への両機関長による署名を取り交わした。<br>ASEAN＋３（ASEAN諸国及び日中韓）質保証専門家会合では、平成29年度開催の第４回会合において、機構が原案を作成した「パクセー宣言」が本会合の成果文書として採択された。<br>日中韓三国の質保証機関で実施しているキャンパス・アジアの共同モニタリングについては、平成26年度に日本側１次モニタリングの優良事例集を作成し、シンポジウムを開催した。平成27年度には、日中韓質保証機関協議会を開催の上、２次モニタリングの共同実施枠組を構築し、三国の専門家による書面調査、共同訪問調査を実施した。平成28年度には、各プログラム別報告書を作成したほか、共同モニタリング報告書（優良事例集）を刊行した。平成29年度には共同ガイドラインを三国合同で作成。さらには平成28年度から本格実施として新規採用された９プログラムを対象に、平成30年度は「モニタリング＋」と名称変更の上、中韓の質保証機関と連携して共同ガイドラインに沿ったモニタリングを実施した。こうした日中韓三国共同の質保証の取組が評価され、平成29年度に2018APQNクオリティ・アワードを受賞した（質保証における国際協力賞）。<br>以上のことから中期計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。 |
| | | ＜課題と対応＞<br>特記すべき課題は検出していない。 |

## 第３期中期計画－Ⅱ

６　質保証連携

大学等における質保証を支援するため、大学等と連携し、大学等における内部質保証システムの確立に資するよう、国内外の質保証に係る情報の収集、整理及び提供、質保証に関わる人材の能力開発を行う。また、大学等における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理及び提供を行う。

さらに、国内外の質保証機関と連携し、研修会等を毎年度５回以上実施するなど、我が国の評価制度全体の改善に資する活動を行う。また、我が国の高等教育への国際的な信頼性を高めるため、国際的な質保証活動に積極的に参画し、関係機関と協力して活動を行う。

併せて、これらの活動について社会に広く発信する。

## 実績・参考データ

標記計画に係る実績等は、以降の具体的な事項における実績・参考データにおいて記載済み。

## 第３期中期計画－Ⅱ

６　質保証連携
（１）大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組
①　大学等に関する情報の収集、整理及び提供
ア　大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するための情報を収集・整理し、提供する。

## 実績・参考データ

### 国内の評価等に関する情報の収集、整理、提供

大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するための情報については、大学ポートレート及び認証評価機関連絡協議会ウェブサイト等での情報提供が開始されたことから、大学評価情報ポータルサイトにおける情報提供の在り方について整理を行い、関係団体との調整の結果、平成28年末日をもって当該サイトを閉鎖した。

国公立大学・公立短期大学の大学基本情報を平成24年度分から平成30年度分まで、毎年度ウェブサイトに掲載している。

○　大学基本情報（http://portal.niad.ac.jp/ptrt/table.html）

**大学基本情報 2018(H30)**

| | | |
|---|---|---|
| 学生教職員等 | (7-A) 学生数 | DOWNLOAD |
| | (7-B) 教員数(本務者) | DOWNLOAD |
| | (7-1) 教員数(本務者)(再掲) | DOWNLOAD |
| | (7-Z) 教員数(兼務者) | DOWNLOAD |
| | (7-C) 職員数 | DOWNLOAD |
| 学部学生内訳 | (8-D) 学科別学生数\|入学志願者数\|入学者数 | DOWNLOAD |
| | (8-2) 学科別学生数のうち休学者数 | DOWNLOAD |
| | (8-3) 学科別学生数のうち最低在学年限超過学生数(編入学者は除く。) | DOWNLOAD |
| | (8-G) 出身高校の所在地県別入学者数 | DOWNLOAD |
| | (8-O) 年齢別入学者数(再掲) | DOWNLOAD |
| | (8-7)専攻科，別科及び科目等履修生等の学生数 | DOWNLOAD |
| | (8-R) 短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)・高等学校等専攻科からの編入学者数 | DOWNLOAD |
| 大学院学生内訳 | (9-H) 専攻別学生数\|左記のうち社会人 | DOWNLOAD |

## 質保証連携等に関する情報提供

広報誌「機構ニュース」（第131号～第190号）をウェブサイトにおいて毎月発行し、認証評価の申請状況や評価結果、各種研修・説明会の実施、国立大学法人等の教育研究評価の結果、国内外の質保証機関との連携等に係る活動内容について掲載・情報発信を行った。

また、ウェブサイトのアクセス件数を月ごとに調査し、広報活動の成果の評価に役立てるとともに、前年度のアクセス数と比較し、利用動向の分析を行った。

ウェブサイトによる情報提供については、平成28年度の法人統合により、旧２法人のウェブサイトの情報を統合し、さらに効果的な広報を行うため、平成28年度から２年間をかけてウェブサイトの改修を行った。改修にあたっては、ウェブサイトの利便性の向上に資するよう、各ページへのアクセスを容易とする導線の改良や効果的な情報発信についての具体的な手段等の実装について検討を行うとともに、広報委員会の下に設置した「ウェブサイト新デザイン作業チーム」において機構内の各課室の協力を得ながら、新ウェブサイトのトップページのデザイン案の作成、移行する情報の精査、作成後の各ページの内容の確認などの作業を行った。

その結果、平成30年３月末に新規ウェブサイトの構築及び現行のウェブサイト上の情報の移行作業を完了し、平成30年４月よりリニューアル後のウェブサイトの公開・運用を開始した。

※リニューアル後のウェブサイトの画像については、「Ⅱ－３－（３）　学位授与事業についての広報」に前掲。

## 第３期中期計画－Ⅱ

６　質保証連携
（１）大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組
①　大学等に関する情報の収集、整理及び提供
イ　国際的な動向を踏まえた高等教育の質保証活動に資するため、諸外国の質保証に係る制度情報や動向について収集・整理し、ウェブサイト等により提供する。国際連携ウェブサイトの年間アクセス数は、16万件以上とする。

## 実績・参考データ

### 諸外国の質保証に関する情報の収集、整理及び提供

諸外国等の高等教育や質保証の動向に関する情報収集、整理、及び発信については、教職協働による国際連携連絡会議※にて設定したアクションプランの下、実施した。※平成27年度までは、国際連携企画室として開催。

また、情報収集活動の成果物である「諸外国の高等教育分野に関する質保証システムの概要（インフォメーション・パッケージ）」や記事等を、国際連携ウェブサイトに集約して掲載するとともに、これらの周知を図るため、広報用フライヤー（チラシ）の作成・配布やメールマガジン配信等により幅広い広報を行った。

１．国際連携連絡会議（原則毎月１回開催）

国際連携連絡会議では、教員及び事務職員が協働し、諸外国の質保証に係る制度情報や動向についての収集、整理及び提供等の方針等をまとめたアクションプランを設定した上で、国際連携活動を実施した。実施にあたっては、毎回の会議で進捗状況の確認を行い、実施結果や収集した関係情報・資料は、会議内で共有を図り、機構内外に発信した。

（参考）平成29年度アクションプランのテーマ
(1)　海外の高等教育及び質保証に関する情報発信（国内発信）
(2)　日本の高等教育及び質保証に関する情報発信（海外発信）
(3)　共同プロジェクトを含めた海外の質保証機関やネットワークとの連携事業の実施
(4)　国際連携に係る重点的調査研究

２．諸外国の質保証動向に関する情報収集と発信

アクションプランに基づき、海外関係機関への現地調査、ウェブサイト等の文献調査、国際ネットワーク会議等への参加等を通じ、積極的に幅広い手段で情報収集を行った。収集した情報のうち、最新の質保証動向については、国内の高等教育関係者の質保証活動等に資するよう記事を作成し、国際連携ウェブサイトで発信するとともに、機構内の各種会議でも配付し、教職員間の情報共有に努めた。平成26年度からは新たに教育系新聞に紹介記事を掲載し、国内関係者に広く周知した。

また、諸外国の高等教育制度や質保証制度に関する基本的な情報は、「インフォメーション・パッケージ」の作成・改訂作業に活用した。「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要」の９カ国版に加え、平成26年度からアジア６カ国・地域の質保証システムに関するブリーフィング資料を順次作成し、国際連携ウェブサイトに掲載した。このほか、国内の高等教育関係者向けに海外の高等教育に関する研究会等を開催した。

閲覧者の利便性向上のため、平成27年度に国際連携ウェブサイトのリニューアルを行った。また動向記事発信のための特設サイト「QA UPDATES - International」を新設するとともに、本サイトの普及促進に向けて、メールマガジン「海外高等教育質保証動向ニュース」の配信を開始した。メルマガ登録者数は毎年着実に増加しており、平成30年度には1,200人を超えた。

インフォメーション・パッケージや国際連携ウェブサイトの周知を図るため、これらに関するフライヤーを作成・改訂し、大学関係者の集うフォーラムや会議（他機関主催も含む）で配布するなど積極的な広報に努めた。

○　情報の収集

情報収集に関する各年度における国際会議参加件数は、平成26年の10件から平成30年度の22件に増加している。また、国内会議へは各年度10件程度参加した。

①主な国際質保証ネットワーク主催会議への参加

・高等教育質保証機関国際ネットワーク（INQAAHE）隔年次総会・メンバーフォーラム
（平成26年度（２回）、平成27年度、平成28年度（２回）、平成30年度（２回））
・アジア太平洋質保証ネットワーク（APQN）年次総会
（平成28年度、平成29年度（２回）、平成30年度）
・米国高等教育アクレディテーション協議会（CHEA）年次総会及びCHEA国際質保証グループ（CIQG）年次会合
（平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度）

②主な諸外国の質保証機関等主催会議・セミナーへの参加

・ASEAN質保証ネットワーク（AQAN）年次セミナー（平成27年度、平成29年度）
・海外資格評価実務者協会（TAICEP）総会（平成27年度、平成29年度、平成30年度）
・マレーシア資格機構（MQA）主催インターンシッププログラム（平成28年度、平成29年度、平成30年度）
・香港学術及職業資歴評審局（HKCAAVQ）主催質保証研修会（平成30年度）

○　情報の提供

①国際連携ウェブサイトによる情報提供

・諸外国の質保証の動向記事の発信実績

| 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | 126件 | 111件 | 119件 | 114件 | 92件 |

・メールマガジン登録者数

| 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 登録者数 | ― | 488件 | 841件 | 1,076件 | 1,266件 |

・国際連携ウェブサイトアクセス数の推移

国際連携ウェブサイトの年間アクセス数は、以下のとおり第３期中期計画に定めた16万件以上を達成している。

| 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 年間<br>アクセス数 | 180,456件 | 206,016件 | 305,895件 | 314,655件 | 348,448件 |
| 月アクセス<br>平均 | 15,038件 | 17,168件 | 25,491件 | 26,221件 | 29,587件 |

②諸外国の質保証に関する概要資料の作成・提供

・諸外国の高等教育分野に関する質保証システムの概要（インフォメーション・パッケージ）の作成実績

ドイツ第１版（平成26年12月）
英国第２版（平成27年２月）
オランダ追補資料（平成26年11月）
豪州第２版（平成27年４月）
米国第２版（平成28年１月）
英国追補資料（平成29年４月）
フランス第２版（平成30年１月）
オランダ第２版（平成30年３月）
中国追補資料（平成30年12月）
韓国第２版（平成31年３月）

インフォメーション・パッケージ

・アジア地域の高等教育分野の質保証システムに関するブリーフィング資料の作成実績

マレーシア（平成26年４月）
インドネシア（平成26年６月）
台湾（平成26年11月）
香港（平成27年10月）
タイ（平成27年11月）
ベトナム（平成29年１月）
台湾第２版（平成30年１月）
タイ第２版（平成31年３月）

③教育学術新聞への記事投稿実績

| 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | ４件 | ６件 | ５件 | ５件 | ５件 |

④主な海外の高等教育に関するセミナー等の開催

・台湾高等教育評鑑中心基金会（HEEACT）執行長による講演会（平成26年５月）
・ドイツアクレディテーション協議会（GAC）による講演会（平成27年10月）
・オーストラリア高等教育質・基準機構（TEQSA）による講演会（平成28年２月）
・タイ全国教育水準・質評価局（ONESQA）局長による講演会（平成28年３月）
・米国コンピテンスベース教育事情に関する講演会（平成29年４月）
・香港学術及職業資歴評審局（HKCAAVQ）スタッフによる講演会（平成30年６月）

３．国内の質保証動向に関する情報収集と発信

アクションプランに基づき、機構英文ウェブサイトの改善・充実、国際会議での発表や海外からの来訪者への説明等を通じて、日本の高等教育に関する質保証制度や機構が行う質保証の取組について発信した。

日本の高等教育及び質保証に関する情報発信の整備・強化の取組として、平成26年度に「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要：日本（第２版）」、２巡目の大学機関別認証評価に係る実施大綱及び大学評価基準の英語版、また、平成28年度に「高等教育に関する質保証関係用語集（第４版）」を刊行するなど、日本の高等教育質保証制度の理解促進を図った。当用語集については、民間事業者と提携して冊子版を有償化するとともに検索機能を有する用語集のオンライン版を開発し、国際連携ウェブサイトからのアクセスを可能にするなど、国内関係者へのさらなる普及を目指した仕組みを導入した。機構事業について、国際的な発信力強化を目的として、平成28年度から「機構事業ニュース」の英訳記事の配信を開始し、また、平成30年度には、翌年度開始する機構の３巡目における「大学機関別認証評価実施大綱」及び「大学評価基準」の英訳版を刊行した。

高等教育に関する
質保証関係用語集
（第４版）

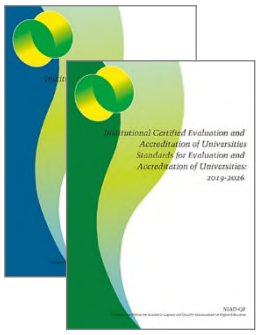
大学機関別認証評価
実施大綱、大学評価基準

○　国際会議等における発信

①国際会議・セミナーでの機構からの発表実績

| 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 開催数 | ２件 | ６件 | ５件 | ９件 | ３件 |

②主な国際質保証ネットワークの年次又は隔年次会議における発信

・高等教育質保証機関国際ネットワーク（INQAAHE）隔年次総会・メンバーフォーラム（平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成30年度）
・アジア太平洋質保証ネットワーク（APQN）年次総会（平成28年度、平成29年度（２回）、平成30年度）

③主な諸外国の質保証機関等主催会議・セミナーにおける発信

・中国教育部高等教育教学評価センター(HEEC) 設立10周年記念行事（平成26年度）
・第４回日豪間ハイレベル教育政策対話（平成27年度）
・ASEAN大学連合（AUN）-QA International Conference 2017（平成28年度）
・台湾高等教育評鑑中心基金会(HEEACT) -APQN 2017 Global Summit（平成29年度）
・第１回東京規約締結国委員会（平成30年度）

○　主な海外からの来訪者への情報提供

・中国教育部・留学生事業訪日団（国際合作交流局関係者）（平成26年度）
・ラオス教育省関係者（高等教育局長等）（平成28年度）
・韓国教育部（平成28年度）
・ドイツ研究振興協会（DFG）（平成29年度）
・日中韓三国協力事務局（TCS）（平成29年度）

・タイ全国教育水準・質評価局（ONESQA）（平成30年度）

○　主な海外機関誌等を通じた発信
・香港学術及職業資歴評審局（HKCAAVQ）の設立25周年記念誌（平成27年度）
・高等教育質保証機関の国際ネットワーク(INQAAHE) 発行定期会報（平成28年度、平成29年度（２回））
・米国高等教育アクレディテーション協議会国際質保証グループ(CIQG)ニュースレター（平成29年度）
・アジア太平洋質保証ネットワーク（APQN）のニュースレター（平成29年度）
・台湾高等教育評鑑中心基金会(HEEACT)－アジア・太平洋地域質保証ネットワーク（APQN）英文学術誌「Higher Education Evaluation and Development（HEED）」へのHEEACTとの共同論文投稿（平成30年度）
・海外機関紙への掲載数

| 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 掲載数 | ０件 | ２件 | １件 | ６件 | ７件 |

○　機構ウェブサイトを通じた機構事業の英文記事発信

| 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 掲載数 | ３件 | ５件 | 15件 | ９件 | 18件 |

４．大学質保証フォーラムの開催
質保証に関する時宜を得たテーマを取り上げ、国内外の有識者の講演等を通じて、我が国における質保証文化の醸成や大学等の質保証活動の改善につなげることを目的とした「大学質保証フォーラム」を年１回開催しており、平成26～30年度においても、下表のとおり開催した。

〔大学質保証フォーラムのテーマ及び参加者数〕

| 開催年度 | テーマ | 参加人数 |
|---|---|---|
| 平成26年度※ | 大学の多元的道しるべ～ランキング指標を問う～<br>Toward a Multidimensional Approach: How we use ranking indicators? | 約430人 |
| 平成27年度※ | 知の質とはーアカデミック・インテグリティの視点からー | 約210人 |
| 平成28年度 | 質保証、だれが何をどうするか | 約400人 |
| 平成29年度※ | 教員と職員ー学生のための大学をつくるー | 約330人 |
| 平成30年度※ | 国境を越える大学 | 約200人 |

※平成26、27、29、30年度は、フォーラムと連日でテーマに関連した海外事例等に対する理解を深めるための公開研究会も開催した。

また、毎回実施している参加者アンケートでは、フォーラムの満足度※について、平成26年度＝85.6%、平成27年度＝80.8%、平成28年度＝76.4%、平成29年度＝75.9%、平成30年度＝90.3%という結果を得た。
※上記の数値は、回答総数から、５段階のうちの上位２段階の「とても良かった」及び「まあまあ良かった」の回答の割合を示したもの。

平成30年度大学質保証フォーラム
（平成30年８月）

５．国際連携に係る重点的調査研究

○　「学生移動（モビリティ）に伴い国内外の高等教育機関に必要とされる情報提供事業の在り方に関する調査」

大学における学生の国際的な流動化を促進するために必要な今後の支援の在り方について検討するための調査を平成25年度から平成27年度にかけて実施した。平成26年度には、国内大学の教職員を対象としたアンケート調査、資格の認証・情報発信業務に関する海外事例調査を行った。平成27年度には、「国境を越える学生の学修履歴の取扱い」に関する公開研究会を開催した。調査結果は、日本学生支援機構ウェブマガジンへの論考の寄稿等により発表した。また、平成30年度には、諸外国の資格の認証に係る調査として、日本への留学生が増加傾向にある国（ネパール、スリランカ）に関する外部委託調査、国際会議の参加、文献調査等を実施した。

○　外国学修履歴の国際的な認証促進のための教育情報整理に向けた調査

平成29年度より、外国の学習歴の円滑な認証を促進する、国内情報センターの基本的機能に係る調査として、日本の教育制度及び高等教育機関について、平成27年度まで実施したモビリティ調査の結果に基づき、関係機関等と連携しながら情報の整理を開始した。併せて、国際的な学生移動や外国資格評価に関する国内外動向の調査・情報収集を実施するとともに、教職協働による機構内ワーキンググループを設置（平成29年度：７回、平成30年度：７回開催）し、日本の教育制度や高等教育機関一覧の海外発信に向けた調査を行った。

日本の教育制度情報については、海外NICが発信する日本の教育情報等を調査し、項目・構成等を検討の上、日本語版及び英語版の概要をまとめた。高等教育機関一覧については、専修学校専門課程を含む日本の全高等教育機関（約4,000校）の機関名リスト（日本語・英語）の調査に着手した。特に専修学校専門課程については調査票を全機関に送付し、約80％の回答を得た。平成30年度には、これらの日本の教育制度及び日本の高等教育機関リスト等を国内外に発信するツールとして、ウェブサイトの公表の準備を進めた。このほか、諸外国の資格の認証に係る情報収集のため、国際会議の参加や、ディプロマ・サプリメントの活用状況調査、各種文献調査等を実施した。

## 第３期中期計画－Ⅱ

６　質保証連携
（１）大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組
①　大学等に関する情報の収集、整理及び提供
ウ　高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、各種の学習に関する情報及び大学における学位授与状況調査等の学位に関する情報を収集・整理し、提供する。

## 実績・参考データ

### 学位授与状況等調査

高等教育行政上の基礎資料を得ること及び学位授与に関連する情報を収集することを目的として、文部科学省と共同で、博士・修士・専門職学位の学位授与状況についての調査を実施している。

本調査の実施にあたっては、文部科学省と調整の上、毎年９～10月頃に大学院を置く全国公私立大学へ調査票を送付し、すべての対象大学から回答を得て、集計作業を行い、翌年３月末までに調査結果を文部科学省に提出した。

なお、調査結果は、毎年度、文部科学省より公表されている。

### 学習機会等に関する情報の収集・整理及び提供

機構が認定した短期大学及び高等専門学校の専攻科の学生募集の概要について照会し、出願資格、選考方法、受験料及び学費等の情報を収集した。その結果をまとめ、「大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成して、毎年度７月にウェブサイトで公開した。

なお、「科目等履修生制度の開設大学一覧」については毎年度１月又は２月に作成し、公開するとともに、平成29年度からは、新たに、機構の学位授与事業に関して、特別なプログラム等を設けている大学も紹介した。さらに、平成30年度には、その中に「高等専門学校を卒業後に、専門に関係する学修を継続したい方に向けて、通信教育課程を開設する大学の紹介」を追加するなど内容の充実に努めた。

○　大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧（掲載ページ）
https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/senkouka.html

○　科目等履修生制度の開設大学一覧（掲載ページ）
https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/kamokutou/

○　平成30年度　特別なプログラム等の開設大学紹介（掲載ページ）
https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/kamokutou/1323201_3711.html

## 第３期中期計画－Ⅱ

６　質保証連携
（１）大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組
①　大学等に関する情報の収集、整理及び提供
エ　データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して、運用する。その際、毎年度、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証するとともに、その結果を踏まえて改善に取り組むものとする。

## 実績・参考データ

### 大学ポートレートによる教育情報の公表

平成27年３月より公表を開始した大学ポートレートについては、日本私立学校振興・共済事業団と連携して運用、情報提供の充実を図った。

なお、大学ポートレートの掲載情報のうち国公立大学・公立短期大学等に関する情報については機構が、私立大学・私立短期大学に関する情報については日本私立学校振興・共済事業団が、それぞれ担当している。

○　大学ポートレートウェブサイト（https://portraits.niad.ac.jp/）

## 大学ポートレートによる国際発信

大学ポートレート（国際発信版）については、平成28年７月開催の大学ポートレート運営会議（第５回）において国際発信版のシステム構築に関する方針が了承された。これを受けて平成29年４月から11月末にかけてシステムを構築した。また、国公立大学等を対象に大学ポートレート（国際発信版）に関する説明会を平成29年８月28日に開催した。

平成30年１月より、希望する大学が当該大学のページを公開できるよう、大学のシステム入力を可能とし、同年10月16日に大学ポートレート（国際発信版）の公表を行い、運用を開始した。

○　大学ポートレート（国際発信版）ウェブサイト（https://jpcup.niad.ac.jp/）

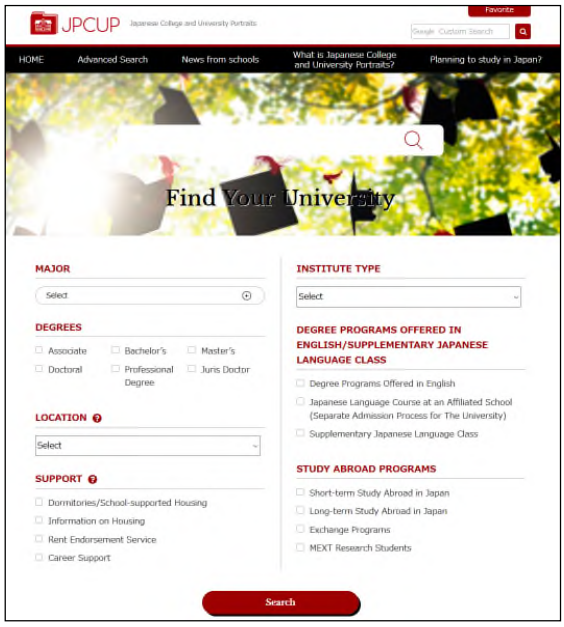


## 参加大学数及びアクセス件数

平成31年３月末日の参加大学数は、国立大学86校、公立大学78校、公立短期大学13校、株式会社立大学３校で参加割合は91.4%であった。私立大学は586校、私立短期大学は295校が参加しており、国公私立全体の参加割合は96.0%である。また、大学ポートレート（国際発信版）の参加大学数は、国立大学81校、公立大学41校、公立短期大学２校、株式会社立大学３校で参加割合は64.5%であった。

なお、平成30年４月１日から平成31年３月末日までのアクセス件数は856,136件、新規訪問者数は351,760件である。日本私立学校振興・共済事業団の運用ページを含めた国公私立全体のアクセス件数は4,514,585件であった。

## 利用促進及び利便性向上のための取組

大学ポートレートの利用を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携し、学校関係者へのチラシ配布を行った。また、文部科学省メーリングリストによる周知や機構Twitterへの寄稿・投稿などにより、進学希望者等を視野に入れた広報を実施した。さらに、平成30年度は大学ポートレート（国際発信版）公開にあたって、大学関係者へのチラシ配布や各国大使館へのメールによる周知等を実施した。

また、大学ポートレートステークホルダー・ボード等からの指摘を受け、大学ポートレート（国内版）の閲覧者の利便性を向上させるため、平成28年度にモバイル対応を行い、平成29年度に一覧表示機能の追加を行った。

大学ポートレートのリニューアルのため、平成30年４月から平成31年３月にかけてシステム開発を行った。

## 大学情報の利活用について

認証評価機関連絡協議会と連携し、認証評価へ利用するための統一様式により大学ポートレートデータを各大学に提供する準備を進め、令和元年度より統一様式の出力機能を各大学が利用できるようシステム改修を行った。

大学情報分析ツール（ＢＩツール）を教育改善のための情報の活用に資するため、大学情報活用研究会を開催し、情報活用の方策について検討を進め、平成28年度に大学情報分析ツールを国公立大学（短期大学含む）へ提供した。平成29年度には評価企画課（大学ポートレートセンター）に情報活用タスクフォースを設置し、収集、蓄積した大学情報を国公立大学・公立短期大学の担当者等が分析、活用を推進するための方策について検討を進めた。平成30年度には、ＢＩツールやデータ共有のノウハウを有する業者と協同し、大学情報の自由分析が可能となる環境を令和元年度に提供するための準備を進めた。

また、機構が収集・提供する情報や分析環境が、各大学におけるＩＲ（インスティテューショナル・リサーチ）等で有効に活用されるよう、機構が収集・蓄積しているデータの特徴や、分析の前提となる考え方について解説した「大学における情報活用ガイドブック－大学ポートレート関連データの利用法－」を作成し、国公立大学・短期大学の大学ポートレート担当部署及び国立大学の法人評価担当部署へ平成30年３月28日に提供した。平成30年度においては、これらの情報活用に関する取組の今後の展望について各種会合で報告を行うとともに、事務負担軽減について大学担当者と意見交換を実施した。

○　「大学における情報活用ガイドブックー大学ポートレート関連データの利用法ー」

## 第３期中期計画－Ⅱ

６　質保証連携
（１）大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組
②　質保証人材育成
大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を毎年度実施するなど、自己点検・評価、ＩＲ（インスティチューショナル・リサーチ）、大学評価等の質保証に関わる人材の能力向上のための取組を行う。

## 実績・参考データ

### 大学等の評価関係者等に対する研修等

大学等の自己評価担当者等に対し、大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価、高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価、並びに法科大学院認証評価のそれぞれについて毎年度研修を実施した。

なお、研修会終了後に行ったアンケート調査（設問に対し「４：そう思う」から「１：そう思わない」を４段階で調査）を行い、翌年度に向けて、資料の見直しや研修内容の改善を図った。

【アンケート調査の設問】
「自己評価書作成に関する理解が深まった」
「説明が分かりやすかった」
「資料が分かりやすかった」
「研修内容の分量が十分であった」
「進行が適切であった」
「この研修会に満足した」

○　自己評価担当者に対する研修会の参加者

| （中期目標期間） | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 大学（人） | 367 | 182 | 133 | 132 | 306 |
| 高等専門学校（人） | 29 | 30 | 34 | 49 | 125 |
| 法科大学院（人） | 5 | 54 | 62 | 74 | 39 |

### 質保証人材育成事業

評価事業部と研究開発部が協働の上、また大学等と連携しながら、大学等の質保証関係者等に対する能力向上のための研修プログラムに係る教材開発を進めた。

平成26年度は、機構内向けに研修プログラムの一部を試行的に実施するとともに、筑波大学大学研究センター及び国立大学協会と連携し、「大学教育の質保証研修」を試行的に実施した（平成26年11月26日開催、参加者数は132人）。参加者からの意見を踏まえ、教材の汎用整備を図るなど、さらなるプログラムの開発を進めた。また、EA（Evaluability Assessment：自己評価力）ワークショップ「指標の選び方＆指標信頼性・妥当性のチェッ

クリスト」を開催し（平成27年１月29日開催、参加者数は27人）、参加者から高い評価を得た。

平成27年度は、大学関係者との連携により、EA教材をブラッシュアップし、９月の機構内職員研修においてその教材を使用したほか、EAワークショップ「評価力を上げるための目的・計画の作り方＆指標の選び方」を開催した（平成28年１月28・29日開催、参加者数は31人）。

平成28年度は、EAワークショップ「評価力を上げるための目的・計画の作り方」を開催し（平成28年12月16日開催、参加者数は27人）、その結果を踏まえ、大学関係者との連携により、EA教材のブラッシュアップを行った。また、同年12月開催の大学等の質保証に関する機構職員研修（オプショナル）の結果を踏まえ、共通基礎に関する教材のブラッシュアップ及び追加を行った。さらに、過去に実施された機関別認証評価結果において「優れた取組」として指摘された事例を用いて、大学連携ワークショップ「「内部質保証と３つのポリシー」～認証評価における優れた取組から学ぶ～」を開催し（平成29年３月16日開催、参加者数は71人）、参加者アンケートの結果から大学関係者のニーズを確認することができた。

平成29年度は、機構が作成した「教育の内部質保証ガイドライン」をテーマにした人材育成セミナー「内部質保証ワークショップ」を２回開催した（平成29年11月６日及び平成30年１月29日開催、参加者数は２回合計75人）ほか、ワークショップの実施内容を検証の上、当該ガイドラインや説明動画を用いた研修プログラムの検討を行い、これらを試行的に用いた機構内職員研修を実施した（平成30年３月19日開催、参加者数は22人）。また、大学における質保証人材育成に寄与するため、ウェブサイト「大学質保証ポータル」を平成29年10月下旬に立ち上げた。外部への公開に向けて、機構内の既存情報等を基にコンテンツの整理を行い、ポータルサイト内のページの充実を進めるとともに、人材育成セミナーや機構内職員研修で使用した教材や説明動画を掲載するなど、大学等へのコンテンツ提供方法等を検討した。

平成30年度は、ＩＲ（インスティテューショナル・リサーチ）をテーマとして、機構が国公立大学から収集・公表している「大学基本情報」を用いた人材育成セミナー「ＩＲデータ分析ワークショップ」を２回開催した（平成30年11月12日及び平成31年２月１日開催、参加者数は２回合計57人）ほか、ワークショップの開催に先立ち、試行として機構内職員研修を実施した（平成30年９月26日開催、参加者数は17人）。ワークショップの参加者アンケートにおいては、高い満足度が得られたとともに、継続的な開催を望む声や機構が公表する大学基本情報に対する期待を確認することができた。また、平成29年度に立ち上げた大学質保証ポータルの内容の充実を図るとともに、広報用チラシを作成し、機構が開催する説明会等において配布するなど、大学関係者等への周知を行った。

○　「大学教育の質保証研修」（平成26年11月26日（水）開催）
https://www.niad.ac.jp/event/event2014/1256201_1207.html
https://www.niad.ac.jp/n_shuppan/news/__icsFiles/afieldfile/2014/12/25/no9_1_news139.pdf

○　EAワークショップ「指標の選び方＆指標信頼性・妥当性のチェックリスト」（平成27年１月29日（木）開催）
https://www.niad.ac.jp/event/event2015/1259551_1207.html
https://www.niad.ac.jp/n_shuppan/news/__icsFiles/afieldfile/2015/03/11/no9_1_news141.pdf

○　EAワークショップ「評価力を上げるための目的・計画の作り方＆指標の選び方」（平成28年１月28日（木）、29日（金）開催）
https://www.niad.ac.jp/event/event2016/1282851_1207.html
https://www.niad.ac.jp/n_shuppan/news/__icsFiles/afieldfile/2016/03/25/no9_1_news154.pdf

○　EAワークショップ「評価力を上げるための目的・計画の作り方」（平成28年12月16日（金）開催）
https://www.niad.ac.jp/event/event2016/1301401_1207.html
https://www.niad.ac.jp/n_shuppan/news/__icsFiles/afieldfile/2017/01/30/no9_1_news164.pdf

○　大学連携ワークショップ「内部質保証と３つのポリシー」～認証評価における優れた取組から学ぶ～（平成29年３月16日（木）開催）
https://www.niad.ac.jp/event/event2017/1308201_1207.html
https://www.niad.ac.jp/n_shuppan/news/__icsFiles/afieldfile/2017/04/21/no9_1_news167_1.pdf

○　平成29年度人材育成セミナー「内部質保証ワークショップ」（平成29年11月６日（月）、平成30年１月29日（月）開催）
https://www.niad.ac.jp/event/event2018/1309301_1207.html
https://www.niad.ac.jp/n_shuppan/news/__icsFiles/afieldfile/2017/12/21/no9_1_news175.pdf
https://www.niad.ac.jp/n_shuppan/news/__icsFiles/afieldfile/2018/03/26/no9_1_news178.pdf

○　平成30年度人材育成セミナー「IRデータ分析ワークショップ－大学ポートレート関連データを活用した分析手法の習得－」（平成30年11月12日（月）、平成31年２月１日（金）開催）
https://www.niad.ac.jp/event/event2018/entry-3491.html
https://www.niad.ac.jp/media/011/201812/no9_1_news187.pdf
https://www.niad.ac.jp/media/011/201903/no9_1_news190.pdf
https://niadqe.jp/report/1264/
https://niadqe.jp/report/1336/

○　大学質保証ポータル
https://niadqe.jp

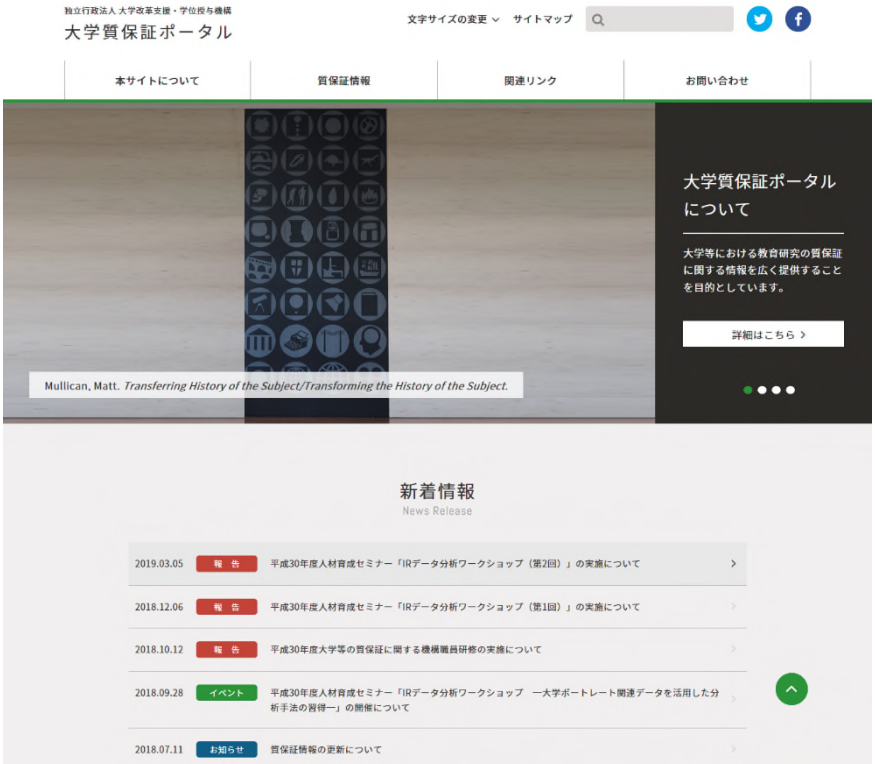

## 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組に関する特記事項

### 教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法のモデル開発に向けた取組

国立大学法人の教育研究情報と財務情報を連携させた大学経営手法のモデルを開発する共同研究の実施に向けて、そのフレームを検討するため、平成 29 年５月に「教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法のフレーム検討ワーキンググループ」を設置した。本ワーキンググループは、平成 29 年９月末までに５回開催し、９月には「教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法に関する共同プロジェクトのフレーム案」をとりまとめた。このとりまとめに基づく機構と複数の国立大学法人との教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法モデルの開発に向けた共同プロジェクト（共同パイロット事業）を実施するため、平成 30 年５月にプロジェクト推進委員会及びプロジェクト推進チームを設置した。平成 31 年３月末までにプロジェクト推進委員会を５回開催し、教育・研究コストの算定及び教育研究情報と財務情報を活用した指標について検討を重ね、プロジェクト推進委員会として一定の方向性を得た。また、複数大学との共同パイロット事業を開始した。

## 第３期中期計画－Ⅱ

６　質保証連携
（２）国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組
①　我が国の大学等の評価の効果的かつ効率的な実施のため、認証評価機関連絡協議会等を通じて、国内の評価機関等との連携・協力を進めるとともに、国内の評価機関等に対して評価に関する専門的知見等の提供を行う。

## 実績・参考データ

### 国内外の質保証機関と連携した研修会等の開催

国内外の質保証機関との連携による質の向上への取組として、毎年度、以下の研修会等を行い、中期計画に定める毎年度５回以上の実施を達成している。

【平成26年度】（計８回）
・大学機関別認証評価等に関する自己評価担当者等に対する研修会（平成26年５月、６月）
・高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会（平成26年８月）
・法科大学院認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会（平成26年６月）
・認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修（平成26年４月）
・「大学教育の質保証研修」（平成26年11月）
・EAワークショップ「指標の選び方＆指標信頼性・妥当性のチェックリスト」（平成27年１月）
・台湾高等教育評鑑中心基金会（HEEACT）執行長による講演会（平成26年５月）

【平成27年度】（計９回）
・大学機関別認証評価等に関する自己評価担当者等に対する研修会（平成27年５月、６月）
・高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会（平成27年８月）
・法科大学院認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会（平成27年８月）
・認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修（平成27年４月）
・EAワークショップ「評価力を上げるための目的・計画の作り方＆指標の選び方」（平成28年１月）
・ドイツアクレディテーション協議会（GAC）による講演会（平成27年10月）
・オーストラリア高等教育質・基準機構（TEQSA）による講演会（平成28年２月）
・タイ全国教育水準・質評価局（ONESQA）局長による講演会（平成28年３月）

【平成28年度】（計６回）
・大学機関別認証評価等に関する自己評価担当者等に対する研修会（平成28年５月）
・高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会（平成28年８月）
・法科大学院認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会（平成28年６月）
・認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修（平成28年４月）
・EAワークショップ「評価力を上げるための目的・計画の作り方」（平成28年12月）
・大学連携ワークショップ「内部質保証と３つのポリシー」～認証評価における優れた取組から学ぶ～（平成29年３月）

【平成29年度】（計７回）
・大学機関別認証評価等に関する自己評価担当者等に対する研修会（平成29年５月）
・高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会（平成29年８月）
・法科大学院認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会（平成29年６月）
・認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修（平成29年４月）
・人材育成セミナー「内部質保証ワークショップ」（平成29年11月、平成30年１月）
・米国コンピテンスベース教育事情に関する講演会（平成29年４月）

【平成30年度】（計８回）
・大学機関別認証評価等に関する自己評価担当者等に対する研修会（平成30年６月、10月）
・高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会（平成30年８月）
・法科大学院認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会（平成30年６月）
・認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修（平成30年４月）
・人材育成セミナー（平成30年11月、平成31年２月）
・香港学術及職業資歴評審局（HKCAAVQ）スタッフによる講演会（平成30年６月）

## 国内の評価機関との連携

認証評価機関連絡協議会では、我が国の高等教育の質の保証と認証評価の充実に向けた協力体制によって、相互の連携及び情報の共有を促進し、評価結果や大学の優れた取組等の情報の積極的な発信や職員研修の実施に取り組んでいる。

平成27年４月に認証評価機関連絡協議会のウェブサイトを立ち上げ、認証評価に関する情報発信を開始した。ウェブサイトでは、前年度に認証評価を受けた大学等の評価結果の概況と優れた取組をとりまとめ、毎年度公表している。また、平成27年９月からは各認証評価機関の評価結果一覧を掲載しているほか、平成29年３月にはウェブサイトの英語版を作成・公表するなど充実を図った。

認証評価に対する社会的認知度の向上のための取組として、平成27年５月に東京都高等学校進路指導協議会において、同協議会議長による「認証評価機関の評価結果で大学選びが変わる」と題した講演を行った。また、平成28年度には認証評価機関連絡協議会のリーフレットを作成するとともに、高校関係機関への周知や文部科学省初等中等教育局のメールマガジンへの寄稿等を行った。

また、同協議会では毎年度、同協議会参加機関の若手職員が企画した「認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修」を実施し、認証評価機関職員の能力向上に取り組んでいる。
さらに、大学基準協会、日本高等教育評価機構及び短期大学基準協会との４機関で構成する「機関別認証評価制度に関する連絡会」を輪番制により毎年度４回開催し、認証評価の円滑な実施に向けた連絡調整や各機関が実施している評価についての情報交換等を行った。

○　平成26年度認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修（平成26年４月22日（火）開催）
https://www.niad.ac.jp/n_shuppan/news/hyouka/etc/vol.132/index.htm
参加者数：106人

○　平成27年度認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修（平成27年４月21日（火）開催）
https://www.niad.ac.jp/n_shuppan/news/__icsFiles/afieldfile/2015/06/02/no9_1_news144.pdf
参加者数：110人

○　平成28年度認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修（平成28年４月28日（木）開催）
https://www.niad.ac.jp/n_shuppan/news/__icsFiles/afieldfile/2016/05/19/no9_1_news156.pdf
参加者数：132人

○　平成29年度認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修（平成29年４月24日（月）開催）
https://www.niad.ac.jp/n_shuppan/news/__icsFiles/afieldfile/2017/05/19/no9_1_news168.pdf
参加者数：88人

○　平成30年度認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修（平成30年４月23日（月）開催）
https://www.niad.ac.jp/media/011/201805/no9_1_news180.pdf
参加者数：94人

○　認証評価機関連絡協議会ウェブサイト
https://jnceaa.jp/

○　認証評価機関連絡協議会リーフレット

## 第３期中期計画－Ⅱ

６　質保証連携
（２）国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組
②　我が国の高等教育の質保証に係る国際通用性の確保を図るとともに、グローバル時代に即した質保証の発展に資するため、諸外国の質保証機関及び国際的な質保証ネットワーク等と連携・協力した活動を行う。また、大学等の国際的な連携に伴う教育の質保証に資する活動を行う。

## 実績・参考データ

### 国際的な質保証ネットワークへの参画及び諸外国質保証機関との交流・取組

国際的な質保証ネットワークへの参画及び諸外国の質保証機関との交流については、教職協働の下、国際連携連絡会議にて、関係機関等との連携事項等をまとめたアクションプランを設定し、連携方針を随時協議しながら実施した。

１．国際ネットワーク及び海外の質保証機関との連携を通じた交流
高等教育の質保証に関する国際会議への参加や、覚書締結機関等との連携活動を通じて、海外の質保証の取組に関する情報収集を行うのみならず、日本の取組の情報発信を行いながら、人的ネットワークを構築し、国際的な連携強化を図った。

○　国際ネットワークとの主な実績
①高等教育質保証機関国際ネットワーク（INQAAHE）
・隔年次総会及びフォーラムへの参加、発表
・INQAAHE発行定期会報への寄稿（平成28年度、平成29年度（２回）、平成30年度（２回））
・INQAAHEからの助成による研究プロジェクトの実施（公募により採択）

②アジア太平洋質保証ネットワーク（APQN）
・APQN年次総会への参加、発表及びポスターセッション展示
・研究開発部教員がAPQNプロジェクトリーダーに就任（平成28～29年度）
・研究開発部教員がAPQNのco-opt理事に就任し、アジア太平洋地域における質保証用語の共通理解に係る調査を実施（平成30年度～）
・APQN発行冊子への寄稿（平成27年度）、ニュースレターへの記事掲載（平成29年度、平成30年度（２回））

平成29年３月に開催されたAPQN2018総会の「APQN Quality Awards」において、機構が中国教育部高等教育教学評価センター（HEEC）及び韓国大学教育協議会（KCUE）と３機関共同で申請した「キャンパス・アジア」モニタリングが「質保証における国際協力賞」を受賞した。

③米国高等教育アクレディテーション協議会（CHEA）及びCHEA国際質保証グループ（CIQG）
・CHEA年次総会及びCIQG年次会合への参加

・CIQGニュースレターへの投稿（平成29年度）
・CIQGと質の原則に係る連携の覚書締結（平成29年度）

APQN2017 総会
（機構理事による発表）

○　他の海外の質保証機関等との連携・交流実績

機構は、諸外国の質保証機関等との間で連携協力の覚書を交わし、機関訪問やスタッフ交流等による人材交流を図るほか、共同プロジェクトの実施やセミナーの共同開催等を通じて、日本の高等教育の質保証活動の改善に資するよう取り組んだ。第３期中期目標期間中に４機関との新規締結を行い、平成30年度現在における覚書締結機関等は下表のとおりとなっている。

＜覚書締結機関等＞

| 質保証機関等名<br>※下線は平成26年度から平成30年度に覚書締結 | 覚書締結年月 |
|---|---|
| 英国高等教育質保証機構<br>QAA（Quality Assurance Agency for Higher Education） | 平成19年２月 |
| 中国教育部高等教育教学評価センター<br>HEEC（Higher Education Evaluation Center of the Ministry of Education） | 平成19年９月 |
| 香港学術及職業資歴評審局<br>HKCAAVQ（Hong Kong Council for Accreditation of Academic and Vocational Qualifications） | 平成22年３月 |
| オランダ・フランダースアクレディテーション機構<br>NVAO（Accreditation Organisation of the Netherlands and Flanders） | 平成22年６月 |
| オランダ高等教育国際協力機構<br>Nuffic | 平成22年６月 |
| 韓国大学教育協議会<br>KCUE（Korean Council for University Education） | 平成22年８月 |
| マレーシア資格機構<br>MQA（Malaysian Qualifications Agency） | 平成23年３月 |
| インドネシア国立高等教育アクレディテーション機構<br>BAN-PT（National Accreditation Agency for Higher Education） | 平成23年３月 |
| フランス研究・高等教育評価高等審議会<br>HCERES（High Council for the Evaluation of Research and Higher Education） | 平成23年３月 |

| | |
|---|---|
| 台湾高等教育評鑑中心基金会<br>HEEACT（Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan） | 平成23年６月 |
| オーストラリア高等教育質・基準機構<br>TEQSA（Tertiary Education Quality and Standards Agency） | 平成26年５月 |
| ドイツアクレディテーション協議会<br>GAC（The German Accreditation Council ） | 平成27年10月 |
| タイ全国教育水準・質評価局<br>ONESQA（The Office for National Education Standards and Quality Assessment） | 平成28年３月 |
| 米国高等教育アクレディテーション協議会国際質グループ<br>CIQG（CHEA International Quality Group） | 平成30年１月 |

①覚書締結機関等との主な取組

・中国教育部高等教育教学評価センター（HEEC）設立10周年記念行事参加及び覚書更新（平成26年９月）
・英国高等教育質保証機構（QAA）年次会合への参加及び懇談（平成27年６月）
・ドイツアクレディテーション協議会（GAC）との新規覚書締結及び講演会実施（平成27年10月）
・豪州高等教育質・基準機構(TEQSA)とのスタッフ交流（平成29年２月）
・香港学術及職業資歴評審局（HKCAAVQ）とのスタッフ交流プログラム実施（平成29年３月）
・台湾HEEACT-APQN 2017 Global Summitへの参加、発表及び覚書更新（平成29年９月）
・韓国KCUE-KUAI院長による講演会及び共同研究打合せ（平成30年２月）
・台湾高等教育評鑑中心基金会（HEEACT）とのスタッフ交流プログラム実施（平成30年11月）
・英国QAAとのオンライン会議（平成31年２月）

②スタッフ交流プログラム

平成27年度より、機構と海外の覚書締結機関との間で、両機関の事業や両国の質保証制度等に関する調査や意見交換等を行うことにより、両機関の連携強化や業務の参考に資することを目的として、以下のとおりスタッフの相互派遣・受入を実施した。

| 年度 | 派遣 | 受入 |
|---|---|---|
| 平成27年度 | － | 豪州TEQSA |
| 平成28年度 | 豪州TEQSA、台湾HEEACT、香港HKCAAVQ | － |
| 平成29年度 | － | 豪州TEQSA、台湾HEEACT |
| 平成30年度 | 豪州TEQSA<br>台湾HEEACT | 香港HKCAAVQ |

③機構とマレーシア資格機構（MQA）における質保証のプロセス・結果に係る比較調査

機構とMQAは、平成26年度に相互認証（相互信頼関係）の実現可能性を探るための合同専門委員会を設置し、両機関における学士レベルの質保証のプロセス、基準、結果等について比較調査を行った。平成29年度までに合同専門委員会を５回開催し、調査報告書をとりまと

めた。両機関の長により「両機関における質保証の成果の信頼に係る共同声明」の署名取り交わしを行うとともに、本比較調査の成果を文部科学省へ報告した。

④覚書締結機関との重点的調査研究

・台湾高等教育評鑑中心基金会（HEEACT）との質保証手法に関する比較共同研究

平成29年度に日本と台湾における大学質保証制度改革の動向や課題について比較共同研究を行った。特に、機構の実施する大学機関別認証評価の３巡目と、HEEACTの自己認証制度やプログラム評価任意化の動きを整理し比較分析を行った。成果は共著論文にまとめ、国際学術誌に投稿した。また、本共同研究の経験に基づき、INQAAHEの研究補助金プログラムに共同で応募し、採択された。文献調査、相互の質保証制度責任者等に対するインタビュー及びテレビ会議を実施し、平成30年７月に中間報告書を提出した。その後、アンケート調査・分析やメール打合せ及びテレビ会議を経て、12月に最終報告書を作成し、INQAAHE事務局に提出した。平成31年３月のINQAAHE隔年次総会2019で機構から研究成果についてポスター発表を行った。

・韓国大学教育協議会・大学評価院（KCUE-KUAI）との共同研究

平成29年度より、機構とKCUE-KUAIとの質保証枠組に関する比較共同研究を開始した。その成果は共著論文等で公表するとともに、平成31年３月開催のAPQN2019総会で発表した。

２．ASEAN＋３（ASEAN諸国及び日中韓）質保証専門家会合

「教育に関するASEAN＋３行動計画2010 - 2017」に基づき、平成25年度に開催された「第１回ASEAN＋３高等教育の流動性・質保証に関するWG」において、「ASEAN＋３学生交流ガイドライン」を作成すること、及び「ASEAN＋３質保証専門家会合」を設置し、ASEAN＋３各国の質保証機関関係者や政府関係者が定期的に集まることが提案された。このことを受けて、機構は関係国・地域の質保証機関と協議し、これらの機関と対話を進める場を設定することで一致した。平成25年度にベトナムで第１回会合が開催され、第３期中期目標期間中に３回（インドネシア（平成26年10月）、フィリピン（平成27年９月）、ラオス（平成29年９月））会合を開催した。当行動計画期間の最終年に開催されたラオスでの第４回会合では、過去の本会合の活動や成果のまとめとして機構が原案を作成した「パクセー宣言」が採択された。

３．日中韓質保証機関連携と「キャンパス・アジア」モニタリング

「キャンパス・アジア」モニタリングは、平成21年度の第２回日中韓首脳サミットでの合意により設置された「日中韓大学間交流・連携推進会議」（「キャンパス・アジア」構想）の下、質保証分野における連携強化を推進し、三国の質保証を伴った大学間交流を促進する取組で、日中韓三国の質保証機関間の実質的な連携を図るための枠組として、機構、中国教育部高等教育教学評価センター（HEEC）、韓国大学教育協議会（KCUE）による「日中韓質保証機関協議会」を、平成22年度に組織した。

本協議会では、具体的な共同プロジェクトを進めるため、３つのプロジェクトグループを設置しており、機構は、国際的な教育の質保証における連携に係るプロジェクトグループの主査を担当し、「キャンパス・アジア」モニタリングの開発・実施を行った。

○　キャンパス・アジアの質保証における共同の取組

平成25年度に実施した日本側１次モニタリングの成果について、平成26年度にモニタリング結果の英文サマリーを掲載した総括報告書（英語版）等を作成し、併せて開設した専用ウェブサイトを通じて公開した。また、モニタリングで得られた優れた取組について紹介する

シンポジウムを平成26年11月に開催し、冊子として刊行した『優良事例集：質保証からみた「キャンパス・アジア」』を配布した。当日は国内大学関係者等190人以上の参加があった。

２次モニタリングについて、平成27年４月に「第６回日中韓質保証機関協議会」及び「第５回日中韓大学間交流・連携推進会議」を開催し、基準、共同フレームワーク等の実施枠組を定めた。プログラムを実施する三国の大学で構成される10件のコンソーシアムに対し、自己評価書（英語）の作成を依頼し、三国の専門家による書面調査及び３件のコンソーシアムについては、共同訪問調査（平成27年11月（於：中国）、12月（於：日本）、平成28年１月（於：韓国））を実施した。また、共同訪問調査を実施しない７件については、各国独自のヒアリング等を行い、結果を三国で共有した。

２次モニタリングの結果を、平成28年８月に各プログラム別報告書にとりまとめ、実施大学に提供した。また、抽出した国際共同教育プログラムの優良事例等を紹介する共同モニタリング報告書「Useful Tips on How to Design an Interntional Cooperative Academic Program」を刊行した。平成29年６月には国際共同教育プログラムの質保証を行う実施体制、手順、基準及び観点、留意事項等について詳細に明記した共同ガイドラインを三国合同で作成した。２次モニタリングの成果については、広く国内外に発信しており、APQN総会等の国際会議等において、平成28年度は４件、平成29年度は５件機構より発表を行った。

また、平成28年度からは、本格実施プログラムとして17件のプログラムが開始されており、これらの第２モードのプログラムのうち、新規採択の9プログラムを対象としたモニタリングを「モニタリング$^{+}$」と名称変更の上、平成30年度に共同ガイドラインに沿って実施した。今後は、モニタリング$^{+}$の結果を報告書としてまとめることとしている。

こうした日中韓三国共同の質保証の取組が評価され、平成29年度に2018APQNクオリティ・アワードを受賞した（質保証における国際協力賞）。

APQN クオリティ・アワード記念品の盾と機構幹部

インドで行われた APQN クオリティ・アワード授賞式の様子

共同モニタリング報告（左）及びガイドライン（右）

# Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

〔中期目標〕Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

7　調査研究

我が国の大学等の教育研究について、国際通用性を踏まえた質の保証や向上に向けた環境を整備するための調査研究を行い、調査研究の成果を機構の事業に活用するとともに、シンポジウム及び研究会等を開催し、その成果の活用・普及を図る。その際、認証評価に係る調査研究について、機構が先導的役割を担うためのものに限定することとする。調査研究の実施に当たっては、社会的要請の高い課題に取り組む。なお、調査研究業務の実施に当たっては、経費の削減及び業務の効率化に配慮して実施することとする。

（１）大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

①　大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

我が国の大学等が質の確保及び教育研究活動等の社会への説明責任を果たすことを支援するため、国際通用性のある質の高い評価システムの在り方に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する大学等の評価を実証的に検証し、本中期目標期間中に上記の調査研究に係る成果等を公表する。

②　学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

学位の質の確保及び多様な学習機会への社会の要請に応えるため、学位授与の要件となる学習の成果の評価に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する学位授与を実証的に検証し、本中期目標期間中に上記の調査研究に係る成果を公表する。

③　高等教育の質保証の確立に資する調査研究

高等教育の質保証に係る情報の活用、大学等における質保証システムの構築及び国際的な質保証と学位・単位の通用性に関する調査研究を行い、本中期目標期間中に上記の調査研究に係る成果を公表する。

（２）調査研究の成果の活用及び評価

（１）で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、毎年度、４回以上、シンポジウム及び研究会等を開催することにより、調査研究の成果の普及を図る。

①　機構の事業への調査研究の成果の活用

大学評価及び学位授与の各事業の実施結果を適切な手法を用いて分析して実証的研究の報告としてとりまとめ、評価手法の開発、新たな学位審査方式の導入等の事業の改善に活用するとともに、その活用状況を報告・公表する。

②　社会への調査研究の成果の提供

我が国の高等教育政策の動向に対応した調査研究の成果等を、シンポジウム及び研究会等の開催等により、毎年度、社会及び高等教育関係者へ提供し、調査研究の成果を普及させる。

③　調査研究の成果と実績の評価

調査研究の成果を学術論文として公表するほか、機構における事業実施の検証等の結果を高等教育関係者に報告することにより、調査研究の実績を適切に評価し、研究の質を確保する方策をとる。

〔中期計画〕Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

7　調査研究

機構における大学評価、学位授与及び質保証連携の各事業等の基底となる基盤的研究並びに事業の検証等に係る実証的研究を推進するとともに、我が国の高等教育の質保証に関する政策課題に対応した重点的調査研究を実施する。その際、認証評価に係る調査研究について、機構が先導的役割を担うためのものに限定するものとする。調査研究の実施に当たっては、機構の事業担当部課と共同で取り組むほか、経費の削減及び業務の効率化にも配慮しつつ、大学等及び国内外の質保証機関等との連携により研究成果の共有と定着を図る。これらの調査研究の成果を機構の事業に反映させるとともに、シンポジウム及び研究会等の開催等を通じて社会へ公開して普及に努め、調査研究の実績を適切に評価する。

（1）大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行い、本中期目標期間中に、各調査研究に係る成果等を公表する。

①　大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

ア　大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究

我が国における大学等の教育研究活動等の評価の適切性や効果の検証を通じて、今後の我が国の大学等の評価の在り方を追究するとともに、評価の国際通用性を企図した教育研究活動等の評価の在り方及び高等教育政策の進展に伴う要請に対応した評価システムに関する研究を行う。

イ　機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究

機構の実施する大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、評価が大学等において有効に機能しているかどうかを検証するとともに、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に研究する。

②　学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

ア　学位の要件となる学習の体系性に関する研究

学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。

イ　機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③　高等教育の質保証の確立に資する調査研究

ア　高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究

質保証を確立するための評価において必要とされる情報の収集・整理・分析・公表等の検討及び教育研究活動に関する指標の開発等、大学等における自己評価及び評価機関等による評価の活用に関する研究を行う。

イ　大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究

我が国の大学等における教育研究の質保証に資するため、学位授与に至る教育課程の編成及び学習成果の評価手法等の在り方に関する調査研究を行うとともに、自律的な質保証活動を機能させるための多様な自己評価手法等に関する参照指針とそれに基づく人材育成及び能力開発のためのプログラムの研究開発を進める。

ウ　高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究

質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みを検討する。

（２）調査研究の成果の活用及び評価

（１）で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、毎年度、４回以上、シンポジウム及び研究会等を開催することにより、調査研究の成果の普及を図る。

①　機構の事業への調査研究の成果の活用

大学評価及び学位授与の各事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて、評価手法の開発、新たな学位審査方式の導入等の事業の改善に活用する。また、その状況を、調査研究と事業を一体的に捉えた成果の活用状況として公表する。

②　社会への調査研究の成果の提供

質保証のための評価システムに関する研究成果、学位授与の要件等の学位システムに関する研究成果及び国際通用性のある質保証に係る研究成果等を、社会及び高等教育関係者へ参照情報として提供する。また、定期的に開催する大学質保証フォーラム等を通じて、これらの成果の普及を図る。

③　調査研究の成果と実績の評価

基盤的研究及び実証的研究の研究成果を関連学協会等の学術論文誌及び機構で発行する学術誌『大学評価・学位研究』に査読を受けて公表する。また、各年度の各事業実施の検証等の結果及び事業によっては区切りとなる年度に当該期間の総括的な検証等の結果を高等教育関係者に報告する。さらに、各年度にシンポジウムを１回以上、研究会を３回以上開催し、調査研究の成果について議論を行う。これらを通じて、調査研究の実績を適切に評価して研究の質を確保するとともに、高等教育政策の動向に対応した調査研究の課題を不断に見直す。

Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

## 財務情報及び人員に関する情報

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 経常費用（千円） | 299,232 | 270,851 | 308,566 | 323,298 | 270,778 |
| 経常収益（千円） | 299,232 | 270,851 | 308,575 | 331,319 | 332,889 |
| うち運営費交付金収益（千円） | 294,986 | 264,829 | 303,874 | 324,681 | 327,727 |
| うちその他収入（千円） | 4,247 | 264,829 | 4,702 | 6,638 | 5,162 |
| 従事人員数（人） | 18.4(2) | 15.3(2) | 18.3(2) | 17.3(3) | 14.3(2) |

注）従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

## 自己評価の結果

| 中期計画 | 評定 | 根　拠 |
|---|---|---|
| ７　調査研究<br>機構における大学評価、学位授与及び質保証連携の各事業等の基底となる基盤的研究並びに事業の検証等に係る実証的研究を推進するとともに、我が国の高等教育の質保証に関する政策課題に対応した重点的調査研究を実施する。その際、認証評価に係る調査研究について、機構が先導的役割を担うためのものに限定するものとする。調査研究の実施に当たっては、機構の事業担当部課と共同で取り組むほか、経費の削減及び業務の効率化にも配慮しつつ、大学等及び国内外の質保証機関等との連携により研究成果の共有と定着を図る。これらの調査研究の成果を機構の事業に反映させるとともに、シンポジウム及び研究会等の開催等を通じて社会へ公開して普及に努め、調査研究の実績を適切に評価する。<br><br>（１）大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究<br>次の調査研究を行い、本中期目標期間中に、各調査研究に係る成果等を公表する。<br>①　大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究<br>ア　大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究<br>我が国における大学等の教育研究活動等の評価の適切性や効果の検証を通じて、今後の我が国の大学等の評価の在り方を追究するとともに、評価の国際通用性を企図した教育研究活動等の評価の在り方及び高等教育政策の進展に伴う要請に対応した評価システムに関する研究を行う。<br>イ　機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究<br>機構の実施する大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、評価が大学等において有効に機能しているかどうかを検証するとともに、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に研究する。 | B | 内部質保証、分野別評価、教育・研究水準の評価など、我が国の高等教育政策や教育・研究評価における課題であり、かつ、国際的通用性が求められる課題に対して、先導的に調査研究を行ったと評価される。また、調査研究の成果は、学術論文や学会発表で公表しただけでなく、研修会の開催や、評価設計や評価作業へ反映がなされるなど、実務への活用が実現されており、評価者・大学へのアンケート調査からもその有効性が確認されたことから、研究成果の意義があったと認められる。<br>以上のことから、中期計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。<br><br>＜課題と対応＞<br>特記すべき課題は検出していない。 |
| ②　学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究<br>ア　学位の要件となる学習の体系性に関する研究<br>学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。<br>イ　機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究 | B | 日本の大学及び機構が授与する「学位」に関する諸課題について、理論的・実証的研究に取り組んだ。「ア　学位の要件となる学習の体系性に関する研究」においては、高等教育レベルの職業教育と学位、及び学位プログラムと大学の教育組織との関係に焦点を当て、学修・教育の内容と水準の質的保証を含めて、制度的、社会的、政策的側面からアメリカ、ヨーロッパ、東アジア７か国の比較研究を実施し、成果を報 |

| | | |
|---|---|---|
| 高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法　を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。 | | 告書や学会発表により公表した。「イ　機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究」においては、機構の学位授与事業に密接に関わる調査研究を行い、その成果を事業実施に活かすとともに、分析結果を事業の改善を検討するための資料とした。大学が授与する学位と機構が授与する学位の同等性に常に留意しながら調査研究を遂行し、調査の過程で得られた情報等は、我が国の高等教育政策に関わる関係者に提供するとともに、機構の学位授与事業の改善に反映させた。<br>以上のことから、中期計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。<br><br>＜課題と対応＞<br>特記すべき課題は検出していない。 |
| ③　高等教育の質保証の確立に資する調査研究<br>ア　高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究<br>質保証を確立するための評価において必要とされる情報の収集・整理・分析・公表等の検討及び教育研究活動に関する指標の開発等、大学等における自己評価及び評価機関等による評価の活用に関する研究を行う。<br>イ　大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究<br>我が国の大学等における教育研究の質保証に資するため、学位授与に至る教育課程の編成及び学習成果の評価手法等の在り方に関する調査研究を行うとともに、自律的な質保証活動を機能させるための多様な自己評価手法等に関する参照指針とそれに基づく人材育成及び能力開発のためのプログラムの研究開発を進める。<br>ウ　高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究<br>質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みを検討する。 | Ｂ | それぞれの研究課題では、所期の目標に沿った進展が見られ、相応の知見の蓄積が着実に行われている。「ア　高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究」では大学情報に関するソフトウェアや分析ツールの実装が進み、同時に学術的な検討の成果の公表も行われた。「イ　大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究」においては、アンケート調査等の結果がデータとして着実に蓄積される一方、チェックリストや研修用教材、Webinar等の具体的な成果物が生み出された。「ウ　高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究」においては、アンケート調査等に基づく質保証のためのチェックリストの開発が進んだほか、国内外での研究成果の公表が精力的に行われた。さらに、学習履歴に関する個別調査では、機構の業務に具体的に貢献した。<br>以上のことから、中期計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。<br><br>＜課題と対応＞<br>特記すべき課題は検出していない。 |
| （２）調査研究の成果の活用及び評価<br>（１）で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、毎年度、４回以上、シンポジウム及び研究会等を開催することにより、調査研究の成果の普及を図る。<br>①　機構の事業への調査研究の成果の活用<br>大学評価及び学位授与の各事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて、評価手法の開発、新たな学位審査方式の導入等の事業の改善に活用する。また、その状況を、調査研究と事業を一体的に捉えた成果の活用状況として公表する。<br>②　社会への調査研究の成果の提供<br>質保証のための評価システムに関する研究成果、学位授与の要件等の学位システムに関する研究成果及び国際通用性のある質保証に係る研究成果等を、社会及び高等教育関係者へ参照情報として提供する。また、定期的に開催する大学質保証フォーラム等を通じて、 | Ｂ | 「① 機構の事業への調査研究の成果の活用」においては、大学評価及び学位授与の各事業、及び質保証連携に関して、研究開発部が中心となって実施する調査研究を事業担当部課との協働で行うことによって、その成果を各事業の多くの事例に反映させた。また、事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて事業の改善に活用した実績も得られ、機構の事業への調査研究の成果の活用が図られたといえる。<br>「② 社会への調査研究の成果の提供」においては、調査研究の各課題の中で社会への情報提供が適切に行われるとともに、機構が主催するフォーラムやシンポジウムを通じて、調査研究の成果の普及が図られた。さらに、研究成果刊行物編集委員会による学術誌の編集・刊行が適切に行われるとともに、学術情報リポジトリを |

| | | |
|---|---|---|
| これらの成果の普及を図る。<br>③　調査研究の成果と実績の評価<br>基盤的研究及び実証的研究の研究成果を関連学協会等の学術論文誌及び機構で発行する学術誌『大学評価・学位研究』に査読を受けて公表する。また、各年度の各事業実施の検証等の結果及び事業によっては区切りとなる年度に当該期間の総括的な検証等の結果を高等教育関係者に報告する。さらに、各年度にシンポジウムを１回以上、研究会を３回以上開催し、調査研究の成果について議論を行う。これらを通じて、調査研究の実績を適切に評価して研究の質を確保するとともに、高等教育政策の動向に対応した調査研究の課題を不断に見直す。 | | 利用した成果の公表が行われた。<br>「③ 調査研究の成果と実績の評価」においては、毎年度の各事業に係る事業関連説明会・研修会及び研究会等により、機構の事業と密接に関連する調査研究の成果を公表した。また、基盤的研究及び実践的研究の成果を、学術論文等59編、学会発表等140件（うち国際会議等52件）として公表した。さらに、大学における教育研究活動の質の保証に係る取組を一層推進する目的で、平成26年度より毎年度「大学質保証フォーラム」を教職協働で開催し、国内外の招へい者による基調講演、パネルディスカッション等を通じて活発な議論が交わされた。<br>機構の研究成果刊行物編集委員会の下で、大学評価及び学位授与を中心として、それらに関連する高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート・資料等を掲載する学術誌『大学評価・学位研究』を継続して刊行した。平成26年度から平成30年度まで４号を発行し、論文６編、研究ノート・資料11編を収録した。また、第20号分より「大学改革支援・学位授与機構　学術情報リポジトリ」において、掲載が決定した２編の早期公開を開始した。本誌を関係高等教育機関等へ送付するとともに、ウェブサイト及び「大学改革支援・学位授与機構　学術情報リポジトリ」に、さらに平成30年度より科学技術振興機構の「J-STAGE」にも掲載を開始し、公表・提供した。<br>以上のことから、中期計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。<br><br>＜課題と対応＞<br>特記すべき課題は検出していない。 |

## 第３期中期計画－Ⅱ

７　調査研究

機構における大学評価、学位授与及び質保証連携の各事業等の基底となる基盤的研究並びに事業の検証等に係る実証的研究を推進するとともに、我が国の高等教育の質保証に関する政策課題に対応した重点的調査研究を実施する。その際、認証評価に係る調査研究について、機構が先導的役割を担うためのものに限定するものとする。調査研究の実施に当たっては、機構の事業担当部課と共同で取り組むほか、経費の削減及び業務の効率化にも配慮しつつ、大学等及び国内外の質保証機関等との連携により研究成果の共有と定着を図る。これらの調査研究の成果を機構の事業に反映させるとともに、シンポジウム及び研究会等の開催等を通じて社会へ公開して普及に努め、調査研究の実績を適切に評価する。

## 実績・参考データ

標記計画に係る実績等は、以降の具体的な事項における実績・参考データにおいて記載済み。

## 第３期中期計画－Ⅱ

７　調査研究
（１）大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究
次の調査研究を行い、本中期目標期間中に、各調査研究に係る成果等を公表する。
①　大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究
ア　大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究
我が国における大学等の教育研究活動等の評価の適切性や効果の検証を通じて、今後の我が国の大学等の評価の在り方を追究するとともに、評価の国際通用性を企図した教育研究活動等の評価の在り方及び高等教育政策の進展に伴う要請に対応した評価システムに関する研究を行う。

## 実績・参考データ

大学改革支援・学位授与機構が行う大学機関別認証評価等の認証評価、国立大学法人等の教育研究面の評価、並びに、機構以外が行う分野別第三者評価等との間の関係を含めた、我が国の大学評価システムの新たな在り方の検討に資する調査研究を行った。本中期目標期間には、第二期国立大学法人評価の設計に際して学系別（分野別）の評価基準に相当する参考資料を開発するための調査研究、文部科学省の委託を受けた分野別の質保証や評価の在り方に関する調査研究、第三サイクルの認証評価における内部質保証を重視する評価のあり方に関する調査研究、第二期国立大学法人評価の検証と第三期評価のための調査研究を行った。

### 我が国の大学評価システムの新たな在り方の検討に資する調査研究（第二期国立大学法人評価における学系別参考例の開発）

我が国の大学評価の新たな在り方として、これまでの大学（機関）単位を中心とする評価や大学等の目的適合性・目的達成度を中心とする評価から、よりいっそう、学問分野ごとの特性を踏まえた教育・研究水準を適切に評価できるシステムの実現が課題として挙げられる。

そのため、平成28年度に機構が実施する「国立大学法人および大学共同利用機関法人における教育研究の状況についての評価」における学部・研究科等ごとの教育・研究水準の評価（「現況分析」）へ反映することを念頭に、各学系（分野）に即した評価基準のあり方について調査研究を行い、その結果として、分野ごとの「参考例」を作成した。

調査研究においては、まず第一期中期目標期間の評価における学系（分野）ごとの優れた取組等の記載内容例を精査検討し、評価者と大学との共通の見解が形成できるかどうか追究した。最初に平成26年度前半に人文学と工学の２学系について、機構教員と大学教員からなる研究会を構成して検討会を開催して分野に特有の視点を討議した。そこでは、第一期中期目標期間の評価結果の分析、及び政府・学術界・産業界の答申等において大学に期待するとしている事項の整理を行い、学系別の教育・研究水準の記載内容例の素案を作成して検討会に提示し、研究会により分野ごとの記載内容例の作成が可能であることを確認した。この取組を踏まえて、平成26年度後半にさらに理学系、農学系、保健系、平成27年度前半には教育系、社会科学系についても分析と研究会開催を行い、各分野に特有の視点から記載内容例を作成した。その過程では分野ごとの記載内容例を比較分析して整合性をとる作業を行い、「参考例」という名称を付して現況分析の評価者のための研修資料と

することを国立大学教育研究評価委員会に提案し、平成27年３月には了承を得た。

これら７分野の結果をとりまとめた報告書「教育・研究水準の学系別評価基準のあり方にかかる調査研究報告書–学系別の教育・研究水準の評価にかかる参考例」を平成27年８月に発刊し、ウェブサイトにも公表した。平成28年２月に開催した法人評価の評価者研修会においては、この報告書（資料）と本報告書に基づいて作成した研修資料により説明を行った。

また、本調査研究に関連する学術論文を発表したほか、調査研究で得られた分析結果の一部を含むシンポジウムや学会等での講演、文部科学省や内閣府等の府省の会議での発表等を行い、大学関係者への啓発、及び府省の政策形成のための情報提供を行った。

## 大学教育における分野別質保証の在り方に関する調査研究

大学教育における分野別の質保証については、平成20年12月の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」においてその検討が求められている。そのため、平成26、27、28年度の計３回にわたり、文部科学省先導的大学改革推進委託事業を各年度に受託し、調査研究を行った。

平成26年度委託事業では、諸外国の分野別質保証に関する取組の現状把握として、各国調査を行った。大学評価制度や分野別質保証に関する専門知識を有する研究者を調査研究協力者として委嘱して研究会を組織し、調査項目や調査方法等の詳細を検討した。米国、英国、フランス、オランダ等各国の状況を対象に文献等で調査して、３回の研究会で確認したほか、ヒアリング調査（フランス）や講演会（米国）、及び機構の連携協定締結先の英国QAAにはメールを用いた質問紙調査を行うなど、多様な方法で調査を行った。

また、国内での分野別質保証に関する取組の把握と分析として、平成26年10月時点で18分野において策定されている日本学術会議の分野別参照基準を分野別質保証に活用する可能性について、参照基準策定を担当した関係者に意見照会を行い、今後の分野別質保証における参照基準文書の位置づけを検討した。

平成27年度受託事業では、海外諸国では分野別質保証を担う学協会や専門職能団体が担っていることを踏まえて、我が国の学協会や資格・専門職団体に質保証に関連する取り組み状況や意識についてのアンケート調査を実施した。有効回答数は学協会730団体（36.1%）、資格・専門職団体99団体(37.1%)であった。また、分野別の第三者評価機関、質保証に関連する取組を行っている学会、大学教育を認定して資格を授与している８団体にはヒアリングを行って現状を調査した。さらに、各分野の大学教員10名程度が参加する有識者懇談会を２回開催し、分野別質保証のあり方の検討を行った。

また、平成27年度より、フランス国立社会科学高等研究院に１人を在外研究員として派遣して海外調査を行い、フランス高等教育の評価枠組みや分野別質保証、国家資格枠組みに関わる近年の動向について調査を行った。

平成28年度受託事業では、後述する内部質保証システムのあり方についての検討を行うとともに、人文学を対象とした分野別質保証の検討を行った。国立大学法人評価における現況調査表の内容分析を行うとともに、人文学の大学教員や入試・就職に関する民間機関の専門家を招いた検討会を設置し、研究会を３回実施した。その結果を「人文学系の教育の質保証・評価のあり方について（検討まとめ）」としてとりまとめた。検討まとめでは、人文学系において内部質保証システムの構築や、学修成果の評価において留意すべき事項をまとめている。これらは、次項に示す「教育の内部質保証に関するガイドライン」に基づいて大学が内部質保証を行う際に、人文学系において留意が必要な事項を提示したものとなっている。

## 内部質保証システムの在り方、ならびに内部質保証システムを中心とする機関別認証評価の在り方に関する調査研究

第三サイクルの認証評価は、内部質保証を重視したシステムに転換することが求められている。そのため、内部質保証システムやその中核となるプログラム・レビューに関するガイドラインを策定する調査研究を行った。計７回の研究会を開催して内部質保証のあり方を検討するとともに、山口大学、英国バーミンガム大学への訪問調査、英国マンチェスター大学へのメール調査を実施した。これらの検討を踏まえて、「教育の内部質保証に関するガイドライン」を策定し、冊子やウェブサイトの形で公表した。ガイドラインでは、大学における内部質保証システムの在り方や、その中で核となるプログラム・レビューの実施方法や基準の例示をしている。今後の第３サイクルの認証評価基準が内部質保証を重視したものとなることから、大学が内部質保証システムを構築する際の参考になるものと位置づけている。

この内容は学会等での報告、関連論文の執筆を行うことで周知するとともに、ガイドラインを基にしたワークショップを平成29年11月と平成30年１月に開催した。また、本ガイドラインは第三サイクル認証評価の検討材料となっており、このガイドラインの内容を踏まえた認証評価基準の策定が行われた。

## 第二期国立大学法人評価の検証と第三期のあり方に関する調査研究

第二期国立大学法人評価の作業が平成29年度に終了したことを受け、第三期評価の在り方を検討するために、検証調査を行った。

まず、評価者に対しては、平成28年度に研究業績水準判定の評価者、現況分析の評価者に、平成29年度には達成度評価の評価者に対してアンケート調査を行い、評価方法の妥当性や新たに評価者へ提供した資料の有効性を検証した。大学に対しては平成29年度に大学及び学部・研究科を対象にアンケート調査を実施した。そこでは評価方法の妥当性等に加えて、評価実施の効果・影響や、今後の第三期の評価の在り方について質問した。さらに５大学に対してヒアリング調査を行った。上記の結果について、とりまとめを行い、平成30年3月に報告書を公表した。

また、併行して法人評価における各種の評価結果の分析を進めた。判定結果と自己評価との差異の分析、判定内容の質的分析、研究業績判定の分析等を行い、その成果を学会等で発表した。

## 事業への成果の活用、及び主な学術論文・学会発表等

### ○　事業関連説明会・研修会等

（説明会）

国立大学法人等評価実務担当者説明会①，平成30年７月17日，一橋講堂.

国立大学法人等評価実務担当者説明会②，平成30年７月27日，梅田スカイビル.

（研修会）

国立大学法人等の教育研究評価に係る評価者研修会（達成状況判定会議），平成 28 年２月 29 日・３月 15 日，品川グランドセントラルタワー３階 The Grand Hall.

林隆之「参考資料の利用方法について」

国立大学法人等の教育研究評価に係る評価者研修会（現況分析部会），平成 28 年２月 22 日・３月 17 日，一橋講堂.

林隆之「参考資料の利用方法について」

国立大学法人等の教育研究評価に係る評価者研修会（研究業績水準判定），平成 28 年２月 15 日・２月 18 日，一橋講堂.

林隆之「参考資料の利用方法について」

平成 29 年度 大学改革支援・学位授与機構 人材育成セミナー「内部質保証ワークショップ」第１回 平成 29 年 11 月 6 日，第２回 平成 30 年１月 29 日，学術総合センター.

中期目標期間における教育研究の状況の評価に係る意見交換会，平成 30 年２月６日，一橋講堂.

### ○　研究会等

（研究会）

教育・研究水準の学系別評価基準のあり方にかかる調査研究　分野別検討会（人文科学、工学、理学、農学、教育、保健、社会科学の7学系について、平成26-27年度に各学系２回ずつ計14回実施）

質保証システムの現状と将来像に関する研究会

第１回（平成28年５月13日），第２回（平成28年６月27日），第３回（平成28年７月15日），第４回（平成28年12月15日），第５回（平成29年１月26日），第６回（平成29年２月16日），第７回（平成29年３月13日），学術総合センター.

人文学系における分野別質保証の在り方に関する研究会，第１回（平成29年１月30日），第２回（平成29年３月９日），第３回（平成29年３月28日），学術総合センター.

### ○　学術論文・学会発表等

（学術論文等）

林隆之（2014）「大学評価・質保証の新たな課題と組織的な情報分析」，『情報知識学会誌』，24(4)，pp.370-380.

林隆之（2014）「大学の機能別分化・強化と評価指標の課題」，『研究技術計画』，29(1)，pp.18-30.

林隆之，土屋俊（2016）「学問分野による『卓越性』指標の多様性－多様な研究成果への報償の必要」，石川真由美編『世界大学ランキングと知の序列化：大学評価と国際競争を問う』，京都大学出版会，pp.325-345.

林隆之（2016）「研究資金」，「学術誌」，「引用数」，「研究評価」（事典の項目執筆），『大学事典』，平凡社.

林隆之（2016)「英国における研究評価・教育評価の新たな動向」，『ＩＤＥ現代の高等教育』，No.583，2016年8-9月号「特集　大学評価のいま」，pp.41-45.
野田文香（2017)「学習成果・評価のあり方」，谷川裕稔編『アメリカの大学に学ぶ学習支援の手引き』，ナカニシヤ出版，pp.146-153.
林隆之（2017)「教育研究の分野別評価・質保証」，『グローバル人材教育とその質保証－高等教育機関の課題－』，ぎょうせい，pp.128-140.
林隆之（2017)「研究評価の拡大と評価指標の多様化」，『情報の科学と技術』67(4)，pp.158-163.
林隆之（2017)「プログラム・レビューを核とする内部質保証」，『ＩＤＥ現代の高等教育』，2017年11月号，pp.45-49.
林隆之（2018)「内部質保証システムの概念と要素：先行研究のレビューと『教育の内部質保証に関するガイドライン』の定位」，『大学評価・学位研究』19号，pp.1-22.

（学会発表等）
林隆之（2014)「大学の多様化・機能強化と指標の調和に向けて」，大学評価・学位授与機構大学質保証フォーラム，2014 年 8 月 1 日，東京.
林隆之，土屋俊（2014)「研究成果の『卓越性』指標の多様性」，研究・技術計画学会第 29 回年次大会，2014 年 10 月 18-19 日，京都，立命館大学びわこくさつキャンパス.
林隆之（2014)「研究評価の国際潮流と日本の課題」，第 2 回電気通信大学研究大学強化促進事業シンポジウム Unique & Exciting Research Symposium，2014 年 12 月 8 日.
林隆之（2015)「パネルディスカッション報告日本の大学評価から見える『国際的研究評価』の課題」，大阪大学未来戦略フォーラム，2015 年 2 月 6 日.
林隆之（2015)「教育・研究水準を評価するための分野別基準の模索：学系別『参考例』の策定」，日本評価学会，2015年12月13日，沖縄，JICA沖縄国際センター.
高谷徹，林隆之（2015)「研究者の業績評価の現状と課題に関する研究」，日本評価学会，2015年12月13日，沖縄，JICA沖縄国際センター.
林隆之，蝶慎一（2016)「学協会・専門職団体による分野別質保証の取組状況と認識」，日本高等教育学会第 19 回大会，2016 年 6 月 25-26 日，追手門学院大学.
Cho, S., Shibata, Y., Yamazaki, H. (2017) “Quality Assurance in Higher Education and NIAD-QE”, NIAD-QE presentation at TEQSA. TEQSA Executive Conference Room, Melbourne Australia, the 10th of February, 2017.
林隆之（2017)「日本における内部質保証システムのあり方の検討：『内部質保証ガイドライン』の策定に向けて」，日本高等教育学会第 20 回大会，2017 年 5 月 28 日.
土屋俊（2017)「内部質保証の評価」，高等教育質保証学会大会，2017 年 8 月 27 日，大阪大学.
林隆之（2017)「国立大学法人評価からみる国立大学の『卓越した研究業績』の特性」，研究・イノベーション学会年次学術大会，2017 年 10 月 28 日.
T. Hayashi (2017) “Research Impact Evaluation of National Universities and R&D program: Japanese perspective, G7 working group on research assessment (2017 年 11 月 9 日).
Shinichi Cho (2017) Defining Student Affairs in the Standards of Evaluation by Academic Discipline in Japanese Higher Education, International Conference on the Developments of Teaching and Leaning Quality Assurance in Higher Education, November 22, 2017, Macao Polytechnic Institute, Macao.
渋井進，高橋望（2017)「大学評価における自己評価と評価結果の関係～国立大学法人評価の現況分析結果をもとに～」，電子情報通信学会ヒューマン情報処理研究会，2017 年 5 月

17 日.
渋井進，高橋望（2017）「自己評価と評価結果のギャップをもたらす要因の検討 - 国立大学法人評価のデータを用いて - 」，日本心理学会第 81 回大会，2017 年 9 月 21 日.
蝶慎一（2017）「大学教育の分野別質保証の取り組みと特徴 - 分野別評価機関における『基準』の比較からー」，大学教育学会第 39 回大会・課題研究集会，2017 年 6 月 11 日，広島大学東広島キャンパス.
蝶慎一（2017）「米国学生支援における修士プログラムー『CAS Standards』基準の枠組みとその評価ー」，大学行政管理学会第 21 回大会 定期総会・研究集会，2017 年 9 月 3 日，西南学院大学中央キャンパス.
渋井進，坂口菊恵（2018）「教育・研究水準の判定結果に影響する要因の検討～自己評価と評価結果の関係を中心に～」，電子情報通信学会ヒューマンコミュニケーション基礎研究会，2018 年 1 月 27 日.
S. Shibui, E. Nakato (2018) “An exploratory analysis of the factor affecting education and research performance levels in Japanese national universities based on the evaluation reports”, 12th annual International Technology, Education and Development Conference, 2018 年 3 月 6 日.
林隆之（2018）「人文学・社会科学における研究評価の課題～大学評価の現場における現在進行形」，第 4 回人文・社会科学系研究推進フォーラム，2018 年 3 月 16 日.
Syun Tutiya (2018) “The Obvious Answer to the Question, Which Comes First, Programs or Institutions?” Talk at the Panel on Management Capacity between Program Accreditation and Institutional Audit, APQN Academic Meeting, Nagpur, India, March 24, 2018.
林隆之，渋井進，蝶慎一，土屋俊（2018）「国立大学法人の第二期中期目標期間評価の検証」，日本高等教育学会第 21 回大会，2018 年 6 月 2 日，桜美林大学.
Shibui, S. (2018) Investigation of video-conference communication in an evaluation interview, 41st European Conference on Visual Perception, 2018 年 8 月 28 日, Trieste University, Trieste.
渋井進（2018）「大学評価の面談におけるテレビ会議の活用と効果」，第 23 回日本顔学会大会，2018 年 9 月 1 日，明治大学.
蝶慎一（2018）「学生支援の理論的モデルを考える―今後の大学評価に向けて―」，大学行政管理学会第 22 回定期総会・研究集会，2018 年 9 月 2 日，桜美林大学.
渋井進（2018）「テレビ会議を通した面談におけるコミュニケーション―国立大学法人等の教育研究の状況の評価におけるヒアリング調査を通して，日本心理学会第 82 回大会，2018 年 9 月 25 日，仙台国際センター.
遠藤健，八田弘，石田有紀子，戸村理，蝶慎一（2018）「現代日本の大学団体における研究・研修の在り方に関する考察―国立大学協会の活動を事例に―」，大学教育学会 2018 年度課題研究集会，2018 年 12 月 1 日，長崎国際大学.
渋井進（2019）「顔で評価する～顔学と大学評価の融合～」，平成 30 年度第 10 回研究開発部研究会，2019 年 1 月 15 日，大学改革支援：学位授与機構.
野田文香（2019）「認証評価からみる内部質保証と学習成果」，東北大学内部質保証セミナー，2019 年 2 月 8 日，東北大学.

（報告書等）
大学評価・学位授与機構 研究開発部（2015）『教育・研究水準の学系別評価基準のあり方にかかる調査研究報告書　学系別の教育・研究水準の評価にかかる参考例』（7 学系の参考例を含む）.

大学評価・学位授与機構（2015)『大学教育における分野別質保証の在り方に関する調査研究』報告書（平成 26 年度 文部科学省先導的大学改革推進委託事業）.

大学評価・学位授与機構（2016)『我が国における大学教育の分野別質保証の在り方に関する調査研究報告書』（平成 27 年度文部科学省先導的大学改革推進委託事業）.

大学改革支援・学位授与機構（2017)『大学教育における分野別質保証の在り方に関する調査研究報告書』（平成28年度文部科学省先導的大学改革推進委託事業）（質保証システムの現状と将来像に関する研究会（2017)「教育の内部質保証に関するガイドライン」，人文学系における分野別質保証のあり方に関する研究会（2017)「人文学系の教育の質保証・評価のあり方について（検討まとめ）」を含む）.

大学改革支援・学位授与機構（2018)『「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における教育研究の状況についての評価」に関する検証結果報告書（第２期中期目標期間）』.

Ayaka Noda, Susumu Shibui, Sounghee Kim, Takanori Saito, Angela Yung Chi Hou, Shaw Ren Lin, Sheng-Ju Chan, Christopher Hill, Hua Chi Chou, Grace Lu, Wen Hsing, Mei Hua, Chia Yi. (2018) *Assessment of Learning Outcomes and Internal Quality Assurance Building in Higher Education in Japan and Taiwan: The Role of External Quality Assurance Agencies and Universities.* INQAAHE Funding Scheme Research and Innovation 2018 Final Report, 2018年12月.

大学改革支援・学位授与機構（2019)『実績報告書作成要領　国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価　(2020 年度実施：4年目終了時評価)』.

大学改革支援・学位授与機構（2019)『評価作業マニュアル　国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価　(2020 年度実施：4年目終了時評価)』.

大学改革支援・学位授与機構（2019)『評価実施要項　国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価　2018年6月 2019年3月改訂』.

## 第３期中期計画－Ⅱ

７　調査研究
（１）大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究
次の調査研究を行い、本中期目標期間中に、各調査研究に係る成果等を公表する。
①　大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究
イ　機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究
機構の実施する大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、評価が大学等において有効に機能しているかどうかを検証するとともに、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に研究する。

## 実績・参考データ

機構が実施した認証評価について、評価方法の適切性並びに評価の効果の検証を行うことにより、評価事業の説明責任を果たすとともに、評価の改善に反映させるための調査研究を行った。

### 機構の実施する評価の有効性に関する検証

機構で実施した大学機関別認証評価、高等専門学校認証評価、及び法科大学院認証評価、並びに選択評価について、毎年、評価事業部と研究開発部が協働して、対象校及び評価担当者に対してアンケート調査を実施し、評価の有効性を確認するための検証を行った。得られた内容については、今後の対応方針を評価事業部と検討するとともに、結果を報告書としてとりまとめ、ウェブサイトで公表した。さらに、第１サイクルと第２サイクルの評定傾向の比較分析を行った。これらの調査研究の成果は、第２サイクルの認証評価の中間的検証の報告書に反映するともに、論文として公表した。

さらに、第２サイクルの大学機関別認証評価、並びに高等専門学校認証評価に関する中間報告書を平成28年度３月にそれぞれ刊行した。それを一般向けに要約した論考を『ＩＤＥ現代の高等教育』誌に発表するとともに、その内容の前提となった統計的分析を進展させ、研究集会や国際学術誌で公表した。法科大学院認証評価についても、平成27年度に第２サイクルが終了したため、そのオーバービューとして、評価支援課の協力を得て関連諸会議等の資料を収集し、資料の分析を進めた。平成29年に分析の概要をまとめたのち、詳細資料を整理し、平成30年に最終報告書を公表した。また、高等専門学校認証評価に関するオーバービューについても、平成31年度３月に刊行した。

認証評価結果に対するフォローアップの在り方について、国内の機関別認証評価機関において不適合や保留となった事例について、その後の状況の整理・分析を行った。この内容は、機構の第３サイクル認証評価における基準構成やフォローアップの仕組みの検討に活用された。

第３サイクルの機関別認証評価に関する検証方法について、第１、第２サイクルに実施された認証評価に関する評価者と対象機関に対するアンケート調査に基づいて評価項目の精選と新規追加項目について検討を行い、改訂(簡略化)の基本方針を確定した。これを踏まえて、法科大学院認証評価及び高等専門学校認証評価の評価者に対する検証アンケートを実施した。

### 認証評価における重要テーマの分析

第２サイクルの認証評価の検証として、質保証の重要テーマである単位の実質化、成績評価の客観性・厳格性、シラバス、教育の内部質保証システム、学生支援の観点について分析し、検証を行った。

単位の実質化については、大学機関別認証評価第１サイクルのオーバービューの中で、学位課程別の分析を基に評価の検証を行った。また、単位制度の見直しを実施している米国の政策動向及びアクレディテーションへの影響について調査した。単位の実質化に関する調査研究の成果については、国際会議及び関連学会で口頭発表を行うとともに、論文を発表した。

さらに、平成29年度までの第２サイクルの評価結果報告書について、「単位制度の実質化」、「学習成果」、「成績評価の厳格化」に関する観点を対象に内容分析を行い、その成果の一部を国際会議で発表を行うとともに、論文を公表した。

## 事業への成果の活用、及び主な学術論文・学会発表等

### ○　事業関連説明会・研修会等

（説明会）

大学機関別認証評価説明会，平成26年５月26日，学術総合センター，及び平成26年６月３日，大阪大学豊中キャンパス.

高等専門学校機関別認証評価説明会，平成26年８月26日，学術総合センター.

大学機関別認証評価説明会，平成27年５月28日，学術総合センター，及び平成27年６月５日，大阪大学豊中キャンパス.

法科大学院認証評価説明会，平成27年８月10日，学術総合センター.

高等専門学校機関別認証評価説明会，平成27年８月21日，学術総合センター.

大学機関別認証評価説明会，平成28年５月31日，学術総合センター.

法科大学院認証評価説明会，平成28年６月13日，学術総合センター.

高等専門学校機関別認証評価説明会，平成28年８月22日，学術総合センター.

大学機関別認証評価説明会，平成29年５月30日，学術総合センター.

法科大学院認証評価説明会，平成29年６月19日，学術総合センター.

平成30年度から実施する３巡目の高等専門学校機関別認証評価に関する説明会，平成29年６月26日，TKPガーデンシティ神保町プレミアムガーデン.

高等専門学校機関別認証評価説明会，平成29年８月18日，学術総合センター.

法科大学院認証評価説明会，平成30年６月４日，学術総合センター.

大学機関別認証評価説明会①，平成30年６月７日，学術総合センター.

大学機関別認証評価説明会②，平成30年６月13日，学術総合センター.

高等専門学校機関別認証評価説明会，平成30年８月21日，学術総合センター.

（研修会）

大学機関別認証評価自己評価担当者に対する研修会，平成26年５月26日，学術総合センター，及び平成26年６月３日，大阪大学豊中キャンパス.

大学機関別認証評価評価担当者に対する研修会，平成26年６月18日，及び６月20日，学術総合センター.

高等専門学校機関別認証評価自己評価担当者に対する研修会，平成26年８月26日，学術総合センター.

高等専門学校機関別認証評価評価担当者に対する研修会，平成26年６月13日，学術総合センター.
大学機関別認証評価自己評価担当者に対する研修会，平成27年５月28日，学術総合センター，及び平成27年６月５日，大阪大学豊中キャンパス.
法科大学院認証評価自己評価担当者に対する研修会，平成27年８月10日，学術総合センター.
大学機関別認証評価評価担当者に対する研修会，平成27年６月15日，及び６月16日，学術総合センター.
高等専門学校機関別認証評価自己評価担当者に対する研修会，平成27年８月21日，学術総合センター.
高等専門学校機関別認証評価評価担当者に対する研修会，平成27年６月23日，学術総合センター.
大学機関別認証評価自己評価担当者に対する研修会，平成28年５月31日，学術総合センター.
法科大学院認証評価自己評価担当者に対する研修会，平成28年５月31日，学術総合センター.
大学機関別認証評価評価担当者に対する研修会，平成28年６月17日，学術総合センター.
高等専門学校機関別認証評価評価担当者に対する研修会，平成28年６月17日，学術総合センター.
高等専門学校機関別認証評価自己評価担当者に対する研修会，平成28年８月22日，学術総合センター.
大学機関別認証評価自己評価担当者に対する研修会，平成29年５月30日，学術総合センター.
法科大学院認証評価自己評価担当者に対する研修会，平成29年６月19日，学術総合センター.
大学機関別認証評価評価担当者に対する研修会，平成29年６月20日，学術総合センター.
高等専門学校機関別認証評価評価担当者に対する研修会，平成29年６月14日，学術総合センター.
高等専門学校機関別認証評価自己評価担当者に対する研修会，平成29年８月18日，学術総合センター.
法科大学院認証評価自己評価担当者に対する研修会①，平成30年６月４日，学術総合センター.
大学機関別認証評価自己評価担当者に対する研修会①，平成30年６月７日，学術総合センター.
大学機関別認証評価自己評価担当者に対する研修会②，平成30年６月13日，学術総合センター.
大学機関別認証評価評価担当者に対する研修会，平成30年６月18日，学術総合センター.
高等専門学校機関別認証評価評価担当者に対する研修会，平成30年６月22日，学術総合センター.
高等専門学校機関別認証評価自己評価担当者に対する研修会，平成30年８月21日，学術総合センター.
平成31年度から実施する大学機関別認証評価に関する研修会，平成30年10月５日，TKPガーデンシティ竹橋大ホール.
大学機関別認証評価に関する研修会，平成30年12月18日，岐阜大学.
大学機関別認証評価に関する研修会，平成31年２月27日，秋田大学.

## ○　学術論文・学会発表等

（学術論文等）

野田文香，渋井進（2016）「『単位制度の実質化』と機関別認証評価」，『大学評価・学位研究』17号，pp.19-33.

Noda, A. (2016) “Dilemmas and challenges for governments, universities, and accreditors in implementing and evaluating the credit hour system in the U.S. and Japan”, 10th annual International Technology, Education and Development Conference (INTED) 2016, Proceedings, pp.6182-6190, IATED Academy.

Noda, A. (2016) “How do credit hours assure the quality of higher education? Time-based vs. competency-based debate”, CEAFJP Discussion Paper Series 16-05, pp.1-18, Centre d'Etudes Avancées Franco-Japonais de Paris, EHESS, France.

Shibui, S., Takahashi, N. and Noda, A. (2017) “A Longitudinal Study of Effectiveness, Impact, and Challenges in the Japanese Quality Assurance System”, International Journal of Institutional Research and Management, 1, 83-102.

渋井進，野田文香（2018）「評価書分析による『単位制度の実質化』に係る指標・エビデンスの可視化」，『大学評価・学位研究』19 号，pp.39-55.

蝶慎一（2019）「カリフォルニア大学バークレー校の学習支援に関わる担い手の考察―Student Learning Ceter (SLC) の取組を中心に―」，『高等教育研究叢書』149，広島大学高等教育研究センター，pp.95-105.

蝶慎一（2019）「日本における学寮の歴史的展開と特徴―『教育』と『厚生』の視点からみた戦後初期の『学寮像』―」，『高等教育研究叢書（学寮プログラムの現代的展開）』145，広島大学高等教育研究センター，pp. 53-65.

Noda, A., Hou, A.Y.C., Shibui, S., & Chou, Hua-shi. (2018) Restructuring quality assurance frameworks: A comparative study between NIAD-QE in Japan and HEEACT in Taiwan. *Higher Education Evaluation and Development*. 12(1), pp. 2-18.

（学会発表等）

野田文香（2014）「米国高等教育のコンピテンシー基盤型教育をめぐる改革動向と課題」，大学教育学会第36回大会，2014年6月1日，名古屋大学.

野田文香（2014）「単位制度と認証評価／アクレディテーションー日米の政策議論と取組をめぐってー」，日本高等教育学会第17回大会，2014年6月29日，大阪大学.

Shibui, S., Noda, A. (2014) “Investigation of indicators for measuring the effectiveness of the credit hour system from university evaluation reports”, 28th International Congress of Applied Psychology (2014年7月10日，パリ国際会議場).

渋井進，野田文香（2014）「『単位の実質化』に関する評価結果報告書の内容分析」，日本心理学会第78回大会，2014年9月10日，同志社大学.

渋井進，野田文香（2015）「評価の効率化のための大学と評価者のコミュニケーション支援システム」，電子情報通信学会，2015年3月17日，山代温泉瑠璃光.

野田文香（2015）「単位制度をめぐる高等教育政策の日米比較考察ー政府・評価機関・大学の連動関係ー」，日本比較教育学会第51回大会，2015年6月13日，宇都宮大学.

野田文香（2015）「日本の大学国際化評価の課題と展望ー高等教育機関への意識調査よりー」，日本高等教育学会第18回大会，2015年6月28日，早稲田大学.

Shibui, S., and Noda A. (2015) “Content analysis of the evaluation reports to find the evidence for measuring the effectiveness of the credit hour system”, 14th European Congress of Psychology (2015年7月10日, Milano-Bicocca大学, イタリア).

渋井進，野田文香（2015）「『教育の内部質保証システム』に関する評価書の内容分析」，日

本心理学会第79回大会，2015年9月22日，名古屋国際会議場.
渋井進，高橋望，野田文香（2015）「大学評価支援へ向けた評価指標・エビデンスの可視化」，電子情報通信学会HCGシンポジウム，2015年12月16日，富山国際会議場.
Noda, A. (2016) “Quality assurance of higher education” (Centre d'études avancées franco-japonais de Paris (CEAFJP)セミナー, 2016年1月21日, フランス国立社会科学高等研究院(EHESS), パリ, フランス).
Noda, A. (2016) “Dilemmas and challenges for governments, universities, and accreditors in implementing and evaluating the credit hour system in the U.S. and Japan”. 10th annual International Technology, Education and Development Conference (INTED) (2016年3月8日, バレンシア, スペイン).
高橋望，渋井進，野田文香（2016）「認証評価を通じた教育改善の取組状況の分析－第２サイクルにおける改善機能に着目して－」，大学教育改革フォーラムin東海2016，2016年3月12日，愛知大学.
高橋望，渋井進，野田文香（2016）「機関別認証評価の大学アンケート分析から見えるもの－第１サイクルと第２サイクルの比較を中心に－」，第5回大学情報・機関調査研究集会，2016年7月12日.
Shibui, S., Takahashi N. and Noda, A. (2016) “Visualization of the cognitive dimensions for evaluating universities by means of the content analysis of evaluation reports”, International Meeting of the Psychonomic Society PS 2016 (2016年5月 7 日).
渋井進（2017）「認証評価における内部質保証の考え方～内部質保証を評価する方法を中心に～」，高等教育質保証学会第７回大会，2017年8月27日.
Noda, A. and Shibui, S. (2017) “Quality Assurance in University Student Learning”, The 9th Asian Conference on Education (2017年10月19日).
渋井進（2017）「大学評価・IRと心理学」，日本基礎心理学会第36回大会，2017年12月2日.
蝶慎一（2018）「学生支援における質保証とその評価指標」，大学教育学会第40回大会 2018年6月10日，筑波大学.
Cho, S. (2018) Academic Advising in Japan～Programs and Challenges～, Presentation: The Center for the Study of Higher Education (CSHE), 2018年8月2日, Pennsylvania State University, University Park, Pennsylvania.
土屋俊（2018）「内部質保証と分野別評価: 大学改革支援・学位授与機構の取組」，高等教育質保証学会第８回大会，2018年8月26日，中央大学.
野田文香（2018）「"Qualifications"とインテグリティー国家資格枠組みに期待される役割」，専門職高等教育質保証機構「学修成果の測定に向けた職業分野別コンピテンシー体系の研究」，合同分科会 2018年8月29日，専門職高等教育質保証機構.
野田文香（2018）「認証評価からみた学修成果―大学卒業時に求められる力とは―」（基調講演） 信州大学高等教育研究センターシンポジウム，2018年10月19日，信州大学.
野田文香（2018）「フランスにおける大学間連携と質保証システム改革：フランスの高等教育における質保証改革」，2018年10月10日，国立大学協会.
Tutiya, S. (2018) Paywall: The Business of Scholarship. パネル討論提題. Melbourne School of Design. 2018年10月26日 Melbourne University, Melbourne.
土屋俊（2018）「学術コミュニケーションの動向 2017-2018: 尾をひく『オープンアクセス』」，第20回図書館総合展，2018年10月30日，パシフィコ横浜.
Shibui, S. (2018) Visualization of indicators to enhance the internal quality assurance system in Japanese universities, The International Conference on Research in Education, Teaching and Learning, 2018 年 11 月 3 日, Sorbonne University, Paris.
土屋俊（2018）「内部質保証はこれだけで十分：大学改革支援・学位授与機構3巡目基準の観

点から」，東北大学大学教育支援センターPDセミナー，2018年12月12日，東北大学.
土屋俊（2019）「高等教育の『資格枠組み』とアジア太平洋地域規約発効と今後の展開：入学資格・単位・学位等の相互承認と資格枠組」，地域科学研究会高等教育情報センター「高等教育の「資格枠組み」と質保証の展開」，2019年1月23日，大妻女子大学.
Tutiya, S. (2019) Toward informed decisions and choices. Expert Meeting for the preparation of the discussion on the "Availability of information online to promote mobility of Higher Education in the ASEAN Plus Three region", 7th Working Group on Student Mobility and Quality Assurance of Higher Education among ASEAN Plus Three Countries (APTWG), 2019年3月3日, Mita Conference Hall, Tokyo.
土屋俊（2019）「学位・履修証明の現在と未来」，TIESシンポジウム2018-2『ブロックチェーンが教育を変える』，2019年3月9日，一橋講堂.
Noda, A., Saito, T., Kim, S., & Shibui, S. (2019) University Accreditation and Student Learning Outcomes. The Asian Conference on Education. 2019年3月25日, Toshi center, Tokyo.
Kim, S., & Shibui, S. (2019) Assessment of Learning Outcomes and Internal Quality Assurance Building in Higher Education in Japan and Taiwan: The Role of External Quality Assurance Agencies and Universities. INQAAHE 15th Biennial Conference 2019, 2019年3月26日, Bandaranaike Memorial International Conference Hall, Colombo.
Kim, S., Cho, S., Oh, Yejin. & Seo, Jiyoung. (2019) External and Internal Quality Assurance Systems in Higher Education: A Comparetive Study between NIAD-QE in Japan and KUAI in Korea. APQN Academic Conference 2019, 2019年3月29日, Bandaranaike Memorial International Conference Hall, Colombo.
Tutiya, S. (2019) An Invitation to Terminological Alignment. APQN Academic Conference 2019, 2019年3月29日, Bandaranaike Memorial International Conference Hall, Colombo.

（報告書等）

大学評価・学位授与機構（2015）『平成25年度に実施した大学機関別認証評価に関する検証結果報告書』.
大学評価・学位授与機構（2015）『平成24年度及び平成25年度に実施した大学機関別選択評価に関する検証結果報告書』.
大学評価・学位授与機構（2015）『平成25年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証結果報告書』.
大学評価・学位授与機構（2015）『平成25年度に実施した選択的評価事項に係る評価に関する検証結果報告書（高等専門学校）』.
大学評価・学位授与機構（2015）『平成25年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書』.
大学評価・学位授与機構（2016）『大学機関別認証評価に関する第２サイクルの中間検証結果報告書』.
大学評価・学位授与機構（2016）『高等専門学校機関別認証評価に関する第２サイクルの中間検証結果報告書』.
大学評価・学位授与機構（2016）『平成26年度に実施した大学機関別認証評価に関する検証結果報告書』.
大学評価・学位授与機構（2016）『平成26年度に実施した大学機関別選択評価に関する検証結果報告書（大学）』.
大学評価・学位授与機構（2016）『平成26年度及び平成27年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書』.

大学評価・学位授与機構（2016)『平成26年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証結果報告書』.
大学評価・学位授与機構（2016)『平成26年度に実施した選択的評価事項に係る評価に関する検証結果報告書（高等専門学校）』.
大学改革支援・学位授与機構（2017)『平成27年度に実施した大学機関別認証評価に関する検証結果報告書』.
大学改革支援・学位授与機構（2017)『平成27年度に実施した大学機関別選択評価に関する検証結果報告書（大学）』.
大学改革支援・学位授与機構（2017)『平成26年度及び平成27年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書』.
大学改革支援・学位授与機構（2018)『平成28年度に実施した大学機関別認証評価に関する検証結果報告書』.
大学改革支援・学位授与機構（2018)『平成28年度に実施した大学機関別選択評価に関する検証結果報告書（大学）』.
大学改革支援・学位授与機構（2018)『認証評価事業に関する自己点検・評価報告書』.
大学改革支援・学位授与機構（2018)『法科大学院認証評価結果に関する２巡目の検証結果報告書』.
大学改革支援・学位授与機構（2019)『高等専門学校機関別認証評価に関する２巡目の検証結果報告書』.

## 第３期中期計画－Ⅱ

７　調査研究
（１）大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究
次の調査研究を行い、本中期目標期間中に、各調査研究に係る成果等を公表する。
②　学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究
ア　学位の要件となる学習の体系性に関する研究
学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。

## 実績・参考データ

我が国の学位が国内外の高等教育機関と労働市場で適正に承認され、真正性を担保するために必要な制度的条件を明らかにすること、及び学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位・単位制度に関する理論的基底を把握することを目的として、機構の学位授与制度と我が国の高等教育政策に資する調査研究を行った。

### 学位の構造・機能と学位制度の理論的基底に関する研究

機構の第３期中期目標・中期計画期間に合わせて、高等教育研究を専門とする外部学識経験者と行政担当の文部科学省関係者、及び研究開発部教員からなる「学位システム研究会（第３期）」を平成26年度に発足させ、学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能に関する比較研究を実施した。

20世紀末以降の産業・職業構造の変化と高等教育のユニバーサル化の進展を受けて、大学における人材育成機能と、高等教育と職業との関係にも変化があらわれている。折しも日本では、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関のあり方が政策課題とされ、議論の俎上に載せられた。しかし高等教育（学士課程）レベルの職業教育が学位の取得に結びつき、その学位が国際的な通用性を確保するためには、学位授与権を有する高等教育機関の要件、学修・教育の内容と水準の質的保証を含めて、高等教育システムの構造と職業教育の位置づけについての批判的な検討が必要である。こうした問題意識に基づき、学位システム研究会で「高等教育レベルの職業教育と学位に関する７か国比較研究」に取り組んだ。各国の高等教育において職業教育がどのような位置を占めているかを国際比較の枠組みと共通の調査項目を用いて明らかにすることを目ざし、３つの柱（Ⅰ．高等教育の制度、法的地位、Ⅱ．システムの構造と機能、Ⅲ．政策の動向）を設けて７か国共通の調査項目を検討し、ワーキンググループ研究会で日本の状況と比較しながら各国担当者が調査研究を進めた。制度的、社会的、政策的側面からアメリカ、ヨーロッパ、東アジアの７か国の高等教育システムと職業教育の関係について分析し、学位システム研究会で総括を行った後、研究の成果を機構の研究報告（報告書）及び学会発表により公表した。

また、ユネスコ「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（通称：東京規約）」の日本締結（2017年12月）及びユネスコ加盟５か国締結による発効（2018年２月、締約国：オーストラリア、中国、ニュージーランド、日本及び韓国）を踏まえて、学位・高等教育資格が国内外の高等教育機関と労働市場で適正に承認され、真正性を担保する上で必要な制度的条件とユネスコ地域規約との関係について基礎的研究を行った。これに関連して、第１回東京規約締約国委員会（2018年10月17日～18日、韓国ソウル）に研究開発

部教員が出席し、機構が文部科学省の依頼を受けて高等教育に係る情報（日本の教育制度、高等教育機関種の概要、高等教育機関一覧等）の収集・調査を実施し、今後日本に設立予定の国内情報センター（National Information Centre, NIC）に引き継ぐ準備を整えていることを発表した。

学位システム研究会（平成29年3月29日）

『高等教育における職業教育と学位』研究報告第2号

## 機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査

外国での学習履歴を持つ学習者からの照会に対して、機構の学士の学位授与制度への申請資格の有無について調査し、学位審査課を通じて本人に結果を通知した。平成26年度から平成30年度までに18件（中国８件、台湾１件、韓国１件、オーストラリア２件、インドネシア１件、アメリカ３件、イタリア１件、英国１件）の照会を受けて、外国における学校教育の課程の修了状況及び当該教育機関の正統性に関する調査を行った。このうち、中国の高等教育機関修了者の申請資格については、中国高等教育研究の専門家である研究開発部客員教授にも調査を依頼し、また、インドネシアの短期高等教育機関修了者については同国の研究・技術・高等教育省課長ほか高等教育関係者の助言を得て、申請資格の有無と基礎資格を有する者の区分（日本の大学等で学修する年数と修得単位数）を慎重に確認して、最終的な判断を下した。

## 事業への成果の活用、及び主な学術論文・学会発表等

### ○　事業関連説明会・研修等

（研修会）

平成29年度大学等の質保証に関する機構職員研修，平成29年７月27日，大学改革支援・学位授与機構.

吉川裕美子「学位と高等教育の質保証」

### ○　研究会等

（研究会）

学位システム研究会

第３期第１回，平成26年８月27日，学術総合センター1112会議室.

第３期第２回，平成27年３月16日，日本教育会館704号室.

第３期第３回，平成27年６月12日，学術総合センター1112会議室.
第３期第４回，平成27年８月27日，学術総合センター10階第１会議室.
第３期第５回，平成28年３月28日，学術総合センター1112会議室.
第３期第６回，平成28年10月24日，日本教育会館704号室.
第３期第７回，平成29年３月29日，学術総合センター1112会議室.
第３期第８回，平成29年８月４日，学術総合センター1112会議室.

学位システム研究会ワーキンググループ
第３期ＷＧ研究会第１回，平成27年５月27日，学術総合センター特別会議室101.
第３期ＷＧ研究会第２回，平成27年７月24日，学術総合センター1112会議室.
第３期ＷＧ研究会第３回，平成28年１月６日，学術総合センター10階第１会議室.
第３期ＷＧ研究会第４回，平成29年９月13日，学術総合センター10階第１会議室.
第３期ＷＧ研究会第５回，平成29年12月20日，学術総合センター10階第１会議室.

単位累積加算制度に関する日韓合同研究会，平成26年９月25日，大学評価・学位授与機構.
Mori, Rie “Non-Matriculated Credit-Based Sudent Sysytem in Japan and Degree Awarding by NIAD-UE”.

（講演会）
ドイツ・アクレディテーション協議会講演会，平成27年10月７日，学術総合センター1112会議室.
吉川裕美子「ドイツの高等教育と質保証－アクレディテーション協議会（GAC）Olaf Bartz博士講演への導入－」

（研究講演会）
「ドイツとザクセン州における高等教育の現状と動向」平成31年３月15日，大学改革支援・学位授与機構.
バルバラ・ドリンク（Prof. Dr. Barbara Drinck），ドイツ・ザクセン州立ライプツィヒ大学教育学部教授

**○　学術論文・学会発表等**

（学術論文等）
ウルリッヒ・タイヒラー，吉川裕美子訳（2014）「ボローニャ改革がドイツと欧州諸国の大学の学修プログラムに与えた影響－ボローニャ・プロセス10年間の改革努力の総括」，『大学評価・学位研究』第16号，pp.1-25.
ティエリ・マラン，夏目達也訳（2014）「フランス高等教育における学位・免状制度」，『大学評価・学位研究』第16号，pp.27-43.
森利枝（2014）「米国高等教育における教学マネジメントへの学外統制メカニズム－単位制度の運用を手がかりに－」，『高等教育研究』第17集，日本高等教育学会，pp.31-44.
森利枝（2015）「米国の高等教育におけるCompetency-Based Educationの展開に関する考察」，『大学研究』第41号，筑波大学大学研究センター，pp.29-40.
Rie MORI（2015）“In Defence of Japanese Liberal Education”, *Liberal Education*, Association of American Colleges and Universities, Vol. 101:4/102:1, Fall 2015/Winter 2016, pp.72-75, Washington DC.
溝上智恵子，森利枝（2016）「アメリカの高等教育における職業教育と学位」，『高等教育における職業教育と学位』，大学評価・学位授与機構研究報告第2号，2016年8月，pp.19-34.
吉川裕美子（2016）「ドイツの高等教育における職業教育と学位」，『高等教育における職業

教育と学位』，大学評価・学位授与機構研究報告第2号，2016年8月，pp.83-114.
吉川裕美子（2017）「ドイツの産業・社会と専門職業教育」，『技能と技術』，1/2017，pp.41-48.
森利枝（2018）「米国における学修成果可視化の展開」，『リクルート カレッジマネジメント』209号，pp.12-15.

（学会発表等）

吉川裕美子（2014）「ドイツの大学入学資格（アビトゥーア）をめぐる変化と大学への影響」，日本高等教育学会第17回大会，2014年6月28日，大阪大学.
浅野茂，小林雅之，森利枝，山田礼子，劉文君（2014）「質保証に向けたIRの役割：日米比較の視点から」，日本高等教育学会第17回大会，2014年6月28日，大阪大学.
吉川裕美子（2015）「高等教育システムの多様化政策－ドイツの事例検討にもとづく比較的考察－」，日本高等教育学会第18回大会，2015年6月28日，早稲田大学.
石川裕之，大場淳，金子元久，夏目達也，篠原康正，南部広孝，濱中義隆，溝上智恵子，村田直樹，森利枝，吉川裕美子（2016）「大学と職業教育－７か国比較」，日本高等教育学会第19回大会，2016年6月25日，追手門学院大学.
吉川裕美子（2016）「ドイツの産業・社会と専門職業教育」，職業大フォーラム2016（基調講演），2016年11月11日，職業能力開発総合大学校.
森利枝（2017）「教養教育をどうとらえるか－歴史的視点から考える－」，成城大学共通教育センター連続公開講演会，2017年3月4日，成城大学.
吉川裕美子（2018）「大学改革支援・学位授与機構による学位授与制度と単位積み上げ型の学士の学位授与」，中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革ワーキンググループ（第11回），2018年2月27日，文部科学省.
YOSHIKAWA, Yumiko (2018) "Road to establish NICs and the APNIC Network. A Case of Japan", First Session of the Committee of the Asia-Pacific Regional Convention on the Recognition of Qualifications in Higher Education, 18 October 2018, Seoul, Republik of Korea.

（報告書等）

大学改革支援・学位授与機構（2016）『高等教育における職業教育と学位－アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・中国・韓国・日本の７か国比較研究報告』，大学評価・学位授与機構研究報告第2号，2016年8月，172頁.
https://www.niad.ac.jp/n_shuppan/project/__icsFiles/afieldfile/2016/11/21/no8_shokugyokyouikutogakui160913_2.pdf

## 第３期中期計画－Ⅱ

７　調査研究
（１）大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究
次の調査研究を行い、本中期目標期間中に、各調査研究に係る成果等を公表する。
②　学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究
イ　機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究
高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

## 実績・参考データ

学士の学位取得を目指す自学自習の申請者への学修支援の在り方と大学以外の高等教育レベルの学修の成果を単位として認めるための調査研究を実施した。また、我が国の大学の授与する学位の状況、及び学位に付記する名称を調査して、機構の授与する学位、及び学位の国際通用性を検討するための情報収集とその分析を行った。さらに、機構の学位を取得した者に対して、学位取得直後の調査を継続的に実施し、学位授与事業の検証を行って事業の改善に反映させるための調査研究を行った。

### 学位授与における新たな単位累積加算の在り方の検討

平成27年度から、短期大学及び高等専門学校の専攻科のうち、機構から特例の適用認定を受けた専攻科（特例適用専攻科）の修了見込み者に対して、学士の学位授与に係る新たな審査方式（特例と呼称）が適用されることになった。新たな審査方式では、専攻科における教育・学修に重点を置き、専攻科で修得する単位に関する新基準を加えた「修得単位の審査」と、専攻科が開設し大学の学部４年に相当する学修の総括を目的とした学修総まとめ科目の履修とその実施状況に関する「学修総まとめ科目の履修に関する審査」を行う。これにより従来の審査方式（通例と呼称）、すなわち「修得単位の審査」と「学修成果・試験の審査」の下に授与される学士の学位と同等の学位の質を担保することとしている。この新たな審査方式の実施に関して、研究開発部と学位審査課で協働して円滑な事業実施の方策を検討し、説明会を開催して周知するとともに、平成27年度から実施状況の検証を行い改善を図った。

平成26年度には、新たな審査方式による審査について、各専門委員会・部会の主査連絡会を開催し、この方式での学士の学位授与審査の基本的な考え方と具体的な手続の理解を深めるよう努めた。また、工学系の主査を対象とする主査連絡会を開催し、特に複合領域の専攻科に対する特例適用の審査について意見交換を行った。

さらに、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科に対する特例適用の審査をより円滑に行うために、申出書類（学修総まとめ科目の総表と個表）の様式の改定等について研究開発部と学位審査課で協働して検討した上で、「平成27年度の特例適用認定の申出に係る説明会」を開催し、周知を図った。あわせて、新たな審査方式による学士の学位申請者に対する審査方法を検討し、申請書類（「学修総まとめ科目履修計画書」及び「学修総まとめ科目成果の要旨等」）の書式と作成ガイドラインについて、「特例の適用による学位授与の申請に係る説明会」において説明し周知した。

平成27年度には、引き続き新たな審査方式の実施の手順について検討し、申請者向けの

「学士の学位の授与の特例に係る学位授与申請案内」と、専門委員向けの新たな審査方式による審査の方法の説明書をとりまとめて事業に活用した。また、申請者に提出を求める「学修総まとめ科目履修計画書」及び「学修総まとめ科目成果の要旨等」、並びに特例適用専攻科に提出を求める「学修総まとめ科目の成績評価に係る書類」の審査方法を定め、審査のためのオンラインシステムを学位審査課と協働して設計した。これに基づいて開発したオンラインシステムを用いて、平成27年度に初めて特例適用専攻科修了見込み者から特例での学士の学位授与申請を受け付け、11月～12月には「学修総まとめ科目履修計画書」の審査、平成28年２月には「学修総まとめ科目成果の要旨等」及び「学修総まとめ科目の成績評価に係る書類」の審査を実施した。これらの審査の経験を踏まえて、特例適用専攻科を対象に「特例の適用による学位授与の申請等に関する説明会」を開催して、事業の円滑な遂行に向けて取組を行った。

平成28年度には、平成27年度に特例適用専攻科の申請者から提出された「学修総まとめ科目履修計画書」及び「学修総まとめ科目成果の要旨等」、並びに特例適用専攻科から提出された「学修総まとめ科目の成績評価に係る書類」を審査した結果を基に、専門委員より付された各々の申請者に対するコメントと、特例適用専攻科の学修総まとめ科目の実施状況に関するコメントを分析し、平成28年５月の専門委員会・部会における学修総まとめ科目の実施状況に関する審議に資するとともに、新たな審査方式の実施状況調査の資料とした。コメントの分析結果から、特例適用専攻科に共通する問題点と、個別に早急に改善を要する問題点等が抽出された。専門委員会・部会及び学位審査会の審議を経て、早急に改善を要する問題点は当該特例適用専攻科に、また共通する問題点については学位審査会委員長コメントとしてすべての特例適用専攻科に８月下旬に通知された。この取組は以後、毎年度継続して実施されている。

認定専攻科に対する特例の適用認定に係る審査では、平成27年度に実施した審査の結果、専攻科に置かれた同一の専攻に対して、機構の審査上の区分である「専攻の区分」ごとに教員審査の基準が異なること、また専攻科の同一の専攻の授業科目に対して、「専攻の区分」ごとに専門科目、関連科目などの「科目の区分」が異なる判定となる場合があること等の問題が指摘された。これらの問題を解決するために、関係する工学系専門委員会の各部会の主査と副主査による意見交換会を平成28年９月に開催し、専門委員間の意識統一を図るとともに対応策を協議した。この協議の結果、特例適用審査における問題の改善方策として８項目の対応策が合意され、11月の専門委員会・部会で了承された。この８項目の合意事項は、平成29年度の審査から適用されることとなった。

これらに加えて、特例適用専攻科における教育の実施状況等の審査（特例適用専攻科レビュー）が平成29年度から実施されることに関して、検討を行った。特例適用専攻科は認定専攻科のうち所定の要件を満たすものとして、学士の学位授与に係る特例の適用認定を受けた専攻科であることから、認定専攻科における教育の実施状況等の審査（認定専攻科レビュー）も行われなければならない。この２つの審査を具体的にどのように実施するかについて、平成28年度に研究開発部教員と学位審査課課員からなるレビュー実施検討WGで検討した。その結果、特例の適用認定を受けた専攻科に対しては、特例適用専攻科のレビューと認定専攻科のレビューを同一年度に実施することとし、対象校に対する説明会を平成29年３月に開催した。平成29年度に初めて特例適用専攻科レビューを行い、短期大学特例適用専攻科２校３専攻、高等専門学校特例適用専攻科11校25専攻を対象に、特例適用専攻科と認定専攻科のレビューを同時に実施した。

「新たな審査方式」は平成27年度の導入以降、検証と改善を積み重ね、この方式による学士の学位授与審査はおおむね順調に実施されている。一方、専攻科での学修の成果により着目した形で学士の学位授与審査を行うことを通じて、特例適用専攻科の教育活動の一層の充実に資する、という当初の目的達成には未だ課題が残されている。そのため平成30

年度から、申請者が「学修総まとめ科目」の学修・探究に基づく成果（論文、あるいは演奏・創作または作品）及び「成果の要旨」（あるいは「成果の説明書」）をまとめる際に参考になるように、「学修総まとめ科目履修計画書」に対する専門委員からのすべてのコメントを各申請者に特例適用専攻科を介して伝えることにした。「学修総まとめ科目履修計画書」に関して申請件数1,828件のうち、16件に再提出を求め、695件に対してコメントを返した。

## 機構の学位取得者への調査と学位授与事業の検証

単位積み上げ型の学士の学位取得者を対象に、学位取得直後のアンケート調査を研究開発部と学位審査課で協働して実施し、その結果を分析して学位授与事業の改善に活かした。

従来の審査方式（通例）に加えて、平成27年度末に初めて新たな審査方式（特例）の下で学士の学位を授与し、この特例申請による学位取得者に対して学位審査課と協働してWebアンケートを実施した。平成27年度に特例適用専攻科の修了見込み者1,510人から学位授与申請があり、1,489人に学士の学位が授与された。この1,489人に対して、新たな審査方式の検証を目的として、平成28年３月から４月にかけて学位取得の直後Webアンケートを実施し、回答（824人、回答率55.3%）の解析を行った。この結果、高等専門学校の特例適用専攻科と短期大学の特例適用専攻科とでは、学修総まとめ科目の課題設定の時期と方法、実施状況（実施時間や指導教員の指導時間等）に違いがあることが明らかとなった。また、学位取得者は新たな審査方式についてはおおむね満足しているという結果が得られた。この理由としては従来の審査方式に比して、専攻科の修了研究にかける時間が増えたことが挙げられている。さらに、従来の審査方式（修得単位の審査と学修成果・試験の審査）の下での通例申請による学位取得者に対する直後調査の解析方法と、特例適用専攻科に在学して修了見込みで機構に申請し、専攻科修了時に機構から学士の学位が授与される特例申請による学位取得者に対するWebアンケートの次年度以降の実施方法について、研究開発部教員と学位審査課課員からなるアンケートWGにおいて検討した。

平成29年度には、通例申請による学士の学位取得者（28年度10月期646名、29年度４月期245名）への直後アンケートの結果を分析して（28年度10月期回答者数466名、回答率72.1%、29年度４月期回答者数180名、回答率73.5%）、学位授与事業の改善に反映させるべき事項を抽出した。また、特例申請による学位取得者（28年度10月期1,535名、29年度４月期12名）への直後アンケートの結果の解析を行った（28年度10月期回答者数810名、回答率52.7%、29年度４月期回答者数８名、回答率66.7%）。同様に、平成30年度には、通例申請による学士の学位取得者（29年度10月期591名、30年度４月期269名）への直後アンケートの結果（29年度10月期回答者数413名、回答率69.9%、30年度４月期回答者数190名、回答率70.6%）と、特例申請による学位取得者（29年度10月期1,618名、30年度４月期19名）へのアンケートの結果（29年度10月期回答者数832名、回答率51.4%、30年度４月期回答者数12名、回答率63.2%）の分析を行い、学士の学位取得者は新たな審査方式についておおむね満足しているという結果を得た。

学士の学位取得者を対象とするこれらのアンケートに加えて、平成28年度には、新たな審査方式の実施による特例適用専攻科の教育状況の変化の調査を目的として、特例適用専攻科専攻長に対するWebアンケートを８月後半から９月前半にかけて実施した。高等専門学校の特例適用専攻科専攻長からの回答（110専攻、回答率93.2%）の解析の結果は、９月29日に開催された工学系専門委員会の各部会の主査・副査意見交換会における資料として用いた。また、短期大学の特例適用専攻科専攻長に対するアンケート結果（18専攻、回答

率100％）の解析を行い、高等専門学校の特例適用専攻科へのアンケート結果と合わせて、特例の適用認定に係る審査実施の問題等を整理した。

このほか、毎年度４月に「学位審査会専門委員協議会」を研究開発部と学位審査課の協働で開催し、研究開発部に蓄積された学位授与事業に関する業務実績と調査データに基づいて資料を作成し、新任の専門委員に対して学位授与制度の理念・意義と概要、審査手順・方法等について説明した。他方で、学位審査会専門委員会の退任委員に対して、自由記述によるアンケートを実施し、回答を整理した結果を研究開発部と学位審査課で検討した。

平成27年度からは放送大学と共同して毎年「大学評価・学位授与機構で学士の学位をめざす方への説明会」を開催している。参加者に対し研究開発部教員が分担して学士の学位取得までの流れを説明し、説明会終了後には個別相談に応じている。そこでは、学位授与申請を検討している学習者との直接的な意見交換を通じて、機構の学位授与制度に対する貴重な意見を得た。

## 修士課程の多様化と修士の学位審査の実態に関する調査研究

機構が認定した教育施設（省庁大学校）に置かれる課程の修了者への修士の学位授与に関して、修士論文を課さずに特定の課題についての研究（以下、課題研究）の成果の審査に基づく修士の学位授与の要望を踏まえて、全国の大学院研究科における実態を把握するため、平成29年度に修士課程の多様化と学位審査に関する実態調査に着手した。まず、課題研究の成果の審査により修士の学位を授与している７大学の９大学院研究科・専攻への訪問調査を実施した。その結果を機構内で共有し議論するとともに、各研究科・専攻に対するアンケート調査の質問項目の検討に活かした。次いで、課題研究の成果の審査に関する修了要件を学内規定として整備している大学の研究科・専攻を対象に、規定の実際の運用状況についてアンケート調査（第１次）を実施し、対象390大学のうち95％の大学から回答を得た。回答を得た大学のうち、課題研究の成果の審査により修士の学位を授与している大学は269校、783専攻であった。この結果を踏まえ、修士課程の多様化と修士の学位審査の実態をより詳細に明らかにするために、これらの大学の教務担当職員及び各専攻の専攻長等の教員を対象とするアンケート調査（第２次）を平成29年12月から平成30年１月にかけて実施した。243大学の教務担当職員と574専攻・コースの専攻科長等教員から回答があり、単純集計の結果を３月末までにまとめた。平成30年度には、アンケート調査の回答の最終的な整理とデータのクリーニング作業を行い（教務担当職員回答数243、回答率90.3％、専攻長等の教員回答数574、回答率73.3％）、このデータをもとに単純集計及びクロス集計を行い、課題研究の成果の審査により修士の学位を授与している各専攻の教育体制、研究指導と学位審査の実情等と傾向を詳細に把握した。これらの分析結果については機構内の調査研究報告会において発表し、情報共有を行うとともに、平成29年度に実施した課題研究に関する他の調査（７大学の９大学院研究科・専攻への訪問調査と規定の実際の運用状況についてのアンケート調査）の結果と合わせて報告書にまとめた。

## 学修成果に求められる倫理的配慮の検討

単位積み上げ型の学士の学位授与に関して、従来の審査方式（通例）の申請者が学修成果（レポート）を作成する際に留意すべき倫理的配慮を充実させるために、研究開発部教員によるワーキンググループを編成し、数回にわたって検討を行った。人や動物を対象と

する際の倫理的配慮、及び盗用・ねつ造・改ざんの禁止等について留意すべき事項をまとめ、各専門委員会・部会で意見を照会した。得られた成案を平成27年２月13日の学位審査会で審議し、承認を得て、学位授与申請の手引きである「平成27年度版　新しい学士への途」に「『学修成果』作成の際に留意すべき倫理的配慮」として掲載した。以後毎年度の「新しい学士への途」に掲載し、併せて、学位授与申請者にその確認を求めることとした。

### 学位に付記する専攻分野の名称に関する調査

我が国の大学において授与されている学位に付記する専攻分野の名称に関して、研究開発部と学位審査課が協働して、全国の国公私立大学を対象にオンライン調査を継続的に実施した。平成29年度には、研究開発部でこの調査結果の分析を進め、学位に付記する専攻分野の名称は、学士735種、修士608種、博士462種であること、また、例えば学士の学位に関しては、全体の約66％が、唯一の大学で用いられている付記名称であることなどを明らかにした。また、付記名称を学科系統別（「学科系統分類表」における中分類ごと）に集計した結果と、英語での学位の表記を日本語での付記名称ごとに集計した結果を整理して、ウェブサイト上に公表して機構外からの閲覧に供した。

## 事業への成果の活用、及び主な学術論文・学会発表等

### ○　事業関連説明会・研修等

（説明会）

平成27年度の特例適用認定の申出に係る説明会，平成27年３月25日，一橋講堂.

吉川裕美子「認定専攻科修了見込み者に対する学位授与の審査の特例－新たな審査方式の内容と考え方」

特例の適用による学位授与の申請等に関する説明会，平成27年３月25日，一橋講堂.

越光男「特例適用認定の審査を終えての課題と今後に向けて」

特例の適用による学位授与の申請等に関する説明会，平成28年３月18日，一橋講堂.

越光男「特例適用専攻科修了見込み者に対する学士の学位の授与に係る申請及び審査について」

平成28年度の特例適用認定の申出に係る説明会，平成28年３月18日，一橋講堂.

吉川裕美子「学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例について」

複合専攻の審査に係る意見交換会，平成28年９月29日，大学改革支援・学位授与機構，学術総合センター11階会議室（竹橋オフィス）.

越光男，菊池和朗（各事項の説明）

１．特例適用専攻科に対するアンケート結果について
２．高等専門学校専攻科の分野構成について
３．教員審査における審査基準について
４．科目表審査について
５．指導教員の研究業績と「個表」のテーマの関連について

特例適用専攻科における教育の実施状況等の審査に係る説明会，平成29年３月22日，大学改革支援・学位授与機構.

越光男（質問等への対応）

大学評価・学位授与機構で学士の学位をめざす方への説明会，平成28年２月７日，放送大学文京学習センター.
吉川裕美子「単位積み上げ型の学士の学位授与制度」
森利枝「学位取得のための単位の修得－考え方と方法－」
宮崎和光「学修成果の作成および試験についての留意事項」
中原一彦「大学評価・学位授与機構で学士の学位取得をめざす方へ－医療関連分野を参考に－」
大学改革支援・学位授与機構で学士の学位をめざす方への説明会，平成29年２月４日，大阪私学会館.
森利枝「学位取得のための単位の修得－考え方と方法－」
越光男「学修成果の作成および試験についての留意事項」
大学改革支援・学位授与機構で学士の学位取得をめざす方への説明会，平成30年２月４日，放送大学東京文京学習センター.
森利枝「学位取得のための単位の修得－考え方と方法－」
菊池和朗「学修成果の作成および試験についての留意事項」
大学改革支援・学位授与機構で学士の学位取得をめざす方への説明会，平成31年２月24日，放送大学東京文京学習センター.
菊池和朗　「学修成果の作成及び試験についての留意事項」

エジプト高等教育省顧問等機構来訪説明，平成27年３月12日，大学評価・学位授与機構.
吉川裕美子「大学評価・学位授与機構による単位積み上げ型の学士の学位授与制度」(Awarding of Bachelor's Degrees through Individual Higher Learning and Outcomes Assessment)
TEQSA/NIAD-UE Human Resource Exchange, February 1st, 2016, NIAD-UE.
MORI, Rie “Degree-Awarding by NIAD-UE in the Context of Higher Education System in Japan”.

（研修会）
平成26年度学位審査会専門委員協議会，平成26年４月24日，大学評価・学位授与機構.
越光男「学位授与制度の概要」
森利枝「単位積み上げ型の学位授与と審査－修得単位の審査と学修成果・試験の審査」
角田敏一「単位積み上げ型の学位授与と審査－小論文試験の作題と判定」
吉川裕美子「短期大学・高等専門学校専攻科の認定と単位積み上げ型の学位授与」
中原一彦「省庁大学校の課程認定と学位授与」
平成27年度学位審査会専門委員協議会，平成27年４月23日，大学評価・学位授与機構.
越光男「学位授与制度の概要」
森利枝「単位積み上げ型の学位授与－修得単位の審査と学修成果・試験の審査－」
毛利尚武「小論文試験の作題と判定」
六車正章「短期大学・高等専門学校専攻科の認定－専攻科の認定・レビューの目的と審査の具体的方法－」
吉川裕美子「短期大学・高等専門学校認定専攻科に対する特例の適用認定と修了者への学位授与
宮崎和光「省庁大学校の課程認定と学位授与」
平成28年度学位審査会専門委員協議会，平成28年４月21日，大学改革支援・学位授与機構.
吉川裕美子「学位授与制度の概要」
森利枝「単位積み上げ型の学位授与」（修得単位の審査と学修成果・試験の審査）

奈良信雄「省庁大学校の課程認定と学位授与」
宮崎和光「単位積み上げ型の学位授与」（小論文試験の作題と合否判定）
六車正章「短期大学・高等専門学校専攻科の認定」
越光男「短期大学・高等専門学校専攻科に対する特例の適用認定と修了者への学位授与」

平成29年度学位審査会専門委員協議会，平成29年４月20日，大学改革支援・学位授与機構.
吉川裕美子「学位授与制度の概要（全体）」
森利枝「単位積み上げ型の学位授与と審査」
越光男「短期大学・高等専門学校専攻科の認定」
越光男「短期大学・高等専門学校専攻科に対する特例の適用認定と修了者への学位授与」
吉川裕美子「学位授与制度の概要（省庁大学校）」
六車正章　「省庁大学校の課程認定と学位授与」

平成30年度学位審査会専門委員協議会，平成30年４月19日，大学改革支援・学位授与機構.
吉川裕美子「学位授与制度の概要」
森　利枝　「単位積み上げ型の学位授与と審査」
菊池和朗　「専攻科の認定及び特例適用認定と修了者への学位授与」
宮崎和光　「省庁大学校の課程認定と学位授与」

**○　学術論文・学会発表等**

（学術論文等）

山田道夫（2017）「学位授与事業の25年－データから見る成果と課題－」，『大学評価・学位研究』第18号，pp.37-53.

高橋望，森利枝（2018）「学位に付記する専攻分野の名称の多様性の構造－平成27年度調査からみる現状と変動－」，『大学研究』第45号，筑波大学大学研究センター，pp.3-15.

（学会発表等）

宮崎和光（2015）「学位取得者に対するアンケート調査の分析」，電気学会システム研究会，2015年6月20日，東京.

森利枝（2016）「高等教育機関が授与する学位名称に関する世界の動向について」，チューニングによる大学教育のグローバル質保証研究会，2016年9月8日，国立教育政策研究所.

宮崎和光，高橋望，森利枝（2018）「Character-level CNNを用いたディプロマ・ポリシーマッチングテスト」，計測自動制御学会 システム・情報部門学術講演会2018，2018年11月25日．（③イにも記載）

Miyazaki, Kazuteru/Takahashi, Nozomi/Mori, Rie (2019) “Research on Consistency between Diploma Policies and Nomenclature of Major Disciplines: Deep Learning Approach,” 7th International Conference on Information and Education Technology (ICIET 2019), 2019年3月30日．（③イにも記載）

（報告書等）

宮崎和光，毛利尚武，武市正人（2016）『学士学位取得者に対する「１年後・５年後調査」の分析－「学位取得に対する満足度」を中心に－』，大学評価・学位授与機構 研究開発部，2016年2月.

大学改革支援・学位授与機構研究開発部（2019）『修士課程の多様化と学位審査に関する調査研究報告書』，2019年3月.

学位に付記する専攻分野の名称（平成28年11月14日公開）
平成27年度 学位に付記する専攻分野の名称一覧（学士）
http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/meishou/no9_13_H27meishou_bachelor.pdf
平成27年度 学位に付記する専攻分野の名称一覧（修士）
http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/meishou/no9_13_H27meishou_master.pdf
平成27年度 学位に付記する専攻分野の名称一覧（博士）
http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/meishou/no9_13_H27meishou_doctor.pdf
学位に付記する専攻分野の名称（平成29年６月27日公開）
平成28年度 学位に付記する専攻分野の名称一覧（学士・日本語）
http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/meishou/no9_13_H28meishou_bachelor.pdf
平成28年度 学位に付記する専攻分野の名称一覧（修士・日本語）
http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/meishou/no9_13_H28meishou_master.pdf
平成28年度 学位に付記する専攻分野の名称一覧（博士・日本語）
http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/meishou/no9_13_H28meishou_doctor.pdf
平成28年度 学位に付記する専攻分野の名称一覧（学士・英語）
http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/meishou/no9_13_2016data_fuki_Bachelor_English.pdf
平成28年度 学位に付記する専攻分野の名称一覧（修士・英語）
http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/meishou/no9_13_2016data_fuki_Master_English.pdf
平成28年度 学位に付記する専攻分野の名称一覧（博士・英語）
http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/meishou/no9_13_2016data_fuki_Doctor_English.pdf
学位に付記する専攻分野の名称（平成31年２月１日公開）
平成29年度 学位に付記する専攻分野の名称一覧（学士・日本語）
http://www.niad.ac.jp/media/001/201901/no9_13_H29meishou_bachelor.pdf
平成29年度　学位に付記する専攻分野の名称一覧（修士・日本語）
http://www.niad.ac.jp/media/001/201901/no9_13_H29meishou_master.pdf
平成29年度　学位に付記する専攻分野の名称一覧（博士・日本語）
http://www.niad.ac.jp/media/001/201901/no9_13_H29meishou_doctor.pdf
平成29年度　学位に付記する専攻分野の名称一覧（学士・英語）
http://www.niad.ac.jp/media/001/201901/no9_13_2017data_fuki_Bachelor_English.pdf
平成29年度　学位に付記する専攻分野の名称一覧（修士・英語）
http://www.niad.ac.jp/media/001/201901/no9_13_2017data_fuki_Master_English.pdf
平成29年度　学位に付記する専攻分野の名称一覧（博士・英語）
http://www.niad.ac.jp/media/001/201901/no9_13_2017data_fuki_Doctor_English.pdf

## 第３期中期計画－Ⅱ

７　調査研究
（１）大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究
次の調査研究を行い、本中期目標期間中に、各調査研究に係る成果等を公表する。
③　高等教育の質保証の確立に資する調査研究
ア　高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究
質保証を確立するための評価において必要とされる情報の収集・整理・分析・公表等の検討及び教育研究活動に関する指標の開発等、大学等における自己評価及び評価機関等による評価の活用に関する研究を行う。

## 実績・参考データ

大学ポートレートとその基盤情報としての大学情報のデータベースの開発及び運用支援を通じて、高等教育の質保証や大学評価等に有効な情報の活用に関する研究を行った。また、発展性のあるデータベースと情報処理システムの研究、機構の事業に対する情報技術による支援のための技術開発を行った。

### 大学ポートレートのための技術開発

大学ポートレートシステム改良のために次のような各種の技術開発を行った。データ入力（学校基本情報からの大学組織データの生成）のためのツールの開発、トップページのアンケート機能の開発、BI（ビジネスインテリジェンス）機能の高速化（ユニバース紐付け・スケジューリング等）の技術的検討、情報提供機能の開発と運用管理、システム利用履歴の分析、検索機能の問題点の分析とプロトタイプ開発（全文検索システム）、ポートレートWebページ改良のための検討とプロトタイプ開発（スマートフォン、タブレット対応のレスポンシブデザイン）、ポートレートの公表情報から様々な種類のデータを抽出する手法の開発とポートレートシステム一般閲覧者が利用する「お気に入り機能」を融合し複数学部の公表内容を一覧表示するプロトタイプの作成等を実施した。これら成果を大学ポートレートシステムの改良において活用した。

大学ポートレートの活用及び今後の改良に資する次のような技術開発を実施した。分析指標・公表方法及びBIツール有効活用の検討、海外のシステム事例（U-Map等）の調査実施、分析・公表の試作システム（ユーザインタフェース、評価指標例）の開発、社会におけるオープンデータ公開・分析システムの進展を踏まえた様々なウェブサービスの調査とWeb APIシステムの試作、データ活用と人材育成についての検討、大学ポートレート関連機関（国立大学協会等）や大学への説明やデモの実施を行った。また、研究開発の知見を活用し、大学ポートレートリニューアルシステム（大規模改修）及び国際発信版システムの設計開発を評価事業部と協調し実施した。

### 大学情報の活用のための分析ツールの開発

発展性のある大学情報データベースと情報処理システムの研究及び本機構事業に対する情報技術による支援のための技術開発を行った。

大学情報データを用いた分析・可視化方法の基礎的研究として、データの追加・変動に

対処する多変量解析の感度解析、可視化方法の研究を実施した。また、文書（テキスト）情報処理に関して、学位授与事業における科目分類支援システムの開発検討、評価報告書のテキストマイニングや電子化について検討を実施した。大学ポートレートで公表されている文書情報（大学・学部の目的と３ポリシー等）の抽出ツールを開発した。これを利用していくつかの大学（学部）を対象に各大学・学部のディプロマ・ポリシー等の３ポリシー間の整合性を検討するための新たなニューラルネットワーク（Character-level CNN）による分析手法を提案した。

機構事業に対する情報技術による支援方法の企画及び研究開発としては、大学ポートレートシステムの改修及び国際発信版システムの設計開発等の事業への参画に加えて、国立大学法人評価における支援システムの開発（研究業績リストの収集・整理ツールの開発、評価担当委員候補者の整理作業、研究業績評価関連システムの開発）、及び各種の大学情報の提供システム（大学ニュース（RSS/ATOM）、高等教育に関する質保証関係用語集のオンライン版）のシステム開発と管理を実施した。

社会科学系におけるオープンデータとWeb APIの活用に関する教育方法の検討と提案を行った。大学基本情報（国公立大学）提供のためのWeb APIの開発と改良を実施した。これを活用し各大学がプロフィールを把握し相対的位置の確認等により自らを特徴づける評価指標の探索をするための支援システム（XU-Profiler）を設計・開発した。これにユーザ管理機能等を追加した上で大学関係者に提供した。さらにこの支援システムを拡張改良した（対象データの追加拡張、フィルタ機能の多様化と高度化、指標の設定方法の改良、システム応答の高速化等）。また、大学情報と情報技術に関連する人材育成として、機構内の他の部署と連携しこの支援システムを活用する人材育成事業に参画した（若手プロパー職員研修）。また、大学基本情報についてパーソナルなビジネスインテリジェンスツールを利用した大学情報分析ツールを試作開発した。

各大学から収集する大学情報データの信頼度を高めるための方法について、平成28年度のデータ分析集及び入力データ集（平成22～27年度分）の修正依頼等の記録を分析し、法人評価で使用したデータにおける修正依頼・内容の概況のまとめと今後のデータ収集についての提言を行った。

大学の財務情報と質保証情報の連携に関する研究を開始し、財務情報の理解と集積（機構内外に存在する大学財務情報の把握・理解）及び大学財務指標の検討を行った。大学の財務情報に関して多変量解析による分析方法の検討を行い、可視化における注意点を示した。一般的な財務情報の表現方法を大学情報に対応する拡張を検討した。

## 事業への成果の活用、及び主な学術論文・学会発表等

### ○　事業関連説明会・研修会等

（研修会）

国立大学協会大学評価委員会，　平成27年11月19日，学術総合センター.
　武市正人，井田正明「大学ポートレートの概要」

国立大学協会大学評価委員会，平成28年２月24日，KKRホテル東京会議室.
　武市正人，井田正明「大学基本情報の提供について」

国立大学協会大学評価委員会，平成29年１月30日，学術総合センター.
　武市正人，井田正明「大学ポートレートと大学情報の活用について」

国立大学協会大学評価委員会，平成29年12月15日，学士会館.
　井田正明「大学ポートレートについて」

大学ポートレート大学情報活用研究会（第１回），平成28年８月31日，学術総合センター.

大学ポートレート（国際発信版）に関する説明会，平成29年８月28日，一橋講堂.
井田正明「大学ポートレート国際発信－システムについての説明－」

**○　学術論文・学会発表等**

（学術論文等）

宮崎和光，井田正明（2014）「テキストマイニング応用の進展 －学位授与事業における シラバス分類－」『日本知能情報ファジィ学会誌』，Vol.26，No.2，pp.42-50.

Kazuteru Miyazaki, Masaaki Ida (2014) “A Study on the Practial Use of Course Classification Support System in Degree-Awarding of NIAD-UE”, Proceedings of SICE Annual Conference 2014, pp. 928-934.

Masaaki Ida (2015) “First-Order Perturbation of Correspondence Analysis with Multiple Categories”, Proceedings of the International Multiconference of Engineers and Computer Scientists 2015, Vol.2, pp.991-994.

Masaaki Ida (2015) “Correspondence Analysis and Perturbation of Chi-Squared Value”, Proceedings of ICACT2015, the 17th International Conference on Advanced Communication Technology, pp.197-200.

M. Ida, M. Takeichi (2017) “Data Providing Service of Japanese College and University Portraits”, Proceedings of the International Conference on The New Frontiers of Teaching and Learning Quality Assurance in Higher Education, Macao Inst. of Tech. and Asia Pacific Quality Network, 22-24 Nov. 2016, pp.99-106.

井田正明（2017）「大学組織情報の提供と分析」，大学改革支援・学位授与機構高等教育質保証シリーズ『グローバル人材教育とその質保証－高等教育機関の課題』，ぎょうせい，pp.107-114.

水田健輔（2018）「国立大学法人の運営財源と人材育成・養成」,『日本労働研究雑誌』，No.694，pp.48-61.

M. Ida (2018) “Integration of Data Providing and Analyzing System and its Application to Higher Education Institutional Data”, Proceedings of the Fourth International Conference on Fundamentals and Advances in Software Systems Integration, pp.16-19.

K. Miyazaki, M. Ida (2018) “Consistency Assessment between Diploma Policy and Curriculum Policy using Character-level CNN”, Proceedings of SCIS-ISIS2018, 2018 Joint 10th International Conference on Soft Computing and Intelligent Systems and 19th International Symposium on Advanced Intelligent Systems, pp.626-631.

M. Ida (2018) “Consideration on the Variation of Financial Data of Institutions for Canonical Correlation Analysis”, Proceedings of the 21st International Conference on Advanced Communication Technology, pp.569-572.

（学会発表等）

井田正明（2015）「コレスポンデンス分析におけるデータ変動の影響」，FIT2015講演論文集，vol.1，pp.181-182.

井田正明，高萩栄一郎（2015）「社会科学系におけるデータ分析人材の育成－データサイエンティストと財務分析－」，第41回ファジィ・ワークショップ講演論文集，pp.3-4.

井田正明，高萩栄一郎（2016）「社会科学系におけるWeb APIを用いたデータ分析教育」，第26回ソフトサイエンス・ワークショップ講演論文集，pp.30-31.

井田正明（2016）「文書情報の変動による分析結果への影響に関する考察」，第32回ファジィシステムシンポジウム講演論文集，pp.393-394.

井田正明，高萩栄一郎（2016）「社会科学系におけるWeb APIを用いたオープンデータ分析の

教育」，FIT2016講演論文集，Vol.3，pp.489-490.
井田正明，高萩栄一郎（2017）「財務分析とWeb APIを利用したプログラミングの教育」，第27回ソフトサイエンス・ワークショップ講演論文集，日本知能情報ファジィ学会，pp.59-60.
井田正明，高萩栄一郎（2017）「Web API を用いた社会科学系のデータ分析－財務分析を主な対象として－」，日本知能情報ファジィ学会第33 回ファジィシステムシンポジウム講演論文集，pp.667-668.
井田正明，高萩栄一郎（2018）「社会科学系オープンデータとWeb APIを利用したプログラミング教育」，日本知能情報ファジィ学会第28回ソフトサイエンス・ワークショップ講演論文集，pp.65-66.
宮崎和光（2018）「Character-level CNNを用いたテキスト分類に関する一考察」，電気学会システム研究会，電気学会研究会資料，ST-18-017.
井田正明（2018）「高等教育機関に関する公表情報の収集と分析」，第34回ファジィシステムシンポジウム講演論文集，pp.156-158.
宮崎和光，井田正明（2018）「Character-level CNNを用いたディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性判定」，第28回インテリジェント・システム・シンポジウム講演論文集，pp.41-46.
井田正明，高萩栄一郎（2019）「社会科学系のプログラミング教育におけるオープンデータとWeb APIの利用方法」，第29回ソフトサイエンス・ワークショップ講演論文集，pp.44-45.

## 第３期中期計画－Ⅱ

７　調査研究
（１）大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究
次の調査研究を行い、本中期目標期間中に、各調査研究に係る成果等を公表する。
③　高等教育の質保証の確立に資する調査研究
イ　大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究
我が国の大学等における教育研究の質保証に資するため、学位授与に至る教育課程の編成及び学習成果の評価手法等の在り方に関する調査研究を行うとともに、自律的な質保証活動を機能させるための多様な自己評価手法等に関する参照指針とそれに基づく人材育成及び能力開発のためのプログラムの研究開発を進める。

## 実績・参考データ

高等教育の質保証を確立するために、大学等の内部質保証システムも含めて、自律的な質保証システムの構築に向けた検討を行うとともに、質保証のためのさまざまな手法について調査を行った。また、学習成果の評価手法を追究するとともに、３ポリシーの整合性と学位の付記名称の関係に関する研究を行った。

### 大学における民間的手法の実態に関する調査研究

大学の運営に導入された民間的手法・発想の有効性を検証し、民間的手法・発想が機能するための条件を明らかにするために、調査研究を行った。まず、研究を進めるための基礎として、民間的手法・発想に係る政府の高等教育政策に関するレビューを行い、さらにそれを補完するためにテキスト分析等の計量的分析を行った。そして平成29年５月に、それまでの研究成果を学会で報告した。

上記の成果を踏まえ、「民間的手法」の意味をより具体的に明らかにするためにさらに研究を進めた。まず、民間的手法のひとつであるTQM (Total Quality Management)の考え方と共通点が多い「大学教育の内部質保証システム」に基づき、市場競争的な環境に置かれている専門学校等の教育機関を分析した。その結果、運営が比較的順調な組織では、教育及び経営の２つのPDCAサイクル及び両者をつなぐ結節点が存在していることが確認された。この結果を分析枠組とした上で、民間的手法の観点から大学の運営の構造を明らかにするために、複数の大学を調査対象として分析を行った。その結果、大学の運営においても、２つのPDCAサイクルと結節点が存在していることが確認された。その上で、大学において民間的手法が適用しうるのか、またその成立条件とは何かという点について考察を行った。最終的に平成30年３月に、上記の一連の研究結果を報告書としてとりまとめた。

### 質保証人材の能力開発プログラムの開発･提供

国立大学の幹部教職員を主たる対象にした内部質保証研修プログラムを開発し、それに基づいた研修を平成26年度に試行的に実施し、それによって開発へのフィードバックを得た。内部質保証に不可欠なプログラム・レビューを大学の教育現場で実効的に実施するための手段として、教育プログラムの担当者の能力向上のために「プログラム・レビューの

チェックリスト（仮題）」案並びに「プログラム・レビューのツールボックス」を作成した。さらに、内部質保証に関する実務者向けの教材を開発し、機構内並びに大学で研修に使用した。さらに、一般の大学教職員を対象として想定した大学評価入門書『機構の大学評価早わかり』（仮題）の作成を進めた。

Evaluability Assessment手法に関して、指標デザインと妥当性の検証方法の開発を目的に、研究会を組織してその開発を進めた。指標の妥当性と信頼性に係るチェックリストを開発した。これに基づいて、自己評価力向上のためのワークショップを平成26年度以降７回開催した。それを通じて、教材となる事例を収集し、またファシリテーション手法の開発を進めた。

## 教育成果に係る指標のチェックリストの開発

教育成果に係る指標のチェックリストの作成と有用性の検討を行った。また、スーパーグローバル大学創成支援事業の構想調書に大学が記載を求められた指標を題材に、国立、私立大学の複数の事業担当者に依頼して、チェックリストを用いて指標の妥当性に関するWEBアンケート調査を実施した。統計的に分析した結果、チェックリストの有用性が確認された。さらに、大学が独自で設定した指標と申請書で既に設定されている指標との間での妥当性評定値の差や、アンケート自由記述欄の分析を通して、大学の指標に対する認識に関する特性が明らかとなった。これらの研究成果を学会及び学術誌において公表した。

## 評価書分析による内部質保証の認識に関する研究

大学が内部質保証をいかに捉え、また大学間でその認識にいかなる差異があるかを把握して、大学の内部質保証システムの構築を支援するため、基礎データの把握をめざした。大学の自己評価書を素材にテキストマイニング手法や多変量解析によって、内部質保証に関する指標やエビデンスを抽出・分析し、研究の成果を学会等で発表した。

## 学習成果の評価手法の検討

特定の教科分野において、教科内容に即していかに具体的に学習成果を設定し、かつ個々の学習成果に適した教授学習法、評価法をいかに構想するかについて、歴史学を対象に、外部の研究協力者とともに研究会を４回開催して検討した。また、研究成果の一部を国際会合で発表し、各国の状況を踏まえたフィードバックを得た。「日中韓三国協力事務局」主宰の共同研究に参加し、成果をレポートにまとめた。これに関連して、ドイツの大学における内部質保証制度を調査した。

## ３ポリシーの整合性と学位の付記名称の関係に関する研究

平成29年度より、学位に付記する専攻分野の名称と、３ポリシーのうち学位に付記する専攻分野の名称との親和性が最も高く期待できるディプロマ・ポリシーの間の整合性に関する調査研究を開始した。付記名称とディプロマ・ポリシーを独立に与えるという手法を採り、オンラインでのアンケート調査及びコンピュータによる機械学習の手法を用いたマ

ッチング能の検証を行い、二者間の整合に関する実証研究を行った。これらの成果は研究開発部教員らが連名で学会及びシンポジウムで発表し、また機構外の雑誌に論文を掲載した。

## 事業への成果の活用、及び主な学術論文・学会発表等

### ○　事業関連説明会・研修等

（研修会）

大学教育の質保証研修，平成26年11月26日，筑波大学.

Evaluability Assessmentワークショップ

第１回 平成27年１月29日，大学評価・学位授与機構

第２回 平成27年９月２日，大学評価・学位授与機構

第３回 平成27年11月20日，旭川医科大学

第４回 平成28年１月28-29日，大学評価・学位授与機構

第５回 平成28年11月30日，学術総合センター

第６回 平成28年12月16日，学術総合センター

第７回 平成29年３月29日，学術総合センター

奈良女子大学研修会，平成30年３月15日，奈良女子大学.

竹中亨「内部質保証体制の構築に向けて」

大学改革支援・学位授与機構職員研修，平成30年3月19日，大学改革支援・学位授与機構.

竹中亨「大学の現場から見た内部質保証」

九州工業大学管理職研修，平成30年７月23日，九州工業大学.

竹中亨「内部質保証体制の構築に向けて」

### ○　研究会等

（研究会）

大学への民間的発想・手法導入の有効性の検証と自律的活用のための指針の開発研究チームMTG，学術総合センター1105 会議室.

第１回　平成 28 年４月６日，第２回　平成 28 年７月 11 日.

次世代歴史教育研究会，大阪大学文学研究科.

第１回　平成29年８月19日，第２回　平成29年９月11日，第３回　平成30年３月10日，第４回　平成31年３月22日.

### ○　学術論文・学会発表等

（学術論文等）

渋井進，浅野茂，橋本貴充，小野宏，小野達也，山﨑その，田中弥生（2017)「自己評価力向上支援のための評価指標設定に関するチェックリストの開発」，『大学評価・学位研究』18号，pp.21-36.

森利枝（2016)「４章１節・大学のダッシュボードを作る」，「４章３節・SWOT分析」，小林雅之・山田礼子編『大学のIR：意思決定支援のための情報収集と分析』，慶應義塾大学出版会，pp. 45-55，pp. 62-69.

山本進一（2018)「我が国へのURAの導入―その経緯、活動と課題」，『大学評価・学位研究』20，pp.1-12.

山本進一（2019)「大学マネージメントと産学連携」，『産学連携学』15-(1)，pp1-7.

（学会発表等）

渋井進，田中弥生（2016）「大学評価支援へ向けた指標設定のチェックリストの開発」，日本評価学会春季第13回全国大会，2016年5月28日.

渋井進，高橋望（2016）「教育の内部質保証システムに対する大学の認識の多様性」，電子情報通信学会HCGシンポジウム，2016年12月7日.

Susumu SHIBUI, Nozomi TAKAHASHI (2017) “Visualization of Indicators for Measuring the Internal Quality Assurance System in Japanese Universities”, The 15th Hawaii International Conference on Education (2017年1月5日).

Susumu SHIBUI, Nozomi TAKAHASHI (2017) “An Exploratory Data Analysis of the Indicators and Evidence for Measuring the Internal Quality Assurance System”, INQAAHE Conference 2017 (2017年2月28日).

渋井進（2017）「大学評価と指標・エビデンス」，九州地区大学IR機構勉強会，2017年2月17日.

田中弥生，飯間敏弘（2017）「大学政策における民間的手法の意味と断層」，日本評価学会春季第14回大会，Proceedings，pp.111-116，20175月20日，JICA地球ひろば.

宮崎和光，森利枝，高橋望（2017）「ディプロマ・ポリシーと学位に付記する専攻分野の名称の整合性に関する研究－深層学習による接近－」，2017年12月8日，電気学会システム研究会，電気学会研究会資料，ST 2017(74-78)，pp.23-28.

宮崎和光，高橋望，森利枝（2018）「学習機能を利用したディプロマ・ポリシーマッチングテストの性能改善」，第45回知能システムシンポジウム，2018年3月7日.

Toru TAKENAKA (2018) “Competence-based learning outcome: More effective QA and More International Harmonization”, APQN Annual Meeting, Nagpur, 2018年3月23日.

山本進一（2018）「第III期法人評価に向けてー　地方農学系学部の機能強化と将来構想」，三重大学生物資源学研究科FD講演会，2018年6月25日.

山本進一（2018）「大学マネージメントと研究戦略」，群馬大学研究戦略講演会，2018年7月3日.

山本進一（2018）「研究大学コンソーシアムの活動について」，第２回研究大学コンソーシアムシンポジウム「研究大学の戦略立案について　～国際化と研究IRを例として～」，2018年10月25日.

宮崎和光，高橋望，森利枝（2018）「Character-level CNNを用いたディプロマ・ポリシーマッチングテスト」，計測自動制御学会 システム・情報部門学術講演会　2018，2018年11月25日.

山本進一（2019）「我が国へのURAの導入　―その経緯、活動と課題―」，九州大学主催カンファレンス「リサーチ・アドミニストレーションの課題とこれから　～米・欧・豪のURAの経験に学ぶ～」，2019年3月19日

Kazuteru MIYAZAKI, Nozomi TAKAHASHI, Rie MORI (2019) ”Research on Consistency between Diploma Policies and Nomenclature of Major Disciplines: Deep Learning Approach,” 7th International Conference on Information and Education Technology（ICIET 2019)，2019年3月30日.

（報告書等）

大学改革支援・学位授与機構研究成果および平成27～29年度科学研究費補助金研究成果報告書（2018）『大学への民間的発想・手法導入の有効性の検証と自律的活用のための指針の開発』，140頁．https://www.niad.ac.jp/publication/tyousa/project.html

## 第３期中期計画－Ⅱ

７　調査研究
（１）大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究
次の調査研究を行い、本中期目標期間中に、各調査研究に係る成果等を公表する。
③　高等教育の質保証の確立に資する調査研究
ウ　高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究
質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みを検討する。

## 実績・参考データ

質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みの検討を行った。

### 東アジアにおける国際的な共同教育プログラムの質保証手法の開発

平成26年度から平成28年度にかけて、研究開発部と評価事業部国際課が協働して調査研究を行い、東アジアにおける国際的な共同教育プログラムの質を保証するための手法の開発を行った。この調査研究では国内の大学及び、共同教育プログラムのパートナーである東アジア各国（東南アジアを含む）の大学及び質保証団体に対するヒアリングを基に、実践的な質保証ツールとして使用できるチェックリスト及び手引き書を開発した。この調査の成果は質保証団体の国際的な会合や、比較教育の国際学会等で数次にわたって公表し、報告書にまとめた。

このほか、アジア圏内の質保証団体の国際会議での招待講演及びパネルディスカッションにおいても、研究成果を公表した。

### 国際的な共同学位プログラムの質保証の在り方の検討

平成26年度より、アジア地域の各国での高等教育政策における共同学位プログラムの取扱いに関して情報の収集と分析を行い、特に、タイ王国、フィリピン共和国、香港における政策と運用について詳細に調査を行いその成果を国内外に発表した。これと並行して国際的な共同学位プログラムの質保証の検討に資するため、各国の高等教育機関の認可、アクレディテーション及び政策的評価等に関する情報の収集と分析、我が国の現状との比較検討を遂行し、その成果を国内の学術誌及び国際学会において公表した。

また、平成29年度より、東アジアにおける国際的な共同教育プログラムについて開発した質保証手法に基づき、東アジアに限らず国際的な共同教育プログラムの実施における内部質保証での使用を想定したチェックリストの開発を進めた。その成果は、アジア圏内の質保証団体連合の年次会議での口頭発表を通じて公表する一方、これを広範囲に適用させるため、外国の質保証機関へのアンケート調査を行って、分析を行った。また、国際共同教育プログラムに関わる情報提供と意見交換を行うため、Webinarを開催した。

## 学生移動に伴い国内外の高等教育機関に必要な情報提供の在り方の検討

平成26年度より、研究開発部と評価事業部国際課が協働で、国を越えて移動する学生の受入れと送り出しを高等教育機関が行う際に必要とされる情報と、情報提供を組織的に行う機関の在り方について検討するために、国内全大学と海外関係機関を対象にした、外国での学習履歴の認証の実態とニーズに関する調査とその分析を継続した。また当該テーマに関する公開研究会を開催し、諸外国のケースに関する講演、ワークショップ、テーマ別討論などを通じて知見の獲得とネットワークの確立に努めた。これらの成果は国内外での学会、研究会、国際会議、講演などを通じて公表し、報告書にまとめた。

また、平成29年度からは、学習履歴の同等性の問題に関し、諸外国における国家資格枠組み（NQF）の近年の動向についてフランスのNQFを中心に調査研究を開始した。この成果は国内外の学会、講演、学会誌掲載の論文などを通じて広く公表した。また、ユネスコ主催の国家資格枠組みに関する国際会議において、我が国の高等教育資格と学術資格の接続に関し事例発表を行った。さらに、ユネスコの2019 GEM Report - Migration, displacement and educationにレポートを執筆した。

## 韓国及び東アジア圏内の学位と単位の相互認証に関する調査研究

平成26年度から27年度にかけて、韓国における外国での学業資格の認定のためのナショナル・インフォメーション・センター（NIC）の設立に向けた動向について調査し、我が国における状況との比較検討を行った。この成果は招聘講師による講演、報告書、国内外での研究会を通じて公表した。

このほか、我が国における国際的な学位と単位の認証に係る現状と課題に関する調査結果を、国際会議での招待講演及びパネルディスカッションにおいて公表した。

## 高等教育の国際的な質保証と国際的人材交流に関する研究

平成27年度には、人材の国際的交流に関連する我が国の高等教育の質保証の枠組みの有効性と課題について分析するとともに、高等教育の質保証を中心とした人材の質の捉え方に関する国際的な動向について、国際機関、EU、ASEAN等によるワーキングペーパー、レポート、提言書、サーベイデータ等に基づく動向分析を行い、これらの成果を研究会で発表した。

## 機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査

外国での学習履歴を持つ学習者からの照会に対して、機構の学士の学位授与制度への申請資格の有無について調査し、学位審査課を通じて本人に結果を通知した。平成26年度から平成30年度までに18件（中国８件、台湾１件、韓国１件、オーストラリア２件、インドネシア１件、アメリカ３件、イタリア１件、英国１件）の照会を受けて、外国における学校教育の課程の修了状況及び当該教育機関の正統性に関する調査を行った。このうち、中国の高等教育機関修了者の申請資格については、中国高等教育研究の専門家である研究開発部客員教授にも調査を依頼し、また、インドネシアの短期高等教育機関修了者について

は同国の研究・技術・高等教育省課長ほか高等教育関係者の助言を得て、申請資格の有無と基礎資格を有する者の区分（日本の大学等で学修する年数と修得単位数）を慎重に確認して、最終的な判断を下した。（再掲）

## 事業への成果の活用、及び主な学術論文・学会発表等

### ○　研究会等

（研究会）

国際的な共同教育プログラムの質保証に関する研究会，平成27年２月27日，学術総合センター.

「国境を越える学生の学修履修の取扱い」に関する公開研究会，平成27年11月11日，TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター.

### ○　学術論文・学会発表等

（学術論文等）

井福竜太郎，秦絵里（2015）「『外国での学習履歴の審査』および『海外で修得した単位の認定』に関する実態調査」，ウェブマガジン『留学交流』Vol. 47，2015年2月号，（独）日本学生支援機構。

森利枝（2015）「アメリカにおける学習成果重視政策議論のインパクト」，深堀總子編『アウトカムに基づく大学教育の質保証－チューニングとアセスメントに見る世界の動向』，pp.235-250，東信堂.

森利枝（2016）「米国のアクレディテーションの動向」，『ＩＤＥ現代の高等教育』No.583，2016年 8-9月号，pp.45-49.

森利枝（2016）「米国のIRとAIR」，『ＩＤＥ現代の高等教育』No.586，2016年12月号，pp.55-60.

Sounghee KIM, Kiyoko SAITO (2017) “Developing and Verifying a Checklist for Internal Quality Assurance of International Collaborative Programs in Asia”, Proceedings paper of APQN Conference 2017.

齋藤聖子（2017）「グローバル人材育成の質保証 」，『グローバル人材教育とその質保証』，第二部第３節，pp. 142-151，ぎょうせい.

野田文香（2017）「フランスの高等教育における分野別コンピテンス育成をめぐる国家資格枠組み（NQF）の役割と機能」，『大学教育学会誌』39(2)，pp.76-84.

野田文香（2017）「フランスの高等教育における質保証制度改革」，『大学マネジメント』13(2)，pp.31-37.

森利枝（2018）「フィリピンの高等教育政策と国際通用性－2013年基礎教育拡大法のインパクト－」，『大学評価・学位研究』19号，pp.57-66.

Mori, Rie (2018) “Higher Education Possibilities for and Constraints on International Students in Japan,” *Background paper prepared for the 2019 Global Education Monitoring Report*, UNESCO, pp. 1-23.

Saito, Kiyoko (2018) “Expert Qualifications in Japan: The Role of Higher Education,” *International Journal of Higher Education*, 7-(3), pp.183-196.

金性希（2019）「2040년을 바라 본 일본의 고등교육 미래상 구축과 대학개혁（2040年に向けた日本の高等教育の未来像構築と大学改革）」，『대학교육（大学教育）』203，pp. 118-123.

（学会発表等）

Rie MORI (2014) "Development of Japanese QA System and NIAD-UE's Evaluation", The 2nd HKCAAVQ/NIAD-UE Joint Workshop, September 29th, 2014, The Hong Kong Council for Accreditation of Academic and Vocational Qualifications, Hong Kong.

Rie MORI (2015) "Cross Boarder Higher Education and Ensuring Issues of Quality Assurance in Japan", February 11th, 2015, Korea University Higher Education Policy Research Institute, Seoul, Korea.

Sounghee KIM (2015) "A Study on International Collaborative Programs between Japan and Asian Countries: Importance of Deveoping a Checklist", INHQAAHE Conference 2015, April 2nd, 2015, The Drake Hotel, Chicago, IL.

Rie MORI (2015) "Student Mobility and Credential Recognition in Japanese Universities", International Symposium on University Internationalization, April 28th 2015, Southwest Jiaotong University, China.

Sounghee KIM (2015) "Towards the development of a checklist for international collaborative programs between Japan and Asian Countries", ASEAN Plus Three QA Expert Meeting, September 3rd, Manila, Philippines.

齋藤聖子（2015)「世界でおきる高等教育質保証の変革」，JICAセミナー，2015年11月17日，JICA研究所.

Sounghee KIM (2016) "Internal quality assurance of international collaborative programs: A checklist based on research on cases between Japanese and Asian Universities", CIES 2016, March 7th, 2016, Vancouver, Canada.

Kiyoko SAITO (2016) "The New Role of Accreditation", IIAI AAI 2016, 5th International Congress on Advanced Applied Informatics, International Institute of Applied Informatics, July 12th, 2016, Kumamoto City International Center.

Rie MORI (2016) "Development of Qualification-Recognition Mechanisms in East Asian Higher Education Systems"（日本教育社会学会第68回大会，2016年9月17日，名古屋大学).

森利枝，吉川裕美子（2017)「日本におけるFCEおよびNICの需要と展望」，外国学歴・資格認証（FCE）にかかわるセミナー＆ワークショップ，2017年1月25日，東洋大学.

Kiyoko SAITO, Sounghee KIM (2017) "Maturity Level of Quality Assurance for Cross Border Higher Education in Japan", CIES 2017, Comparative and International Education Society, March 7th, 2017, Atlanta, Georgia.

Rie MORI (2017) "Quality Assurance of Higher Education in Japan: In Search of Sustainable Practices", AUN-QA International Conference 2017, Universiti Kebangsaan Malaysia, March 28th, 2017.

Ayaka NODA, (2017) "Quality Assurance of Japanese Higher Education: Trends and Challenges" (台日高等教育改革フォーラム，台湾教育部，2017年5月5日，台湾大学).

Sounghee KIM, Kiyoko SAITO (2017) "Developing and Verifying a Checklist for Internal Quality Assurance of International Collaborative Programs in Asia", Asia Pacific Quality Network Conference, Moscow, Russia, May 26, 2017.

野田文香（2017)「フランス高等教育における分野別コンピテンス基盤型アプローチー国家資格枠組み（NQF）の取組からー」，日本高等教育学会第20回大会，2017年5月27日，東北大学.

Rie MORI (2017) "Development of Quality Assurance of Higher Education in Japan: Inside and Outside the National Framework", International Conference on Higher Education Quality Assurance in East Asia, University Town Center, Guangzhou, China,

August 26, 2017
森利枝（2017）「日本における外国学習履歴の情報提供について」，IDE大学セミナー「大学のグローバルな高大接続戦略」，2017年9月9日，九州大学.
Sounghee KIM, Kiyoko SAITO (2017) “A Case Study of Checklist for Internal Quality Assurance of International Collaborative Programs in Japan”, AQAN Seminar, Champasak Province, LAO PDR, September 25, 2017
Ayaka NODA, Susumu SHIBUI (2017). “Quality Assurance in University Student Learning”, The Asian Conference on Education 2017, Kobe Art Center. Kobe, October 19, 2017.
森利枝（2017）「日本におけるFCEの需要」，東洋大学スーパーグローバル大学創成事業セミナー，2017年12月7日，東洋大学.
野田文香（2017）「コンピテンスを基盤とした国家資格枠組み（NQF)に関する考察」，日本高等教育学会研究交流集会，平成29年12月17日，筑波大学.
Rie MORI (2019) “UNESCO Global Convention and Establishment of an NIC in Japan,” *15th INQAAHE Biennial Conference 2019*, March 27, 2019, Colombo, Sri Lanka.
森利枝（2018）「留学生交流の質保証と情報インフラ――学修履歴・資格の相互認定／各国での情報公開の深化」，地域科学研究会高等教育情報センター・高等教育セミナー，2018年12月20日，日本教育会館.
Rie MORI (2018) “Reporting a Case of Absence,” *UNESCO’s Asia-Pacific Expert Meeting: Implementing National Qualification Frameworks (NQF) at Programme Level*, August 24, 2018, Bangkok, Thailand.
齋藤聖子，金性希（2018）「国際共同教育プログラムにおける課題」，グローバル人材教育学会，2018年10月21日，名城大学.
齋藤聖子（2018）「ローカルコミュニティにおけるグローバル教育」，グローバル人材教育学会，2018年10月21日，名城大学.
Sounghee KIM, Susumu SHIBUI, Ayaka NODA, Takanori SAITO, (2019) “Assessment of Learning Outcomes and Internal Quality Assurance Building in Higher Education in Japan and Taiwan: The Role of External Quality Assurance Agencies and Universities,” *15th INQAAHE Biennial Conference 2019*, March 27, 2019, Poster presentation, Colombo, Sri Lanka.
Sounghee KIM, Yejin OH, Shinichi CHO, Jiyoung SEO (2019) “External and Internal Quality Assurance Systems in Higher Education: A Comparative Study Between NIAD-QE in Japan and KUAI in Korea,” *15th APQN Annual Academic Conference 2019*, March 29, 2019, Paper presention, Colombo, Sri Lanka.

（報告書等）
高長完，森利枝編訳（2015）『韓国における学業資格認定のためのNICの設置について』，大学評価・学位授与機構研究開発部，50頁.
http://www-old.niad.ac.jp/n_shuppan/project/__icsFiles/afieldfile/2015/07/14/no09_nr15-1-0714.pdf
大学評価・学位授与機構（2016）『 東アジアにおける国際連携･共同教育プログラムにおける質保証の在り方に関する調査 』，176頁.
http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/project/__icsFiles/afieldfile/2016/03/25/no09_nr16-0325report.pdf
大学評価・学位授与機構（2016）『学生移動（モビリティ）に伴い国内外の高等教育機関に必要とされる情報提供事業の在り方に関する調査報告書』，226頁.

http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/publish/rsc/no17_mobility_report_full.pdf
大学改革支援・学位授与機構研究成果報告書『国際共同教育プログラムにおける質保証の在り方』2019年，161頁.

## 第３期中期計画－Ⅱ

７　調査研究
（２）調査研究の成果の活用及び評価
（１）で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、毎年度、４回以上、シンポジウム及び研究会等を開催することにより、調査研究の成果の普及を図る。
①　機構の事業への調査研究の成果の活用
大学評価及び学位授与の各事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて、評価手法の開発、新たな学位審査方式の導入等の事業の改善に活用する。また、その状況を、調査研究と事業を一体的に捉えた成果の活用状況として公表する。

## 実績・参考データ

研究開発部が中心となり事業担当部課と連携して実施し、その成果を直接、各事業に反映させた調査研究課題、及び成果を事業の改善に活用した事業の実施結果に対する実践的研究として、以下の事例が挙げられる。

### ①　大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

《我が国の大学評価システムの新たな在り方の検討に資する調査研究（第二期国立大学法人評価における学系別参考例の開発）》
調査研究で開発した学系別の「参考例」は、平成28 年度に機構が実施した「国立大学法人および大学共同利用機関法人における教育研究の状況についての評価」における学部・研究科等ごとの教育・研究水準の評価（「現況分析」）において、評価者のための資料として用いられ、評価者研修会でその内容を説明するともに、資料として配布された。また、ウェブサイトにて公表することにより、評価を受ける大学側も参照できるようにした。その結果、上記評価後のアンケート調査では、評価者の81%、大学の学部・研究科の66%が、「参考例」を参照したことが示された。

《大学教育における分野別質保証の在り方に関する調査研究》
本調査によって得られた国内外の分野別質保証についての情報を踏まえて、第三サイクル認証評価の設計が行われており、日本の分野別質保証の実施状況や認識の現状を踏まえて、分野別質保証を内部質保証として学内で行うことを重視した認証評価基準にするとともに、学外の分野別第三者評価機関による評価を受けている場合の結果情報等の活用方策を検討した。

《内部質保証システムの在り方、ならびに内部質保証システムを中心とする機関別認証評価の在り方に関する調査研究》
調査研究事業で開発した「教育の内部質保証に関するガイドライン」を踏まえて、第三サイクルの認証評価において、内部質保証を重視した評価基準の策定が行われた。また、本ガイドラインに基づくワークショップを評価事業部とともに２回開催し、内部質保証の考え方を大学と共有した。

《第二期国立大学法人評価の検証と第三期のあり方に関する調査研究》

国立大学法人評価の検証結果について、平成30年３月に報告書を公表するとともに、同年２月には「中期目標期間における教育研究の状況の評価に係る意見交換会」を開催して検証結果の内容を大学に対して説明した。また、検証結果について国立大学教育研究評価委員会においても報告しており、第三期法人評価を設計するための検討材料となっている。

《機構の実施する評価の有効性に関する検証》

機構で実施した大学機関別認証評価、高等専門学校認証評価、及び法科大学院認証評価、並びに選択評価について、毎年、評価事業部と研究開発部が協働して、対象校及び評価担当者に対してアンケート調査を実施しており、得られた内容については、今後の対応方針を評価事業部とともに検討している。

《認証評価における重要テーマの分析》

「単位制度の実質化」等のいくつかのテーマについて分析を行った結果を、第三サイクルの認証評価における評価基準や留意点の策定において参考にした。

### ②　学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

《学位授与における新たな単位累積加算の在り方の検討》

平成27年度の特例適用専攻科修了見込み者から適用されることになった、学士の学位授与における新たな審査方式（特例）の実施にあたって、研究開発部と学位審査課で協働して円滑な事業実施の方策を検討し、説明会を開催して周知を図った。さらに、新たな審査方式による申請と審査に関する説明書をとりまとめるとともに、審査のためのオンラインシステムを設計し、これらを用いて審査の実施を支援するなど、調査研究の成果を機構の学位授与事業に活かした。

平成28年度からは、特例適用専攻科修了見込み者の「学修総まとめ科目の履修に関する審査」の結果、専門委員が付した各申請者に対するコメントと、特例適用専攻科に対する学修総まとめ科目の実施状況に関するコメントを分析し、分析結果から特例適用専攻科に共通する問題点と、個別に早急に改善を要する問題点等を抽出して、早急に改善を要する問題点については、各専門委員会・部会及び学位審査会の審議を経て、当該特例適用専攻科に毎年８月下旬に通知した。

また、単位積み上げ型の学士の学位授与に関して、従来の審査方式（通例）の申請者が学修成果（レポート）を作成する際に留意すべき倫理的配慮について研究開発部で検討し、各専門委員会・部会及び学位審査会の審議を経て、学位授与申請の手引きである「新しい学士への途」に掲載した。

《機構の学位取得者への調査と学位授与事業の検証》

単位積み上げ型による学士の学位取得者（４月期、10月期）を対象に、従来の審査方式（通例）と新たな審査方式（特例）の双方について学位取得直後のアンケート調査を研究開発部と学位審査課が協働して実施し、その結果を分析して学位授与事業に反映させるべき事項を抽出した。これらの検討とともに、学位審査会専門委員会の退任委員への自由記述によるアンケートを実施し、回答を整理した結果を研究開発部と学位審査課で検討し、学位授与事業の改善に活かした。また、放送大学と共同で「大学改革支援・学位授与機構で学士の学位をめざす方への説明会」を開催し、参加者からの個別相談にも応じて、機構の学位授与制度を広く知らせることに努めた。

《機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査》

外国での学習履歴を持つ学習者からの照会に対して、機構の学士の学位授与制度への申請資格の有無について調査し、学位審査課を通じて本人に結果を通知した。平成26年度から平成30年度までに18件（中国８件、台湾１件、韓国１件、オーストラリア２件、インドネシア１件、アメリカ３件、イタリア１件、英国１件）の照会を受けて、外国における学校教育の課程の修了状況及び当該教育機関の正統性に関する調査を行った。このうち、中国の高等教育機関修了者の申請資格については、中国高等教育研究の専門家である研究開発部客員教授にも調査を依頼し、また、インドネシアの短期高等教育機関修了者については同国の研究・技術・高等教育省課長ほか高等教育関係者の助言を得て、申請資格の有無と基礎資格を有する者の区分（日本の大学等で学修する年数と修得単位数）を慎重に確認して、最終的な判断を下した。

### ③　高等教育の質保証の確立に資する調査研究

《大学ポートレートのための技術開発》

大学ポートレートシステム改良のために以下の各種の技術開発を行い、大学ポートレートセンター事務室と連携して、大学ポートレートシステムの改良（設計・開発）に直接的に反映させた。

データ入力支援（学校基本情報からの大学組織データの生成）ためのツールの開発

トップページのアンケート機能の開発、情報提供機能（大学ニュース：RSS/ATOM）の開発

システム利用履歴の分析、検索機能の問題点の分析とプロトタイプ開発（全文検索システム試作）

ポートレートWebページ改良（レスポンシブデザイン）のための検討とプロトタイプ開発

大学ポートレートシステムの公表情報から種々のデータを抽出する手法（スクレイピング）の開発

大学ポートレートシステムの一般閲覧者が利用するお気に入り機能と融合させ複数学部の公表内容を一覧表示するプロトタイプの作成

大学ポートレートのリニューアルシステム（大規模改修）及び国際発信版システムの設計開発

《大学情報の活用のための分析ツールの開発》

大学情報の活用を促進するための評価指標探索支援システムを開発し、総務企画課と連携して機構内の研修で試用するとともに、機能を追加開発した上で、大学ポートレートセンター事務室と連携して大学関係者に提供した。評価支援課と連携し、各大学から収集する大学情報データの信頼度を高めるための方法についての検討と今後のデータ収集についての提言を行った。評価企画課と連携し、質保証ポータルサイトの開発環境の整備とプロトタイプシステムの作成を行った。情報支援ツール（国立大学法人評価における研究業績リストの収集・整理ツール、評価担当委員候補者の整理作業等）の開発を行った。また今後の国立大学法人評価における支援システムの開発事業に参画した。さらに、日本の教育情報発信ウェブサイトの開発事業に参画した。高等教育に関する質保証関係「用語集」のオンライン版の開発とシステム管理を行った。

《質保証人材の能力開発プログラムの開発･提供》

国立大学の幹部教職員を主対象にした内部質保証研修プログラム、及び実務者向けの教材の開発を進め、成果としてそれぞれの教材を作成し、それに基づいた研修を実施した。さらに、機構からの出講による同様の研修を大学で行った。Evaluability Assessment 手法の研究を進め、成果として、指標の妥当性と信頼性に係るチェックリストを開発し、それに基づいてワークショップを７回開催した。また、質保証に関する関連する知見を生かして、大学での研修を行う一方、質保証人材の育成に向けて教材開発に着手した。

## 第３期中期計画－Ⅱ

７　調査研究
（２）調査研究の成果の活用及び評価
（１）で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、毎年度、４回以上、シンポジウム及び研究会等を開催することにより、調査研究の成果の普及を図る。
②　社会への調査研究の成果の提供
質保証のための評価システムに関する研究成果、学位授与の要件等の学位システムに関する研究成果及び国際通用性のある質保証に係る研究成果等を、社会及び高等教育関係者へ参照情報として提供する。また、定期的に開催する大学質保証フォーラム等を通じて、これらの成果の普及を図る。

## 実績・参考データ

調査研究の成果のうちで、社会及び高等教育関係者への参照情報として提供したものには、以下のような事例が挙げられる。

### ①　大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

《我が国の大学評価システムの新たな在り方の検討に資する調査研究（第二期国立大学法人評価における学系別参考例の開発）》
調査研究で開発した「参考例」はウェブサイトで公表することで、高等教育関係者や社会に提供している。また、その内容の一部は、京都大学で開催された人文学・社会科学の評価の在り方に関するシンポジウムでの基調講演、及び京都大学出版会から出版された書籍の章を通じて広く情報を提供した。

《大学教育における分野別質保証の在り方に関する調査研究》
文部科学省先導的大学改革推進委託事業により本調査研究を行い、報告書３冊を機構や文部科学省のウェブサイトにて広く公表した。また、この内容について学会発表を複数回行うとともに、英国の事例について高等教育関係者が読者である雑誌に論文を公表した。

《内部質保証システムの在り方、ならびに内部質保証システムを中心とする機関別認証評価の在り方に関する調査研究》
内部質保証について「教育の内部質保証に関するガイドライン」をウェブサイトで公表するとともに、高等教育関係者が読者である雑誌と学会等において発表し、広く社会に情報を提供した。

《第二期国立大学法人評価の検証と第三期のあり方に関する調査研究》
国立大学法人評価の検証についての報告書をウェブサイトにて公表し、法人評価が実際にどのように行われ、大学や評価者から適切なものと受け止められているのかが社会からも分かるような情報を提供した。また、その内容を平成30年度に学会発表した。

《機構の実施する評価の有効性に関する検証》
各種の認証評価に関する検証報告書を毎年公表しており、認証評価の有効性が分かる情

報を社会に提供した。また、その内容を踏まえた論文を『大学評価・学位研究』等に発表した。

《認証評価における重要テーマの分析》

現在の高等教育の質保証における重要テーマの一つである単位の質保証、学習成果、学生支援について、論文を『大学評価・学位研究』等に発表し、高等教育関係者が参照できる情報を提供した。

### ②　学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

《学位の構造・機能と学位制度の理論的基底に関する研究》

「高等教育レベルの職業教育と学位に関する７か国比較研究」を実施し、アメリカ、ヨーロッパ、東アジアの７か国における高等教育システムと職業教育との関係について、制度的、社会的、政策的側面から分析した。高等教育（学士課程）レベルの職業教育が学位の取得に結びつき、その学位が国際的な通用性を確保するためには、学位授与権を有する高等教育機関の要件、学修・教育の内容と水準の質的保証を含めて、高等教育システムの構造と職業教育の位置づけに関する批判的な検討が必要であるとの観点から国際比較研究を行い、その成果をまとめて機構の研究報告（報告書）及び学会発表により公表した。調査の過程で得られた情報等を、我が国の高等教育政策に関わる関係者に提供した。

《学位に付記する専攻分野の名称に関する調査》

我が国の大学において授与されている学位に付記する専攻分野の名称に関して、研究開発部と学位審査課が協働して、全国の国公私立大学を対象にオンライン調査を継続的に実施した。各年度の調査結果に基づき、日本語での付記名称と英語による学位の表記に関して整理した結果を、ウェブサイト上に公表して機構外からの閲覧に供した。

### ③　高等教育の質保証の確立に資する調査研究

《大学ポートレートのための技術開発》

システムの設計開発事業に参画し、大学ポートレートの国際発信版のウェブサイトが平成30年10月から、大学ポートレートのリニューアル版が平成31年４月から一般公開された。

《大学情報の活用のための分析ツールの開発》

大学情報のテキスト分析による情報活用ツールの研究開発として、大学ポートレートで公表されている各大学・学部のディプロマ・ポリシー等の３ポリシー間の整合性を検討するための新たな分析手法を提案した。また、大学基本情報や財務情報を用いたデータ分析方法と分析システムの検討を行った。これらの成果は国内外の学会等で公表した。

《大学における民間的手法の実態に関する調査研究》

高等教育関連の政策における「民間的手法」の理解や導入経緯を明らかにすべく、政策に関連する文書を対象に、テキストマイニングやコレスポンデンスの手法による分析を行い、「民間的手法」がいかなる政策的含意をもつかを解明した。成果として、研究結果の一端を学会で発表するとともに、平成30年に報告書を刊行した。

《学習成果の評価手法の検討》

特定の教科分野において、教科内容に即していかに具体的に学習成果を設定し、かつ個々の学習成果に適した教授学習法、評価法をいかに構想するかについて、歴史学を対象に、外部の研究協力者とともに研究会で検討した。研究結果の一端を国際機関の会合で発表した。また、質保証に関する関連する知見の一部を利用して、大学での研修を行った。

《３ポリシーの整合性と学位の付記名称の関係に関する研究》
学位に付記する専攻分野の名称と、各大学の３ポリシーのうち学位に付記する専攻分野の名称との親和性が最も高く期待できるディプロマ・ポリシーの間の整合性に関して、オンラインでのアンケート調査及びコンピュータによる機械学習の手法を用いたマッチング能の検証を行い、二者間の整合に関する実証研究を行った。研究結果を国内の学会等で発表した。

これらの個別課題によるもののほか、機構が社会に公開している以下の会合等で、調査研究の成果について情報提供を行った。

## 大学質保証フォーラム

平成 26 年度より、大学における教育研究活動の質の保証に係る取組を一層推進する目的で、「大学質保証フォーラム」を教職協働で開催している。国内外の招へい者による基調講演、パネルディスカッション等を通じて活発な議論が交わされた。

○　大学質保証フォーラム
平成 26 年度大学質保証フォーラム，平成 26 年８月１日，一橋講堂.
「大学の多元的道しるべ～ランキング指標を問う～」
平成 27 年度大学質保証フォーラム，平成 27 年７月 28 日，一橋講堂.
「知の質とは - アカデミック・インテグリティの視点からー」
平成 28 年度大学質保証フォーラム，平成 28 年８月５日，一橋講堂.
「質保証、だれが何をどうするか」
平成 29 年度大学質保証フォーラム，平成 29 年８月７日，一橋講堂.
「教員と職員ー学生のための大学をつくるー」
平成 30 年度大学質保証フォーラム，平成 30 年８月６日，一橋講堂.
「国境を越える大学」

## NIAD-UE シンポジウム

「NIAD-UE シンポジウム　国際共同教育プログラムの質保証：日中韓の連携による教育の質モニタリングを通して見えてきたことは」を開催した（平成 26 年 11 月 27 日、一橋講堂）。本シンポジウムは「キャンパス・アジア」モニタリングの１次モニタリングにより明らかになった優れた取組を国内の高等教育関係者と共有する目的で開催し、各プログラムからの事例発表を通じて、国際的な共同教育プログラムの企画・運営にあたって、教育の質の保証の観点から重要な点や課題等について、議論を深めた。

さらに、以下の活動によって、調査研究の成果を社会及び高等教育関係者に公表した。

## 学術誌の発行等による調査研究の成果の提供

機構の研究成果刊行物編集委員会の下で、大学評価及び学位授与を中心として、それらに関連する高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート・資料等を掲載する学術誌『大学評価・学位研究』を継続して刊行した。平成26年度から平成30年度まで４号を発行し、論文６編、研究ノート・資料11編を収録した。また、第20号分より「大学改革支援・学位授与機構　学術情報リポジトリ」において、掲載が決定した２編の早期公開を開始した。

『大学評価・学位研究』の冊子を関係高等教育機関等へ送付するとともに、ウェブサイト及び「大学改革支援・学位授与機構　学術情報リポジトリ」にも掲載し、研究成果の公表・提供を行った。さらに平成30年度からは、科学技術振興機構の「J-STAGE」への掲載を開始した。

また、研究開発部教員の研究業績等を、科学技術振興機構の「researchmap」サービス等を利用して社会に公表した。

○　学術誌『大学評価・学位研究』
https://www.niad.ac.jp/publication/tyousa/gakujutsushi.html

## 第３期中期計画－Ⅱ

７　調査研究
（２）調査研究の成果の活用及び評価
（１）で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、毎年度、４回以上、シンポジウム及び研究会等を開催することにより、調査研究の成果の普及を図る。
③　調査研究の成果と実績の評価
基盤的研究及び実証的研究の研究成果を関連学協会等の学術論文誌及び機構で発行する学術誌『大学評価・学位研究』に査読を受けて公表する。また、各年度の各事業実施の検証等の結果及び事業によっては区切りとなる年度に当該期間の総括的な検証等の結果を高等教育関係者に報告する。さらに、各年度にシンポジウムを１回以上、研究会を３回以上開催し、調査研究の成果について議論を行う。これらを通じて、調査研究の実績を適切に評価して研究の質を確保するとともに、高等教育政策の動向に対応した調査研究の課題を不断に見直す。

## 実績・参考データ

基礎的研究及び実証的研究の研究成果については、関連学協会等の学術論文誌及び機構の学術誌『大学評価・学位研究』に査読を受けて公表し、また関連学協会等における学会発表、機構の報告書等により公表している。その詳細及び開催した研究会、事業関連説明会・研修会等の状況については、「（１）大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究」の各項に具体的に記載している。調査研究の成果の公表状況の概要は以下のとおりである。

○　研究成果の公表状況　（単位：件）

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 学術論文等 | 9 | 11 | 17 | 11 | 11 |
| 学会発表等 | 18 | 20 | 22 | 37 | 43 |
| （うち国際会議等） | (7) | (7) | (9) | (15) | (14) |
| 研究会・研修会等（事業関連を含む） | 23 | 12 | 17 | 9 | 13 |
| シンポジウム | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 |

※学術誌の発行及びシンポジウムの開催については、「Ⅱ－７－（２）－②　社会への調査研究の成果の提供」に前掲。

## その他

### 法人統合に係る記念式典

平成28年８月に、一橋講堂にて、独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センターとの統合による新法人発足の記念式典を開催した。

法人統合記念式典の様子

### 統合記念シンポジウム

大学改革の成果と課題を明らかにし、大学による主体的取組を支援するとともに、これらの活動を社会に広く発信することで大学と社会の対話の契機とすることを目指し、平成28年度から３年間、「大学と社会の対話を通して高等教育の発展を考える」を統一テーマとしてシンポジウムを開催した。

第１回となる平成28年度は、平成29年３月に「先導的取組を通して大学改革の成果と課題を考える ―グローバル化と地方創生の観点から―」のテーマで開催し、高等教育関係者を中心に114人の参加があり、また、第２回となる平成29年度は、平成29年12月に「先導的取組を通して大学改革の成果と課題を考える ―人材とナレッジ―」のテーマで開催し、145人の参加があった。さらに、第３回となる平成30年度は平成30年12月に「先導的取組を通して大学改革の成果と課題を考える ― 教学マネジメントの在り方 ― ～組織の力で教育力を高めるために～」のテーマで開催し、200人の参加があった。

シンポジウムフライヤー（左：第１回、中央：第２回　右：第３回）

# Ⅲ～Ⅵ　財務内容の改善に関する事項（中期目標Ⅳ）

〔中期目標〕Ⅳ 財務内容の改善に関する事項

1　予算の適正かつ効率的な執行

予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。

また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

2　固定的経費の削減

効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。

また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

3　資産の有効活用

小平第二住宅については、入居者が５割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

## 自己評価の結果

| 中期目標・中期計画 | 評定 | 根　拠 |
|---|---|---|
| Ⅳ　財務内容の改善に関する事項<br>（中期目標Ⅳ）<br>１　予算の適正かつ効率的な執行<br>予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。<br>また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。<br>２　固定的経費の削減<br>効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。<br>また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。<br>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。<br>３　資産の有効活用<br>小平第二住宅については、入居者が５割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。<br><br>Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画<br>１　予算　　別紙１のとおり<br>２　収支計画　　別紙２のとおり<br>３　資金計画　　別紙３のとおり<br>４　人件費の効率化<br>総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。<br>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。<br><br>Ⅳ　短期借入金の限度額<br>１　短期借入金の限度額　　82億円<br>２　短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。<br><br>Ⅴ　重要な財産の処分等に関する計画<br>小平第二住宅については、入居者が５割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。<br><br>Ⅵ　剰余金の使途<br>決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。 | B | セグメント区分を設定し、業務別に執行状況を把握することにより、適切な予算配分等を行った。<br>内部監査等を通じて予算執行等の適正性を確認するとともに、より適正な会計処理を実施する体制を整備した。<br>固定的経費については、平成26年度から平成30年度で約30,520千円の削減を実現した。<br>平成26年度から平成30年度における小平第二住宅の入居率は以下のとおりとなっており、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。<br>平成26年度　90.1%<br>平成27年度　89.1%<br>平成28年度　95.8%<br>平成29年度　62.7%<br>平成30年度　58.9%<br><br>また、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣）及び「国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令」（平成28年１月22日政令第一四号）（財務省）に基づき、平成26年４月１日付及び平成28年４月１日付で、国家公務員宿舎の見直し内容を踏まえ、宿舎使用料の見直しを行った。<br>以上のことから中期計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。<br><br>＜課題と対応＞<br>特記すべき課題は検出していない。 |

## 第３期中期目標Ⅳ

1　予算の適正かつ効率的な執行

予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。

また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

## 実績・参考データ

### 予算の適正かつ効率的な執行

業務の説明責任の観点から、業務別に適正な予算管理を行うため、業務ごとのセグメント区分を設定し、セグメント情報を毎年開示している。

また、文部科学大臣に財務諸表等を提出するとともに、ウェブサイトや官報掲載により、内容を公表した。

【セグメント区分】
- 教育研究活動等評価
  - 機関別認証評価
  - 分野別認証評価
  - 国立大学法人評価等
- 国立大学施設支援
- 学位授与
- 質保証連携
- 調査研究
- 法人共通

【セグメント情報】
- 事業費用
  - 事務費
    - 備品・消耗品費
    - 旅費交通費
    - 報酬・委託・手数料
    - 減価償却費
    - 給与及び賞与
    - 法定福利費
    - その他
  - 一般管理費
  - 財務費用
- 事業収益
  - 運営費交付金収益
  - 補助金等収益
  - 手数料収入
  - 処分用資産賃貸収入
  - 処分用資産売却収入
  - 施設費交付金収益
  - 受取利息
  - 財務収益
- その他収入
- 事業損益
- 総資産
  - 流動資産

固定資産
有形固定資産
建物
構築物
工具器具備品
土地
その他の資産

## 監査の実施

内部監査については、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構内部監査規則」に基づき、機構における業務、予算執行及び会計処理の適正を期すことを目的として、各年度において、年１回、定期監査を実施し、契約手続や資産の管理状況、科学研究費補助金、法人文書の管理状況、施設費貸付・交付事業等について点検した。また、会計伝票、契約書類等の決裁書類を確認する、日常監査を行い、業務の適切かつ効率的な執行が図られていることを確認した。内部監査の結果は企画調整会議において役職員に報告し、周知を図った。

監事監査については、企画調整会議、運営委員会、評議員会、自己点検・評価委員会などの諸会議に監事が出席し、監査室のバックアップ体制により、その会議の席上で意見聴取しながら監査を実施し、法人の長がリーダーシップを発揮できる環境整備、法人のミッションの役職員への周知徹底、組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応等を確認することで監査機能の充実を図った。そのうちの会計監査に関しては、財務諸表等に対する意見聴取を会計監査人と連携し、各年度において、年１回、実施した。業務に関する監査に関しては、中期目標・年度計画に対する定期的な監査（執行状況確認等）に加え、機構の事務・事業のうち特定事項について関係部局からヒアリング等を実施し、内部統制の現状把握・課題への対応についての確認を行った。監事監査の結果は企画調整会議において役職員に報告し、周知を図った。

監事は、毎事業年度、会計監査人による監査計画の策定、監査報告に際して意見交換を行い、緊密な連携に努めた。

そのほか、平成30年度より監事、会計監査人及び監査室が監査の課題等について意見交換を行い、監査機能の充実を図った。

監事監査結果及び会計監査人の監査結果報告書については毎事業年度ウェブサイトに公表し、社会に対して広く示している。

## 第３期中期目標Ⅳ

２　固定的経費の削減
　効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。
　また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。
　給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

## 実績・参考データ

### 固定的経費の削減状況

　業務の質の向上を図りつつ、業務の効率化や経費の節減を目的として、以下のような取組等を通じて、効率的な運営を行うことにより、固定的経費の削減を進めた。

| | 取 組 内 容 | 削減額 |
|---|---|---|
| 平成26年度 | コピー機リース料に係る契約台数や単価の見直しによる削減 | △ 3,521千円 |
| | 基幹システム運用保守サポート業務について仕様書の見直しにより複数者応札となったことによる削減 | △ 1,498千円 |
| | 機関別認証評価結果発表に係る広告の見直し | △ 788千円 |
| 平成27年度 | 会議資料のペーパーレス化の推進による複写機保守料の削減 | △ 972千円 |
| | パック商品活用推進による旅費の削減 | △ 518千円 |
| 平成28年度 | 会議資料のペーパーレス化の推進による複写機保守料の削減 | △ 639千円 |
| | 電気料に係る契約の複数年契約としたことによる削減 | △ 1,500千円 |
| 平成29年度 | 小平本館～竹橋オフィス間通信回線契約の複数年契約としたことによる削減 | △ 9,256千円 |
| 平成30年度 | 複合機賃貸借及び保守業務について、契約台数の見直しや契約期間の見直しを行ったことによる削減 | △ 11,827千円 |

# Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

〔中期目標〕Ⅳ 財務内容の改善に関する事項

1　予算の適正かつ効率的な執行

予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。

また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

2　固定的経費の削減

効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。

また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

3　資産の有効活用

小平第二住宅については、入居者が５割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

〔中期計画〕Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1　予算　　別紙１のとおり

2　収支計画　　別紙２のとおり

3　資金計画　　別紙３のとおり

4　人件費の効率化

総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

## 自己評価の結果　※Ⅲ～Ⅵについてまとめて記載

| 中期目標・中期計画 | 評定 | 根　拠 |
|---|---|---|
| Ⅳ　財務内容の改善に関する事項<br>（中期目標Ⅳ）<br>１　予算の適正かつ効率的な執行<br>予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。<br>また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。<br>２　固定的経費の削減<br>効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。<br>また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。<br>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。<br>３　資産の有効活用<br>小平第二住宅については、入居者が５割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。<br><br>Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画<br>１　予算　　別紙１のとおり<br>２　収支計画　　別紙２のとおり<br>３　資金計画　　別紙３のとおり<br>４　人件費の効率化<br>総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。<br>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。<br><br>Ⅳ　短期借入金の限度額<br>１　短期借入金の限度額　　82億円<br>２　短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。<br><br>Ⅴ　重要な財産の処分等に関する計画<br>小平第二住宅については、入居者が５割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。<br><br>Ⅵ　剰余金の使途<br>決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。 | Ｂ | セグメント区分を設定し、業務別に執行状況を把握することにより、適切な予算配分等を行った。<br>内部監査等を通じて予算執行等の適正性を確認するとともに、より適正な会計処理を実施する体制を整備した。<br>固定的経費については、平成26年度から平成30年度で約30,520千円の削減を実現した。<br>平成26年度から平成30年度における小平第二住宅の入居率は以下のとおりとなっており、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。<br>平成26年度　90.1%<br>平成27年度　89.1%<br>平成28年度　95.8%<br>平成29年度　62.7%<br>平成30年度　58.9%<br><br>また、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣）及び「国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令」（平成28年１月22日政令第一四号）（財務省）に基づき、平成26年４月１日付及び平成28年４月１日付で、国家公務員宿舎の見直し内容を踏まえ、宿舎使用料の見直しを行った。<br>以上のことから中期計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。<br><br>＜課題と対応＞<br>特記すべき課題は検出していない。 |

## 第３期中期計画－Ⅲ

Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
１　予算　　別紙１のとおり
２　収支計画　　別紙２のとおり
３　資金計画　　別紙３のとおり
４　人件費の効率化
総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。
給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

## 実績・参考データ

### 収　入

第３期中期目標期間における各事業年度ごとの収入状況は以下のとおりである。

○　平成 26 年度収入状況　（単位：千円）

| 収入 | 予算額 | 決算額 | 差引増減額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 運営費交付金 | 1,250,145 | 1,250,145 | 0 | |
| 補助金等収入 | 0 | 28,592 | 28,592 | |
| 受託事業等収入 | 0 | 54,860 | 54,860 | |
| 大学等認証評価手数料 | 386,940 | 380,400 | △6,540 | |
| 学位授与審査手数料 | 133,016 | 124,433 | △8,583 | |
| その他 | 7,523 | 11,458 | 3,935 | |
| 寄附金等収入 | 0 | 2,210 | 2,210 | |
| 計 | 1,777,624 | 1,852,098 | 74,474 | |

○　平成 27 年度収入状況　（単位：千円）

| 収入 | 予算額 | 決算額 | 差引増減額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 運営費交付金 | 1,562,994 | 1,562,994 | 0 | |
| 大学等認証評価手数料 | 360,072 | 324,238 | △35,835 | |
| 学位授与審査手数料 | 130,369 | 121,912 | △8,457 | |
| 大学ﾎﾟｰﾄﾚｰﾄ運営負担金収入 | 0 | 80,094 | 80,094 | |
| 補助金等収入 | 0 | 17,138 | 17,138 | |
| 受託事業等収入 | 0 | 7,145 | 7,145 | |
| 寄附金等収入 | 0 | 2,000 | 2,000 | |
| その他 | 8,696 | 11,873 | 3,177 | |
| 計 | 2,062,131 | 2,127,394 | 65,262 | |

○　平成 28 年度収入状況　（単位：千円）

| 収入 | 予算額 | 決算額 | 差引増減額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 運営費交付金 | 2,168,628 | 2,168,628 | 0 | |
| 大学等認証評価手数料 | 174,356 | 166,223 | △8,133 | |
| 学位授与審査手数料 | 126,177 | 118,404 | △7,773 | |
| 大学ﾎﾟｰﾄﾚｰﾄ運営負担金収入 | 0 | 80,324 | 80,324 | |
| 受託事業等収入 | 0 | 5,940 | 5,940 | |
| 寄附金等収入 | 0 | 2,012 | 2,012 | |
| 長期借入金等 | 62,400,000 | 56,653,211 | △5,746,789 | |
| 長期貸付金等回収金 | 74,750,853 | 74,750,853 | 0 | |
| 長期貸付金等受取利息 | 10,001,093 | 8,727,486 | △1,273,608 | |
| 財産処分収入 | 3,010,000 | 3,010,000 | 0 | |
| 財産賃貸収入 | 146,817 | 143,828 | △2,989 | |
| 財産処分収入納付金 | 473,972 | 1,488,822 | 1,014,850 | |
| 有価証券利息 | 5,636 | 7,058 | 1,422 | |
| その他 | 10,511 | 25,365 | 14,854 | |
| 計 | 153,268,043 | 147,348,153 | △5,919,890 | |

○　平成 29 年度収入状況　（単位：千円）

| 収入 | 予算額 | 決算額 | 差引増減額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 運営費交付金 | 1,760,712 | 1,760,712 | 0 | |
| 大学等認証評価手数料 | 130,583 | 142,366 | 11,783 | |
| 学位授与審査手数料 | 128,183 | 123,002 | △5,181 | |
| 大学ﾎﾟｰﾄﾚｰﾄ運営負担金収入 | 0 | 80,630 | 80,630 | |
| 寄附金等収入 | 0 | 2,000 | 2,000 | |
| 長期借入金等 | 60,100,000 | 67,567,425 | 7,467,425 | |
| 長期貸付金等回収金 | 73,041,561 | 73,041,561 | 0 | |
| 長期貸付金等受取利息 | 7,832,941 | 6,847,983 | △984,959 | |
| 財産処分収入 | 2,010,000 | 2,010,000 | 0 | |
| 財産賃貸収入 | 129,600 | 115,951 | △13,649 | |
| 財産処分収入納付金 | 111,020 | 1,575,933 | 1,464,913 | |
| その他 | 10,580 | 17,564 | 6,984 | |
| 計 | 145,255,180 | 153,285,126 | 8,029,946 | |

○　平成 30 年度収入状況　（単位：千円）

| 収入 | 予算額 | 決算額 | 差引増減額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 運営費交付金 | 1,652,942 | 1,652,942 | 0 | |
| 大学等認証評価手数料 | 98,463 | 107,989 | 9,526 | |
| 学位授与審査手数料 | 119,829 | 130,753 | 10,924 | |
| 大学ﾎﾟｰﾄﾚｰﾄ運営負担金収入 | 0 | 80,128 | 80,128 | |
| 寄附金等収入 | 0 | 2,391 | 2,391 | |
| 長期借入金等 | 54,900,000 | 47,184,717 | △7,715,283 | |
| 長期貸付金等回収金 | 69,259,955 | 69,259,955 | 0 | |
| 長期貸付金等受取利息 | 6,205,363 | 5,193,939 | △1,011,424 | |
| 財産処分収入 | 1,810,000 | 1,810,000 | 0 | |
| 財産賃貸収入 | 98,676 | 96,983 | △1,693 | |
| 財産処分収入納付金 | 30,267 | 255,040 | 244,773 | |
| その他 | 10,860 | 9,623 | △1,237 | |
| 計 | 134,186,355 | 125,784,459 | △8,401,896 | |

※各年度とも、各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 支　出

第３期中期目標期間における各次号年度ごとの支出状況は以下のとおりである。

○　平成26年度支出状況　（単位：千円）

| 支出 | 予算額 | 決算額 | 差引増減額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 業務等経費 | 1,035,642 | 899,274 | △136,368 | |
| うち、人件費（退職手当を除く） | 689,456 | 585,538 | △103,918 | |
| うち、物件費 | 340,618 | 297,954 | △42,664 | |
| うち、退職手当 | 5,568 | 15,782 | 10,214 | |
| 国際化拠点整備事業費 | 0 | 28,592 | 28,592 | |
| 受託事業等 | 0 | 54,860 | 54,860 | |
| 大学等評価経費 | 386,940 | 296,851 | △90,089 | |
| 学位授与審査経費 | 133,016 | 124,433 | △8,583 | |
| 一般管理費 | 222,026 | 310,859 | 88,833 | |
| うち、人件費（退職手当を除く） | 131,619 | 224,783 | 93,164 | |
| うち、物件費 | 90,407 | 86,076 | △4,331 | |
| うち、退職手当 | 0 | 0 | 0 | |
| 計 | 1,777,624 | 1,714,869 | △62,755 | |

○　平成 27 年度支出状況　（単位：千円）

| 支出 | 予算額 | 決算額 | 差引増減額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 業務等経費 | 1,356,325 | 1,166,423 | △189,902 | |
| うち、人件費（退職手当を除く） | 787,461 | 633,494 | △153,967 | |
| うち、物件費 | 536,812 | 520,944 | △15,868 | |
| うち、退職手当 | 32,052 | 11,984 | △20,068 | |
| 大学等評価経費 | 360,072 | 263,701 | △96,371 | |
| 学位授与審査経費 | 130,369 | 121,912 | △8,457 | |
| 大学ﾎﾟｰﾄﾚｰﾄ運営負担金支出 | 0 | 80,094 | 80,094 | |
| 国際化拠点整備事業費 | 0 | 17,138 | 17,138 | |
| 受託事業等 | 0 | 7,145 | 7,145 | |
| 寄附金支出 | 0 | 1,820 | 1,820 | |
| 一般管理費 | 215,365 | 319,800 | 104,435 | |
| うち、人件費（退職手当を除く） | 127,670 | 220,585 | 92,915 | |
| うち、物件費 | 87,695 | 94,177 | 6,482 | |
| うち、退職手当 | 0 | 5,037 | 5,037 | |
| 計 | 2,062,131 | 1,978,033 | △84,098 | |

○平成 28 年度支出状況　（単位：千円）

| 支出 | 予算額 | 決算額 | 差引増減額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 業務等経費 | 1,845,540 | 1,554,049 | △291,491 | |
| うち、人件費<br>(退職手当を除く) | 1,011,347 | 1,001,099 | △10,248 | |
| うち、物件費 | 830,411 | 540,434 | △289,977 | |
| うち、退職手当 | 3,782 | 12,516 | 8,734 | |
| 大学等評価経費 | 174,356 | 185,131 | 10,775 | |
| 学位授与審査経費 | 126,177 | 118,404 | △7,773 | |
| 大学ﾎﾟｰﾄﾚｰﾄ運営負担金支出 | 0 | 80,324 | 80,324 | |
| 受託事業等 | 0 | 5,585 | 5,585 | |
| 寄附金支出 | 0 | 2,012 | 2,012 | |
| 一般管理費 | 333,599 | 433,981 | 100,382 | |
| うち、人件費<br>(退職手当を除く) | 164,530 | 255,870 | 91,340 | |
| うち、物件費 | 165,498 | 178,111 | 12,613 | |
| うち、退職手当 | 3,571 | 0 | △3,571 | |
| 施設費貸付事業費 | 61,670,651 | 55,923,862 | △5,746,789 | |
| 施設費交付事業費 | 4,000,000 | 3,861,907 | △138,093 | |
| 長期借入金等償還 | 75,480,202 | 75,480,202 | 0 | |
| 長期借入金等支払利息 | 9,889,607 | 8,436,726 | △1,452,881 | |
| 公租公課等 | 43,469 | 43,460 | △9 | |
| 債券発行諸費 | 13,806 | 13,590 | △216 | |
| 債券利息 | 97,681 | 60,228 | △37,453 | |
| 計 | 153,675,088 | 146,199,456 | △7,475,628 | |

○平成 29 年度支出状況　（単位：千円）

| 支出 | 予算額 | 決算額 | 差引増減額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 業務等経費 | 1,451,165 | 1,209,548 | △241,617 | |
| うち、人件費<br>(退職手当を除く) | 800,660 | 798,493 | △2,167 | |
| うち、物件費 | 566,006 | 380,175 | △185,831 | |
| うち、退職手当 | 84,449 | 30,880 | △53,619 | |
| 大学等評価経費 | 130,583 | 162,278 | 31,695 | |
| 学位授与審査経費 | 128,183 | 123,002 | △5,181 | |
| 大学ﾎﾟｰﾄﾚｰﾄ運営負担金支出 | 0 | 80,630 | 80,630 | |
| 寄附金支出 | 0 | 3,299 | 3,299 | |
| 一般管理費 | 320,127 | 418,393 | 98,266 | |
| うち、人件費<br>(退職手当を除く) | 159,594 | 284,555 | 124,961 | |
| うち、物件費 | 160,533 | 133,839 | △26,694 | |
| うち、退職手当 | 0 | 0 | 0 | |
| 施設費貸付事業費 | 59,592,541 | 67,059,966 | 7,467,425 | |
| 施設費交付事業費 | 4,000,000 | 3,783,048 | △216,952 | |
| 長期借入金等償還 | 73,549,020 | 73,549,020 | 0 | |
| 長期借入金等支払利息 | 7,753,695 | 6,6614,331 | △1,139,363 | |
| 公租公課等 | 34,506 | 34,278 | △229 | |
| 債券発行諸費 | 13,698 | 13,698 | 0 | |
| 債券利息 | 65,550 | 38,583 | △26,967 | |
| 計 | 147,039,067 | 153,090,073 | 6,051,006 | |

○　平成 30 年度支出状況　（単位：千円）

| 支出 | 予算額 | 決算額 | 差引増減額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 業務等経費 | 1,352,999 | 1,406,493 | 53,494 | |
| うち、人件費<br>(退職手当を除く) | 792,653 | 787,854 | △4,799 | |
| うち、物件費 | 560,346 | 618,030 | 57,684 | |
| うち、退職手当 | 0 | 609 | 609 | |
| 大学等評価経費 | 98,463 | 172,374 | 73,911 | |
| 学位授与審査経費 | 119,829 | 130,753 | 10,924 | |
| 大学ﾎﾟｰﾄﾚｰﾄ運営負担金支出 | 0 | 80,128 | 80,128 | |
| 寄附金支出 | 0 | 1,641 | 1,641 | |
| 一般管理費 | 310,523 | 466,901 | 156,378 | |
| うち、人件費<br>(退職手当を除く) | 154,806 | 272,713 | 177,907 | |
| うち、物件費 | 155,717 | 183,106 | 27,389 | |
| うち、退職手当 | 0 | 11,082 | 11,082 | |
| 施設費貸付事業費 | 54,203,561 | 46,488,278 | △7,715,283 | |
| 施設費交付事業費 | 4,000,000 | 3,750,000 | △250,000 | |
| 長期借入金等償還 | 69,956,394 | 69,956,394 | 0 | |
| 長期借入金等支払利息 | 6,136,566 | 5,014,099 | △1,122,467 | |
| 公租公課等 | 28,845 | 31,051 | 2,206 | |
| 債券発行諸費 | 13,698 | 13,698 | 0 | |
| 債券利息 | 55,100 | 29,716 | △25,384 | |
| 計 | 136,275,978 | 127,541,525 | △8,734,453 | |

※各年度とも、各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 収支計画

第３期中期目標期間における各事業年度ごとの収支計画は以下のとおりである。

○　平成 26 年度収支計画　（単位：千円）

| 区別 | 予算額 | 決算額 | 差引増減額 |
|---|---|---|---|
| 費用の部 | 1,851,827 | 1,837,022 | △25,079 |
| 経常費用 | 1,851,827 | 1,826,748 | △25,079 |
| 業務等経費 | 1,005,955 | 859,928 | △146,027 |
| 国際拠点整備事業費 | 0 | 28,592 | 28,592 |
| 受託事業等経費 | 0 | 54,860 | 54,860 |
| 大学等評価経費 | 386,940 | 294,345 | △92,595 |
| 学位授与審査経費 | 133,016 | 124,433 | △8,583 |
| 一般管理費 | 213,723 | 344,010 | 130,287 |
| 減価償却費 | 112,193 | 120,580 | 8,387 |
| 財務費用 | 0 | 0 | 0 |
| 臨時損失 | 0 | 10,274 | 10,274 |
| 固定資産除却損 | 0 | 10,274 | 10,274 |
| 収益の部 | 1,851,827 | 1,920,570 | 68,743 |
| 経常収益 | 1,851,827 | 1,910,296 | 58,469 |
| 運営費交付金収益 | 1,212,155 | 1,199,670 | △12,485 |
| 補助金等収益 | 0 | 28,592 | 28,592 |
| 受託事業等収益 | 0 | 54,860 | 54,860 |
| 大学等認証評価手数料 | 386,940 | 380,400 | △6,540 |
| 学位授与審査手数料 | 133,016 | 124,433 | △8,583 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 5,045 | 5,045 | 0 |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 107,148 | 103,235 | △3,913 |
| 雑収入 | 7,523 | 14,061 | 6,538 |
| 臨時利益 | 0 | 10,274 | 10,274 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 0 | 6,658 | 6,658 |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 0 | 3,616 | 3,616 |
| 純利益 | 0 | 83,549 | 83,549 |
| 総利益 | 0 | 83,549 | 83,549 |

○　平成 27 年度収支計画　（単位：千円）

| 区分 | 予算額 | 決算額 | 差引増減額 |
|---|---|---|---|
| 費用の部 | 2,126,405 | 1,933,738 | △192,667 |
| 経常費用 | 2,126,405 | 1,933,738 | △192,667 |
| 業務等経費 | 1,336,327 | 950,410 | △385,917 |
| 大学等評価経費 | 360,072 | 261,195 | △98,877 |
| 学位授与審査経費 | 130,369 | 121,912 | △8,457 |
| 大学ﾎﾟｰﾄﾚｰﾄ運営負担金経費 | 0 | 80,094 | 80,094 |
| 国際化拠点事業経費 | 0 | 17,138 | 17,138 |
| 受託事業等経費 | 0 | 7,145 | 7,145 |
| 寄附金経費 | 0 | 1,808 | 1,808 |
| 一般管理費 | 202,017 | 348,919 | 146,902 |
| 減価償却費 | 97,620 | 145,098 | 47,478 |
| 財務費用 | 0 | 20 | 20 |
| 臨時損失 | 0 | 0 | 0 |
| 固定資産除却損 | 0 | 0 | 0 |
| 収益の部 | 2,126,405 | 1,994,674 | △131,731 |
| 経常収益 | 2,126,405 | 1,994,274 | △132,131 |
| 運営費交付金収益 | 1,529,648 | 1,298,086 | △231,562 |
| 大学等認証評価手数料 | 360,072 | 324,238 | △35,834 |
| 学位授与審査手数料 | 130,369 | 121,912 | △8,457 |
| 大学ﾎﾟｰﾄﾚｰﾄ運営負担金収益 | 0 | 80,094 | 80,094 |
| 補助金等収益 | 0 | 17,138 | 17,138 |
| 受託事業等収益 | 0 | 7,145 | 7,145 |
| 寄附金収益 | 0 | 1,808 | 1,808 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 5,045 | 11,908 | 6,863 |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 92,575 | 120,473 | 27,898 |
| 財務収益 | 0 | 28 | 28 |
| 雑収入 | 8,696 | 11,445 | 2,749 |
| 臨時利益 | 0 | 400 | 400 |
| 固定資産売却益 | 0 | 400 | 400 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 0 | 0 | 0 |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 0 | 0 | 0 |
| 純利益 | 0 | 60,936 | 60,936 |
| 総利益 | 0 | 60,936 | 60,936 |

○平成 28 年度収支計画　（単位：千円）

| 区分 | 予算額 | 決算額 | 差引増減額 |
|---|---|---|---|
| 費用の部 | 17,417,884 | 15,642,895 | △1,774,989 |
| 経常費用 | 17,417,884 | 15,642,895 | △1,774,989 |
| 業務等経費 | 1,829,444 | 1,549,148 | △280,371 |
| 大学等評価経費 | 174,356 | 185,853 | 11,497 |
| 学位授与審査経費 | 126,177 | 118,404 | △7,773 |
| 大学ﾎﾟｰﾄﾚｰﾄ運営負担金経費 | 0 | 80,324 | 80,324 |
| 寄附金経費 | 0 | 2,012 | 2,012 |
| 施設費交付事業費 | 4,000,000 | 3,861,907 | △138,093 |
| 支払利息 | 9,800,219 | 8,272,443 | △1,527,776 |
| 処分用資産売却原価 | 998,386 | 961,274 | △37,112 |
| その他の業務経費 | 445,834 | 611,529 | 165,695 |
| 一般管理費 | 332,035 | 439,772 | 107,737 |
| 減価償却費 | 99,993 | 158,159 | 58,166 |
| 財務費用 | 13,806 | 13,598 | △208 |
| 臨時損失 | 0 | 76 | 76 |
| 固定資産除却損 | 0 | 76 | 76 |
| 収益の部 | 16,007,459 | 15,652,527 | △354,932 |
| 経常収益 | 16,007,459 | 15,652,451 | △355,008 |
| 運営費交付金収益 | 2,150,968 | 1,963,635 | △187,333 |
| 大学等認証評価手数料 | 174,356 | 166,223 | △8,133 |
| 学位授与審査手数料 | 126,177 | 118,404 | △7,773 |
| 大学ﾎﾟｰﾄﾚｰﾄ運営負担金収入 | 0 | 80,324 | 80,324 |
| 受託事業等 | 0 | 5,585 | 5,585 |
| 寄附金収益 | 0 | 2,012 | 2,012 |
| 処分用資産賃貸収入 | 146,817 | 143,828 | △2,989 |
| 処分用資産売却収入 | 3,010,000 | 3,010,000 | 0 |
| 施設費交付金収益 | 473,972 | 1,488,822 | 1,014,850 |
| 受取利息 | 9,814,232 | 8,502,033 | △1,312,199 |
| 財務収益 | 433 | 1,792 | 1,359 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 5,045 | 7,708 | 2,663 |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 94,948 | 136,845 | 41,897 |
| 雑収入 | 10,511 | 25,240 | 14,729 |
| 臨時利益 | 0 | 76 | 76 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 0 | 0 | 0 |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 0 | 76 | 76 |
| 純損失 | 1,410,425 | 0 | 0 |
| 大学改革支援・学位授与機構法第１８条積立金取崩額 | 1,410,425 | 0 | 0 |
| 純利益 | 0 | 9,556 | 9,556 |
| 総利益 | 0 | 9,556 | 9,556 |

○平成29年度収支計画　（単位：千円）

| 区分 | 予算額 | 決算額 | 差引増減額 |
|---|---|---|---|
| 費用の部 | 14,451,886 | 12,969,712 | △1,482,174 |
| 経常費用 | 14,451,886 | 12,969,712 | △1,482,174 |
| 業務等経費 | 1,442,643 | 1,125,956 | △316,687 |
| 大学等評価経費 | 128,076 | 214,988 | 86,912 |
| 学位授与審査経費 | 128,183 | 123,002 | △5,181 |
| 大学ﾎﾟｰﾄﾚｰﾄ運営負担金経費 | 0 | 80,630 | 80,630 |
| 国際化拠点整備事業費 | 0 | 0 | |
| 寄附金経費 | 0 | 3,299 | 3,299 |
| 施設費交付事業費 | 4,000,000 | 3,783,048 | △216,953 |
| 支払利息 | 7,638,479 | 6,432,589 | △1,206 |
| 処分用資産売却原価 | 623,905 | 607,175 | △16,730 |
| その他の業務経費 | 34,506 | 599,026 | 564,520 |
| 一般管理費 | 317,551 | 428,892 | △111,341 |
| 減価償却費 | 124,846 | 156,433 | 31,587 |
| 財務費用 | 13,698 | 13,701 | 3 |
| 臨時損失 | 0 | 0 | 0 |
| 固定資産除却損 | 0 | 0 | 0 |
| 収益の部 | 12,043,755 | 12,456,821 | 413,066 |
| 運営費交付金収益 | 1,760,712 | 1,619,048 | △141,664 |
| 大学等認証評価手数料 | 130,583 | 142,366 | 11,783 |
| 学位授与審査手数料 | 128,183 | 123,002 | △5,181 |
| 大学ﾎﾟｰﾄﾚｰﾄ運営負担金収益 | 0 | 80,630 | 80,630 |
| 補助金等収益 | 0 | 0 | 0 |
| 寄附金収益 | 0 | 3,299 | 3,299 |
| 処分用資産賃貸収入 | 129,600 | 115,951 | △13,649 |
| 処分用資産売却収入 | 2,010,000 | 2,010,000 | 0 |
| 施設費交付金収益 | 111,020 | 1,575,933 | 1,464,913 |
| 受取利息 | 7,651,836 | 6,626,193 | △1,025,643 |
| 財務収益 | 0 | 198 | 198 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 5,045 | 7,071 | 2,026 |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 106,196 | 135,675 | 29,479 |
| 資産見返寄附金戻入 | 0 | 82 | 82 |
| 雑収入 | 10,580 | 17,375 | 6,794 |
| 臨時利益 | 0 | 0 | 0 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 0 | 0 | 0 |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 0 | 0 | 0 |
| 純損失 | 2,408,131 | 512,890 | △1,895,241 |
| 大学改革支援・学位授与機構法第１８条積立金取崩額 | 2,408,131 | 542,531 | △1,865,601 |
| 総利益 | 0 | 29,641 | 29,641 |

○　平成 30 年度収支計画　（単位：千円）

| 区分 | 予算額 | 決算額 | 差引増減額 |
|---|---|---|---|
| 費用の部 | 12,656,053 | 11,271,279 | △ 1,384,774 |
| 経常費用 | 12,656,053 | 11,271,279 | △ 1,384,774 |
| 業務等経費 | 1,352,999 | 1,132,117 | △ 220,882 |
| 大学等評価経費 | 98,463 | 161,158 | 62,695 |
| 学位授与審査経費 | 119,176 | 130,753 | 11,577 |
| 大学ﾎﾟｰﾄﾚｰﾄ運営負担金経費 | 0 | 80,128 | 80,128 |
| 寄附金経費 | 0 | 1,591 | 1,591 |
| 施設費交付事業費 | 4,000,000 | 3,750,000 | △ 250,000 |
| 支払利息 | 6,054,593 | 4,869,569 | △ 1,185,024 |
| 処分用資産売却原価 | 540,201 | 523,783 | △ 16,418 |
| その他の業務経費 | 28,845 | 34,278 | 5,433 |
| 一般管理費 | 310,523 | 431,985 | 121,462 |
| 減価償却費 | 137,555 | 142,221 | 4,666 |
| 財務費用 | 13,698 | 13,698 | 0 |
| 臨時損失 | 0 | 269 | 269 |
| 固定資産除却損 | 0 | 269 | 269 |
| 収益の部 | 10,025,727 | 9,410,521 | △ 615,206 |
| 運営費交付金収益 | 1,652,942 | 1,765,022 | 112,080 |
| 大学等認証評価手数料 | 98,463 | 107,989 | 9,526 |
| 学位授与審査手数料 | 119,829 | 130,753 | 10,924 |
| 大学ﾎﾟｰﾄﾚｰﾄ運営負担金収益 | 0 | 80,128 | 80,128 |
| 寄附金収益 | 0 | 1,591 | 1,591 |
| 処分用資産賃貸収入 | 98,676 | 96,983 | △ 1,693 |
| 処分用資産売却収入 | 1,810,000 | 1,810,000 | 0 |
| 施設費交付金収益 | 30,267 | 255,040 | 224,773 |
| 受取利息 | 6,067,928 | 5,018,549 | △ 1,049,379 |
| 財務収益 | 140 | 1,114 | 974 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 57 | 57 | 0 |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 136,845 | 133,799 | △ 3,046 |
| 資産見返寄附金戻入 | 0 | 213 | 213 |
| 雑収入 | 10,580 | 9,283 | △ 1,297 |
| 臨時利益 | 0 | 269 | 269 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 0 | 0 | 0 |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 0 | 269 | 269 |
| 純損失 | 2,630,326 | 1,860,758 | △769,568 |
| 大学改革支援・学位授与機構法第１８条積立金取崩額 | 2,630,326 | 2,006,434 | △ 623,892 |
| 総利益 | 0 | 145,676 | 145,676 |

※各年度とも、各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 資金計画

第３期中期目標期間における各事業年度ごとの資金計画は以下のとおりである。

○　平成 26 年度資金計画　（単位：千円）

| 区別 | 予算額 | 決算額 | 差引増減額 |
|---|---|---|---|
| 資金支出 | 1,777,624 | 2,420,405 | 642,781 |
| 業務活動による支出 | 1,739,634 | 1,830,422 | 90,788 |
| 投資活動による支出 | 37,990 | 250,158 | 212,168 |
| 財務活動による支出 | 0 | 12,300 | 12,300 |
| 次年度への繰越金 | 0 | 327,525 | 327,525 |
| 資金収入 | 1,777,624 | 2,420,405 | 642,781 |
| 業務活動による収入 | 1,777,624 | 1,867,947 | 90,323 |
| 運営費交付金による収入 | 1,250,145 | 1,250,145 | 0 |
| その他の収入 | 527,479 | 617,802 | 90,323 |
| 投資活動による収入 | 0 | 0 | 0 |
| 財務活動による収入 | 0 | 0 | 0 |
| 前年度からの繰越金 | 0 | 552,458 | 552,458 |

○　平成 27 年度資金計画　（単位：千円）

| 区分 | 予算額 | 決算額 | 差引増減額 |
|---|---|---|---|
| 資金支出 | 2,062,131 | 1,796,858 | △265,273 |
| 業務活動による支出 | 2,028,785 | 1,761,030 | △267,755 |
| 投資活動による支出 | 33,346 | 23,220 | △10,126 |
| 財務活動による支出 | 0 | 12,608 | 12,608 |
| 次年度への繰越金 | 0 | 663,545 | 663,545 |
| 資金収入 | 2,062,131 | 2,132,877 | 70,746 |
| 業務活動による収入 | 2,062,131 | 2,132,477 | 70,346 |
| 運営費交付金による収入 | 1,562,994 | 1,562,994 | 0 |
| その他の収入 | 499,137 | 569,483 | 70,346 |
| 投資活動による収入 | 0 | 400 | 400 |
| 財務活動による収入 | 0 | 0 | 0 |
| 前年度からの繰越額 | 0 | 327,525 | 327,525 |

○平成 28 年度資金計画　（単位：千円）

| 区分 | 予算額 | 決算額 | 差引増減額 |
|---|---|---|---|
| 資金支出 | 153,661,282 | 185,670,566 | 32,009,284 |
| 業務活動による支出 | 78,163,420 | 70,761,757 | △7,401,663 |
| 投資活動による支出 | 17,660 | 39,415,001 | 39,397,341 |
| 財務活動による支出 | 75,480,202 | 75,493,807 | 13,605 |
| 次年度への繰越金 | 0 | 6,043,892 | 6,043,892 |
| 資金収入 | 159,143,892 | 190,231,470 | 31,087,578 |
| 業務活動による収入 | 90,866,098 | 90,710,249 | △155,849 |
| 運営費交付金による収入 | 2,168,628 | 2,168,628 | 0 |
| 承継債務負担金債権の回収による収入 | 40,772,544 | 40,772,544 | 0 |
| 承継債務負担金債権に係る利息の受取額 | 4,420,134 | 4,420,134 | 0 |
| 施設費貸付金の回収による収入 | 33,978,309 | 33,978,309 | 0 |
| 施設費貸付金に係る利息の受取額 | 5,580,960 | 4,307,352 | △1,273,608 |
| 処分用資産の売却による収入 | 3,010,000 | 3,010,000 | 0 |
| 処分用資産の貸付による収入 | 146,817 | 143,828 | △2,989 |
| 施設費交付金の納付による収入 | 473,972 | 1,488,822 | 1,014,850 |
| 利息及び配当金の受取額 | 3,690 | 5,284 | 1,594 |
| その他の収入 | 311,044 | 415,348 | 104,304 |
| 投資活動による収入 | 5,891,600 | 42,881,600 | 36,990,000 |
| 財務活動による収入 | 62,386,194 | 56,639,621 | △5,746,573 |
| 前年度からの繰越金 | 0 | 663,545 | 663,545 |

○平成 29 年度資金計画　（単位：千円）

| 区分 | 予算額 | 決算額 | 差引増減額 |
|---|---|---|---|
| 資金支出 | 147,025,370 | 158,883,231 | 11,857,861 |
| 業務活動による支出 | 73,476,350 | 79,458,322 | 5,981,972 |
| 投資活動による支出 | 0 | 5,862,283 | 5,862,283 |
| 財務活動による支出 | 73,549,020 | 73,562,625 | 13,605 |
| 次年度への繰越金 | 0 | 14,549,707 | 14,549,707 |
| 資金収入 | 145,241,483 | 167,389,046 | 22,147,563 |
| 業務活動による収入 | 85,155,180 | 85,725,318 | 569,137 |
| 運営費交付金による収入 | 1,760,712 | 1,760,712 | 0 |
| 承継債務負担金債権の回収による収入 | 37,657,544 | 37,657,544 | 0 |
| 承継債務負担金債権に係る利息の受取額 | 3,329,880 | 3,329,880 | 0 |
| 施設費貸付金の回収による収入 | 35,384,017 | 35,384,017 | 0 |
| 施設費貸付金に係る利息の受取額 | 4,503,061 | 3,518,103 | △984,958 |
| 処分用資産の売却による収入 | 2,010,000 | 2,010,000 | 0 |
| 処分用資産の貸付による収入 | 129,600 | 115,951 | △13,649 |
| 施設費交付金の納付による収入 | 111,020 | 1,575,933 | 1,464,913 |
| 利息及び配当金の受取額 | 0 | 189 | 189 |
| その他の収入 | 269,346 | 372,990 | 103,644 |
| 投資活動による収入 | 0 | 14,110,000 | 14,110,000 |
| 財務活動による収入 | 60,086,302 | 67,553,727 | 7,467,425 |
| 前年度からの繰越金 | 0 | 6,043,892 | 6,043,892 |

○　平成 30 年度資金計画　（単位：千円）

| 区分 | 予算額 | 決算額 | 差引増減額 |
|---|---|---|---|
| 資金支出 | 136,262,280 | 139,184,934 | 2,922,654 |
| 業務活動による支出 | 66,305,886 | 57,279,835 | △ 9,026,051 |
| 投資活動による支出 | 0 | 11,940,359 | 11,940,359 |
| 財務活動による支出 | 69,956,394 | 69,964,740 | 8,346 |
| 次年度への繰越金 | 0 | 8,254,538 | 8,254,538 |
| 資金収入 | 139,472,657 | 132,889,766 | △ 6,582,891 |
| 業務活動による収入 | 79,286,355 | 78,608,746 | △ 677,609 |
| 運営費交付金による収入 | 1,652,942 | 1,652,942 | 0 |
| 承継債務負担金債権の回収による収入 | 33,037,544 | 33,037,544 | 0 |
| 承継債務負担金債権に係る利息の受取額 | 2,391,413 | 2,391,413 | 0 |
| 施設費貸付金の回収による収入 | 36,222,411 | 36,222,411 | 0 |
| 施設費貸付金に係る利息の受取額 | 3,813,951 | 2,802,526 | △ 1,011,425 |
| 処分用資産の売却による収入 | 1,810,000 | 1,810,000 | 0 |
| 処分用資産の貸付による収入 | 98,676 | 96,983 | △ 1,693 |
| 施設費交付金の納付による収入 | 30,267 | 255,040 | 224,773 |
| 利息及び配当金の受取額 | 280 | 332 | 52 |
| その他の収入 | 228,872 | 339,556 | 110,684 |
| 投資活動による収入 | 5,300,000 | 7,110,000 | 1,810,000 |
| 財務活動による収入 | 54,886,302 | 47,171,019 | △ 7,715,283 |
| 前年度からの繰越金 | 0 | 14,549,707 | 14,549,707 |

※各年度とも、各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 人件費の効率化

常勤役職員に係る人件費については、政府の方針を踏まえ、業務の特殊性及び業務量に応じた職員を適正に配置し、効率化を図った。なお、評価手数料収入により、機関別認証評価事業を実施するための人件費を賄った。

また、各年度の人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律及び関連人事院規則の改正に伴い、役職員の給与規則等について、国に準じて一部改正を行った。

各年度の役職員の報酬・給与等の検証結果や取組状況については、翌年度６月に公表した。

※　職員数については、「中期計画－Ⅰ（２）」に前掲。

○　平成26年度の給与水準の公表
http://www.niad.ac.jp/n_koukai/houshu/__icsFiles/afieldfile/2015/06/24/no10_pay_level_H26_2.pdf

○　平成27年度の給与水準の公表
http://www.niad.ac.jp/n_koukai/houshu/__icsFiles/afieldfile/2016/06/24/no10_pay_level_kikou_H27_2.pdf

○　平成28年度の給与水準の公表
http://www.niad.ac.jp/media/001/201706/no10_pay_level_kikou_H28.pdf

○　平成29年度の給与水準の公表
https://www.niad.ac.jp/media/012/201806/no10_pay_level_kikou_H29.pdf

○　平成30年度の給与水準の公表
https://www.niad.ac.jp/media/012/201906/no10_pay_level_kikou_H30.pdf

○　年度別給与・報酬等支給総額
（大学改革支援・学位授与機構）

| 年　　度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|
| 給与・報酬等支給総額（千円） | 1,173,619 | 991,549 | 958,208 |
| 比較増△減（%） | － | △15.5% | △3.4% |

（旧大学評価・学位授与機構）

| 年　　度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|---|---|---|
| 給与・報酬等支給総額（千円） | 863,036 | 865,109 |
| 比較増△減（%） | － | 0.2% |

Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

（旧国立大学財務・経営センター）

| 年　　度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|---|---|---|
| 給与・報酬等支給総額（千円） | 157,397 | 141,466 |
| 比較増△減（%） | － | △10.1% |

○　年度別対国家公務員指数

（大学改革支援・学位授与機構）

| 年　　度 | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|
| 対国家公務員指数の状況 | 年齢勘案 | 99.7 | 99.3 | 99.1 |
| | 年齢・地域勘案 | 99.3 | 98.5 | 99.5 |
| | 年齢・学歴勘案 | 98.3 | 97.8 | 97.6 |
| | 年齢・地域・学歴勘案 | 98.9 | 97.9 | 99.2 |

（旧大学評価・学位授与機構）

| 年　　度 | | 平成26年度 | 平成27年度 |
|---|---|---|---|
| 対国家公務員指数の状況 | 年齢勘案 | 96.0 | 99.8 |
| | 年齢・地域勘案 | 98.2 | 100.6 |
| | 年齢・学歴勘案 | 94.9 | 98.8 |
| | 年齢・地域・学歴勘案 | 97.8 | 100.5 |

（旧国立大学財務・経営センター）

| 年　　度 | | 平成26年度 | 平成27年度 |
|---|---|---|---|
| 対国家公務員指数の状況 | 年齢勘案 | 109.1 | 107.8 |
| | 年齢・地域勘案 | 95.8 | 97.2 |
| | 年齢・学歴勘案 | 111.3 | 106.7 |
| | 年齢・地域・学歴勘案 | 99.7 | 96.9 |

# Ⅳ　短期借入金の限度額

〔中期目標〕Ⅳ 財務内容の改善に関する事項

1　予算の適正かつ効率的な執行

予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。

また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

2　固定的経費の削減

効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。

また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

3　資産の有効活用

小平第二住宅については、入居者が５割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

〔中期計画〕Ⅳ 短期借入金の限度額

1　短期借入金の限度額　　82億円

2　短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

## 第３期中期計画－Ⅳ

Ⅳ　短期借入金の限度額
　１　短期借入金の限度額　　82億円
　２　短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

## 実績・参考データ

第３期中期目標期間中において、短期借入金を必要とする事態は生じなった。

# Ⅴ　重要な財産の処分等に関する計画

〔中期目標〕Ⅳ 財務内容の改善に関する事項

１　予算の適正かつ効率的な執行

予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。

また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

２　固定的経費の削減

効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。

また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

３　資産の有効活用

小平第二住宅については、入居者が５割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

〔中期計画〕Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が５割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

## 第３期中期計画－Ⅴ

Ⅴ　重要な財産の処分等に関する計画
　小平第二住宅については、入居者が５割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

## 実績・参考データ

第３期中期目標期間中において、各年度の年間平均入居率が、売却等の措置を行うとされる事態には至らなかった。

また、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成 24 年 12 月 14 日行政改革担当大臣）及び「国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令」（平成 28 年１月 22 日政令第一四号）（財務省）に基づき、平成 26 年４月１日付及び平成 28 年４月１日付で、国家公務員宿舎の見直し内容を踏まえ、宿舎使用料の見直しを行った。

○小平第２住宅　年間平均入居

（単位：%）

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|
| 年間平均入居率 | 90.1 | 89.1 | 95.8 | 62.7 | 58.9 |

# Ⅵ　剰余金の使途

〔中期目標〕Ⅳ 財務内容の改善に関する事項

１　予算の適正かつ効率的な執行

予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。

また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

２　固定的経費の削減

効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。

また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

３　資産の有効活用

小平第二住宅については、入居者が５割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

〔中期計画〕Ⅵ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

## 第３期中期計画－Ⅵ

Ⅵ　剰余金の使途
　決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

## 実績・参考データ

平成26年度及び27年度決算において機関別認証評価事業に係る利益が発生し、積立金として整理した。

平成28年度、平成29年度において発生した利益のうち、一般勘定に係るものは積立金として、施設整備勘定に係るものは大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金として整理した。

# Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項

〔中期目標〕Ⅴ その他業務運営に関する重要事項

1　事業の適切な実施に当たり、職員の幅広い人材確保と資質の向上を図る。

〔中期計画〕Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1　人事に関する計画

（1）方針

①　業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。

②　特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行い、各種研修へ年間延べ 200 名以上の職員を参加させる。

（2）人員に係る指標

常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

（参考）

中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み

4,547 百万円

ただし、上記の額は、役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当、法定福利費であり、退職手当は含まない。

Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項

## 自己評価の結果

| 中期計画 | 評定 | 根　拠 |
|---|---|---|
| 1　人事に関する計画<br>（1）方針<br>①　業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。<br>②　特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行い、各種研修へ年間延べ200名以上の職員を参加させる。<br><br>（2）人員に係る指標<br>常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。<br><br>（参考）<br>中期目標期間中の人件費総額<br>中期目標期間中の人件費総額見込み<br>4,547百万円<br><br>ただし、上記の額は、役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当、法定福利費であり、退職手当は含まない。 | B | 人員の適正配置を実施した。<br>また、人事交流により幅広い人事の確保を図りつつ、業務の継続性にも配慮した。<br>さらに、研修の実施により事務職員の能力向上を図った。<br>以上のことから中期計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。<br><br>＜課題と対応＞<br>特記すべき課題は検出していない。 |

## 第３期中期計画－Ⅶ

１　人事に関する計画
（１）方針
①　業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。
②　特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行い、各種研修へ年間延べ200名以上の職員を参加させる。

## 実績・参考データ

### 業務運営の効率化、柔軟な組織体制の構築

業務運営の効率化については、毎年度各課・室の組織目標で業務効率化を掲げ、業務運営の効率化を推進している。
事務系職員については、各事業の業務量の変動等を踏まえて、組織の見直し、人員の適正配置を実施した。

※　詳細は、「中期計画－Ⅰ（２）」に前掲。

### 人事交流による幅広い人材の確保

他機関との人事交流は、課長以上を除くすべての役職段階の職について実施し、組織の活性化と確実に機構の業務を行える事務職員を確保した。

○　人事交流の実施状況

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 機関 | 40 | 50 | 58 | 41 | 32 |
| 人数 | 52 | 63 | 77 | 51 | 38 |

### 実践的研修の実施、専門的研修事業の活用

業務遂行に必要となる資質及び専門的な能力の向上を図り、機構において実践的研修を実施するとともに、外部機関が実施している専門的研修を積極的に活用し、各年度延べ200名を超える事務職員を各種研修に参加させた。

① 実践的研修等（機構実施）
・　質保証研修（職員を対象に、機構が実施する大学評価、学位授与等の高等教育の質保証に係る業務に関する基礎知識を獲得し、理解を深めることを目的に平成27年度より実施）
・　評価事業研修（職員を対象に平成26年度実施）

・　学位授与事業研修（職員を対象に平成26年度実施）
・　パソコン研修（職員を対象に、総務省主催情報システム統一研修のうち、CD-ROMを利用したeラーニングを四半期ごとに実施）
・　英語研修（事務職員を対象に、研修委託事業者からの講師派遣による研修を実施）
・　メンタルヘルス研修（職員を対象に実施）
・　ハラスメント研修（職員を対象に実施）

○　英語研修の様子

② 専門的研修等（外部機関実施）
放送大学の活用並びに情報システム、会計、人事等に関する研修等に参加

③ 文部科学省関係機関職員行政実務研修

④ 海外派遣研修（事務職員をオーストラリアへ派遣）

⑤ 事務系職員が自主的に行う研修及び資格取得に対する助成（事務職員を対象に平成27年度より実施）

○　第３期中期目標期間中の研修受講状況

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成 29 年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 実践的研修等 | 229 | 366 | 589 | 263 | 211 |
| 専門的研修等 | 55 | 51 | 63 | 52 | 47 |
| 合計 | 284 | 417 | 652 | 315 | 258 |

## 第３期中期計画－Ⅶ

１　人事に関する計画
（２）人員に係る指標
　常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

## 実績・参考データ

### 職員数の適正化

業務量の変動に応じた職員数の確保に努めつつ、各課・室の組織目標で業務効率化を掲げ、必要に応じ業務内容等の精査を行って職員数の適正化に努めている。

○　常勤職員数

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 年度当初 | 133 | 128 | 179 | 148 | 136 |
| 年度末 | 132 | 139 | 177 | 147 | 141 |

＜参　考＞

・　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期目標

・　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期計画

（平成 28 年４月１日 文部科学大臣指示）

# 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期目標

（序文）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

（前文）

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、高等教育の発展に資する業務の公共的重要性に鑑み、業務の公正かつ能率的、効果的な運営を基本方針として、以下の業務を総合的に行うことにより、大学等（大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関をいう。）の教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の教育研究環境の整備充実を図り、併せて、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目標とする。

（１）大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について、評価を行い、その結果について、当該大学等及び設置者に提供し、並びに公表すること。

（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行うこと。

（３）国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行うこと。

（４）学校教育法第 104 条第４項の規定により、学位を授与すること。

（５）大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。

（６）大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

中期目標の期間において、機構は、我が国の認証評価制度全体の改善に資するために、国際的な動向等を踏まえた効果的・効率的な評価方法の開発等とその実証を通じた評価の改善サイクルの構築、民間認証評価機関や大学等への専門的知見の提供等の取組を通じて、先導的役割を果たすことが求められる。

また、機構は、国立大学法人等の施設整備等に必要な資金の多様かつ安定的な財源確保を行う観点から、貸付け及び交付等の融資等業務（施設費貸付事業、施設費交付事業、承継債務償還業務及び旧特定学校財産の管理処分並びにこれらに密接に関連する業務）と、これらに密接に関連する調査、分析、助言等を総合的に行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学法人等の教育研究の一層の振興を図る役割を果たしていく必要がある。

さらに、機構は、我が国において大学以外で学位を授与することができる唯一の機関として、多様化する学習者に対して学位取得の機会を提供することにより、我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等

教育機関の国際通用性を伴った多様な発展に寄与していくことが求められる。
　併せて、グローバル社会に対応した大学等の国際化の促進が求められる中、我が国の高等教育の質保証機関として、機構の国際的な役割の重要性が高まっている。機構が、高等教育の質保証に関する調査研究や大学等における質保証の支援、国内外の質保証機関等との連携を通じた活動を推進し、我が国の高等教育の国際通用性の向上に資することを期待する。

　機構が、これまでの評価及び財務・経営情報に関する知見を活かしつつ、教育研究活動の評価及び施設費貸付事業それぞれの質の向上を図るなど、法人統合の効果を十分に発揮し、このような役割を果たすことにより、大学等の教育研究活動面と経営面の改革を支援するため、機構の中期目標を以下のとおりとする。

Ⅰ　中期目標の期間

　機構の第３期の中期目標の期間は、平成 26 年４月１日から平成 31 年３月 31 日までの５年間とする。

Ⅱ　業務運営の効率化に関する事項
　運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合により役員４名の削減及び管理部門の統合による事務の合理化を図っているところであるが、今後も、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。

（１）一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき３％以上を削減するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき１％以上の業務の効率化を図る。
　また、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。
　なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施等に伴う事務・事業の業務量の変動に対応して、組織の見直しを図る。

（３）契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき、適正化を推進する。

（４）業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、必要に応じて情報システム環境の見直しを図る。

（５）機構長のリーダーシップの下、新たな業務体制における内部統制の仕組みを整備するとともに、機構長をはじめとした関係職員で構成する企画調整会議を毎月開催し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図るなど適切な業務運営と内部統制の充実・強化を図り、必要に応じて見直しを行う。

## Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### １　総合的事項

（１）機構の高等教育の発展に資するという業務の性格に鑑み、幅広く大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営を行うため、会議における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合を 80%以上とする。

（２）機構の業務運営及び事業について、効果的かつ効率的に推進するために、ＰＤＣＡ（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善））サイクルを構築することを目的とし、自己点検・評価委員会を年に３回以上開催する。

また、本中期目標期間中に業務等に関する自己点検・評価の結果についての外部検証を行い、その結果に基づき、業務の見直しを図る。なお、調査研究については、その成果及び活用状況等について高等教育関係者による評価を受ける。

### ２　教育研究活動等の評価

我が国の評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるよう、認証評価制度全体の改善に資するため、評価に関する調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた知見を活用して新たな評価方法の開発等を行い、その実証を通じて、継続的に評価の進化を図るためのサイクルを構築する。こうした取組を推進し、民間認証評価機関や大学等への専門的知見の積極的提供を図るため、認証評価機関連絡協議会を年間２回以上開催するなど、先導的役割に特化することとする。

さらに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究水準の向上に資するため、調査研究等の成果を活用し、評価を行う。

#### （１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

##### ①　大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

現行の評価制度の枠組みによらない取組として、毎年度、大学等の希望に応じ、大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等を実施する。これにより、評価の選択肢の拡充や、先進的な評価手法の開発等に資する。

##### ②　大学、高等専門学校又は専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

毎年度、大学又は高等専門学校の求めに応じて、その教育研究等の総合的状況に関する評価又は専門職大学院の教育研究活動の状況に係る評価を適切に実施し、その結果を当該大学等に提供し、教育研究活動等の質を保証するとともに、その改善に資する。併せて当該大学等の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう、毎年度、評価結果を公表する。

なお、民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、機構自らが実施する認証評価について、本中期目標期間中にその数を段階的に削減し将来的な廃止を含めた在り方を検討する。また、法科大学院に係る評価については、政府における法曹養成制度改革

の動向を踏まえ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。

（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価

文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の質の向上と個性の伸長に資するとともに、社会に対する説明責任を果たすことを実施方針とし、国立大学法人及び大学共同利用機関法人 90 法人の教育研究の状況についての評価を適切に実施する。

３　施設費貸付事業及び施設費交付事業

国立大学法人等の健全かつ安定的な運営のため、機構は、我が国の高等教育及び学術研究の中心的な役割を果たしている国立大学法人等における教育研究環境の整備充実と財務及び経営の改善を図ることにより、国立大学法人等が、より一層、活性化及び発展し、社会に貢献できるよう支援することを基本とする。

国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、質の高い、安全な教育研究環境の確保が求められていることから、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、機構において、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。また、訪問調査を年に５回以上実施することにより、事業が適切に機能しているかを確認する。

なお、事業の実施にあたっては、法令等を遵守し、国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務の推進に努める。

（１）施設費貸付事業については、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、毎年度、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。特に、大学附属病院については、近年の社会情勢や医療構造の変化に対応すべく教育・研究・診療等の機能を確実に提供することが求められていることから、これらを十分に踏まえた資金の貸付けを実施する。

それに際しては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達を実施するとともに、国立大学法人等の収支状況等に即した精度の高い審査を実施し、債権の確実な償還に努め、債権を確実に回収する。

（２）施設費交付事業については、毎年度、国立大学法人等に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。

なお、中長期的視点からその在り方及び財源の確保について検討を行い、本中期目標期間中に一定の結論を得る。

４　国から承継した財産等の処理

（１）国から承継した旧国立学校設置法第９条の５第１号に規定する特定学校財産の処分については、公用・公共用優先の原則等を勘案しながら、処分の予定時期等を定めた計画を策定し、毎年度その進捗状況を明

確にする。

（２）国立大学法人法附則第 12 条第１項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

５　学位授与

我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った多様な発展等に寄与するため、大学による学位授与の原則を踏まえつつ、高等教育の段階の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。また、学位授与事業に関する情報発信のための説明会を毎年度３回開催する。なお、学位授与事業の実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。

また、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、学位審査手数料の引上げにより、中期目標期間終了時までに運営費交付金の負担割合を概ね５割程度に下げることとする。なお、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させることとする。

（１）単位積み上げ型による学士の学位授与

単位積み上げ型による学士の学位授与については、審査により学士の水準を有していると認められる者に対して学士の学位を授与する。

また、短期大学及び高等専門学校の専攻科の申し出に基づき、学校教育法第 104 条第４項第１号に規定する文部科学大臣の定める学習として、専攻科の教育内容等が大学教育に相当する水準を有しているか審査を行い、機構が定める要件を満たすものについて認定することにより、当該専攻科で修得した単位が大学で修得した単位と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。

機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科修了見込み者に対する審査については、学位の審査と授与を円滑に行うため、新たな審査方式を導入する。

（２）省庁大学校修了者に対する学位授与

学校教育法第 104 条第４項第２号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定することにより、当該課程が大学又は大学院の水準と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。また、省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により、学士、修士又は博士の学位の水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

（３）学位授与事業についての広報

単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する学習者に対して有用な情報を提供するとともに、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進や申請者の拡大に資する。

６　質保証連携

我が国の高等教育の発展に資するため、大学等と連携し、大学等における質保証を支援する。また、国内外の質保証機関と連携し、研修会等を毎年度５回以上実施するなど、我が国の評価制度全体の改善と高等教育への国際的な信頼性を高めるための活動を行う。

なお、これらの事業実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。

（１）大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

①　大学等に関する情報の収集、整理及び提供

大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に役立てるとともに、機構が行う評価の改善・向上に活用するため、諸外国の質保証の動向等についてウェブサイト等により情報提供を行うなど、大学等の教育研究活動等の状況に係る情報の収集、整理及び提供を行う。この際、国際連携ウェブサイトの年間アクセス数を 16 万件以上を目指す。

また、学習機会の多様化や生涯学習の展開が進む社会の状況を踏まえて、各種の学習に関する情報及び学位授与状況等の情報の収集、整理、提供を行う。

これらの業務の一環として、データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して、運用する。大学ポートレートでは、大学の機能・特色に応じた多様な情報を国内外の様々な者に提供することにより、社会において実態に即した大学像の共有が図られるように努める。当該目標を達成するため、毎年度、大学ポートレートへの大学の参加状況や利用者の利用状況等の把握・分析等を行い、その改善に取り組むものとする。

②　質保証人材育成

大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を毎年度実施するなど、質保証に関わる人材の能力向上に資する活動を行う。

（２）国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組

我が国の高等教育に係る国際的な信頼性を高めるため、国内外の質保証機関や評価機関等と連携し、国際的な質保証活動に参画するとともに、多様化する高等教育の質の向上及び質保証に資する活動を行う。

７　調査研究

我が国の大学等の教育研究について、国際通用性を踏まえた質の保証や向上に向けた環境を整備するための調査研究を行い、調査研究の成果を機構の事業に活用するとともに、シンポジウム及び研究会等を開催し、その成果の活用・普及を図る。その際、認証評価に係る調査研究について、機構が先導的役割を担うためのものに限定することとする。調査研究の実施に当たっては、社会的要請の高い課題に取り組む。なお、調査研究業務の実施に当たっては、経費の削減及び業務の効率化に配慮して実施することとする。

（１）大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

我が国の大学等が質の確保及び教育研究活動等の社会への説明責任を果たすことを支援するため、国際通用性のある質の高い評価システムの在り方に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する大学等の評価を実証的に検証し、本中期目標期間中に上記の調査研究に係る成果等を公表する。

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

学位の質の確保及び多様な学習機会への社会の要請に応えるため、学位授与の要件となる学習の成果の評価に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する学位授与を実証的に検証し、本中期目標期間中に上記の調査研究に係る成果を公表する。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

高等教育の質保証に係る情報の活用、大学等における質保証システムの構築及び国際的な質保証と学位・単位の通用性に関する調査研究を行い、本中期目標期間中に上記の調査研究に係る成果を公表する。

（２）調査研究の成果の活用及び評価

（１）で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、毎年度、４回以上、シンポジウム及び研究会等を開催することにより、調査研究の成果の普及を図る。

① 機構の事業への調査研究の成果の活用

大学評価及び学位授与の各事業の実施結果を適切な手法を用いて分析して実証的研究の報告としてとりまとめ、評価手法の開発、新たな学位審査方式の導入等の事業の改善に活用するとともに、その活用状況を報告・公表する。

② 社会への調査研究の成果の提供

我が国の高等教育政策の動向に対応した調査研究の成果等を、シンポジウム及び研究会等の開催等により、毎年度、社会及び高等教育関係者へ提供し、調査研究の成果を普及させる。

③ 調査研究の成果と実績の評価

調査研究の成果を学術論文として公表するほか、機構における事業実施の検証等の結果を高等教育関係者に報告することにより、調査研究の実績を適切に評価し、研究の質を確保する方策をとる。

## Ⅳ 財務内容の改善に関する事項

### １ 予算の適正かつ効率的な執行

予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。

また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

２　固定的経費の削減

効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。

また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

３　資産の有効活用

小平第二住宅については、入居者が５割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

Ⅴ　その他業務運営に関する重要事項

１　事業の適切な実施に当たり、職員の幅広い人材確保と資質の向上を図る。

平成28年4月1日 文部科学大臣認可

# 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

## Ⅰ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合により役員４名の削減及び管理部門の統合による事務の合理化を図っているところであるが、今後も、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。

（１）一般管理費（退職手当を除く）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき３％以上を削減するほか、その他の事業費（退職手当を除く）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき１％以上の業務の効率化を図る。
　また、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。
　なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施等の各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。その際、管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討する。

（３）契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年５月25日総務大臣決定）に基づき、適正化を推進するため、機構が策定する「調達等合理化計画」に沿って、取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

（４）業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、必要に応じて情報システム環境の見直しを図るとともに、事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。

（５）機構長のリーダーシップの下、新たな業務体制における内部統制の仕組みを整備するとともに、適切な業務運営を行うため、リスクマネジメント体制の整備、企画調整会議の毎月の開催等による組織にとって重要な情報の把握及び機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を行い、内部統制の充実・強化を図り必要に応じて見直しを行う。また、監事による監査や会計監査人による法定監査により、機構の業務運営全般について厳格なチェックを行う。

（６）予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効

率的な執行を図る。

また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

## Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### １　総合的事項

（１）大学関係者及び有識者等の参画を得て業務運営を行うため、会議における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合を80％以上とする。なお、評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、評価担当者や審査委員となる外部の学識経験者について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。

（２）機構の業務運営及び事業について、効果的、効率的に推進するために、自己点検・評価委員会を年に３回以上開催し、達成目標、実施体制を明確に設定した上で、その推進を図るとともに、進捗状況のフォローアップを適時、適切に行い、これらに関する自己点検・評価を実施して、その結果に基づき業務等の見直しを図る。

また、次期中期目標期間における業務の改善に資する観点から、本中期目標期間中に、外部検証委員会において、自己点検・評価の結果についての検証等を実施し、その結果に基づき、業務の見直し・改善を図る。

なお、調査研究については、その成果及び活用状況等について高等教育関係者による評価を受ける。

### ２　教育研究活動等の評価

我が国の評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるよう、評価に関する調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた知見を活用し、大学等（大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関をいう。）の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価、及び、大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価を行う。また、民間認証評価機関や大学等に専門的知見の提供等を積極的に行うため、認証評価機関連絡協議会を年間２回以上開催する。これらの取組を推進することにより、認証評価全体の改善に資するための先導的役割に特化する。

さらに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究水準の向上に資するため、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、調査研究等の成果を活用し、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究の状況について評価を行う。

（１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

①　大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

ア　毎年度、大学等の希望に応じて、研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況等について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

イ　効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。

ウ　本中期目標期間中に、機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

エ　評価の国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた評価システムを構築するため、本中期目標期間中に評価に関する調査研究の成果を反映した新たな評価基準等の策定に向けた検討を行う。

②　大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

ア　毎年度、大学、高等専門学校及び法科大学院の求めに応じて、機構が定める評価基準に従って大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学、高等専門学校及び法科大学院に通知するとともに公表する。

イ　効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。

ウ　本中期目標期間中に、機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

エ　民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、機構自らが実施する認証評価について、本中期目標期間中にその数を段階的に削減し将来的な廃止を含めた在り方を検討する。

オ　認証評価制度全体の改善に資するための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。

カ　法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減する。

（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価

ア　国立大学法人及び大学共同利用機関法人90法人の第２期中期目標期間における教育研究の状況について、評価を行い、評価結果について、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出するとともに、社会に公表する。

イ　効率的かつ効果的に評価を実施できるよう、評価体制等を構築し、大学の教育情報に係るデータベースを活用するとともに、評価担当者の研修を実施する。

ウ　国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第２期中期目標期間における教育研究の状況の評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うこと等により検証し、第３期の評価に向けた評価方法を改善するための検討を行う。

３　施設費貸付事業及び施設費交付事業

国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、質の高い、安全な教育研究環境の確保が求められていることから、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。

なお、事業の実施にあたっては、法令等を遵守し、国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務実施に努める。

（１）施設費貸付事業

①　文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。

② 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。
その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。

③ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。
また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。
なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。

④ 貸付事業に係る債権について確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行うため、年間５箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。

⑤ 民間資金の調達にあたり、ＩＲ活動として年間５箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。

⑥ 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析を行う。

（２）施設費交付事業

① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、年間５箇所以上の交付先訪問調査を実施する。

③ 交付事業財源の確保について、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関との連携を図るとともに、外部有識者、専門家の協力を得る等により本中期計画期間中に具体的な検討を行い、一定の結論を得る。

## ４ 国から承継した財産等の処理

（１）旧特定学校財産の管理処分

国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として貸与しつつ、売却を進める。
なお、処分の予定時期等の計画については、年度計画において策定することとし、毎年度その進捗状況を明確にする。

（２）承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

## ５ 学位授与

我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った多様な発展等に寄与するため、大学による学位授与の原則を踏まえつつ、高等教育の段階の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。なお、学位授与事業の実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。

さらに、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、学位審査手数料の引上げにより、中期目標期間終了時までに運営費交付金の負担割合を概ね５割程度に下げる。また、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。

（１）単位積み上げ型による学士の学位授与

① 単位積み上げ型による学士の学位授与については、申請者に係る修得単位の審査並びに学修成果についての審査及び試験等を行い、各専攻分野の学士の水準を有していると認められる者に対して、申請後６月以内に学士の学位を授与する。
また、引き続き、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を推進する。

② 短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定申出に基づき、大学教育に相当する水準を有しているか審査を行い、基準を満たす専攻科については認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。

③ 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対する審査については、学位の質を担保しつつ、円滑な学位の審査と授与を行うための新たな審査方式を平成27年度中に導入する。

（２）省庁大学校修了者に対する学位授与

① 省庁大学校からの課程の認定申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。

② 省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により各専攻分野の学士、修士又は博士としての水準を有していると認められる者に、学士は申請後１月以内に、修士及び博士は原則として申請後６月以内に学位を授与する。

（３）学位授与事業についての広報

単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信して、社会における理解の増進や申請者の拡大に資するため、電子媒体やパンフレット等により、機構の学位授与制度について広報する。
また、学位授与事業に関する情報発信のための説明会を毎年度３回開催する。

## ６ 質保証連携

大学等における質保証を支援するため、大学等と連携し、大学等における内部質保証システムの確立に資するよう、国内外の質保証に係る情報の収集、整理及び提供、質保証に関わる人材の能力開発を行う。また、大学等における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理及び提供を行う。

さらに、国内外の質保証機関と連携し、研修会等を毎年度５回以上実施するなど、我が国の評価制度全体の改善に資する活動を行う。また、我が国の高等教育への国際的な信頼性を高めるため、国際的な質保証活動に積極的に参画し、関係機関と協力して活動を行う。

併せて、これらの活動について社会に広く発信する。

（１） 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供

ア 大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するための情報を収集・整理し、提供する。

イ 国際的な動向を踏まえた高等教育の質保証活動に資するため、諸外国の質保証に係る制度情報や動向について収集・整理し、ウェブサイト等により提供する。国際連携

ウェブサイトの年間アクセス数は、16万件以上とする。

ウ　高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、各種の学習に関する情報及び大学における学位授与状況調査等の学位に関する情報を収集・整理し、提供する。

エ　データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して、運用する。その際、毎年度、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証するとともに、その結果を踏まえて改善に取り組むものとする。

②　質保証人材育成

大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を毎年度実施するなど、自己点検・評価、ＩＲ（インスティチューショナル・リサーチ）、大学評価等の質保証に関わる人材の能力向上のための取組を行う。

（２）国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組

①　我が国の大学等の評価の効果的かつ効率的な実施のため、認証評価機関連絡協議会等を通じて、国内の評価機関等との連携・協力を進めるとともに、国内の評価機関等に対して評価に関する専門的知見等の提供を行う。

②　我が国の高等教育の質保証に係る国際通用性の確保を図るとともに、グローバル時代に即した質保証の発展に資するため、諸外国の質保証機関及び国際的な質保証ネットワーク等と連携・協力した活動を行う。また、大学等の国際的な連携に伴う教育の質保証に資する活動を行う。

## ７　調査研究

機構における大学評価、学位授与及び質保証連携の各事業等の基底となる基盤的研究並びに事業の検証等に係る実証的研究を推進するとともに、我が国の高等教育の質保証に関する政策課題に対応した重点的調査研究を実施する。その際、認証評価に係る調査研究について、機構が先導的役割を担うためのものに限定するものとする。調査研究の実施に当たっては、機構の事業担当部課と共同で取り組むほか、経費の削減及び業務の効率化にも配慮しつつ、大学等及び国内外の質保証機関等との連携により研究成果の共有と定着を図る。これらの調査研究の成果を機構の事業に反映させるとともに、シンポジウム及び研究会等の開催等を通じて社会へ公開して普及に努め、調査研究の実績を適切に評価する。

（１）大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行い、本中期目標期間中に、各調査研究に係る成果等を公表する。

①　大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

ア　大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究

我が国における大学等の教育研究活動等の評価の適切性や効果の検証を通じて、今後の我が国の大学等の評価の在り方を追究するとともに、評価の国際通用性を企図した教育研究活動等の評価の在り方及び高等教育政策の進展に伴う要請に対応した評価システムに関する研究を行う。

イ　機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究

機構の実施する大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、評価が大学等において有効に機能しているかどうかを検証するとともに、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に研究する。

②　学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

ア　学位の要件となる学習の体系性に関する研究

学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単

位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。

イ　機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③　高等教育の質保証の確立に資する調査研究

ア　高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究

質保証を確立するための評価において必要とされる情報の収集・整理・分析・公表等の検討及び教育研究活動に関する指標の開発等、大学等における自己評価及び評価機関等による評価の活用に関する研究を行う。

イ　大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究

我が国の大学等における教育研究の質保証に資するため、学位授与に至る教育課程の編成及び学習成果の評価手法等の在り方に関する調査研究を行うとともに、自律的な質保証活動を機能させるための多様な自己評価手法等に関する参照指針とそれに基づく人材育成及び能力開発のためのプログラムの研究開発を進める。

ウ　高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究

質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みを検討する。

（２）調査研究の成果の活用及び評価

（１）で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、毎年度、４回以上、シンポジウム及び研究会等を開催することにより、調査研究の成果の普及を図る。

①　機構の事業への調査研究の成果の活用

大学評価及び学位授与の各事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて、評価手法の開発、新たな学位審査方式の導入等の事業の改善に活用する。また、その状況を、調査研究と事業を一体的に捉えた成果の活用状況として公表する。

②　社会への調査研究の成果の提供

質保証のための評価システムに関する研究成果、学位授与の要件等の学位システムに関する研究成果及び国際通用性のある質保証に係る研究成果等を、社会及び高等教育関係者へ参照情報として提供する。また、定期的に開催する大学質保証フォーラム等を通じて、これらの成果の普及を図る。

③　調査研究の成果と実績の評価

基盤的研究及び実証的研究の研究成果を関連学協会等の学術論文誌及び機構で発行する学術誌『大学評価・学位研究』に査読を受けて公表する。また、各年度の各事業実施の検証等の結果及び事業によっては区切りとなる年度に当該期間の総括的な検証等の結果を高等教育関係者に報告する。さらに、各年度にシンポジウムを１回以上、研究会を３回以上開催し、調査研究の成果について議論を行う。これらを通じて、調査研究の実績を適切に評価して研究の質を確保するとともに、高等教育政策の動向に対応した調査研究の課題を不断に見直す。

## Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

１　予算　　別紙１のとおり
２　収支計画　　別紙２のとおり
３　資金計画　　別紙３のとおり

４　人件費の効率化

総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

## Ⅳ　短期借入金の限度額

１　短期借入金の限度額　　82億円

２　短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

## Ⅴ　重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が５割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

## Ⅵ　剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

## Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項

１　人事に関する計画

（１）方針

①　業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。

②　特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行い、各種研修へ年間延べ200名以上の職員を参加させる。

（２）人員に係る指標

常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

（参考）

中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み

4,547百万円

ただし、上記の額は、役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当、法定福利費であり、退職手当は含まない。

２　中期目標の期間を超える債務負担

長期借入金　（単位：百万円）

| 区　分 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|
| 長期借入金<br>償　還　金 | 70,480 | 68,601 | 64,790 |

| 区　分 | 中期目標<br>期間小計 | 次期以降<br>償 還 額 | 総 債 務<br>償 還 額 |
|---|---|---|---|
| 長期借入金<br>償　還　金 | 203,872 | 701,125 | 904,997 |

（別紙1）

平成26年度～平成30年度　予算

（単位：百万円）

| 区分 | 一般勘定 | 施設整備勘定 | 法人全体 |
|---|---|---|---|
| 収入 | | | |
| 運営費交付金 | 7,580 | 0 | 7,580 |
| 大学等認証評価手数料 | 1,224 | 0 | 1,224 |
| 学位授与審査手数料 | 642 | 0 | 642 |
| 長期借入金等 | 0 | 158,400 | 158,400 |
| 長期貸付金等回収金 | 0 | 216,939 | 216,939 |
| 長期貸付金等受取利息 | 0 | 27,241 | 27,241 |
| 財産処分収入 | 0 | 9,030 | 9,030 |
| 財産賃貸収入 | 0 | 320 | 320 |
| 財産処分収入納付金 | 0 | 474 | 474 |
| 有価証券利息 | 0 | 6 | 6 |
| その他 | 48 | 0 | 48 |
| 計 | 9,494 | 412,410 | 421,904 |
| 支出 | | | |
| 業務等経費 | 6,226 | 0 | 6,226 |
| うち　人件費（退職手当を除く） | 3,809 | 0 | 3,809 |
| 物件費 | 2,376 | 0 | 2,376 |
| 退職手当 | 41 | 0 | 41 |
| 大学等評価経費 | 1,224 | 0 | 1,224 |
| 学位授与審査経費 | 642 | 0 | 642 |
| 一般管理費 | 1,402 | 0 | 1,402 |
| うち　人件費（退職手当を除く） | 738 | 0 | 738 |
| 物件費 | 660 | 0 | 660 |
| 退職手当 | 4 | 0 | 4 |
| 施設費貸付事業費 | 0 | 156,467 | 156,467 |
| 施設費交付事業費 | 0 | 12,000 | 12,000 |
| 長期借入金等償還 | 0 | 218,872 | 218,872 |
| 長期借入金等支払利息 | 0 | 26,882 | 26,882 |
| 公租公課等 | 0 | 102 | 102 |
| 債券発行諸費 | 0 | 41 | 41 |
| 債券利息 | 0 | 318 | 318 |
| 計 | 9,494 | 414,682 | 424,176 |

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※施設整備勘定は平成28年度～平成30年度の予算である。

［人件費の見積り］
　期間中総額：4，547百万円を支出する。
　ただし、上記の額は、役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当、法定福利費であり、退職手当は含まない。

［運営費交付金の算定ルール］
　毎事業年度に交付する運営費交付金（A）については、以下の数式により決定する。

A(y)＝{（C(y)－Tc(y)）× α1(係数)＋Tc(y)}＋{（R(y)＋Pr(y)）× α2(係数)＋Tr(y)}＋ε(y)－B(y)

A(y)：当該事業年度に交付する運営費交付金。
B(y)：当該事業年度における自己収入。
C(y)：当該事業年度における一般管理費。
ε(y)：当該事業年度における特殊経費。重点施策の実施、事故の発生等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。
α1：一般管理効率化係数、3％。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
α2：事業効率化係数、1％。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

（1）人件費
　毎事業年度の人件費P(y)については、以下の数式により決定する。

P(y)＝Pr(y)＋Pc(y)＋Tr(y)＋Tc(y)
　　＝{（Pr(y−1)× γ（係数)＋Pc(y−1)}× σ（係数)＋Tr(y)＋Tc(y)

P(y)：当該事業年度における人件費(退職手当を含む)。
Pr(y)：当該事業年度における事業経費中の人件費(退職手当を除く)。Pr(y−1)は直前の事業年度におけるPr(y)。
Pc(y)：当該事業年度における一般管理費中の人件費(退職手当を除く)。Pc(y−1)は直前の事業年度におけるPc(y)。
Tr(y)：当該事業年度における事業経費中の退職手当。
Tc(y)：当該事業年度における一般管理費中の退職手当。
γ：業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。±0％
σ：人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。±0％

（2）事業経費（R(y)＋Pr(y)＋Tr(y)）
　毎事業年度の事業経費中の物件費R(y)については、以下の数式により決定する。

事業経費中の物件費　R(y)＝R(y−1)× β（係数)× γ（係数)

R(y)：当該事業年度における事業経費中の物件費。R(y−1)は直前の事業年度におけるR(y)。
β：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。±0％
γ：業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。±0％

（3）一般管理費（C(y)＝Pc(y)＋E(y)＋Tc(y)）
　毎事業年度の一般管理費中の物件費E(y)については、以下の数式により決定する。

一般管理費中の物件費　E(y)＝E(y−1)× β（係数)

E(y)：当該事業年度における一般管理費中の物件費。E(y−1)は直前の事業年度におけるE(y)。
β：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。±0％

（4）事業収入

毎事業年度の事業収入B(y)の見積額については、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体の数値を決定。

（別紙2）

平成26年度～平成30年度　収支計画

（単位：百万円）

| 区分 | 一般勘定 | 施設整備勘定 | 法人全体 |
|---|---|---|---|
| 費用の部 | 9,838 | 41,777 | 51,615 |
| 経常費用 | 9,838 | 41,777 | 51,615 |
| 業務等経費 | 6,140 | 0 | 6,140 |
| 大学等評価経費 | 1,224 | 0 | 1,224 |
| 学位授与審査等経費 | 642 | 0 | 642 |
| 施設費交付事業費 | 0 | 12,000 | 12,000 |
| 支払利息 | 0 | 26,638 | 26,638 |
| 処分用資産売却原価 | 0 | 2,995 | 2,995 |
| その他の業務経費 | 0 | 102 | 102 |
| 一般管理費 | 1,348 | 0 | 1,348 |
| 減価償却費 | 484 | 0 | 484 |
| 財務費用 | 0 | 41 | 41 |
| 収益の部 | 9,838 | 36,506 | 46,344 |
| 運営費交付金収益 | 7,440 | 0 | 7,440 |
| 大学等認証評価手数料 | 1,224 | 0 | 1,224 |
| 学位授与審査等手数料 | 642 | 0 | 642 |
| 処分用資産賃貸収入 | 0 | 320 | 320 |
| 処分用資産売却収入 | 0 | 9,030 | 9,030 |
| 施設費交付金収益 | 0 | 474 | 474 |
| 受取利息 | 0 | 26,681 | 26,681 |
| 財務収益 | 0 | 0 | 0 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 20 | 0 | 20 |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 464 | 0 | 464 |
| 雑収入 | 48 | 0 | 48 |
| 純損失 | 0 | 5,271 | 5,271 |
| 大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額 | 0 | 5,271 | 5,271 |
| 総利益 | 0 | 0 | 0 |

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※施設整備勘定は平成28年度～平成30年度の収支計画である。

（別紙3）

平成26年度～平成30年度　資金計画

（単位：百万円）

| 区分 | 一般勘定 | 施設整備勘定 | 法人全体 |
|---|---|---|---|
| 資金支出 | 9,494 | 414,641 | 424,135 |
| 業務活動による支出 | 9,355 | 195,769 | 205,124 |
| 投資活動による支出 | 139 | 0 | 139 |
| 財務活動による支出 | 0 | 218,872 | 218,872 |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 0 | 0 | 0 |
| 資金収入 | 9,494 | 418,258 | 427,753 |
| 業務活動による収入 | 9,494 | 254,008 | 263,502 |
| 運営費交付金による収入 | 7,580 | 0 | 7,580 |
| 承継債務負担金債権の回収による収入 | 0 | 111,468 | 111,468 |
| 承継債務負担金債権に係る利息の受取額 | 0 | 10,141 | 10,141 |
| 施設費貸付金の回収による収入 | 0 | 105,471 | 105,471 |
| 施設費貸付金に係る利息の受取額 | 0 | 17,100 | 17,100 |
| 処分用資産の売却による収入 | 0 | 9,030 | 9,030 |
| 処分用資産の貸付による収入 | 0 | 320 | 320 |
| 施設費交付金の納付による収入 | 0 | 474 | 474 |
| 利息及び配当金の受取額 | 0 | 4 | 4 |
| その他の収入 | 1,914 | 0 | 1,914 |
| 投資活動による収入 | 0 | 5,892 | 5,892 |
| 財務活動による収入 | 0 | 158,359 | 158,359 |
| 前期中期目標期間よりの繰越金 | 0 | 0 | 0 |

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※施設整備勘定は平成28年度～平成30年度の資金計画である。